

会 議 録

会議の名称	令和 7 年度(2025 年度)第 2 回つくば市総合教育会議		
開催日時	令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日 (月) 午後 2 時 15 分から午後 4 時 15 分まで		
開催場所	つくば市役所 5 階 庁議室		
事務局(担当課)	教育局教育総務課		
出席者	委員	五十嵐市長、森田教育長、柳瀬教育委員、倉田教育委員、 和泉教育委員、坂口教育委員	
	事務局	《教育局》久保田局長、柳町次長兼健康教育課長、森田次長兼 学務課長、青木企画監 《教育総務課》山岡課長、飯村課長補佐、武田係長、高橋主任 《学び推進課》岡野課長兼学校教育審議監、小野学校教育政策 監、東泉課長補佐、伏谷指導主事兼係長、巾崎係長、中川指 導主事、吉田指導主事、岡本主事 《特別支援教育推進室》中島室長 《教育相談センター》須藤所長	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	10 名
議題	不登校の対応について		
会議次第	1 開会 2 議題 不登校の対応について 3 閉会		
<p><審議内容></p> <p>事務局(教育総務課)：それでは、ただいまから令和 7 年度第 2 回つくば市総合教育会議を開催いたします。本日の司会進行を務めます、教育総務課長の山</p>			

様式第1号

岡です。どうぞよろしくお願いいたします。今回は、「不登校の対応について」意見交換を行います。会議録の作成に、AI議事録を使用いたしますので、御発言の際には、必ずマイクの御使用をお願いします。それでは、ここからの進行は市長をお願いします。

市長：よろしく申し上げます。不登校について、早めに一度お話をというご意見をいただいたので今回の議題とさせていただきます。いろいろ取り組んでもらっていて成果も出ている部分も確実にあると思っていますし、令和5年度から減少傾向に転ずることができたというのは、取り組みの成果だと思っておりますが、当然課題がないということはありませんし、皆さんも現場で様々な意見を聞いていると思いますので、行政の部分で把握できていないようなことも含めて、今日できているところと課題を再度整理して、改善すべきところは随時正していくというような取り組みを進めていければと思います。それでは、議題について担当から説明をお願いします。

学び推進課吉田指導主事：よろしく申し上げます。まず初めに、資料に沿って説明させていただきます。つくば市における不登校児童生徒支援について説明させていただきます。資料の方をご覧くださいと思います。つくば市における不登校児童生徒の推移として、表に載っております。全国では現在に至るまで不登校児童生徒数は11年連続で増加しています。つくば市においても、不登校児童生徒の数は令和元年から増加傾向ですが、令和5年度については、ネットで不登校児童生徒数増加している一方で、つくば市の不登校児童生徒数は減少しています。令和6年度につきましては、登校児童生徒数は822人、出現率は3.58%となっております。次のページご覧ください。目指す学校のあり方として、不登校は、すべての児童生徒に関係のあるという認識のもと、一人一人が自分の居場所を実感できる場であること。そして、豊かな学校生活を送ることができる場となるように、ご覧のように支援を検討しています。不登校児童生徒の支援策ということで、一人一人の児童生徒

の個性、思いやペースの違いをとらえて柔軟に対応するために、学校内での支援はもちろんですが、学校外においても、ご覧のように支援を行っております。こちらについては後程改めて説明させていただきます。次をご覧ください。校内フリースクール設置までの経緯として、こちらに記載の通りです。昨年令和 6 年度にすべての小学校、中学校及び義務教育学校、50 校に校内フリースクールを設置しました。中学校及び義務教育学校の後期課程においては、多様な過ごし方により柔軟に対応するために、1 部屋ふやし、令和 6 年度から 2 部屋体制で進めています。令和 6 年度からは支援員及び補助員を小学校及び中学校には 1 名ずつ。義務教育学校には 2 名ずつ配置し、支援を行っております。次のページには、校内フリースクールの取り組みを記載いたしました。校内フリースクールでは、多様な児童生徒への支援を、各学校の教職員や支援員補助員が協力しながら行っております。取り組みとしては、それぞれの児童生徒のペースに応じた、学習支援をしたり、リラックスできる活動や体験活動を行ったりしています。活動の様子などについては、支援員、補助員、記録を作成し、担任や管理職と共有するなどしながら、教職員と連携して支援しています。次のページをご覧ください。校内フリースクールの利用者数について記載をさせていただいております。令和 6 年度の校内フリースクールの利用者は、小学校 429 人、中学校 313 人、計 742 人です。前年度に不登校であった児童生徒も校内フリースクールを利用し、居場所としています。具体的な人数としては、令和 5 年度に 30 日以上欠席していた児童生徒数が 208 人、令和 5 年度に 150 日以上欠席していた児童生徒数 65 人が、令和 6 年度は校内フリースクールを利用しています。今年度も多くの児童生徒が校内フリースクール用紙居場所としております。各学校からも、不登校だった児童生徒が校内フリースクールを利用することで、登校できるようになったり、悩みや不安を抱えた子供たちにとって、校内フリースクールがあることによって、不登校の未然防止にも繋がっていたりするという声も聞い

様式第 1 号

ています。次のページには、校内フリースクール 1 日当たりの平均利用者数が、グラフで示されております。こちら令和 6 年度の利用者数の推移です。今年度に関しては、6 月末時点の数値となっております。今年度も、多くの児童生徒が校内フリースクールを利用していることがわかります。次のページには、校内フリースクール利用者の前年度欠席日数が表として記載されております。ご覧いただければと思います。次のページには、校内フリースクール利用者の前年度の欠席日数がグラフで示されています。令和 7 年度に関しましては、6 月末時点の校内フリースクールを利用した人のうち、前年度 30 日以上欠席した人の割合となっております、こちらが約 36%となっております。また、年度が進むにつれてこちら数字が変わっていくのかなと思います。次のページをご覧ください。その他、校内フリースクールだけでなく、学校内では、違った様々な支援を行っておりまして、校内フリースクールのみではなく、教員による教育相談を行い、児童生徒はいつでも、誰でも相談できる体制を作っています。またスクールカウンセラーの人数も増やしたことで、より多くの児童生徒や保護者に、より丁寧に柔軟に対応できるようにしています。中学校では、学校生活相談員、こちらも 18 名配置し、子供たちの支援に当たっていただいております。次のページをご覧ください。学校外における支援ということで記載させていただきました。学校外の支援として、教育相談センターの電話相談、面談による相談、また、担任やスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問などを行っております。スクールソーシャルワーカーは昨年度同様各中学校区に配置をしております。また、公設の不登校児童生徒支援施設、つくしの広場に加え、今年度からはひだまり広場、この 2 つが通所支援を行っております。現時点でつくしの広場には 24 名、ひだまり広場には 11 名の児童生徒は在籍しています。次のページには、学校外における支援として、民間の不登校児童生徒支援事業利用に係る保護者への支援が書かれています。民間の不登校児童生徒支援事業を利用した際に支払った

利用料に対し、1ヶ月当たり最大2万円を助成しています。また、運営者への補助も行っております。保護者に対して、支援施設に関する積極的な情報提供も行っております。また、家にいる児童生徒への支援として、市独自のICT教材、インタラクティブスタディーの活用や、茨城県が配信するオンライン授業動画いばらきオンラインスタディーの活用を通して、学習支援をオンラインでも行っております。続きまして、令和5年度の不登校児童生徒数809人のうち、学校内外の機関などで専門的な相談指導等を受けていない児童生徒数は117人いました。令和6年度においては、不登校児童生徒数822人のうち、学校内外の機関などで専門的な相談指導等を受けていない児童生徒数の数は111人となっております。次のページに関しましては、市の施策の利用状況となっております。不登校児童生徒822人中、ご覧いただけると、461人がつくば市の施策を利用しております。以上、市の取り組みとなります。私からの説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

市長：ありがとうございます。いろいろ取り組んでもらって数値とかありますが、まずディスカッションに行く前に、皆さんからの課題感を共有してもらえますかね。こういうことが課題だと思っていますとか、現場の学校からこういう声が届いていますとか、保護者からこういう相談が来ますみたいなのを、誰でもいいので自由に答えてもらって。今のこの取り組みはもちろん成果出ていると思いますが、課題感としてどんな認識を持っているか、いいでしょうか。

学び推進課吉田指導主事：校内フリースクールを私も何度か訪問させていただいて、学校からも、校内フリースクールがあることでよかった点も聞いていますが、課題として挙げられているのは、支援員補助員と連携という部分で教職員との連携の部分はずっとスムーズに対面でお話できる時間であったりとか、生徒の情報を共有する時間。そういったところをもう少し柔軟に取れると良いのかなという課題は、学校の先生からもありました。あとはですね、

子供たちそれぞれ、校内フリースクールの過ごし方は、各自が決めるということですが、先生たちとか支援員、補助員さんの中では、その学習に対して十分なサポートができるかどうかというところは、どのようにしていけば良いか考えなきゃいけないところとか、その部分に関しても、学校の教職員と連携をとりながら進めていかなければいけないというところに課題を感じている方はたくさんいらっしゃいました。今出ているのは、校内フリースクールを中学校では2部屋、小学校では1部屋ということで使っていますが、中学校の話を見ると、1つは学習用、もう1つはリラックス用に扱っていますが、ニーズによっては、リラックス用の需要が大きいからリラックス用に2部屋とも使っていますという学校もあります。ただその中で、校内フリースクール中でもそういう繊細な悩みを抱えている方が多いので、人間関係とか、そういうところで同じ部屋にいられないとか、そういったときに、使い方とか、今後どのように、その子供たちが、みんなが安心して過ごせるような環境を作っていくかというところも少し課題かなと声は上がっていました。

市長：どうぞご自由に。他にもあれば。じゃあ、東泉さん、行政側としては何か聞いている声とか、課題感とか。

学び推進課東泉課長補佐：補助金交付金の時に予算措置をしまして進めておりますけれども、課題感とございますか。実は交付金の申請件数は、令和5年、令和6年と徐々に多くなっているという状況が、良いと取るか、悪いと取るか、それはいろいろな見方があると思いますが、課題感としましてはそれだけ事務処理が増えていくというところがありますので、その部分を、例えばですが、デジタルを使って効率化をしたりとかで、もう少し工夫をしていかなくはと思っております。また施設への補助もしておりますけれども、こちらも他の自治体でなかなかこういった設営の補助の制度というのが多くない状況で始めたところもございまして、申請される事業者の皆様にも困らせてし

まうようなことも、もしかしたらあったかなと感じております。それをやりながら、こういった経費はこのように計上してくださいとか、やりながら施策を固めていってしまっている部分もございますので、そういったところをここ2年、積み重ねた情報をきちっと整理しまして、今後、もっと、事業者さんが申請をしたり、お問い合わせしやすいような仕組みづくりというのを作っていかなくちゃいけないのかなと課題として思っているところです。

市長：さっき吉田さんが言ってくれたことの確認ですけど、支援員と補助員と教職員の連携という部分で、対面で話す時間が欲しいって学校の先生が言っていた。支援員側が言っていたってことですか。

学び推進課吉田指導主事：支援員、補助員としても、言っている方もいますし、学校の先生方としてもなかなかこう、支援員さん補助員さんが帰る時間と、先生の放課後の時間が合わないというところで、今工夫して Teams とか、ファイルとか、そういうところで共有したり、時間を作れるようにはしていますが、やはり担任の先生とかと話す時間とかも作れると良いかなという課題感はある。

市長：対面で共有したいと。もう1つは学習に対するサポートで職員と連携したいというのは、もう少し具体的に言うと何か。支援員として、もう少し学習をちゃんとやってあげなきゃ、みたいな思いがあるということ。もう少し掘り下げて話してもらっていいですか。

学び推進課吉田指導主事：私の聞いた話では、うちのその後の校内フリースクール通っているお家の方は、学校に行ってくれるだけで十分だし、そんなに勉強しなくてもというそのお家の方と面談したりすると願いや希望がある。子供は、そういうお家の人のあるし、学校来てれば校内フリースクールいれば自由に過ごせるから、ゲームしたりとか、ユーチューブを少し見たりとか、ゆっくりリラックスして過ごすけども、支援員さん補助員からすると本当にそれで良いのかなという、もう少しできるところとか紹介して

様式第1号

あげて、学校の先生とかも連携しながら、今こういう勉強しているからこういうのはどうと提案はできるかなという見取りはあるが、でもそこで無理に進めちゃうと、保護者とか子供とかに負担がかかっちゃうかなってそういうところで、もう少し情報共有とか、次の課題に進むために悩んでいる方もいらっしゃるって話を聞きます。

市長：教育局としてはどういう方針をそこに対して全体に伝えているのですか？

学び推進課吉田指導主事：私が研修会とか、そのお悩み話されたときには、定期的におうちの方に支援員補助員の方が直接というのは難しいと思うので担任の先生とも情報を共有しながら、今、校内フリースクールではこういう過ごし方をしていますという情報を共有した上で、面談したときには、リラックスして過ごせるだけで学校来てくれれば良いという状況でしたけども、今後はどうですかって、その子のステップに応じたところで、お話をするように、いくつかの学校では、面談のときに保護者の方に示せるように、表を作ったりとかしているところもあったので、そういう事例も研修会では、他の学校の事例として紹介したりとかはしている状況ではあります。

市長：わかりました。いろいろとありがとうございます。では、どうぞ。

教育相談センター須藤所長：教育相談センター須能と申します。よろしくお願ひします。私からスクールカウンセラーの件で、お話をさせていただきます。現在、市費、県費合わせて57名のスクールカウンセラーさんを各中学校及び義務教育学校に、拠点校として配置しております。現在学校規模などを参考に、1名から5名ということで、配置の方の人数を決めておりますけども、今後、相談件数、また相談者が、多い学校に、厚めに配分を考えております。まだ調査中の段階なので、現在の人数で足りるかどうか、まだわからないところがあるのですが、今後そういった、相談件数、相談者が多い学校に配備の方、変更して、いきたいと考えております。以上です。

様式第1号

市長：相談できないケースも出てきていますか。混んでいるところでは、昔は
すぐく待たないと特別支援に相談できないことが結構ありましたけど、最近
の状況はどうですか。

教育相談センター須藤所長：私が聞いている限りだと、そういったことは聞いて
なく、気軽に相談の方は受けていらっしゃるかと聞いております。

市長：気軽に、まで言っていますか、すごい変化。本当ですか。連絡取れないと
かないですか。

教育相談センター須藤所長：私が聞いている限りなので、良いことしか教えて
くれないのかもしれない。

市長：なるほど。もし実態がそれなら、それは非常に我々が目指していた姿な
のでいいですけど、大丈夫かな。本当にそうかな。若干気にはなりますね。わ
かりました。ありがとうございました。では今の説明に対するご質問等、ご
自由にしてもらったり、あるいは皆さんもいろんな保護者の皆さんだったり、
支援員の皆さんだったり、補助員の皆さんだったり、コミュニケーションと
られたりして、実態聞いていると思いますので、この辺どうなっているのと
か、課題じゃないの、とか如何様にもご自由にお話ください。では、柳瀬さん
から順番に行きましょうか。

柳瀬委員：ピンポイントで申し訳ないのですが、何とか内々でも、不登校支援
の再検討を教育委員会の中でもやったと思います。先ほど吉田さんがおっし
ゃられた連携というところで、なかなか情報共有ができないというところを
どうするかというところで、基本的には校内フリースクールにも通級の形で
行っているの、担任ですよ。担任が情報収集して、ケース会議を開くべ
きではないかと。個別面談が子供たちにあるときに、不登校ぎみの子供にも、
当然、個別面談があるが、個別面談するにあたって、日頃の校内フリースク
ールでの活動とかですね、その子供によっては民間のフリースクールを利用
してたりとかですね。それから、教育相談センターですか、そちらの、活動等

様式第1号

とかですね。それをケース会議開いて、事前に情報共有しとかないと、個別面談もできないだろうということを言ったと思います。そうしたときに支援員とか補助員が、時間が決まっているので出られない。それを避けるためには、放課後の時間に来てもらうためには手当が必要だと、そういう予算は予備費であるので、出てくださいという形で手当を出せますよとお伺いしました。進んでいますかね。つまり、時間外に手当をちゃんと出して、支援員の方にケース会議に参加してもらうケースは、増えてますでしょうか。

市長：どうぞ。綺麗なこと言わなくていいので、実態をそのまま話してもらえば。あるいは、わからなければわからないでも。

学び推進課吉田指導主事：月2時間分というのが今ある時間外なのでそれ以上のことはいま特に進んでいるということは。

柳瀬委員：それをちゃんと使って、ケース会議という名前かどうかわかりませんが、会議開けているってことですか。

学び推進課吉田指導主事：それに参加している先生もいると話は聞いています。ただ、それ以上に必要だというところももしかしたらあるのかもしれませんが、その時間外の時間を使ってケース会議に参加している方はいらっしゃいます。

柳瀬委員：支援員とか補助員の人が出たくても、管理職の方から会議をするから出てくれませんかと言わない限り、自分で出たいと言ひ辛いと思いますよね。管理職の方から言っただけないでしょうかと前から思っていますけどね。そういうときにその連携担当の先生がいるところがあったり、いないところがあったり、様々だと思いますが、個別面談だけじゃなくて、不登校の子供へのケース会議って言うていいですかねなんていう呼び方をしているのですかね。

学び推進課吉田指導主事：ケース会議です。

柳瀬委員：民間のフリースクール利用をしているときに声をかけたりしている

というケースは、ありますか。民間のフリースクールを利用して、校内フリースクールも利用している子供もいると思います。そこが、すぐできるポイントかなと思っていて、民間のフリースクールの方から聞くと、民間のフリースクールでそういう場を持ちたくて、学校の方と調整するのもなかなか大変で、子供のある側面は見えるけど、もっと広く子供の情報欲しいなっ
てときに、自分たちも情報提供したいし、いろんな情報が欲しいけど、やっと夏休みに時間を作れるぐらいですと話を聞きました。民間のフリースクールはペーパーで報告を出しているということですが、それをどう取り扱われているか、もう1歩進んで学習に対するサポートをしたいということがあ
るならば、LDの子供も中にはいるでしょうし、担任からは離れちゃっていて、そこまで学習サポートまでできないとなると、ますます、情報共有が必要な
んじゃないかと思います。

市長：すごく大事なところなので。僕の認識では、残業代は取っているものの、それが使われているケースは数件しかなかった気がしたけど、違いましたっけ。この間の議会でも確か伊藤議員から質問があつて、答弁のときに、実績ありますかって確認したら、数件じゃなかったかな。多分答弁書に書いてないかな、想定とかに。

学び推進課東泉課長補佐：おっしゃる通り、そんなに多くはないです。

市長：そうですね、ごくごくわずかで。逆に言えば、もしそれでやらなければ多分、サービス残業になっているだろうし、そういう形をとらなければ必要な話し合いもできてないかなと思います。多分現状そうなっていて、こちらの数字上は。だからその残業代が使われてないので、業務時間内に話し合いができていう整理を行政としてはせざるをえない。多分そうではなくて、実際はサービス残業で話し合いをするか、必要な話し合いがなかなかできてない状況も生まれてしまっていると思うので、柳瀬さん言うように最初からその時間を予算としてとるべきなんじゃないですかね。雇用する際も含

めて、ケース会議に月2時間の残業代という位置付けではなくて、そもそもその予算をケース会議の分も含めた配置であったり募集であったりをするとか共有の時間を持つてそうなのですが。今度は学校の先生側が忙しくて、その時間とれませんということもまたあるのでしょうか。そこは構造的に変えないといけない気がします。

学び推進課東泉課長補佐：柳瀬委員おっしゃるように、ケース会議については、放課後行われることが多いという現状を考えますと、そこに支援員が必要に応じて参加できる。むしろ柳瀬委員がおっしゃるように、管理職が声をかけて、校内フリースクールの状況などをぜひ一緒に共有をしたいと。むしろ、校内フリースクールの支援員も、それ以外、つまり、担任とやりとりをしているけれども、それ以外の情報や何か支援方法などのヒントが、ケース会議に出ると、見つかる可能性もあるという利点もあると思います。こういったところに関しては、校内フリースクール支援員の勤務形態が、1日7時間の人と1日6時間の人といふところもありまして、もしかしたら7時間の人であれば、放課後の時間のケース会議が、時間内に対応できる場合もあると思います。一方で、6時間勤務の場合には、それがかなわない場合も、もしかしたら時間外勤務という形で対応しないと、出られないケースもあると思いますので、今ご提案いただいた、そういった問題意識は、学校にも確認しながら、どういったところでケース会議が行われているのか、そこに配置されている支援員の勤務状況も踏まえて考えていく必要があると思っております。それを踏まえて、今ある時間外勤務手当の予算をどうしていくかというところに関しては、総合的に考えないといけないのかなと思っております。校内フリースクール支援員が一般的に勤務する範囲においては時間外勤務なしに勤務できている状況もあつたり、また校内フリースクールの各学校での利用者数であるとか、利用している子供の時間。これは、1人の人が常にずっといるということではなくて、1人の人が来たり、こなかったり、もしくは

ずっと1日中いる子もいれば、ある時間で帰る子もいらっしゃいますので、そうなってくると校内フリースクール支援員や補助員の時間の使い方、こういったものも変わってくると思います。その辺りを少し考えながら、今ある予算でも十分対応できるということもあり得ると思いますので、その辺りも考えていく必要があるかなと思っております。柳瀬委員がおっしゃるように、ケース会議などに支援員や補助員が参加をして、情報のやりとりをすることは非常に大事だと思っております。

市長：そうすると学校に調査をかける感じですか。また調査だと学校も大変になっちゃうけど、実態を把握したほうがいいですね。多分、学校も知らない可能性あると思っていて、支援員がサービス残業をしていることを、どうやって確認するのだろう。

学び推進課東泉課長補佐：アンケートの取り方とかは、適宜考えてみたいと思います。支援員に取るのがいいのか、学校に取るのがいいのか。捉え方はいろいろだと思いますので、何らかの形で確認をとってみたいと思います。

市長：僕が聞いている範囲でも、支援員と担任とかのコミュニケーション量は、絶対的に足りてない気はしています。僕に聞こえてくる範囲の話ですけど。でも多分それって、枠組みになってない限りは、先生ももちろん忙しいから話す時間も取れないのだろうなど。だから、何らかの話し合いの時間というのをある種セットしないとなかなか自発的に話し合ひましよう、というには。支援員の人たちは、先生たちに遠慮しているところは、たぶんにあるとは思う。先生も忙しそうだしみたいところあるので。その辺も結構難しいですけど何か良い形ができるといいと思います。

学び推進課東泉課長補佐：市長おっしゃるところもあると思います。やはり支援員は、会計年度任用職員でいらっしゃって、常勤の職員は、特に小学校などですと、結構忙しく職務されていますので、少し気を使いながらというのは、少なからずあるのかもしれませんが。1つ、実際ですね、指導主事が、訪問

などで、ほぼ毎日ですね、どこかの学校には、訪問していますので、その折に校内フリースクールを除いて、支援員と直接話をして、ざっくばらんに、どんなところが困っていますかと、実は私も先日ある小学校に行きまして、校内フリースクール見てまいりましたが、そこの支援員さんは、いわゆる Teams、デジタルを使ったやりとりを非常によくできている。実際には直接会って話したいという思いが、そこの支援員さんは強く持っていらっしゃったので、直接できるだけ会って話をする時間を作るようにしていますとおっしゃってくださいました。ただそういう学校ばかりじゃもちろんないと思いますので、そういったところを、アンケートで一緒取るってなると、また身構えられてしまうこともあるかもしれませんので、そういった指導主事が、実際に行って話を直接聞いて、それを私たちがみんなで、例えば Logo チャットとかでそういった形で共有をしながら、実態を少しずつ掴んでいった方が、リアルな声が聞けるのかなと思っています。

市長：そうですね。我々や皆さんのところに、ポロポロポロポロ個別には来ていると思います。多分、その声を総合すると何かいろんなものが浮かび上がる気がします。丁寧に聞きながら1個ずつ解明していくしかないなという感じですよ。多分、すごく丁寧にやってくれているのはわかっているので引き続きよろしくをお願いします。では、和泉さんいきましようか。

和泉委員：今回私も施策3年に入って、抜本的に見直してみようと、課題を整理してみました。2つ大きな課題があると思いました。1つは、制度。大きな変革が、必要であろうという問題。もう1つは、各論的というか、部分。小さな変更をしていけば対応できそうなものに分けられると思いました。1つめの大きな変革は、不登校支援施策の一番初めのページにあたる目指す学校の在り方の再確認。やはりここがいままでの学校の在り方の見直し。学びの在り方の問い直しをすることが根本的な不登校支援施策じゃないかという思いを非常に強めています。これを議論するにはまた別の総合教育会議が必要な

ぐらいすごく本質的なことだと思うので、今は、校内フリースクールの話が出ていますので、部分的な、もうすでに、制度はできた、少しずつ改善していけばいいということについて意見を述べていこうと思います。初めに校内フリースクールの件から言うと、私も支援員、補助員をやっている知人から話を聞かせてもらったり、保護者から様子を聞いたりしていろいろ検討したところ、課題としては、やはり連携ですね。校内で、とにかく、支援員、補助員、担任、コーディネーターの先生が、どれだけ密に連携できるかが非常に大事だなということがわかってきました。あとですね、該当しそうな子供だけではなくて、すべての子供及び保護者つまりは、すべての教職員が、「Sルームって何か」というのをここに書いてある通りしっかり理解して、周知を徹底することがすごく大事だなと思っています。学校によっては、とか、先生によっては解釈の仕方が違ったり、子供への対応が違ったりしているなど。何で該当しなさそうな子供にも必要かと言うと、Sルームに行く子供は何かネガティブな否定的な言葉をかけてしまう。あそこに、行くやつはなにになにだよな、的な。そういう認識にはなってはいけないと思います。いつでもそのSルームと、通常学級行ったり来たりできるようにするためにも、少しお休みしたりするところだよという子供の理解も実はすごく大事だと感じています。これが校内フリースクールの1点目で、2つ目は、その連携については、アセスメントシートというかその辺りがどうなっているのかというのをあまり把握できていなくて、市で統一したフォーマットがあるのか。それとも、学校でそれぞれの支援員、補助員、コーディネーターの方で使いやすいよねって作っている場合といろいろあると思いますけど、やはりなかなか、まず対面で会いたいけど、会えないこともあるし、文字で残すことは大事ですし、記録として、連携、共有を徹底させるためにはこのアセスメントシートの活用をもう少し徹底した方が良いと感じています。3つ目は、支援員、補助員の方同士の学び合いというか、もちろん学校によって人数も状況も違

うが、いろいろ試行錯誤をしてやってくださっている状況を聞くと、全国でも前例がないくらいの取り組みですので、支援員と補助員同士の学び合いができるようなネットワークづくりについては、行政が優良なZoomを活用するなどのシステム作りは行政がやることじゃないかと思います。あと、連携するときに、できればスクールカウンセラーと、スクールソーシャルワーカーもケース会議をやる場合には出席をお願いできると思いますけど、校内での連携という点でやはり外部の専門家、支援員や補助員の方が専門性のある方にぱっと話を聞けるとかそういうことができたらもっといいなと思っています。とりあえず、部分的なフリースクールへの意見としては、以上となります。

市長：一旦確認をすると今、最初におっしゃっていたのは、学校で対応違うかな、みたいなことはもう少し率直に言うとSルームに対する認識がどんな感じになっているということですか。

和泉委員：ポジティブな良い安らぎの場という印象よりも、動線も配慮されて、なるべく他の子供とかと合わないようなところを選んで設置している場合がありますし。あまりいい部屋ではないというか。そういう捉え方をしてしまうのは、あつてはならないなと思います。とにかくポジティブでない、いい部屋という印象よりも、ちょっと離れたよくわからない部屋。それはよくわからないがゆえ、そういう想像をしてしまうことってあると思います。なので、そこはあまり難しくないというか、それはこういう部屋ですよということを徹底周知すれば、あ、そうなんだ、で済む話ではないかと私は感じています。だからそこにある意味、差別だとかが決して生まれえないような配慮とか情報共有は徹底した方が良くと思います。

市長：Sルームに対する理解の教員向けの研修というか、共有方法はどんな手段を使っているのでしょうか。

学び推進課吉田指導主事：校内フリースクールの理解は、教員にも理解するこ

様式第1号

とが大事というところは、昨年もお伺いしていたので、4月に必ず、第1回の校内フリースクール研修会は、支援員補助員プラス担当の教員の先生にも参加していただいて、オンラインで編集したのですが、その担当の先生だけに伝えるだけだとなかなか伝わらない部分もあり、録画やオンデマンドでいつでも見られるような状態で、先生方にも研修の機会を通してこの研修会内容を見てくださいとお伝えはして、共有できるようにはしているところです。

市長：でも、学校の中にはいるわけですね。なかなか考えが令和にならない人が。ただ、そういう人が1人いて、ちょっと心無い言葉をかけることによって与えてしまう影響の大きさもあると思いますけど、難しい問題ですね。粘り強くやるしかないのでしょうか。どのように共有するのがいいと思いますか和泉さん。

和泉委員：全員の先生が訪問してみる。多分部屋の位置とか部屋のしつらえを知らない先生もいらっしゃるのではとも思います。自分のクラスで通っている子がいないとか。なので、全教職員とりあえずは、見てみる。あと活動中も様子を見に行くことからですかね。実際に見てみれば、楽しそうに過ごしているとか、あれ、これでいいのかなとか、先生たちが感じることもあると思います。なので、とりあえず行ってみるのはどうでしょうか。

市長：どうですか。行ったことない人はいそうな感じかな。

学び推進課伏谷指導主事兼係長：学び推進課伏谷です。ゼロかって言われると難しいですけど。自分の学校に校内フリースクールがどこの場所にあるかは、知っているという認識ではありますけれども。ただ、今お話にあったように、やはり4月の当初に校内フリースクールだけではなくて、スクールカウンセラーもそうですが、学校の中に今、外部人材ですね、ソーシャルワーカーもカウンセラーもそうですが、4月のスタートの段階で、先生方全員にある程度周知して知ってもらうことは大事だと思います。特に校内フリースクールにつきましては、昨年度小学校すべて、スタートになりましたので、ど

ういう形で昨年度の利用状況とか、どんなところが上手に対応できたとか、去年はこうやって課題があったとか、保護者との連携においてはこうだったとか。あとは、支援員、補助員と学校の先生方との連携はやはり、どこの学校も課題感を感じていますので、その感じている課題感をどのように年度当初のスタートで、やっていくのかという共通理解をしっかりと図るところは徹底してやっていく必要があるのかなと感じていますので、来年のスタートの4月のときに校内フリースクールだけではないですが、やはり確認をしないといけない内容の部分。共通理解を図らないといけない部分をしっかりと各学校で必ずやっていくということはまず必要になってくるのかなと感じています。

森田教育長：昨日たまたま支援員をやっている人と話す機会があってですね。どうですかと言ったら、本当に子供たちが来ると楽しく活動しているので、自分もやりがいがありますよ、と話をしてくれていたのと同時に、今言っているように、先生たちって場所とか見たことは実際にはもちろんあるのだけど、自分の担任の子供たちが来ていて、実際に活動している様子は、なかなか見に来られないですと、そこを言っていました。それは時間がないのもあるし、心がけをもうちょっと高めていけばできるのではないかなという話を聞きながら、自分が教室に行く一瞬だけでも寄っていただけでもいいのではないかと。その辺の顔を出すぐらいの先生の対応とかやり方は少し増やしたほうがいいのではないかなと昨日聞きながら思っていたのと、小学生には、年齢が小さければ小さいほどSルームの意味をよく理解するのがなかなか難しいよねと話していました。だからその辺はやってないのではなくて、なかなか難しいともおっしゃっていました。それはそうだろうなと思います。

柳瀬委員：そういう意味でも、ケース会議を開くってことになれば、様子を知っておきたい。全く様子知らなくて、ケース会議にならないですよ。そこにまた、必要なのかなと思いました。もう1つ、教育機会確保法については、

様式第1号

S ルームの説明と一緒に先生たちに説明行き届いていますかね。教育機会確保法って知っていますかと聞いたときに、それはってなりますかね。

市長：どういう認識を持っているかは大事ですよ。

柳瀬委員：民間のフリースクールで、上手に説明書を1枚作っているところもあるのですが、言葉としてはそんなに難しいことではないのだけど、考え方としては、しっかりしておかなきゃいけないかなど。それもセットでよろしくお願いします。

市長：今、森田さんが言ったようにせめてじゃないですけど、自分のクラスの子が行っているときは、その活動の様子もちらっと。忙しいのはわかりませんが、見て欲しいなというのはあるし。逆に、その他の先生でも授業で完全に全部埋まっているわけじゃないときもあるでしょうから、ちょっと覗きに行くような、場所は知っているのかもしれませんが、活動の様子を見てもらうのは、できればね。これは森田さんからメッセージを出したほうがいいような気がしますけどね。

森田教育長：8月5日に私も全職員に話す機会があるのでそのことも話をしようかなと思っています。

市長：お願いします。2つ目のアセスメントシートの活用はどう。学校、どんな感じ。

学び推進課中川指導主事：指導主事中川です。5月の当初で生徒指導主事研修会を行いました、やはりおっしゃっていたアセスメントシートの重要性は県からも訴えられています。全校に向けて、今年度不登校の児童に対しては、アセスメントシートいくつか様式があるのですが、参考例提示させていただいて、各学校で作ってくださいとお願いをしているところです。いくつか生徒指導加配校不登校の訪問等もお邪魔させていただいて、その作られたものを見させていただいたりとか、活用の仕方を各学校から説明を受けたりしています。今度、10月のときに生徒指導研修会を行うときには、どのような形

様式第1号

で各校がアセスメントシートを使っているかとか、どのように活用しているかということを確認していきたくて考えています。そういったアセスメントシートは、ケース会議等でとても大切な資料になると思っています。やはりワーカーさん、カウンセラーさん、内部機関がどのように関わっているかというものを基にケース会議を進めていくことが非常に重要だと思っていますので、今後も活用進めていけるように学校の方にも働きかけていきたくて考えています。

市長：各学校で別々のアセスメントシート使っているのですか。

学び推進課中川指導主事：今のところは、いくつか参考様式が県から示されているものがありますので、各校の実態ですとか、各校の先生たちが使いやすいような形で活用していただければということで案内しております。

市長：そういうところ、僕は不思議に思っちゃいます。そこは統一様式で良いような気もしちゃいますけど。アセスメントって多分、一定の枠組みがあって、いろいろな知見に基づいて作られているものだとは思っていますけど、先生たち作るの、大変じゃないですか。

学び推進課中川指導主事：もともと必要な項目は、どの参考様式にもありまして、欠席日数ですとか、家族構成ですとか、学習の状況ですとかの項目はどの様式にも共通したものがありますので。

市長：何が違うのでしょうか？

学び推進課中川指導主事：細かいところの書式の構成が違う。

市長：なんで県もそこをバラバラにするのかよくわからない。

和泉委員：できれば、統一の方が良いかなと思ったのは、小学校から中学校へ引き継ぐときにも同じフォーマットだと理解が早いような気はしましたけど。どうでしょう。目にしてないので何とも。

市長：それは、市で統一基準を作っても問題ない世界な気がしますけどね。

学び推進課伏谷指導主事兼係長：補足しますと、アセスメントシートについて

様式第1号

は、おそらく、今まで学校の方で学校独自のアセスメントシートを使って、ケース会議も含めて、情報共有されていたと思います。昨年度県の方からも、やはりこの不登校対策を考えるときに、アセスメントシートのあり方が大事だという形で、県の方でも今、中川が説明したように様式を提示していただいています。県のほうの様式も活用しても構わないですというアナウンスと今まで学校で使ってきたものをそのまま使ってもというところで、統一の様式のほうが良いメリットも多分あると思いますが、過去に先生方でもすでに学校独自のものを作っていて、新しい様式に合わせるとなると、大変感があるのかなというところで、大事にしたいところとして、アセスメントをしっかり取った上でそれを活用することをまず大事にしてくださいという形で、今年度はどこの学校でもこのアセスメントシートをとってないってことがないようにという段階ではあるのかなと思います。やはり統一したほうがいいということになってくるのであれば、統一するかどうかも考えていかなきゃいけないかなと思いますけども、現段階としては県での様式または各学校で使っているシートを使ってアセスメントをやっていく。

市長：要するに新しくしてしまうと先生が移しかえる手間があるから、とりあえず現状もいいですよということにしているってことですか。

柳瀬委員：そのアセスメントの中に、不登校の原因は何ですかみたいな項目はありますか。

学び推進課中川指導主事：あります。どういった要因が、不登校に繋がっているのか、を記述するような項目はあります。

柳瀬委員：なるほど。そこが一番の肝だったんですね。ただ、非常にデリケートな部分なので、よくわからないというのが結構あるわけじゃないですか。それから何かきっかけになることが、トリガーですよね。トリガーがあるけれども、それが原因かって言われると、家庭が抱えているかなとかいろんな要素があるので、それを書くのって結構デリケートですよね。その他のいろ

様式第1号

んな構成要素とかは、どんどん共有してもいいけど、各人部分がどうだろうなと思うんですよね。単純にいじめがありましたと書いてあったとしても、その背景ってすごく複雑じゃないですか。様式もそうだけど、紙の隠し部分は難しいなと思います。1回書くと、ずっとそれが、引き継がれてしまうと。

市長：難しいところですよ。

学び推進課中川指導主事：アセスメントシートは、基本的に職員内で共有するものと考えています。あと関係するスクールカウンセラーとかワーカーさんで共有するものなので、先ほどおっしゃったようにデリケートな部分も踏まえたいうえで、共有していくのは大切かなと思っています。またそれを作ったときに、そのままではなくて変化があったときには、随時更新してくださいとお願いしていますので、そういったところで改善が見られたりとか、まだちょっと手をかけていく必要があるとか、そういったところは随時更新してくださいと学校の方には依頼しております。

柳瀬委員：もう一点、様々な形のLDの子がいると思うのですが、それについての記述も、項目であるのですか幻覚障害とか情緒的とか、そういう枠組みはあるのですか？

学び推進課中川指導主事：そうですね。それぞれの特性の部分ですとか、学習の取り組み方、得意なところ苦手なところ、様々な観点で記入するようになっています。

市長：少し整理していった方が良くもしいかなですね。アセスメントについては、和泉さん一旦良いですか。

和泉委員：はい。

市長：3つ目の支援員、補助員同士の学び合いでネットワークづくりは、行政主導のほうがいいのではないかと。これは各学校を超えて、そういうことができるっていいことですよ。何か今現時点でそういう取り組みってありますか。

学び推進課吉田指導主事：昨年度も支援員、補助員さん本人たちからも、研修の中で横の繋がりが広まるといいなという声があったので、今年度研修内容も支援員さん、補助員さんがお互いに情報共有ができるような形のものを増やしております、すでに行っているものは、まず1つは、各中学校区に支援員さん補助員さんが集まって学園で話し合いを進める研修を共有の時間をとって行うのを6月に一度やりました。ちょうど来週の火曜日7月29日に市役所に集まっていただく対面式の研修のときには、スクールカウンセラーの先生に講話をいただくのとプラス、昨年度は20分ぐらい情報共有の時間を取りましたが、もっと欲しいという声があったので、今年は30分ぐらい。

市長：あまり増えてない。

学び推進課吉田指導主事：40分ぐらい時間取って、少しでも長く、今度は学園じゃなくて、小中学校区で、いろんな方と情報共有できるように、様々な資料を持ってきていただいて時間は設定しているところです。あと、10月にもう一回全員集まっていただいて、また小中学校区とかでこれまでの取り組みとか悩みとか各学校での連携の仕方とかそういった部分で、お話いただく機会も作る予定ではあります。

市長：和泉さんどうですか。

和泉委員：ぜひそれは進めた方が良くと思います。なぜかという、いろいろ支援員、補助員が毎日子供たちと接しながら活動する中で、例えば、私が聞くところだと活動場所として小学生ですね、体を動かしたいと。動かさないがゆえに、教室の中でボールを投げると、まあそうなるだろうと想像つきますけど、そういう活動するにはどうしたら良いとか、支援員同士で問題を共有しあえるような、もし同じような問題を抱えているようであればそういう意見をまとめて学び推進課に出してもらおうとか、それで少しずつ改善していくような作りができるのではないかなと思います。単発でこういうのがあったらいい、こうなったらいい、って出てくるよりもこういう問題あるか

もしれないけど、このように解決できたよとか。そういうことが起こりうると思いますし、あと一つ具体的に懸念するところが、タブレットの扱いが部屋の中でどうなっているのかなというのが気になります。ネットワークやインターネットは繋がりますし、それは自由にしていい場所でありながらも、やはり支援員、補助員それぞれ考えるところあると思いますね。何を良いとし、何をダメって言ったらいいかいけないのか。そういうこともまずは、支援員、補助員同士で、話し合っただらいいよねという話し合いが自発的にできていく学び合いのような形だといいいのではないかと感じています。

市長：そうですね。リアルもオンラインも両方ありますけど、そういうコミュニティ化のようなものを、もう少し意識づけをしつつ、取り組んでもらっておりますその方向を加速させていくという。もし行政としてもっと踏み込んだ方がよければとか、声かけとかをやるとか、そういうことはやっていきましょう。では、坂口さん。

坂口委員：事前にこの資料いただきまして、自分の頭の中で整理していたものの課題と和泉委員がおっしゃったことがほぼ同じ部分だったので、どれが重ならない部分で、これ何だっただろという整理で頭のなかが大パニック状態ではありますけども。まず、大きな部分小さな部分とおっしゃっていたのですが、不登校支援という意味を考えると、実際に校内フリースクールに行っている子たちに関してもそうですし、学校には行っているけど気持ちの中では、いつどの子も不登校になってもおかしくない状況ではあったりするので、全体として、そこの部分をどう減らすという意味ではこの資料のスライドの3ページ目の目指す学校像について、をただ掲示する、だけではなくて、一つ一つが、ただ考える伝えるではなくて、これについて対話できているのかなという部分があります。それは、行政から先生方とかだけではなくて、先生同士もそうですし、支援員の方もそうですし、ここに子供も入って一緒に

考えた方が良くないと思います。子供と大人の対話が、あまりないので日々感じているので、見直す必要があるのではないかなと思います。それは、全体的なところにも繋がると思うので別の総合教育会議で、というくらい大きな課題でなかなか難しい部分ではあると思いますけど。校内フリースクールに関しての部分について絞ってお話しますと、まず先ほど話題に上がっていましたが、先生方、支援員の方々に、校内フリースクールがどういう場所かの周知に関しては、ただ周知するではなくて、それを対話の上で自分自身の意見を考えて、対話する場がないと周知されないのではないかなと思うんですね。その理由は、以前補助員の方とお話する機会がありまして、学校によって全然違うのを感じました。それは多分、方針が学校ごとに、校長先生の方針かなと言っているところもあれば、支援員の方の方針かなと言う方もいれば、補助員の皆さんは、いろんな言い方をされました。とっても一生懸命子供たちのことを考えられてやっていると思うのですが、教室に戻すものだ前提としている方は、支援員さんでもいらっしゃるよねという話は聞きます。児童を教室に戻すところじゃないと思って補助員としてきたのに、戻す方針の方と一緒に校内フリースクールでいるのは辛いと、間に挟まれている方の話もちよこちょこ聞きます。その面で校内フリースクールについてどう考えるかというところをただ文面で見るとかオンライン上で聞くのではなくて、学校ごとでもいいですけど、対話がいろんなサイズ間で必要ではないかなと思います。かつ、先ほどのネットワークの部分もやはり必要かなと思うのは、学校ごとに方針が違うってことでしたので、その中でぐるぐる考えている悩みがあるけど、違う学校でのアイデアが入ったりすると、あ、そうなのねとなったりですとかそれぞれの良い部分とか課題ですとかそういったことを供給することによって良い方向に広がったり、参考になることは多いと思います。中学校区で既にされているとはおっしゃられていましたけど、もしかして地域性があつたりするのかなとも思ったりするので、中学校区で

はなくて、全体でミックスされるような研修会ですとか、それも一方的な研修会ではなく、対話ができるような場をセッティングしたうえで勉強会、研修会があるといいのではないかなと思っています。なので、先ほど研修会が実際に、情報共有をするような場があったらいいなという声から実際に今年始まっているってことを聞いて、すごくうれしいなという思いがありました。もう一つ、校内フリースクールに入るためのハードルが結構あるという話を前回の総合教育会議の時にあったと思いますけども、そのあと、ちょこちょこハードルが苦しい話が聞こえてきます。先生方とか支援員の方々がどのような雰囲気づくりをしているかわからないですけど、いつの間にかハードルがあるがゆえに、子ども達も、ここの部屋は、ここの人しか入っちゃダメだよというような、ちらっと覗きにきた子を拒否する特別部屋みたいな感じの雰囲気を出してしまっていたりとか、そうすると、覗きにきた子も嫌な気持ちになったりですとか、子供同士でも校内フリースクールへのそのこのやりとりがハードルによって、オープンな気持ちにならないような雰囲気になりがちなのかなと思いました。なので、前回の時もあまりにも子供が来すぎちゃったら困るというお話も多分あったので、その部分の人数をどうするかって悩まれているのかなって思いますが、いま聞こえてくる、だれかを拒否したり、ダメだよという雰囲気はあまりポジティブではないなと感じるので、その部分はどういう在り方、校内フリースクールがあるかを一つの学校の中だけではなくて、全体として対話する時間をセッティングしてもいいのではないかなと思います。具体例として、悲しい話を聞いたのが、校内フリースクールに行くと担任の先生には言ったけど、校内フリースクールに行くのも辛くて一時間トイレで過ごしたという話を聞きました。

市長：それは、どうして？

坂口委員：そこに行く雰囲気が教室に戻されなきゃいけない感じだったりとか、それはしばらく前の話なので、実際そのあとすぐ変わったかどうかはわから

様式第1号

ないですけど、一度はそういうことがあったのは事実で、一部の話ではありませんけど、そういう話は聞こえてきたりですとか、子供の中での校内フリースクールは、どのように見えるかは、大人がどう見ているか、保護者がどう見ているかという部分で、関わっている先生方とかソーシャルワーカーだけでなく、保護者も含めてどういう場所か、ということをちゃんと話し合いをしていく機会がたくさん必要なのだろうなと思います。すみません、整理されてないですけども。

市長：ありがとうございます。本当にそうですよね。研修を最初に行っていることでしたけど、何と言っている。例えば、どうしても教室に戻りたい人が出てくるのは、避けられない気はしていますけど。最初になんて言っているのですか。例えば支援員採用するときとか、先生たちに研修するときその点について。

学び推進課吉田指導主事：研修の中では、必ずしも教室復帰を目指すものではないと伝えていきます。その子の目標とか、使っている子の保護者とか、その子自身のハードルや目標があると思うので、それを自分たちで決めるということで、必ずしも教室復帰を目指す場所ではないってところは伝えていきます。

市長：必ずしも教室復帰を目指す場所ではないのか。

学び推進課吉田指導主事：もしかしたら教室復帰したいとか、教室に戻りたい子も中にはいると思うのでその子に応じた支援を、というところで、絶対全員教室復帰目指さなきゃいけないとかそういう考えは違いますよ、とお伝えしているところです。

市長：表現少し難しいですね。必ずしも教室復帰を目指してないというと、前提は教室復帰目指すけど、そうじゃないケースもあるよってどうしても捉えてしまいそうですけど。何か難しいですね、日本語ってね。どうでしょう。教室復帰を別に目指す場所ではない。

学び推進課東泉課長補佐：校内フリースクールの運営に関する基本方針を年度

様式第1号

当初に出してしまっていて、これは全国イントラネットで共有しています。その中の言葉を常に使いますけども、通常学級へ戻すことのみを目的にはしないという表現は、その方針の中ではしていると思います。本人に戻る意思がある場合には、適切に支援をするという言葉も付けまして、そのことのみを目的とするものではないです。どうしてもそう考えがちになってしまう傾向が、もしかしたらあるかもしれないので、それは先生たちも良かれと思ってそう思うこともあると思います。つまり、学級は楽しいよって言って、そこに促してしまうという言い方なのかかわからないですけど。ただ、この校内フリースクール自体は、通常学級へ戻すことのみを目的にはしないということで方針を書いて皆さんに周知しています。

坂口委員：質問良いですか。

市長：どうぞ。

坂口委員：今、もしかしたらですけども、うちも保護者として学校に関わっていますけれども、先生方すごく保護者の意見を大切にしてくれますよね。宿題をやらせますかやらせないですか、お母さんはやらせたいですかと聞いてくれます。そこまで聞いてくださるんですか、人によって違うんですかと聞くと、お家によっていろいろ違うのでとお返事されるので、結構保護者の方の意見は大きいのかなって、子供が戻りたくなくても、保護者の方が戻してくださいという考えだった場合に、支援員の方は、そこで結構やり方悩まれるかもしれませんね。そういったところがあったりするかもしれないなって今思いましたね。

市長：どうですか。宿題の話になると長そうだけど。今のようなケースで、保護者は戻してください。と言ったときに、子供はとてもそんな状況ではなさそうだって言っているようなとき。

学び推進課吉田指導主事：実際そこまでの事例を私は、聞いたことがないので、保護者の方が勉強はさせてほしいなって言うのと、子供は、いや勉強

は、と言う、子供と保護者のニーズというこの目標の差が課題だなというお話は聞いているところで、その延長線上にそういう話になってきたときには、支援員、補助員というかその担当の教員もどのようにすり合わせていくかというか、そこに対応するかは課題になることかなと聞いていて今思いました。

市長：それは本当に粘り強く話をするしかないってことでしょうけどね。

森田教育長：その辺わかって欲しくてかわら版も作って出しましたけどね。かわら版にはちゃんと目的が書いてあるので保護者の方にも伝わってほしいなという思いですが、保護者の方にあそこで勉強させてくださいと言われちゃうこともあると先生たちも言っていましたね。

市長：かわら版の校内フリースクールの内容は、スクリレとかでもう一回流してもいいかもしれないけどね。例えば、夏休み終わる前とかに。いま全校にスクリレ流さない方針でしたっけ。すごいスクリレの運営に慎重になっていますけど、僕の印象だと。全親に配りたいくらいですけどね、このかわら版は。

学び推進課東泉課長補佐：そのかわら版で校内フリースクールの特集をさせていただいて、お配りしているところですけども。現在、いわゆるそのかわら版に書いてあることってこの運営方針で書いてあるようなことを、少し噛み砕いて皆さんにわかりやすくまとめさせていただいているという認識でおりますが。せんだって伊藤議員からも一般質問いただいているところもありまして、基本方針の部分については保護者の皆様にもわかりやすくまとめて改めてペーパーを作りたい。それはもちろん、この間のかわら版の校内フリースクールなどをベースにしながらにはなると思いますが、もう一回まとめてお出ししたいと、準備を進めているところではあります。

市長：わかりました。

坂口委員：今のお話ですと、かわら版って市内どのような形で配布されている

のでしょうか。

市長：区会回覧。

坂口委員：区会に入っていない方は。

市長：届かない。あとはつくスマとか、いろいろそういうような配信をしていますけど、自分に読む意思がないと届かないです。なので、スクリレの話をしましたけど。

坂口委員：そうですね、確かにスクリレは一番子供を学校に通わせている保護者が見る率高いなと思いました。自治会から回ってくるのは、とりあえず私も時々抜いて、タイトルだけ見て、そのまま後回しになることはよくあるので、忙しい皆さんなので、目に触れない方も多いのかなと思いますね。

市長：そうですね。それは配信してもいいんじゃないかな。各学校に任せているってことだけど、そう言わずに。よく言われる長期休み明けってすごくいろんなプレッシャーがかかるタイミングなので、そういう理由づけを一言書いて、長期休み明けで学校にいろんな行きづらさが出てくることも多いので、以前発行したかわら版で校内フリースクールの特集をしていますので、ぜひご家族でお読みくださいとかで流したほうがよくないですかね。とにかく、あらゆる機会をとらえて、説明をしないといけないし、そうすれば先生たちも読んでくれる人たちもいるだろうし、それはやったほうがいい気はしますね。方針ができるのがいつなのかわからないけど。

学び推進課東泉課長補佐：夏休み明けるあたりを、いまおっしゃっていただいているあたりを目指して頑張っています。

市長：まあ、何部か流してもいいのでは。かわら版はかわら版で流したらいいし、夏休み明けて、先日かわら版流しましたが、これが方針ですとか。先ほど、和泉さんと坂口さんのお2人とも言っていましたが、フリースクールに行く子じゃない子でも、知っておいて欲しいわけじゃないですか。そのことがすごく大事なので、くどいぐらい周知したらいいと思います。学校に嫌

様式第1号

われるかもしれませんが、スクリレ流すって言うよね。

学び推進課東泉課長補佐：周知については、検討します。

市長：お願いします。

坂口委員：発言よろしいですか。先ほどの先生方の校内フリースクールを覗きに行く心がけの話をしていましたが、皆さんすごく忙しいと思いますし、心がけるってすごく難しいなって思いますけども、私キャパシティがすごく少ない人なので、すぐポロって抜けちゃうので、3、40人近い担任の方が心がけて、皆さんすごい、よくそんなに覚えてられますねって担任の先生に言ったことありますけども、皆さんすごいなって思っていますが、忙しい中だとなかなか難しかったりするのかなと感じる面はありまして、できる方ではできるとは思いますけど、そういう時間が取れるかわからないですけど、先生が校内フリースクールを体験できたりしないですかね。そこまで、担当のクラスを外すのは難しいかもしれないですけど、一日体験みたいな。実際にここにきている子供たちはどう考えてどう過ごしているのかを半日、自分の担任の先生がいたら、来ている生徒さんが対応変わっちゃうかもとかあるかもしれないですけど、そういうのとかって思いつきですけども、そうするとすごく中のことが立体的にイメージに残って印象に残りやすいかなと思いますけども。

森田教育長：体験するとなるとさらに難しくなると思います。ただ、今小学校は、できるだけ先生の空き時間を作るというので、週に3、4時間は、空き時間があるのではないかなと思っていて、そういうときの1つのルーティンとして、校内フリースクールを見に行くルーティンにすれば忘れないのではないかなと。先生って思いついたときやろうとしていると忘れちゃうので。校長先生たちにも言っていますが、大事なことで自分がしっかりやりたいことは、ルーティンとしてきちっと位置付けたほうがいいよと。そういう中で担任教師も週に1、2回は、とにかく顔を出して子供と話すだけでも、子供

がこんなことやって楽しいよって言ってくれるのを聞くだけでも、そのように過ごしているとわかると思うので、その辺をもう少し私からよく話してみる必要があると思っています。でも思いついたときにやろうと思っていると人間忘れますから。私もそうですけど。その辺だと思いますね。

市長：では、お待たせしました倉田先生。1時間半たちやいましたね。

倉田委員：校内フリースクールの利用者数が増えることは、ありがたいと思っています。それだけ関心が、あるのではないか。その中で、今後課題になってくると思うのは、人数が多くなったときにどう対応していくか、要するに教室の使い方とか空間、スペースの問題もこれから出てくると思います。あとは、人間関係づくりですよね。多くの不登校児童生徒にどう、それぞれ個人に対応していったらいいかというのは、非常に難しくなってくると思います。ただ、その中で、私が思うのは、本人の事実とか、あとは成長を考えるならば、その中で友達づくりとか、ルールづくりとかが、お互いに意識し合って作り上げられるような環境づくりも望まれるのかなと。集団生活の中でのマナーとかいろんなものをその中で身につけて自然にいくように自分1人じゃ生きられないというか、そういうこともその中で、自分で学習できれば、人によって程度が全然違うので、非常に難しいですが、それを気づかせていくようなそういうあり方は必要かな。だから、今まで問題行動や障害を持っている児童生徒に対しては、必ずケース会議を開いてずっとどこの学校にも、だから、連携のためにはケース会議が私は絶対必要だと思います。そのために、私の希望としては、保護者も巻き添えにして欲しいです。なぜかというところ、不登校児童生徒は、1日の生活の中で、学校での生活をどのようにしているかというのは、教師も知らないといけないと思います。だから、家庭の中でも、どのような生活をしていて、この子はどういう1日送っているのか。そういう中で、お互い話し合っただけでこういうところは改善すべきじゃないかと。こういうところはお互い、協力してやっていったほうがいいだろうと。そう

いうものや必要が今後あるのかなという気はしますね。そこら辺のあり方を大変でしょうけど作り上げていくことが本当は必要かなと。校内研修は当たり前だと思っています。これやるのは当然ですが、その中でもそういう情報提供は、学校間の連携もこれから必要になってきて、わからないときにはお互い聞き合えるようなそういう連携のあり方というものも、学校間同士で、基本、そういうのも必要かなと思います。全体研修だけではなくて、そういうことも自由にできるような横の繋がり、ネットワークをうまく図れれば望ましいのかなと。

市長：今、一番来ているフリースクールって最大何人ぐらいですか、学校で多分、かなり人数違うでしょうけど。坂口さんもおっしゃっていましたが、結構利用のハードルが高いという声もたくさん聞いていて、今のプロセスをどうしても経ないと、一応駄目ということではありましたが、実際にすごく来すぎて困っているようなことは本当に起きているのかとか、ハードルすごく高いから覗きに来ることがあまりできてないようになってきていると思います。だから、もちろん今、倉田先生が言ったみたいに、増えれば増えるほど、いろんな難しさが出てきちゃうとは思いますが、現実として今、どうなっているのかというのは、要するに子供が来すぎて対応できていません、みたいなことが起きつつあるのか。まだそこまでいってないのかってあたり所感としてはどうですか。数字は今調べてもらっていますけど。

学び推進課吉田指導主事：子供が校内フリースクールに来すぎて対応できてない事例はないですかね。どっちかというたとえば、給食の時間に給食の持って行き方とかがそれぞれ違って、対応が大変だという声を聞いたりとか、先ほど説明したときもあったのですが、S ルーム内の子供の人間関係で物理的にスペースを分けるしかないから部屋として大変という声は聞いています。

市長：保護者も含めて面談しないとそもそも使えないわけですよね、基本的に

は。僕はそういう認識でいますが違いますか。

学び推進課吉田指導主事：突発的な利用のときには、子供たちが使いたいというか、その教室いづらいついたときには使ってもいいし、必ず面談しなきゃ使えないとはしてはいないですが、ただ、面談してから使う子もいれば、使ってから面談して、情報共有はちゃんとやりましょうというところで、学校さんには情報をお伝えしています。

市長：使ってから面談できれば全然問題ないと思いますけど、多分多くの保護者の認識は面談しないと使えなくて、もう少し気楽に使えるようにして欲しいという声は、僕は何件かもらったりはしましたから、運用が学校に浸透しているかは確認をしたほうがいいかもしれないですね。

学び推進課吉田指導主事：確認します。ただ、この間の研修会の中でも、そういったご意見もあったので、その利用承諾書を使っている学校もあれば使っていない学校もありますけど。必ずそれがなきゃ使えないということは絶対ないようにと、学校には周知しました。

市長：そうですね。先ほどの坂口さんの話のように、その場所が特別な場所になり過ぎてはいけないと思います。もっと自由に行き来をできないといけない。子供の中でも、Sルームは、特別な子が行くんだよね、みたいになるのは、決して我々望んでいないと思うので、すごくたくさん増えるってなるとあれかもしれないけれども、潜在的には誰もがなりうるわけだから、その辺うまく浸透できるといいと思いますけどね。

学び推進課東泉課長補佐：利用者数ですけど。1日だいたい小学校だと多いところで、7、8人、中学校ですと多いところで6、7人あたりが多い学校でそのような感じですが。もちろん少ない学校は1日利用がない学校もありますし、常時、1、2人みたいなところももちろんあります。だいたい平均して小も中も3人ぐらいの利用が平均的な利用の状況です。

市長：まあ、対応できるかなという人数ですね。それであれば状況によって、1

様式第1号

人で何人見られるかは全然多分違うと思うので、基準ってほとんど作れないのではないかとはいえますけどね。今日安としては、大体何人ぐらいが、キャパシティとしては限度かなと思っていますか。

学び推進課東泉課長補佐：今申し上げた平均3人。多いところは、6、7人、7、8人みたいなところですけども。利用する内容とといいますか、リラックスしに来る子もいれば、2、3人で遊んで少し過ごす子もいれば、静かに勉強している人もいますので、状況によって対応する人員というか、それは変わってくるのかなと思いますけれども、利用平均して3人から4人ぐらいのところ、支援員と補助員が1人ずつというのは、十分に対応しうるところだとは思っています。もちろんそれが多くなってしまったときに、ヘルプが欲しいというフリースクールはあるのかもしれないですけども。平均すると対応できている状況。そういった、ここも今大変ですという声についても、訪問するときとか、またお電話いただいたり、支援員さんとかからもご相談いただいたりなんていうところで、状況を把握しながら何らかの対応というのは日々考えているところです。

市長：実際、ヘルプ欲しいですという声を聞いたりもするの。それはまだない。

学び推進課東泉課長補佐：あんまりそういうのはないです。一時的に今大変ですとか、ただそれも割と一過性なことが多くて、落ちついたりすることもあ。担当する先生も各学校1人決めさせていただいているので、そういった方とコミュニケーションを取りながら、対応していたことはあると思います。

市長：森田さん、何か全体を通してありますか。

森田教育長：本当に浸透することの大変さってまたいつもながらに感じているのは一番ですけど。最初にSルームとはというチラシも作って全員に配布してねと言って子供にも先生にも配布したし、運営方針も出したし、かわら版も出したしと。それでもなかなか伝わっていかないもどかしさをすごく感じていますけれども。なぜかしらその独自ルールができていくという構成がど

うしてなのかなといつも感じていますが、そこを乗り越えないといけ
ないなど。とにかく時間がかかることはいつやっても何をやっても時間がか
かると感じていますが、東泉さんも言ったように、とにかくさらに工夫をし
てやっていかなくてはと思っています。そういう中で以前つくばの指導主事
で今、県の指導主事になって、生徒指導を担当している古谷指導主事と話す
機会がありまして、つくばは新規の出現率、不登校の出現率が、低いですよ
と。他の市町村と比べて低いですと。ですから、つくばがやっている政策は、
間違いなく効果を上げていていると感じています、と県からの視点で言ってい
ただいたので、少しはほっとしているところですが、いまの話の聞くと
さらに頑張らなきゃなというところがあります。ただ私は、子供たちの一番
根本の学級づくり。誰もが幸せを実感できるような環境づくり、学校づくり
が一番大事と思っています。そういう中で子供たちが、多様を認めていくこ
とが本当にできているだろうかというのが心配な気がしている。だから、私
と違うということが排他的になってしまっている傾向があるかなと。他人に
厳しすぎるのではないかなという雰囲気を感じるし、いろんなアンケートで
もそういう傾向があるなど。これって大人がもう少し変わらないといけない
のではないかと考えていて、その先頭に立つのが先生の態度なのではないか
と思うので、その辺をこの8月5日、先生方にも十分に話したいなど。先生
が多様を認めるお手本にならないといけないし、保護者にもそういうことが
伝わって保護者もそうであって欲しいと思うし、その辺をこれから、気をつ
けていきたいと考えているところです。まだまだこんなところに多くの課
題があるよというのをいただきましたので、またみんなで話し合っ、工夫
していきたいと思います。あとは多くのいい取り組みがありまして、校内フ
リースクールはこんなこともやってくれているというのもあるので、みんな
と対話も大事ですけど、グッドモデルをみんなに示してあげるのもいいかな
って今のお話しを聞いて思いましたので、そういう点も努力をしてみたいと

思います。

市長：いろいろアクションとして出たことはあると思いますが、それはやっていくとして、少しだけ時間あるので、頭出しとして和泉さん坂口さん良ければ。制度として根本的に変革が必要なところの問題意識の共有ぐらい軽くしてもらって終わればと思います。

和泉委員：今の森田教育長の、多様を認められているか、なんです。まさにそこが直結でして、スライド3ページ目の目指す学校の在り方が、多分目指す姿、その多様を認めることだと思います。目指す学校の在り方を考えるときに、私は3つの視点があると考えました。1つ目は共生できる場であるかどうか、共生を目指す場。2つ目は、教員にとって先生の視点でこの在り方がどうなのかを考えてみる。3つ目は地域との関わり方、地域という視点でこの学校の在り方を考えるという軸で、すごく大きな変革にはなるとは思います。考えた方がいいのではないかと考えています。振興基本政策策定会議で述べていますけども、教育大綱、振興基本計画は、今現在の第3期のものは教育大綱が初めてできて大きな3本柱のうちの教えから学びに非常に焦点を当てて取り組んできたこの5年。伴走型の支援とか、子供が主体となって学ぶ姿が結構見えてきたかなと思います。では、次の5年は何かと考えたときに3本柱の2つ目の管理から自己決定という部分で、子供が主体である場の作り方を目指すのが次の方向性じゃないかとすごく感じています。いかなる場を私たちは目指すのかは、私の考えとしては共生に尽きるのではないかな。あと2つの視点を簡単に。教員目線というのは、やはりみんなが、「一人一人が幸せな」と言ったとき、みんなの中に先生も入っている。先生にとっても心理的安全性が高い場であって、先生自身も学習者という視点がとても大事じゃないかなとこの4年間感じています。なので、教員という視点で学校の在り方を考えること。3つ目は、地域というのは、コミュニティスクールもそうですけど、学校は社会の一部、学校教育は、社会教育が多様な学びを支えるの

様式第1号

ではないかとすごく思っています。せっかくコミュニティスクールが始動しているわけですし、他の自治体ですごく興味深い取り組みがあったので、住民にとっても学校が学びの場であるという地域との連携。地域とか市民、住民が学校と一緒に作っていくような姿が目指す学校の在り方として求めたいなと思って考えた次第です。

市長：ありがとうございます。1つ目は共生で、子供が主体である場の作り方というのは、どんなものをイメージしていますか。

和泉委員：まずは、校内フリースクールがすごくいいなと私が思うのは、正直分離はしていますけれども、一つの学校の中で緩やかに行き来ができることで、包摂できる仕組みだと思います。やはり、特別支援学級の在り方がここにはすごく大事だなと思いますけれども、でも特別支援って学習とか発達に困難がある子供だけではなくて特別な配慮が必要というのは、外国籍の子供であったり、性自認に悩みを持っているとかいろいろな多様な子供が全員をひっくるめて共生できるという考え方をつくば市として、もう少し打ち出して作っていったらいいのではないかと感じます。

市長：主語が子供じゃないですか。だからなにをやるとその方向に。そんな粒度が細かなくてもいいですけど、それを子供の話し合い、対話の中で作っていくということですかね。

和泉委員：私も具体的に何ができるのかと考えていた時に、日本の学校の特徴は、世界と比較してみると学習の場であると同時に生活の場であると。集団生活を通じて、話し合い活動など用いて作られているのが学校であるならば特別活動のやり方とかもう少しそこで話し合い活動を試してみるとか坂口さんが言っている対話を、具体的に力を入れてやってみることも一つのアイデアかなと思いましたし、先生たちと私たち大人の学校ってこうだよ、教師ってこうだよ、教育ってこうだよ、学校観、教師感、教育観を、捉えなおし方を始める必要があるとは思っています。いろいろ調べていたら、明治時

様式第1号

代まで遡ってしましまして、学制が敷かれたときから今の学校制度があるのだなど。森有礼ってこういう人なんだというのが、最近の私の探求学習ですけど、そういうことをまず大人一人一人が考えるところから目指す学校の在り方はあるのではないのかという気がしています。

市長：ありがとうございます。今、その探求学習の象徴であるつくばスタイル科、アンケートとってみると先生たちも全然評価してないということがわかったので、根本から変えたほうがいいと話をしていますけども。そういう表面的な探求学習じゃなくて、本当に答えのない学びとは何かとか、学校とはどんな場所かみたいなことを探求するようなことを、対話を通じてやっていけるといいのかもしれないですけどね。つくばスタイル科、先生たちもやりたくないみたいですから。

森田教育長：それは、言い過ぎですよ。やりたくないわけじゃないですよ。

市長：アンケートやると先生たちも、ただパッケージになっちゃっていると苦しんでいるみたいですけどね。だから、問題意識は持っている。

和泉委員：逆に完璧な冊子になっちゃっているのがどうしても引っ張られる。

森田教育長：気にしなくていいと言っていますが、その辺は変えたいですよ。

市長：坂口さんいかがですか。

坂口委員：先ほど全体像の話で、いま、和泉委員おっしゃったこと大変賛同していますけど、そこにプラスで思うこととして、一年ぐらい前に聞いた話なのですが、すごく印象的だったのですが、学校の先生がいろんな保護者がいて、いろんな子供たちがいて、不満を言うことも含めて、全部これも多様性で認めなきゃいけないと、つぶやいていしました。個性と多様性を何でも受けとめなきゃいけないことに、苦しんでいるのを知りました。それって多様性を、個性を認めるのはどういうことかというところが、それぞれなりに落とし込まれるような勉強会じゃないですけど、そういったことがないと多様性、多様性、個性、個性、認めろ、認めろ、って言ったって、みたいなこと

があるなど。先生方も多様であり、個性があり、幸せな人生を送ってほしいと思うので、自分が犠牲になって受け止めるのは違うと思います。なので、学校像ですとか、教育大綱の内容について具体的にそれをどのような方法で認めるのか受け止めるのかというところを考える必要はあるのではないかなと思っています。私の考えとしては、多分よくこれまでもお話しされていたと思いますけども、自分自身が認められる、受け止められることが満たされない相手のことを受け止めることってできないと思います。それって自分自身の話を聞いてもらえる、それは子供もそうですし、大人もそうなので、ただ、会話をする時間というものが、とにかく保護者も先生も子供も足りないだろうなと思います。そこが大きく改善できると大きくこの不登校支援のところにも何かその部分から変化に繋がるのではないかなと思います。それを聞くには、話を聞く、受け止めるには、どうするかという部分でなかなか一人一人話を聞くって先生方も忙しい中で難しいと思います。そうすると先生以外にも地域の方ですとかを入れて、話す時間というのを、子供を嫌いじゃなければどなたでもいいので、先生の話聞く場。先生の時間を作る。その働き方改革の話にも繋がってしまうかもしれないですけども。そういった地域全体で大人が、子供が、先生が、生活しているような人が会話できるようなたくさん、小さな悩みも話せる、小さな喜びですとか日常の会話をできる場作りを設定するのがいいのかなと考えています。

市長：そういう時間取りたいですね。

坂口委員：コミュニティスクールはすごく良いなと思っています。

市長：その方向がアップロードされて、今後どうなっていくかというところがありますね。では、いい時間になりました。2時間長いと思ったらあっという間でした。いくつか整理されたこともあると思います。大前提としては現場でみんな頑張ってくれています。これは間違いないことだし、その努力に感謝しつつ、その改善できることを1個ずつまたやっていく良いステップに

様式第1号

なっただと思いますので、何かの機会といたらあれだけど、総合教育会議のときに今回出た課題に対してこのようにやりましたみたいな報告だけ1回入れてもらえればと思いますので、すみませんがお願いします。大体よろしいでしょうか。何かありますか。では、時間ピッタリになりましたので、今日もいろいろ議論できて良かったと思います。ありがとうございました。次回は。

事務局（教育総務課）：次回は、9月下旬を予定しております。引き続きよろしくお願いします。以上をもちまして、本日の会議は終了となります。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

令和7年度(2025年度)第2回つくば市総合教育会議次第

日時：令和7年(2025年)7月28日(月)

午後2時15分から午後4時15分まで

場所：本庁舎5階 庁議室

1 開会

2 議題

不登校の対応について

3 閉会

事務局：教育局教育総務課

つくば市総合教育会議 構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	五十嵐 立青
教 育 長	森田 充
教育委員会委員	倉田 廣之
教育委員会委員	柳瀬 敬
教育委員会委員	和泉 なおこ
教育委員会委員	坂口 まり



つくば市の不登校に関する 児童生徒支援について

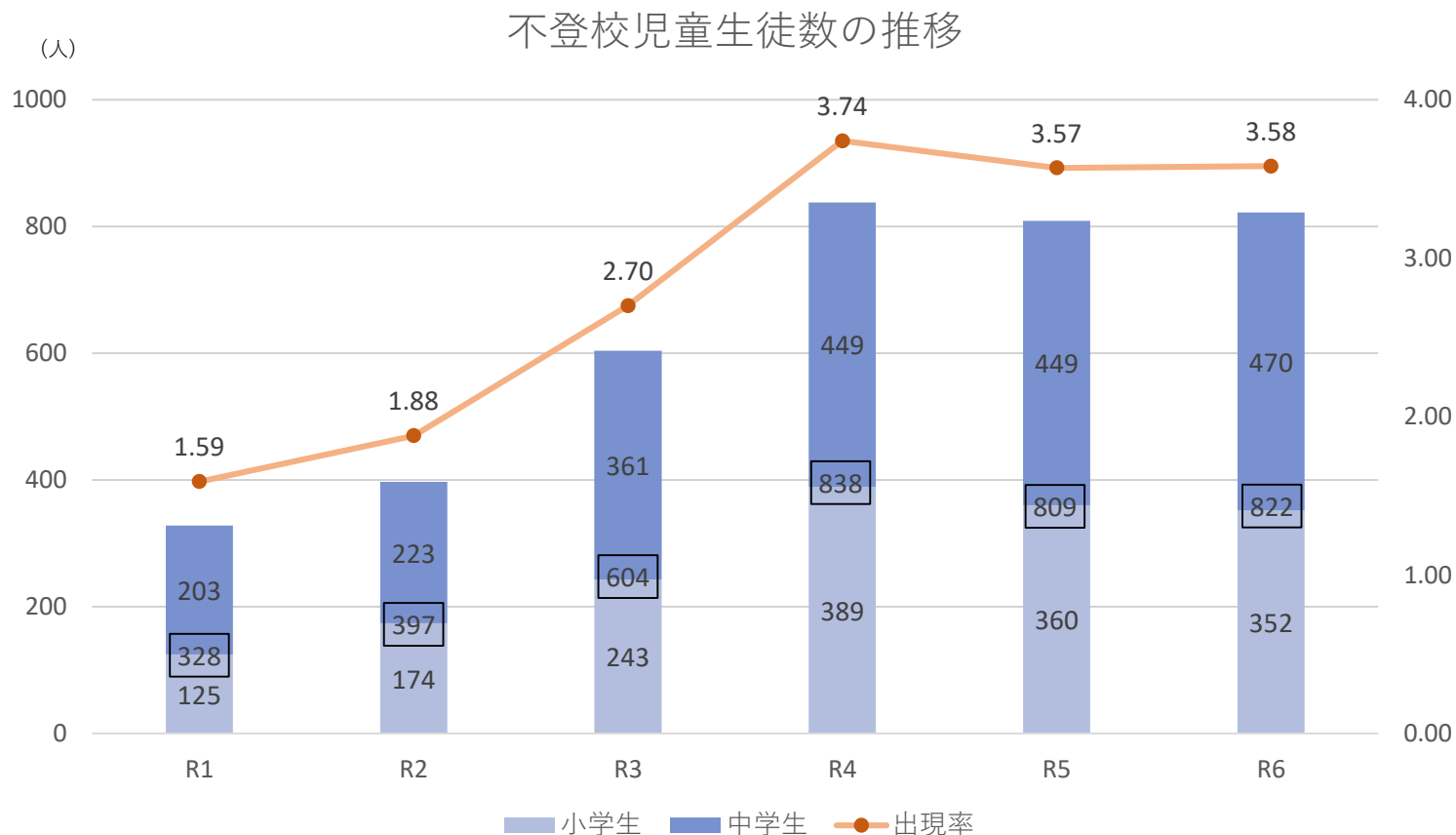
つくば市教育局学び推進課



つくば市における不登校児童生徒の推移

◆不登校の推移（病気欠席を除く年間30日以上の欠席）

〔児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査〕



児童生徒数(R7.3時点)

小学生 16,321人
 中学生 6,633人
 合計 22,954人

学校数(R7.3時点)

小学校 32校
 中学校 14校
 義務教育学校 4校
 合計 50校



目指す学校の在り方の再確認

- ◆ **不登校は全ての児童生徒に関係がある**という認識の下、学校は、一人ひとりの個性・思いやペースの違いを捉えて柔軟に対応し、全ての児童生徒にとって安心と魅力のある場となることで、**児童生徒が登校したくなるような学校づくり**を行うことが必要
- ◆ **児童生徒の個性や気持ちに配慮し寄り添う**という教員の意識、学習以外の様々な学校活動を通して、**お互いを認め合い尊重する**という児童生徒の意識の醸成が重要

【目指す学校像】

(1) 一人ひとりが自分の居場所を実感できる学校

- ① 安心を感じられる学校づくり
- ② 一人ひとりが自分らしく輝ける学校づくり

(2) 豊かな学校生活を送ることができる学校

- ① 多様性や個性を認め、伸ばす学校・学級づくり
- ② 分かる・楽しい主体的な学びができる学校・学級づくり



◆ 学校内における支援

- ① 教員による教育相談
- ② スクールカウンセラーによる教育相談
- ③ 校内フリースクールの整備

◆ 学校外における支援

- ① つくば市教育相談センターでの相談
- ② 学級担任による家庭訪問
- ③ スクールソーシャルワーカーによる訪問相談
- ④ 公設の不登校児童生徒支援施設の設置
- ⑤ 不登校児童生徒の保護者への補助（民間の不登校児童生徒支援事業の利用者への補助）
- ⑥ 民間の不登校児童生徒支援施設の運営者への補助
- ⑦ 保護者に対する支援
- ⑧ 家庭にいる児童生徒への支援



校内フリースクール設置までの経緯

◆ 設置について

- 令和4年度に中学校1校に試行的に設置。
- 令和5年度に全ての中学校及び義務教育学校後期課程並びに小学校6校に設置。
- **令和6年度に全ての小学校、中学校及び義務教育学校50校に設置。**

◆ 支援体制について

- 令和6年度からは支援員及び補助員（会計年度任用職員）を、小学校及び中学校には1名ずつ、義務教育学校には2名ずつ（前期課程、後期課程）配置を基本に進める。

※支援員（教員免許保有） 補助員（教員免許の有無を問わない）

- 各学校の教員から担当教員を選び、支援員・補助員と一緒に校内フリースクールを運営する。



校内フリースクールでの取組

◆ 学習支援

- 好きな教科や得意な教科で、より発展的な学習に取り組んだり、苦手な教科を学び直したりと、児童生徒のペースを尊重する。
- 学びたいことができる場所にする。学年が進むにつれて時間割等も自分で決める。
- 担任が配布したプリントに取り組む。

◆ 体験活動

- カードゲームやボードゲームなどを通じた異学年、同学年との交流や簡単なスポーツのレクリエーション、調理実習や野菜の栽培等を楽しむなど、リラックスできる活動を行う。

◆ 支援員及び補助員の役割

- 支援員は利用児童生徒の学習内容や活動の様子などの記録を作成する。この記録を担任や管理職と共有し、教職員と連携して支援する。
- 児童生徒が学習や体験活動に取り組む際は、必要に応じて助言や見守りを行う。
- 児童生徒からの相談や悩みに寄り添う。



校内フリースクール利用者数

◆令和6年度校内フリースクール利用者数（実人数）

小学校429人 中学校313人 **計742人**

※742人中、令和6年度に30日以上欠席していた児童生徒数208人
令和6年度に150日以上欠席していた児童生徒数65人

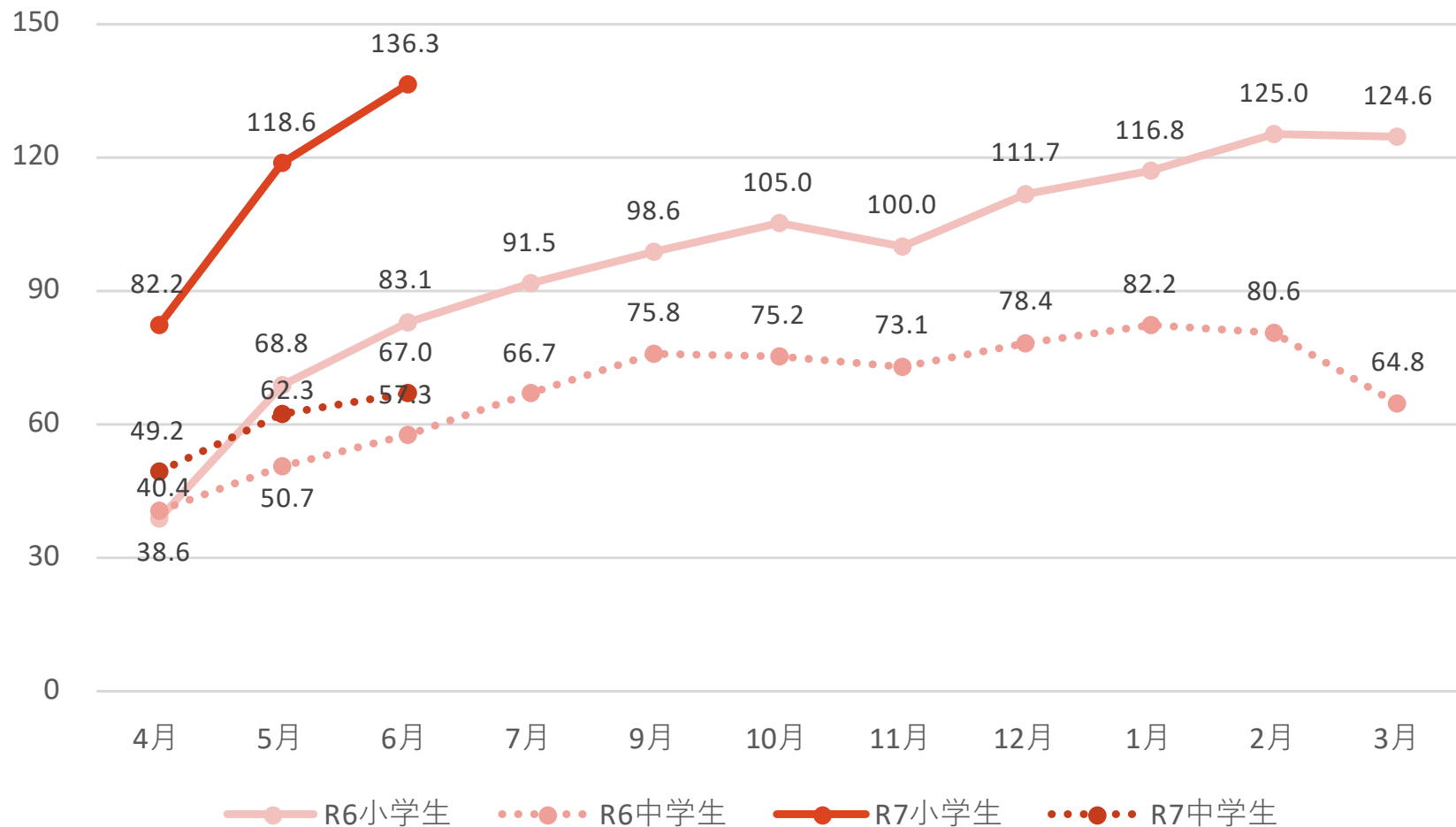
子どもの反応（令和6年度実施校内FS利用児童生徒アンケート結果から抜粋）

- 「楽しくて過ごせた」
- 「先生が話を聞いてくれて嬉しかった」
- 「学校に行きたいと思えた」
- 「イライラしてもSルームに行けばすぐに収まった」
- 「教室に行けない同じ悩みを持つ友達ができた」
- 「嫌なことがあった時の逃げ場になった」



校内フリースクール | 日当たり平均利用者数(市全体)

校内フリースクール1日当たり平均利用者数 (市全体)



R7は、R6に比べ小学生・中学生ともに利用者数が増加

1日当たり平均利用者数(R6比)

【小学生・市全体】

4月 43.6人増
5月 49.8人増
6月 53.2人増

【中学生・市全体】

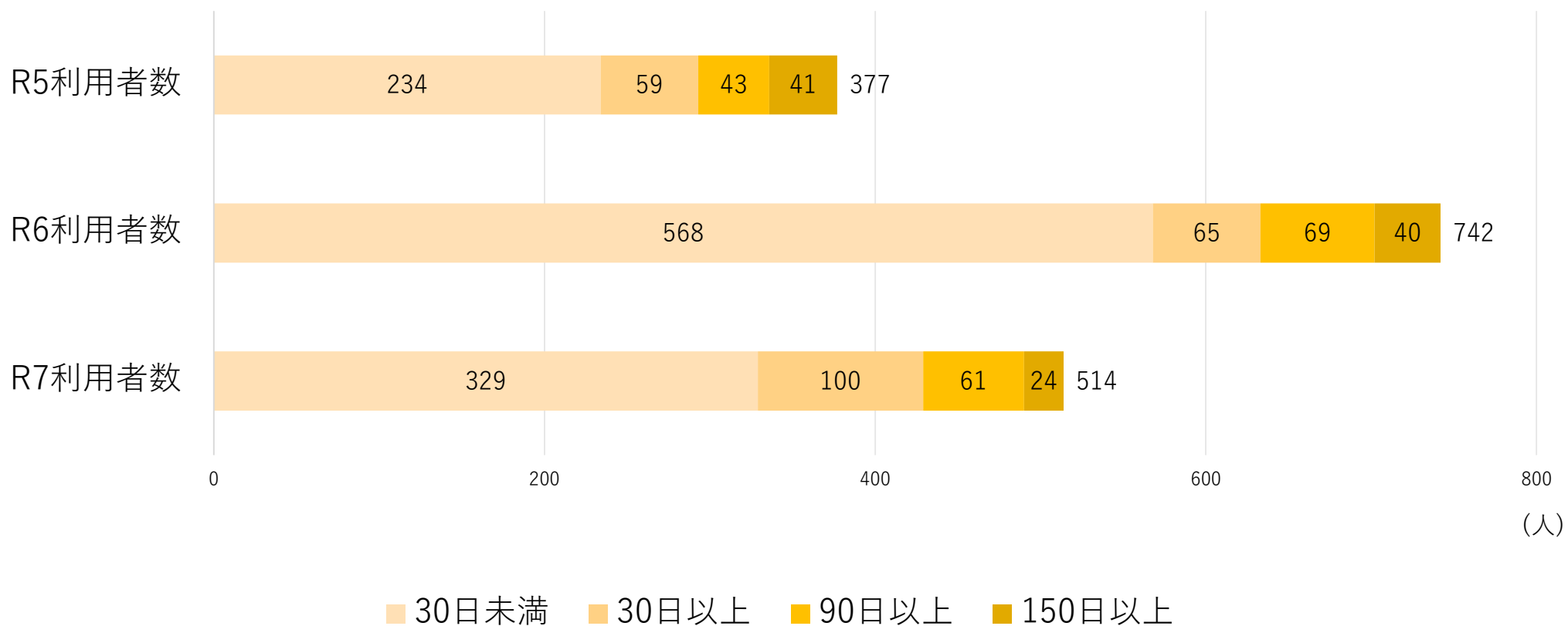
4月 8.8人増
5月 11.6人増
6月 9.7人増

※令和7年度は6月末時点の数値 ※8月は夏休みのため数値なし



校内フリースクール利用者の前年度欠席日数

校内フリースクール利用者の前年度欠席日数

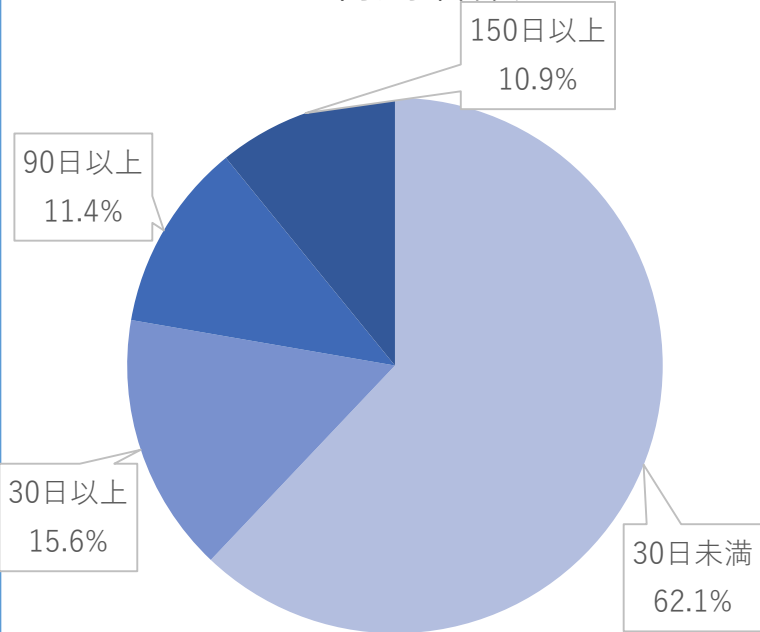


※令和7年度は6月末時点の数値。

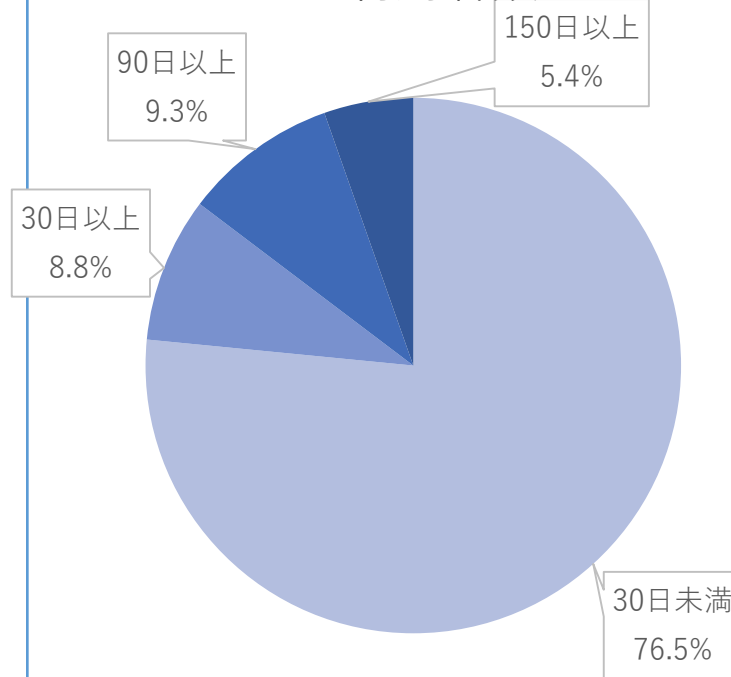


校内フリースクール利用者の前年度欠席日数

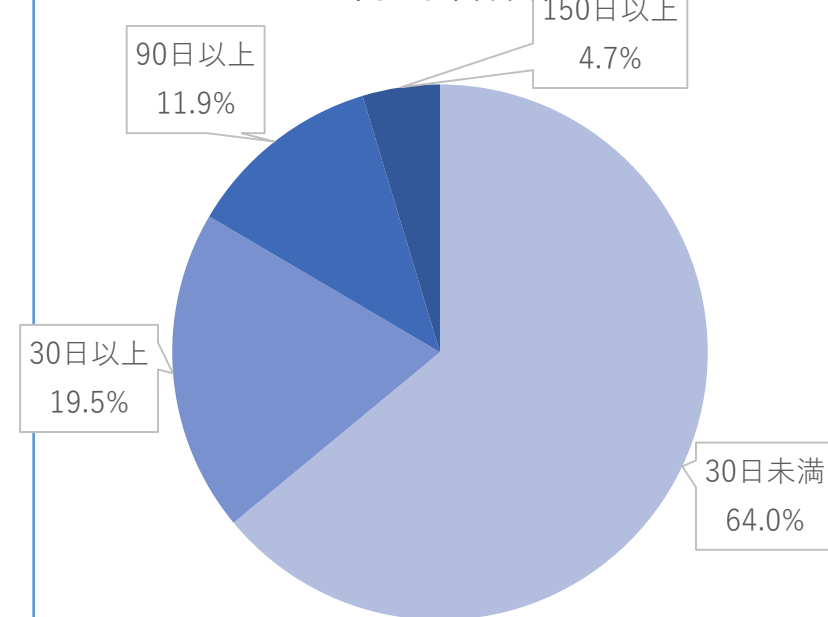
R5利用者数



R6利用者数



R7利用者数



※令和7年度は6月末時点の数値。



◆ 教員による教育相談

- ・ 不登校に関する児童生徒の支援は、学校の全教職員で対応
- ・ 児童生徒が、いつでも、誰でも相談できる体制を学校でつくる
 - 日頃から、教職員が児童生徒と積極的にコミュニケーションを取り、相談しやすい雰囲気をつくる
 - 教職員は、悩みや困りごとを抱えた児童生徒にタイミングよく寄り添うようにする
 - 教職員同士のコミュニケーションも重要。教職員間で協力しやすい、話しやすい雰囲気をつくる

◆ スクールカウンセラー（SC）による教育相談

- ・ 中学校区に配置し、児童生徒や保護者からの継続的な相談に対応
- ・ 年々増加する相談件数に対応できるよう **SCを増員 「計（市費）」**

令和4年度 21（7）人分 → 令和5年度 34（19）人分

→ **令和6年度 46（30）人分** → **令和7年度 57（41）人分**

※ 1日7時間、週1日のSC活動を「1人分」と計算



◆教育相談センターでの相談支援

- 常駐する教育相談員による電話や面談による相談を実施

◆学級担任による家庭訪問・スクールソーシャルワーカー（SSW）による訪問相談

- 状況に応じて、教員とSSWが協力し、家庭訪問や適切な機関との連携を実施
- より充実した支援ができるよう **SSWを増員し、中学校区に配置**

令和4年度 8人分 → **令和5年度 17人分** → **令和6年度 18人分**

※1日6時間、週1日のSSW活動を「1人分」と計算

◆公設の不登校児童生徒支援施設での通所支援

- 市内2か所で通所施設を開設し、学校外での集団生活や学習を支援。
 - つくしの広場（教育相談センター内）
 - ひだまり広場（大穂交流センター内）
- 通所した日を学校に報告。夏休みには、相談員が学校の個別会議に参加し、情報共有することもある。



学校外における支援

◆ 民間の不登校児童生徒支援事業利用に係る保護者への支援

- ・ 民間の不登校児童生徒支援事業を利用した際に支払った利用料に対し、
1か月当たり最大20,000円を助成。

◆ 民間の不登校児童生徒支援施設の運営者への補助

- ・ 民間の不登校児童生徒支援施設に対し、**最大で対象経費の2分の1の額を補助**
- ・ 補助を受ける施設は、毎月、利用日数や活動内容、支援内容等を記録した「出席状況報告書」を作成し、児童生徒の在籍校に共有している。

◆ 保護者に対する支援

- ・ 支援施策に関する積極的な情報提供
 - 公設支援施設、民間の不登校児童生徒支援事業利用に係る助成等の案内チラシの作成と全校配付
 - 校内フリースクールの案内チラシの作成と配付
 - 市が把握する民間の不登校児童生徒支援施設一覧の作成とweb掲載



◆ 家にいる児童生徒への支援

・ オンラインでの学習支援

- 市独自のICT教材「インタラクティブスタディ」の活用
- 茨城県が配信するオンライン授業動画「いばらきオンラインスタディ」の活用

こくご	しゃがい	さんずう	すうがく	りか	えいご
1~6年		かけ算		時ごとと時差(3年)	
基礎(きそ)		わり算		3けたや4けたの数のたし算とひき算	
応用(おうよう)		あまりのあるわり算		大きな数	
チャレンジ		かけ算の筆算(1)		小数(3年)	
10分		量さ		分数(3年)	
2分		かけ算の筆算(2)			
3分					
4分					
5分					
6分					

(インタラクティブスタディの画面)



不登校に関する児童生徒支援の状況

◆ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

	R5	R6
不登校児童生徒数	809人	822人
学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けた児童生徒数（実人数）	692人	711人
学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けていない児童生徒数（実人数）	117人	111人

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査のつくば市データ）

- ・ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていないの児童生徒は、教職員からの継続的な相談指導等は受けており、全ての不登校児童生徒が、何らかの相談・指導等につながっているとは言える。
- ・ 一方、市としては、全ての不登校児童生徒が、専門的な相談・指導等が受けられる支援体制や環境づくりに努めることを目指す。



つくば市の不登校に関する児童生徒支援施策の活用状況

◆つくば市の不登校に関する児童生徒支援施策の利用状況

不登校児童生徒数：令和5年度809人 令和6年度822人

つくば市の不登校に関する児童生徒支援施策	R5 利用者数	R5 左記のうち 不登校者数	R6 利用者数	R6 左記のうち 不登校者数
① 校内フリースクール※	377人	187人	742人	321人
② 「つくしの広場」 (市が直接運営)	28人	17人	28人	18人
③ 「ここにこ広場」 (民間事業者が受託し運営)	44人	30人	33人	28人
④ 民間不登校児童生徒支援事業利用者支援交付金	107人	76人	121人	94人
合計	556人	310人	924人	461人

※令和5年度は23校（小学校6校、中学校13校、義務教育学校4校）、令和6年度は50校で開設

会 議 録

会議の名称	令和 7 年度(2025 年度)第 3 回つくば市総合教育会議		
開催日時	令和 7 年(2025 年) 9 月 18 日 (木) 午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで		
開催場所	つくば市役所 5 階 庁議室		
事務局 (担当課)	教育局教育総務課		
出席者	委員	五十嵐市長、森田教育長、柳瀬教育委員、倉田教育委員、 和泉教育委員、坂口教育委員	
	事務局	《教育局》久保田局長、柳町次長兼健康教育課長、森田次長兼 学務課長、青木企画監 《教育総務課》山岡課長、飯村課長補佐、武田係長、高橋主任 《学び推進課》岡野課長兼学校教育審議監、小野学校教育政策 監、増沢学校教育政策監、東泉課長補佐、宮内指導主事兼係 長、伏谷指導主事兼係長、巾崎係長、吉田指導主事 《特別支援教育推進室》中島室長、中祖指導主事、関口指導主 事、相田指導主事、馬場主任	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
	傍聴者数	6 名	
議題	インクルーシブ教育について		
会議次第	1 開会 2 議題 インクルーシブ教育について 3 閉会		
<p><審議内容></p> <p>事務局 (教育総務課) : それでは、ただいまから令和 7 年度第 3 回つくば市総合教育会議を開催いたします。今回は、インクルーシブ教育について意見交換を</p>			

様式第1号

行います。終了時刻は16時30分を予定しております。また、会議録の作成にあたりましては、AI議事録を使用いたしますので、ご発言の際には、マイクの使用をお願いいたします。それでは、ここからの進行は市長をお願いいたします。

市長：今日もよろしくお願いいたします。インクルーシブ教育ということでその言葉だけをとるととても広い概念ですけれども、今日は特にその中でも教育局として行っている部分について、先生たちから今どんなことやっているのかをプレゼンしてもらいます。そしてじっくり話してもらってそれに対して質問や疑問に感じたことを言ってもらえればと思っています。もちろんすごくいろいろ取り組んでくれているのと同時に、少し感じている課題もありますので、それらをみんなで共有しながら、どのようにより良くしていけるかというのを考える機会になればと思います。よろしくお願いいたします。

特別支援教育推進室中祖指導主事：特別支援教育推進室の中祖です。よろしくお願いいたします。私からは、インクルーシブ教育、つくば市の特別支援教育、特別支援教育支援員の配置、市教育支援委員会についてお話をさせていただきます。まずインクルーシブ教育についてです。文部科学省中央教育審議会答申、「共生社会の形成に向けて」の中で、インクルーシブ教育とは、「すべてを包容する教育制度」という意味でとらえられています。その目的は、人間の多様性の尊重等の強化、そして、障害者とその能力を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することです。インクルーシブ教育というのは、すべての子供の教育の保障を目指す理念であり、特別支援教育のことだけではありません。私たちは特別支援教育という枠組みの中で、インクルーシブ教育をどう進めていくかということになります。障害のある子供と障害のない子供ができるだけ同じ場所で学ぶべきではありますが、それぞれの児童生徒が授業内容が分かり、学習活動に参加している実感や達成感を持って充実した時間を過ごせること、生きる力を身につけているかどうかということが

大切であり、そのための環境の整備が必要であるということです。この基礎的な環境の整備をすることが、推進室の取り組むべきところになります。こちらの資料にありますように、8つの観点に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた環境の整備を考えていきます。そして、環境の整備という土台を推進室で整えたところで、各園や各学校に子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮を検討していただいております。その際には、必ず本人や保護者とよく話し合いをしてもらい、合意形成を図った上で実施していただいております。

次に、つくば市の特別支援教育についてお話をします。つくば市の目指すところは、特別ではない、当たり前の特別支援教育、みんなが幸せになる特別支援教育です。子供たちが自分の持つ力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるように、一人一人の生きる力を培う教育の充実を図ります。

令和7年5月1日現在の特別支援学級と通級指導教室の設置状況がこちらになります。どの学校にも、特別支援教育コーディネーターを配置し、コーディネーターを中心として、学校全体で特別支援教育に関わっていただいております。

次に、特別支援教育支援員の配置についてのお話をします。令和7年9月1日現在での配置人数は239人になります。内訳はこちらの通りです。特別支援教育支援員の役割ですが、こちらの資料にある通り、多岐にわたり、臨機応変に子供たち一人一人のニーズに応じて、サポートをしていただいております。その際には必ず特別支援コーディネーターや学級担任と連携を図っていただき、個別の支援を行います。配置の手順としましては、まず、各校の特別支援学級在籍者数の把握をします。その際、在籍者の個々の特性の実情を確認し、配置人数の調整を行います。また、就学相談の様子ですとか医療的ケア児等、配慮の必要な子供たちを勘案し、配置決定となります。最後に、教育支援委員会についてのお話をします。内容はこちらの通りです。令和6年度の審議件数

は 605 件でした。内訳はこちらの通りです。支援委員会に係る発達検査に関する心理職の介入状況は、こちらになります。特別支援学級及び通級指導教室利用までの流れは、こちらの図のようになっております。教育支援委員会にかける前に、必ず本人、保護者と相談をし、合意形成を図っていただきます。そして特別支援学級のお試し等を実施していただき、発達検査を実施した後、適切な学びの場の検討という流れになります。市の教育支援委員会は、年間 11 回実施しております。校内委員会等における適切な学びの場の検討に至るには、このように段階的なプロセスを踏んでいただきます。それぞれのプロセスにおけるつくば市の取り組みは、巡回相談、そして、LD の対応をするための読み書き対応つくばモデルの実施等がございます。特別支援学級の授業は、特別の教育課程に基づいて行っております。必ず行う自立活動は、一人一人の困難さに応じ、教育課程を編成します。困難さを改善克服するため、6 区分 27 項目の指導領域の中から選択をし、一人一人に合わせて指導を行います。個に応じた支援指導を行うためには、関係機関と連携を図って、長期的な視点で一貫した教育的支援を行うために、作成する個別の教育支援計画と、それをもとに、具体的に学校が行う指導について、を盛り込んで作成する個別の指導計画を使用します。作成したこの 2 つの計画をもとに支援を進めますが、子供の成長に合わせ必要に応じつくりかえながら活用しています。私からは以上になります。

特別支援教育推進室相田指導主事：同じく推進室の相田でございます。よろしくお願いたします。私からは特別支援研修について、教職員対象の研修、特別支援教育支援員対象の研修、県主催の研修、特別支援学校と連携し実施しているもの、この 3 つに分けてご説明いたします。

まず、教職員対象の研修です。対象者を分けて実施しています。今年度は、校長先生を対象とした研修と教務主任を対象とした研修をそれぞれ年 1 回実施します。内容は、特別支援教育の最新の動向や推進のあり方について専門の講

師の先生をお招きし講話していただいたり、参加者同士で協議を行ったりしています。さらに、すべての学校に配置されている特別支援教育コーディネーターを対象に年3回コーディネーター連絡協議会を開催しています。ここでは、教育課程の編成、自立活動の進め方、合理的配慮のあり方、学びの場を検討するための段階的プロセスなど校内支援体制を築く上で欠かせない内容について研修をしています。また、専門的教員養成講座も実施しています。こちらは主に学習障害、特に読み書き障害についての研修です。各学校から1名、コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当者、通常の学級担任、幅広い層の先生方が参加しています。年4回に渡って、概要の理解から個別検査の方法、検査結果の分析、支援や指導方法までを系統的に学びます。こうした研修を通じて、検査による実態把握を行い、その結果を合理的配慮や具体的な支援方法に結びつけていくことを目指しています。特別支援教育支援員研修は、年に2回実施しています。4月には、新規採用者や2年目から3年目の方を対象に勤務上の基本的なことや支援員としての心構えや役割について行います。11月には、支援員全員を対象に具体的な事例を共有し、グループごとに解決方法を話し合うケーススタディを実施します。これにより、日常の支援で直面する課題について、実践的に学び合いながら支援の質を高めています。

最後に、県主催の研修についてです。これは特別支援教育推進室、つくば特別支援学校を中心に市内の園や学校と連携しながら進めている事業です。特別支援教育推進体制充実事業では、年6回、幼稚園、学校のコーディネーターが参集し議題や協議内容を共有します。そして各園や学校で実践した方法を次回の会議で報告し合い、検証しながら取り組み、理解を深めています。さらに県立特別支援学校、地域連携、体制構築事業では、つくば特別支援学校が中心となり、校長先生も加わって協議が行われます。コーディネーター会議で浮き彫りになった課題を整理し、障害のある児童生徒の困り感や教育的ニーズを

的確に把握しながら、実践的な方策を検討していきます。こうした県との連携研修を通して、市全体における特別支援教育をさらに充実させていくことを目指しています。私からは以上です。

特別支援教育推進室関口指導主事：同じく推進室の関口です。よろしくお願いたします。私からは、就学相談、教育相談、今後の課題についてお話しします。まず、未就学児の就学相談についてです。就学相談は、保護者との相談、就学予定の学校見学への同行、観察を経て、再度相談、特別支援学級や特別支援学校を利用する場合は、教育支援委員会での審議、就学する学校への引き継ぎという流れで進めていきます。令和6年度は401件の相談、248件の調査や観察のための訪問を行いました。必要があれば、就学前に、学校、保護者、市が連携し、学びの場についての合意形成を図っています。今年度は4月から8月末までに230件の相談と、157件の訪問をすでに実施しています。

次に、市立幼稚園、小・中学校、義務教育学校における教育相談です。ケース会議は2種類あります。1つ目は、お子さんの困り感や支援方法を共有する会議です。園、学校、保護者、推進室に加え、必要に応じて、放課後等デイサービスなど、外部機関も参加し、支援のあり方を多角的に検討していきます。今年度8月末までに56回行っております。

2つ目は、医療的ケアに関する会議です。学校、保護者、医師や訪問看護師が参加し、医療的ケアの方法について共通理解を図ります。場合によっては、推進室職員が病院に出向き、保護者とともに、医師から直接説明を受けることもあります。巡回相談には、推進室が行う市のものと、県立特別支援学校が行う県のものがあります。どちらも、幼児児童生徒の参観をしたり、教職員への助言を行ったりしています。市の巡回相談では、学級経営や学習環境のような全体に対する助言は指導主事、子供一人一人の個に対する助言は心理士が担当するなど、目的に応じて参加者を変更しています。特別支援学校の巡回相談では、子供への具体的な支援方法の助言に加え、校内研修も行っていただい

ます。また、推進室職員が講師となって、園や学校に出向いて行った研修は、今年度すでに41回です。LDの検査法や指導法、特別支援教育に関する基礎的研修だけではなく、先生方の声かけなど、現場のニーズに即した研修を行っております。9月1日現在、在籍校に看護師を配置している児童生徒数は3人です。看護師は、保護者との相談、病院でのカンファレンス、教育支援委員会での審議、訪問看護師との契約等などを経て、配置しています。現在、推進室に配置されている看護師1名は、カンファレンスに参加したり、医療的ケア児童生徒在籍校を指導主事と巡回し、医療的ケア児童生徒への対応を支援したりしております。教育局以外の庁内部署との連携は、資料の通りです。福祉部、こども部とも連携し、切れ目のない支援を進めています。続いて、庁外部署との連携はこちらになります。

最後に、今後の課題についてです。学校からは、通常の学級担任の特別支援学校、特別支援教育への理解不足。若手、新任担任への研修不足。個別最適な支援の難しさ。専門知識や指導方法の不足といった声が上がっております。推進室としましては、適切な学びの場の検討、授業づくりの2点を挙げます。

1点目は、適切な学びの場の検討についてです。例えば、時間に制限のある就学相談では、特別支援学校と小学校の教育課程の違い等について、保護者の理解を深めるための時間が不足していることです。学校では、校内支援委員会での検討や、本人、保護者との相談の不足、教育相談の不足が挙げられます。子供一人一人がわかりやすい授業づくりや経験の少ない担任の先生方の自立活動の指導法等に対して、私たちがもう少し入り込んで授業を一緒に作っていく必要があると感じています。私たちが考える特別支援教育とは、どの場面でも、子供が中心となって、相談や話し合いが進むものだと考えております。特別でない、当たり前の特別支援教育を、今後も継続できるよう、引き続き学校と連携をとっていきたいと思っています。以上で、特別支援教育推進室の説明を終わりにします。ありがとうございました。

様式第1号

学び推進課吉田指導主事：学び推進課の吉田と申しますよろしくお願ひいたします。私から、インクルーシブ教育に関する学び推進課等での取り組みということで、お話をさせていただきます。主な取り組み内容としては、この3点、不登校児童生徒支援、帰国外国人児童生徒支援、性的マイノリティに対する理解促進、以上の3点で、お話しさせていただきます。

まず1つ目は不登校児童生徒支援についてです。目的としましては、不登校は問題行動ではないという認識のもとで、登校することのみを目標とするのではなく、社会的自立に向けた力を育み、一人一人が幸せな人生を送ることができるよう、児童生徒の視点に立って様々な支援を行う、この目的として行います。主な取り組みとしましては、校内フリースクールを全小中学校義務教育学校へ設置しました。支援員補助員も配置し、以下のような形で、研修も年2回行っております年6回行っております。研修内容としましては、情報共有含め、児童生徒の関わり方など、様々な研修を行うようにしています。民間不登校児童生徒支援施設及び利用者への補助を行っております。スクールカウンセラースクールソーシャルワーカーを以下のように配置し、子供たちが、また保護者の方々も含め、相談できる場や、環境の整備に努めています。長期欠席児童生徒及び保護者へのアンケート調査を行いまして、取り組みの見直しも毎年行っております。課題としましては、校内フリースクールにおける多様なニーズへの対応ということで、学習に集中したい子もいれば、リラックスして支援員さん補助さんなどと話をしたい、コミュニケーションをしたい、または静かに過ごしたい、いろいろなニーズを持っている子たちへ、どう対応していくか、関わっていくかというところに課題を感じている先生や支援員さん補助員さんがおります。家から出られない、不登校児童生徒への支援方法も課題として残っております。また、学校や不登校児童生徒支援施設、保護者関係者同士の連携ということで、子供、児童生徒の様子や学習状況など、それぞれの場で過ごしていることを共有し、どう支援していくかというところを連携す

ることを充実することが課題としてあります。

2つ目は、帰国外国人児童生徒支援についてです。日本語の能力の向上と、学校生活によく適応できるように支援することを目的として、取り組みを行っております。市としての主な取り組みについてです。県から日本語指導対応教員、日本語教室、加配として配置していますが、その他にも、市として、日本語学習支援員、また日本語学習支援ボランティアを配置し、各学校において、日本語の学習支援を行っております。また、日本語学習支援に関する研修も、本年度は昨年度よりも増やして2回行いまして、各学校における事業の進め方や工夫の仕方、困り感の共有なども含め、今年度は日本語の加配校の日本語指導対応教員と日本語学習支援員の合同で研修を行うことができました。課題としては、日本に来たばかりで、日常会話が十分にできない。児童生徒に対して、一から日本語支援をするというところで難しさを感じている支援員さんの声を聞きます。その子が入ってくると、今まで指導している子への支援が難しくなるといったところで、そういう日常会話が十分できない子たちにどう支援していくのが適切なのかというところで課題を感じている方が多いです。また、そこが日本語の支援が必要な子なのか、もともとの特性として持っていることで特別な支援が必要なことなのか、判断が難しく、支援のやり方で困っている、課題と感じている先生方や支援員さんもあります。また、日本語指導対応教員、日本語学習支援員、日本語学習支援ボランティア、学級の担任などの関係者同士の連携への充実というのも課題となっています。例えば、日本語の教室日本語学習支援員さんが日本語の日常会話をもう少し教えなきゃいけないと感じており、担任の先生からはこの課題をやってくださいと課題を渡されたときにどっちをやっていこうかなというところでも、情報共有ですとか、どういったレベルで日本語を教えていかなきゃいけないかなというその連携はもう少し図らなければという声は聞いております。

3点目は、性的マイノリティに対する理解促進についてです。目的としまして

は、性的マイノリティに対する理解を深め、正しい知識をもとに学校現場での相談や教育を推進することを目的としています。主な取り組みとしましては、3年間、令和5年度から本年度令和7年度までに全教職員約1,400人へ対面による研修を行いました。また、全教員、全学校長を対象としたアンケートによるつくば市の現状の確認と分析を行いました。課題としては、研修において講師をしていただいた方のお話を聞きながら、要望や知識を習得しても、なかなか実際にそのような生徒が来たときに学校で実践したり、生かしていくことが難しいと感じている教員が多いです。また、発達段階に応じた性的マイノリティに対する指導方法、実際に授業するときどのようにしたらいいかというところで教職員の不安が大きいところも課題として、声を聞いております。教職員間における性的マイノリティに関する情報交換、対応経験などを共有する機会が少なかったことも課題として挙げられています。私からは以上です。よろしく願いいたします。

市長：ありがとうございます。結構盛りだくさん説明してもらいましたが、まず質問があれば。中身の確認をして、各項目で課題を書いてもらいましたので、深掘りしていければと思いますが、何か聞きたいこととかどうぞ。

柳瀬委員：質問です。特別支援教育支援員の配置のところですが、この中の配置人数は239ですね、内訳ですが、義務教育学校前期課程には29人いらっしゃるけれども、後期課程は0人というのは、どういうふうに理解すればよろしいですか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：中祖です。こちらは、前期課程というのが小学生で、後期課程が中学生ですが、義務教育学校にどのような形で配置していますかと聞いたところ、支援が必要なお子さんが小学校の部の方にたくさんいらっしゃるとのことだったので、義務教育学校として配置をしていますが、実態としては、手がかかる小学生の方につけていただいていたということになりますので、中学校の方は、0人ということになります。

様式第1号

柳瀬委員：前期課程が終われば後期課程になるわけですよね。そこで特別支援学校へ行くとか、そういう子が多いからですか。それともこれ継続して支援をしないということ。なんか、後期課程0になるのは、特別な事情があるのかなと思ったのですが。

特別支援教育推進室中祖指導主事：毎年、お子さんの実態に合わせてついでいただいているので、今年度においては、小学生についていただいているという状況です。場合によっては、中学生に手がかかるときには中学生の方につけていただくときもあると思います。

柳瀬委員：大きくなりますよね。ずっと前期の子供じゃなくて、前期の子は後期になるわけですけど、その接続のときはどのように対応していますか。接続というか、同じ義務教育学校の中で後期課程になったら支援級がないわけではないですよね。

特別支援教育推進室中祖指導主事：あります。

柳瀬委員：ありますよね、だけど、支援員はいない。

特別支援教育推進室中祖指導主事：これはあくまでも今年度調査した状況なので、例えば2年生のお子さんが大変で、その子を中心に見ていただき、中学においても必要でしたらその子という場合もあるが、個人につけるという形ではない。

柳瀬委員：支援級はあるけれども、担任はいて支援員がないという状態がこの後期課程の0ということですか。

教育長：子供たちも成長によってだんだんと特別支援員さんが支援するような状況からも解消していく実態もあるわけですよね。

特別支援教育推進室中祖指導主事：あります。実際は、現場で支援員が必要だったりするのが、低学年が多くなるので、どうしても低学年についていただくことが多くなりますが、中学生でももちろん必要な場合はついていただきます。

市長：補足で聞きますが、今の0人というのは、義務教育学校の中、全体で調整

様式第1号

していると思いますが、本当は後期課程でも入れられたらいいけど、全体のリソースが限られているから前期の子たち中心に配置をするという判断をしているのか、それとも必要がないのかというあたりでいうと現場の感覚としてはどうでしょうか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：中学生でも必要な子もいると思います。

市長：いいですよ、足りないなら足りないといってもらえれば。要するに小学校と中学校で分かれているところは、組織として中学校に11人支援員がいるとなるが、義務教育学校は全体に対して、となるから低学年とか前期が大変ということでリソースを振り分けているとすれば、本来は後期課程でも支援をすべき子がいてもそこまで手が回らないということでもありますよね。

特別支援教育推進室中祖指導主事：学校によってはそういうところもあるのかもしれないです。ただ、成長や発達段階によってだんだん必要じゃなくなってきたりもするので。

市長：それは間違いないですよ。だから、小学校と中学校の人数とはそういうことだろうと思っているので、決して小学校で支援が必要だった人みんなが、中学校で必要とは全く思っていない。

特別支援教育推進室中祖指導主事：そうですね。

市長：ちなみに、小学校でもより低学年の方が手厚いのではないかと思います。が、学年別のデータとかありますか、小一から小六までのとか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：学年別はないです。

市長：把握をしようと思えばできますか。学校しかわからないしょうか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：誰につけるという形ではなく、学校で何人という形なので。

教育長：1人の支援員さんが低学年の子もやったり、高学年の子もやったり、教育活動によって変わるということですよ。

特別支援教育推進室中祖指導主事：そうですね。

様式第1号

市長：対象となる子は数値として把握しているわけですね。

特別支援教育推進室中祖指導主事：そうですね。

市長：それは要するに、特別支援計画を作っている子たちの数字の割合というの
はどうなっているとかわかりますか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：特別支援学級に在籍しているお子さんの個
別の支援結果は全員作っておりますが、通常の学級にも、配慮を要する児童が
いるのでそちらについては必ず作ってくださいというところではないです。
特別支援学級に在籍している子は把握しています。

柳瀬委員：もう一回確認しますが、特別支援学校の方へ行くという子供の割合も
多いですか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：そうですね。年によるとは思いますが、中学
校から行くのももちろんあります。

市長：レアケースなのか、それとも年間に数人いるのかとかは、どれくらい。

特別支援教育推進室中祖指導主事：年間数人です。

柳瀬委員：先ほどおっしゃったように、確かに比率がわからなくなったりするか
もしれないですが、学習内容はどんどん難しくなるわけで教育的ニーズが少
なくなるというのは、少し考えられませんよ。そこをどうしているのかという
実態が知りたいなとは思っています。

特別支援教育推進室中祖指導主事：学校とやりとりをさせていただくことが多
いですが、感覚としては小学校さんの方で困っているから巡回をお願いした
いとかということが多いですね。中学校からは、実際あまりないです。

倉田委員：それにちなんで配置計画ですが、配置計画は生徒さんによって学校へ
の割り振りをしているのか、すべての学校を対象にして割り振りしているの
か、その辺はどのように考えて配置していますか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：配置の手順を書かせていただきまして、この
ような流れになっています。基本は各校の特別支援だけ在籍者数を把握して、

様式第1号

特に支援が必要なお子さんもいらっしゃるので、個々の特性の実情を確認します。さらに、就学相談で新1年生の在籍者がどのくらい来ていたかと言うのとか、就学相談来ていたけれども、通常の学級に就学したというお子さんもいらっしゃいますので、そういうお子さんがこの学校には何人くらいいるのかなとかいろいろな要配慮児を勘案して考えて配置をしています。

倉田委員：実際にはその配置人数はどのくらい充足されているかとか、希望としてはあとどれくらい増やしたいとかあります。

特別支援教育推進室相田指導主事：学校の方から支援員をつけてほしいという現状ではあるので、なるべく要望にというのはありますが、先ほど中祖が話していた、総合的に今のところ配置については検討しているという。

市長：総合的にというのは、要するに本当はもっとつけたいのですよね。学校のニーズとしてはもっとあるという認識でいいですか。学校に何人支援員を配置するか決めるのはこっただけけれども、学校としては、その辺どういうふうに行っているのでしょうか。

教育長：決まった人数を分けているわけじゃなくて、必要な人数を分けていき、総数に近づくという感じですよ。

倉田委員：今までですと就学指導員さんにも見に来てもらって、この子の状態を見て、これはつけたほうがいいたろうというのはそういう面で努力してくれた経緯があるので、そこら辺との学校の連携のあり方で、お互いうまくいっているのかという、その辺を。

特別支援教育推進室中祖指導主事：そうですね。巡回相談をお願いしたいという話とかこの子は大変という話は、やりとりを密にさせていただいております。なので、来年は、もう少し欲しいなという学校さんの思いは感じているので、そちらを鑑みて配置したいと思います。

柳瀬委員：現場で必要と言っても、募集してもなかなか集まらないとか。あと週3日ですか。100万円の壁というので、なかなか応募者が少ないので、どうし

様式第1号

でも現状から大幅に人員増やせないということを知ったことありますが。働き方の問題ですね。募集の仕方とか。会計年度だけど、週3日でしたか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：週3日の方と4日の方です。

柳瀬委員：現場としては毎日来て欲しいけど、毎日ではなく、日替わりになるなどいろいろ支援員の働き方は難しいという話をよく聞きます。

特別支援教育推進室中祖指導主事：そうですね。途中で事情があって、お辞めにならなくてはいけないという方も中にはいらっしゃいます。その際に募集をかけます。その時に来ていただいた支援員もいらっしゃって、こちらの方で面接をしますが、募集をかけたなら何人かは来ていただいたりしています。

市長：実際その年収の壁みたいなので抑えている人たちの割合って結構いますか。

特別支援教育推進室中島室長：居りますが、割合まではわかりません。

市長：たくさんなのか、みんなセーブしているのか、それともあまり関係なくやってくれているのか、多数派なのか、少数なのかという点。

特別支援教育推進室中島室長：推進室の中島です。年収の壁を原因としているかは確認をしていないですが、半分くらいはいらっしゃるかもしれないと思います。長くお勤めしている方の中には、この仕事にやりがいを感じて、旦那様の扶養から外れるなど保険を払ってでもこの仕事を続けたいという方がおられて、増えてきていることは間違いのないと思います。ただ、初めてやる方はこの仕事はどういう仕事かわからないので、3日とか2日からスタートしたいとか、複数の先輩がいるところで教えてもらいたいという方が多いので、増員させていただき人数が増えるときほど、そういう方々が多い感じがします。継続の方は、比較的長く働きたいという方は徐々に増えてきている印象があります。

市長：もし、年収を気にせずに本人がもっとやりたくなってしまったら週5とかでもいますか。

様式第1号

特別支援教育推進室中島室長：幼稚園は全員週5です。

市長：そこはどういう使い分けでしょうか。

特別支援教育推進室中島室長：幼稚園は、人見知りや人に対して慣れるまでにかかる時間などを考えると、職員と同じように5日間、いつも同じ人に同じ支援をして欲しいというご要望がずっとあり、数年前に全員その形に変えました。子供たちがとても敏感に反応してしまって新しい人を受け入れられないということもあります。小、中学校は、将来のことも考えて入れ代わり立ち代わり対応しております。196人中、週5で入っている方が50人います。週4が40人、週3が100人ぐらい。週4以上になると、扶養に入れなくなってしまうというところでそこに少し壁がある印象があります。柳瀬先生から先ほどご質問ありました支援員の増員の件に関しては、来年度は、教育長と市長ともご相談させていただいて増員を図りたいと考えて予算をお願いしているところです。それに合わせて各学校からの希望も挙げていただいているところで、今年と来年に合わせてとても差が大きいというような場合に関しては、私どもも巡回に行かせていただいている学校が大部分ですけど、お子さんの様子とか先生方のご指導についても、少し入り込んで見ていきたいなと思っています。

市長：300人ぐらいで考えていましたか。見つけるのも大変ですと。でも見つけ出さないといけないと思いますが、予算通る前にどこまでできるのだろう。本当は、100人以上新規に欲しいですね。そうすると、結構大変な作業じゃないですか。それを今年度の予算の中のやりくりの根拠にして、面接とか始めていいのかな。議会で全会一致の請願やっているぐらいですからね。そこに文句言われても。でも多分、予算に反対する市議がいますからね。本予算に反対する人たちは、中身とかではなくて反対する人たちもいるでしょうけど。

教育長：もし経験のない方がたくさん来るという形で雇えたとしてもそのようになってしまうですね。だから、事前の研修も必要だろうなど。配属されて

様式第1号

からベテランの先生方に教わるのも大事だけど、事前の知識もある程度必要だというのが、どのようにすればいいかなと私もそこが迷っていますが。

倉田委員：配置計画も重要ですよ。そうすると程度差もあるからそれで対応できるべきだと思います。単独で行ってもある程度ベテランの人ならできる。そこにつけてやるとかそういう方法も必要かと思います。

教育長：つけるつけないに関して、私の肌感覚としてはこれをつけて欲しいというんですかみたいな先生も結構いるなど。私のクラスは大変な子がいるからつけてくださいと言うが、私が見に行くと、これで大変ですかみたいなところもあって、非常にその辺の認識がかなり違いますよね。だからそういった先生たちの認識も育てなきゃいけないし、支援員さんの方もある程度のレベルまで上げなきゃいけないし、その力量によって配置も少し検討しなくちゃいけないし、軽い子には浅い人をつけても大丈夫だろうし、などと考えると相当複雑なことを短い間に整理しなくちゃいけないと感じている。

倉田委員：ただ、管理職もその中で関係してここにはつけるべきだというのがないとまずいのではないかと思います。一教員だけの問題じゃないですよ。その学校の体制がしっかりしてないと私はまずいと思います。

教育長：まさにその通りでコーディネーターから管理職の方たちが、その辺もしっかり認識を持って、コントロールしていかないとうまくいかない。それは確かだと思います。

市長：ほかに質問どうぞ。

柳瀬委員：一貫性ということが書かれていたと思いますが、支援の一貫性というのはわかりますが、中学校で終わっていますよ、一貫性が。社会に出るところまでではなくて、地域とか社会との連結はすごく大事だと思っていて、話が戻りますが、放課後デイの人達との連絡調整とかですね。場合によっては放課後デイに関わっている職員が、日中空いているわけじゃないですか。支援に入ることもあり得ると思いますが、そういうケースはありますか。

様式第1号

特別支援教育推進室中祖指導主事：あんまりない。

柳瀬委員：募集して、なかなか人が集まらないのはあるけれど、地域と情報交換とか連携するという意味では、放課後デイはすごく可能性あると思いますよね。卒業した後、養教施設や事業所に行ったりするわけじゃないですか。その事業所との意見交換はしないのですか。私もそういう場にいますけど、ほとんどありません。学校時代どうだったかという話しは親御さんから聞くが、特別支援で見ていた先生と意見交換することはほとんどなくて、どんどん変わりますしね。情報をまた一から作り直さなきゃいけないというケースは結構ありますね。福祉関係の皆さんももっと関わりたいと思っています。

市長：はい。では、和泉さん。

和泉委員：説明ありがとうございました。ようやく私も特別支援教育推進室がどのようなことをどのように進めているのか理解が進んできたなと思いましたが、先ほどの配置のあり方を考えてみても先ほど支援員も専門性が必要というか、誰にどのような支援員を何人つけるかの判断が難しいとありましたが、そもそもつくば市が目指している特別支援教育がいかなるものかという共通理解がどれぐらいできているのかという疑問が今回予習する中で抱きました。最初にお尋ねしたいのが、スライド7ページ目あたりのつくば市は特別ではない、当たり前前の特別支援教育。先ほど説明の中でありましたけれども、これはどういう意味ですか。何を一番大事な理念として、特別支援教育をやるのかということについて、もう少し説明をいただきたいと思うのですが。

市長：どなたか答えてもらっていいですか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：中祖です。つくば市の目指す目標ということで書かせていただきましたが、当たり前というのが、学校全体で支援体制を構築するということで、特別支援の先生だけではなく、学校全体で支援体制を構築し、すべての教員が特別支援教育に関わる必要がありますよということです。それが当たり前ということです。「みんなが幸せになる」のみんなとい

う言葉の中には、特別な支援の必要な幼児、児童生徒も入っていますよ、というメッセージです。

和泉委員：ということは、この特別支援級の先生だけとか、コーディネーターの人だけということではなく、全職員がたとえ自分のクラスに該当する子供がいなくてもその教員も関わる考え方ということですか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：はい、そうです。

和泉委員：そこは一番すごく大事とっていたのでそこを確認できてよかったです。ただ同時に、最初のところで、特別支援教育の中でインクルーシブ教育を取り込むという発言があったと思いますが、これはどのように理解したらいいですか。というのは、特別支援教育とインクルーシブ教育のそれぞれの意味、理解、定義があいまいだなと思ったので。

特別支援教育推進室中祖指導主事：インクルーシブ教育となるとその特別支援教育だけにとらわれがちです。その特別支援教育を受けているお子さんが、差別を受けやすいというような現状があるので、どうしてもそのようにとらえられがちですが、それだけじゃなくって国籍とか性差とか宗教であったり経済の状況であったり、いろんなところにおいて全部含んでのインクルーシブ教育というとらえですよ、というメッセージです。

和泉委員：であるならば、インクルーシブ教育の中の特別支援教育ってことですよ。そうであればよかったです。というのは、インクルーシブ教育が障害の有無だけではなくて、多様な子供たちの教育を受ける権利を地域の学校で保障するために、教育そのものを改革していくプロセスと明言されている中で、つくば市ですぐやるべきことはなんだろうと思ったときに、どうしても障害の有無による障害児教育の流れで、特別支援教育がインクルーシブという理解が多いと日本ではよく聞きますが、つくば市もまだそこにとどまっているのかなという印象があります。であるならば、学校改革していくプロセス、個別具体的な日々の支援のあり方を見直す。すごく大事ですけれども、本当にす

様式第1号

すべての多様な子供たちを包摂するのはどういうことなのかという部分がまだ抜けているというか、理解がまだ足りてないように感じました。そもそもインクルーシブをどう考えているのかというのをお聞きしたいと思っています。

市長：皆さんというのは。

和泉委員：まずはマイクを持っている人や関わる人。推進室の皆さんに限定せず、私は学び推進課の中に特別教育ってあるのではないのかとずっと疑問でしたが、切り離さないと業務が立ちいかないということで、実務的に分けている理由もあるとは思いますが、すべての子供に対する学びの中に支援が必要な子供のための位置づけだと思っています。

市長：学び推進課の下に室としてついている。組織としては、課題室というような位置付けです。

和泉委員：では、別に切り離されてはいないということですか。

市長：課内室を作るというのは、同じことを目指すけれども、特にその分野に重点的に人を配置する必要があるときに作ることが多い。

和泉委員：より重点的に取り組んでいるがゆえに1つ室を設けていると。しかし推進室の職員の皆さんもインクルーシブ教育には携わるわけなので、インクルーシブって何を意味するのかというのをいろいろ考えられたらいいのかなと思います。

市長：最初にその辺はいろいろ話してくれていましたが、よりどんなことを聞きたい。

和泉委員：私の中での課題というのは、特別な支援を充実させればさせるほど、分離させてしまうのではないかという懸念です。文科省の4.27通知とか国連からの勧告を鑑みると、すごく難しく、個別な対応を充実させればさせるほど、通常学級での変化とか改革がおろそかになってしまわないかというのが懸念です。というのは、現状はやはり通常学級で同じことをできない。教室から出てしまうような子供が、こっちの教室に出ようかという状況になってい

様式第 1 号

ないかどうか。それをインクルーシブと意味していいのか。私も正解はわかりません。ただ、実際に対応しなきゃいけない、一緒に過ごせない子供たちにとっての支援も必須なので、特別支援教育の存在は大事だと思う一方で、そこに通常学級何年何組の出席番号がある 1 人だよねという部分をどのように子供にとって良い学びを与えられるかなという疑問はあります。つまり、インクルーシブってどういうことなのというところに、すごく集約するというか、難しいなと思いました。

倉田委員：多分、学校では、通常学級の中での発達障害とか問題行動とか指導困難とか、そういうものも含めて、定期的に検討会議を全職員で行っているはずです。私のときも月 1 回は、何年何組の児童生徒と担任から全部説明してもらい、今こういう状況でこのような対応をとっています。こういうような問題があって、困っていますとかこういうところは課題ですとか、全部職員会議に出していました。ですから、特別支援だけでなく、問題行動をする課題のある生徒児童に対しても、学校でどういう体制を図ってその子に対応したらいいかということでの共通理解を図っています。そういう意味で言えばインクルーシブ教育だと思いますよ。

市長：事実ベースで、学校全体でケース会議やっていますか。個別にやっていますか。先生たちみんなで 1 人の子供について話したりとかって、あまりしている認識ないのですが。

特別支援教育推進室中祖指導主事：ケース会議はやっていますが、どういうメンバー構成かというのは、各学校さんで考えてやっていただいています。

市長：そんなに広く全体でやっていますか。

特別支援教育推進室中祖指導主事：必ず、年度初めには全職員に周知をします。自分のクラスではこのお子さんとこのお子さんに必要ですよとか、全職員に周知はしています

市長：ただ、倉田先生が言ったように、毎月 1 回、それぞれの子についてみんな

様式第1号

で共通認識を持つみたいなのが少なくとも僕の認識では、あまり今やられている気はしないですが、もう少し関係する当事者で、やっている感じで、多分そういうところと和泉さんの問題意識とも繋がってくるのかなと思います。みんなで見てないということだよ、和泉さんが言っているのはね。

倉田委員：だから、担任に負担をかけすぎないとか孤立させないとか、そういう面では必要だと思いますよ。

特別支援教育推進室関口指導主事：学校によっては、生徒指導主事という役職の先生がいらっしゃるの、その方とか管理職が集まって週に1回とか、そういう会議を行ったり、特別支援の方で気になるお子さんとか、学校全体で不安定なお子さんとか、そういうお子さんに対しての会議を行っている学校さんもあります。それだけでなく、共有の仕方はいろいろあるかと思いますが、そちらを全職員にわかるように学校全体がお子さんのことを分かっているようにという情報共有をしている学校は多くあると思います。

教育長：毎月1回まではないけど、かなり行っている感じはあるかな。

特別支援教育推進室関口指導主事：先ほど申し上げましたように、4月には必ず違う学年でも、声かけの仕方1つでその子の学校生活は変わってくると思うので、その配慮事項とかは、必ず4月に全職員でどの学校さんもやっていると思います。あとはなかなか現状として、時間を作れないというところもあると思いますので、夏休みとか、お時間があり全体が集まれるときに、もう一度4月はこうでしたけどいまはこうなっていますなど、全体で研修をするというのは、どの学校さんもやってらっしゃるかなと思っております。

市長：和泉さんの問題意識としては、国連の勧告にあったような分離教育ではなくてちゃんとインクルーシブにせよということをもっと進めるべきだということのような問題意識からの話という認識で大体あっていますか。

和泉委員：そうですね。自分でもすごくもどかしいのは、今の説明を全部聞いて、少ない人数の中で、すごく職員の皆さんが取り組んでくださっているのも

理解している一方で、本当の現場は実際にどうだろうというところが見えていない中で、まだまだ分離なのではという問題意識はありつつもそれが果たしてどれぐらいそうかとはっきり言えない。究極のインクルーシブ教育というのは、基本的に分ける必要もない。一番よく知られた例だと、みんなの学校の大空小になるかと思いますが、大空小だけでなく他の自治体でも、特別支援級がありながらも、もう少し融通の利く特別支援教育から通常学級へ子供達が自分で選んで自分で過ごせる制度を作っている自治体はありますので、そこをつくば市も、ともに学び、ともに育つということを掲げた上で、こういう特別支援教育、インクルーシブ教育をやりますということを取り組んでいてもいいのではないかな。一番基本となる部分が、あまり実は明文化されていないような気がしました。教育振興基本計画の会議に出ていて、ここが実は書いてないのかもという気づきがありまして、すぐ作れるものではないので議論しながら、作ったほうが良いのではないかなと感じています。インクルーシブ教育という言葉が障害を持つ子供のための教育とすごく矮小化されている部分を乗り越えるような哲学とか理念を教育振興基本計画の中で必要とすごく感じているのが、私のそもそもの問題意識です。

教育長: そうですね。もっと通常の学級でみんなと一緒に学ぶというのを増やしていいと思うし、障害の有無じゃなく、学び推進課も出したように、いろんな対応を受け入れていくのがインクルーシブ教育だという考え方にはもちろん間違いはないと思います。ただ個別のスキルを学ぶ時間というのも必要というのは、経験上思っています。この子にとって、自立するためにはこういうスキルを伸ばしてあげたほうがいいという時間は必要だと思います。ただみんなと一緒に学んでいるから伸びるかという、それは違うので、分離するという意味じゃなく、その子をさらに伸ばすために必要なスキルを身につける教室という考え方で私たちはやっていくべきだろうと考えています。その時に、さっき文科省通知の話が出ましたが、つくばもそのように学校で進めてい

様式第1号

こうとみんなが盛り上がっている中で、文科省通知では何時間は特別支援学級で学ばなければいけませんよ、と何か逆行しているような通知でしたよね。特別支援学級の担任は何時間以上、自分のクラスで教えないと手当を出さないという話になって、非常に国の動きもしっかりしてないなと思いました。私が吾妻小の教頭時代に吾妻小ではインクルーシブ教育とLDのための対応という研究をしていました。なので、できるだけ通常学級で障害のある子ども教育するという形でやっていたら、事務所の管理主事が見に来たときに、特別支援学級で何時間もやってないじゃないかと、これでは手当を出せないからすぐにやめなさいと言われてしまい、非常にショックを受けた経験があります。その時に担任は逆に通常学級に行ってそこで支援をしていますと伝え、それもカウントできるのでは、という話をしたら、それはカウントできませんという話になりました。それは20年以上前の話ですが、現実と法的な部分が、いまだに乖離しているようなところがあって、ここは国が現実を見ないといけなのではないかと感じています。考え方としてつくばは、みんなと学ぶことは学び、必要なスキルは個別に学ぶという考え方でみんなを支援していると私は思っています。

柳瀬委員：私もいいですか。インクルーシブの反対の概念は、エクスクルーシブです。排除ですよ。排除とか独占という意味です。でも、日本の学校ってそういう意味では素晴らしくて、すごくインクルーシブにこだわってやってきたと思います。排除しないということにおいては、すごく頑張っています。ただ、その弊害というか、矛盾も出てきていて、教育長が言われたように一人一人にニーズがあるから、そのニーズに応えるというのは、そういうスペシャルではないよねって話です。みんなニーズがあるから。だけど、そこにindividualなニーズだけど、この子に対してきつき言ったように声かけ1つでもちゃんと配慮してあげなきゃいけないよねという、みんなで配慮しなきゃいけない部分があるので、特別に配慮しましょうということでスペシャル

と言っていると。だけどみんな教育的ニーズを持っているし、子供たちもみんな違うわけだから、何とかファーストとやったら絶対だめです。特別支援教育で、この子ファーストですとやると全部矛盾してしまうことなので、みんなそれぞれのニーズに配慮しなきゃいけないけど、この子達はこういうことが必要ですというのが表に出てくるという立て付けだと思います。ただしインクルーシブでよく困るのは、この子は自由に振る舞っていますよね。そうしたときに、他の子供たちの自由は侵害していますよねとなったときに、平等ではないのです。みんなの自由が尊重されてないことになります。そうしたときに、分かれて勉強しましょうねとか、一緒のクラスでは無理ですよねとか、個別最適ということがそこで出てくると思います。他の子供たちが勉強できないような環境をある子供たちに配慮することで作ってしまったら、これは全くインクルーシブじゃない。平等に自由はあるはずですけど侵害しては駄目です。その子は何をやってもいいけど他の子を邪魔しては絶対駄目ですよ。それをはっきり現場でいえるかどうかって時に配慮配慮ということで、みんな一緒に自由を守りましょうと言ったときには、ある制限がかかることは当然になる。そこを誤解すると、逆に自由を侵害されてしまう、学ぶ権利が侵害されるというケースがありうる。

市長：それについて和泉さんはどう思いますか。

和泉委員：まさにそれが大事で権利の相互承認というか自由の相互承認、お互いにお互いの権利を守りたいのであれば他者の権利も守らなきゃいけないというのが、人権教育そのものではないかなと思うので、私も柳瀬さんの言うように配慮のあり方が難しく、合理的配慮という言葉の翻訳がそもそも間違っているのではないかという見解もありますよね。というのは配慮という日本語にしてしまうと、心の問題、気持ちの持ち方、優しさとすごくふわっとしたものの意味合いも持ってしまいがそもそもの reasonable accommodation というのは単純に環境調整をするということであると。そこをもう少し深く合理

的配慮って何だろうと言ったときにそのバリアが何なのかという具体的なバリアを自分たちで、子供たち同士でも、一緒の場にいるときに気づくものであろうと。実際に共生教育をやっている現場のものを読んでみるとそうありますし、特別視することが配慮ではない。お互いの自由を承認し合うことは、教室の中で学ばなければいけないのではないかな。それこそが、インクルーシブ教育、学級、学校を変えていくというプロセスだろうと考えています。

市長：一方で現場は、なかなかそうは言ってもというところだと思いますが、本音でどうでしょうか。理想だけ言われても人が全然足りないからその子が暴れ回ったらどうしようとかそういうことも含めて。理想としては間違いなくそういう方向でしょうけど。文科省のあの通知は、本当に僕は終わっていると思っていますけど、特別支援の必要性について、国は認めているところでもある。日々現場にいらっしゃった先生たちとして、一体どうすれば、その理想に向かっていくのか。本音で聞かせてもらえれば、何を言っても大丈夫です。怒られることはありません。日々感じていることを。

特別支援教育推進室関口指導主事：これがお答えになっているかどうかかわからないですが、自分が現場にいたときは、インクルーシブ教育というのは全然意識をしていなくて、外国のお子さんだからとか特別支援学級のお子さんだからとか、そういう目で子供を見ている時点で、少し違うなという思いは持っていて、先ほど柳瀬さんがおっしゃったようにおとなしい子にもお勉強ができる子にもどんな子にも一人一人のニーズがあるというのはすごいその通りだなと思います。一人一人を見ていくとその子に何が必要かとか、特別な何かというよりはその子に必要なものという考え方でいくと、特別支援学級だからこの子は違うとか、外国の子だからこの子は違うとか、そういう思いにはならないのかなとすごく私は感じていて、一人一人の実態把握というのがすごく大事だと思います。自分が大事にしていたのは本当に一人一人とどんなときでも話すことを大事にしていたので、自分のクラスの子じゃないとか、学年の

子じゃないからではなく、本当に自分の目の前にいるお子さんとして話をさせてもらっていたので、特別支援のお子さんだからすごく大変。もちろんそういうお話が聞けないとか、そういうところもありましたが、それはその子の個性やどうするかということを考えてこういう方法をやれば、あの子は話せる。落ち着くことができるとか、そのような考え方を持つとそこまで分断するような感じにはならないかなと思いつつ、日々、私は自分が働いていたときはそう思っていました。ただそれが課題になると何かというと、共有できる方と共有できない方がいたりとか、あとは支援が必要なお子さんがいたときに、自分が授業だったりするとなかなか対応できない。その子をどう対応するかというところは、実際の課題かなと思いますが、その子に対してというよりもそれを見てあげられないとか寄り添ってあげられない方が、自分の課題だなとは思っていました。

市長：そういうときに、どうしましたか。

特別支援教育推進室関口指導主事：そういうときは自分だけでやっていたわけではないので、私は学年の先生にとにかく情報共有をして自分ができないときは他の先生にお任せして他の先生が無理なら自分がやるが、中学校だから、空き時間があつたからというのものもあるかもしれないですが、そのように対応していたので、みんなで見守っていたという感じでした。

市長：相田先生どうですか。本音でぜひ、何か。

特別支援教育推進室相田指導主事：現場のときとここに来てからの2点ありまして、1点目は現場にいたときは先ほどチームというお話がありましたが、自分が対応していて、なかなか変化しない子供の成長に携わっていて、変化しないと自分の責任かなとか、なんでうまくいかないのだろうと苦しくなる。1つの側面しか見えないが、学年の先生があの子が今日のつくスタの時間にこんなお手伝いをしてくれてすごく動いてくれてこういうこと毎回やってくれるとか、昼休みをお願いしてないのに手伝いに来てくれた、みたいな話を聞く

様式第1号

と、自分の見方がうまく対応できないもどかしさから、そういうところで活躍しているんだという見方ができてすごくありがたかったので、情報共有や先ほどあった1人をみんなで見るというのがあると誰かが出ていったときもどうしよう自分が対応しなきゃいけないのかな、とすごく苦しいが、事前に協力を求めているのでこちらも助けを求めやすい。すみません今手が離せなくてどなたか、と求めやすいなという教員同士の連携はすごく必要だと思います。あとは、ここに来ていろんな学校さんを見てきて感じたのは、大人のお子さんに対する対応というのもすごく大事で、支援員さんによく研修でお話しているのは、支援員さんが特別な配慮を要するお子さんに対応する姿というのは周りのお子さんがすごく見ていますということ現場の幼稚園の先生からお聞きしました。確かにそうだなというところで、大人がかけた声かけとかでその子自身を見る周りの目も変わるというのをここにきて現場の園の先生や学校の先生から学びまして、現場にいるときもお子さんに何かあっても、いま難しかったからかなとか、声掛けや先生の対応で周りのお子さんの意識も変わっていくというので少しずつみんな大事にしているよというメッセージを伝えていくところなのかなと思います。

特別支援教育推進室中祖指導主事：私もかぶってしまうかもしれないですが、学級担任をしていたときに、自分ではうまく対応できないお子さんがいて、そのときに学年の先生にももちろん相談はしましたがけれども、特別支援学級の先生にも相談して、特別支援学級の先生から見て、この子はどうですかとご助言をいただいたりとか、支援員さんもいろんなお子さん見ているので支援員さんからご助言をいただいたりとかして、学校で連携してやっていくのが大事だなというのは感じました。自分の見方だけでなくいろんな見方をいただけるのはすごく参考になりました。

市長：和泉さんが言っていたようなみんな一緒に同じ教室で過ごしている姿を現実のものとして想像できますか。全く分離をせず、支援級無しでみんなの学

様式第1号

校的な世界がつくばに実現することはどうでしょうか。みんなの学校はできてはいますけど、理想とのギャップはあるじゃないですか。いろいろな要素があると思いますが、いなくなるとか追いかけてはいけないとか、暴れてしまうとか、物理的に手が足りないのではと思っています。だから、人がたくさんいれば済む話なのか、違うのかというところは論点としてあるかなと。

和泉委員：通常学級の中に支援が入るやり方はありますか。多分、学校の先生たちが35人を1人で見るのは無理だから、特別支援学級に行きましょう、ではなくてその中に特別支援を入れ込んでしまうという形はできるのか。

柳瀬委員：大事なときやいて欲しいときに支援員がいないということはあるよね。本当は今いて欲しいけどというときにいなくなったりして。

倉田委員：私も理想は、授業もそうですけど、その中で35人いたら35人全員、一人一人が充実感とか達成感を味わわなければ集団にいても意味がないと思います。だから、そのためにはどうしたらいいかが一番私は学校の教員としての課題だと思いますね。通常学級での指導のあり方って要するに事業展開もですが、その重要性は、教員は認識すべきなのかなと思います。だから、その中ですべての子供に毎時間毎時間でなくても、一単元を構成した中で、よかったと少しでも思わせるような授業展開とか工夫や指導力は身につけるべきだし、研究していく必要があるのかなと教員として思います。

市長：吉田先生のテーマも含めてインクルーシブの題を話していて、外国人や不登校や性的マイノリティなどの様々な話がありましたが、今つくばでみんな同じ教室に入って過ごし続けることって、先ほど和泉さんが問題提起したような世界って、どうすれば実現できると思いますか。或いは、それはそもそも厳しい。

学び推進課吉田指導主事：日本語とか特別な支援が必要な方とか、実際に本当に日本語が話せなくて一から日常会話とか、その教科の学習以前の問題ってときには、授業の中に入っているけど、日本語自体が理解できないとか、助けを求

様式第1号

める言葉も学ばなきゃいけない状態の子たちは、国語とか算数とか授業に入り込んですべてやらなきゃいけないのは難しいところはある。だから、取り出して個別に支援するのは必要かなと思います。ただ、すべてを取り出して普通の授業と交流学級とを区別してしまうのではなく、集団生活とかから日本語を学べる部分もありますし、他の子もいろんな子がいることを学ぶ多様な子がいると理解するいい機会にもなります。交流があって中で勉強しながら、中に入り込んで先生が指導している場面もありますので、その子のニーズに応じて、取り出したり、入り込んで一緒に指導したりというのは、今現状としてあります。

市長：はい、ありがとうございます。和泉さん、どうですか。今のを聞いて、言語に対する取り出しの支援についてなど。

和泉委員：市内の小学校で外国籍の日本語が全然できない2年生の子供に支援のアルバイトをしたことがありまして、その時にすごく感じたのは、そもそも取り出して分けるのかという疑問と、私は同じ教室の中でその子供の横について通訳をしながら過ごしましたが、一対一での支援もずっとしているが、同じ空間にいることってすごく大事だと感じました。この授業だったら少し教室の後ろに行って、その子供はひらがなを練習していますが別の教室に行ったら、効率よく日本語のひらがなの練習などできるかもしれないですが、そうではないとすごく感じました。その子供が理解していない様子を周りの子供は見ている。休み時間に英語をできる子供が話したりしていて、子供の中で子供が育つのはこういうことかというのを見た気持ちがしました。なので、さっき通常学級の中に支援が入り込むような考え方。毎回毎回、全員そうあるべきということは言っていないし、必要に応じて、どうしても別室でというのはあると思いますが、基本は同じ空間をその授業以外の時間を一緒に過ごすという考え方が基盤になるのではないかなということを感じました。

市長：つまり、和泉さんが言っているのは、ベースはすべて教室の中であり、別

様式第1号

なニーズの支援をするのは例外的なものであるべきというような考え方でいいですか。それを禁止するわけではないけれども。

和泉委員：禁止は、暴力的というか本当に必要なケースは必ずあると思う。一切禁止は、できないと思います。

市長：本当に適切な支援を考えたときに、取り出した方がよりよい形で生活ができるのではないかなと思うときもあるわけですね。でも、特別支援とかの取り出しとか通級とか、或いは進級とかは、どうしてもそうせざるをえない状況のとき以外はそうではないことが望ましいということですね。

和泉委員：であるためには、いま通常学級のあり方を考え直す必要があるのではないかと。

倉田委員：学校ではそうしているはずですね。本当に取り出さなくてはだめなときだけ取り出して、あとは通常学級へ。例えば、国語の時間だけはどうしてもこの子には理解できない。算数だったら構わないというときだけは取り出してやるというようにやっていますよね。

市長：そこまで取り出しや支援級が例外的な位置付けにはなっていないのではと思っています。すごく大事なこととして、スキルを身につけることや一番本人に合った形で学べるようにすることは、決して例外的ではない選択肢としてつくば市は位置付けていると思っています。それをどう位置づけるかというのは、和泉さんが言ったように本当に全部教室の中でとなる。少なくとも今の運用上はなっていないかな。

教育長：通常学級には無理だから行っているのではなく、必要な学びがそこにあるから行っているという考え方にはしたいと思います。私も教員になって9年目、10年目のときに、自閉スペクトラム症の子を担当しました。特別支援学級がなかったので、その子と2年間一緒に過ごしました。その時、最初の1ヶ月か2ヶ月ぐらいはどうしようもなかった。自分でどうしていいかわからなかった。でも、勉強したり、その子と接しているうちに何となくわかってく

る。それで徐々にうまくいくようになりました。最初は子供たちもびっくりしていましたが「この子を私はこういうふうにしたいから、みんなも助けてくれよ」と言って、その子と一緒にクラスですずっと過ごしていくと、支援員が今やってくれていることを子供たちがやってくれていました。だから、私からすれば、支援員をつけてくれというのは、何を甘えていると言いたいぐらいです。自分でもう少し何とかできるのではないかと。いや、周りの子供たちはできるよと。周りの子供に「私はこうしたいから助けて」と言うとみんな助けてくれますから。それによって子供たちは共生社会という下地を学んでいると思います。だから、今支援員つけてくれというのが単に大変だからつけてくれではなくて、自分がこういう子供を育てたいから、その一部を支援員さん助けてくださいと、その2人の様子を子供たちが見て、子供たちも一緒にその子のために支援するとなるのが私は理想だと思っています。単純にその支援員をつけてくれ、増やしてくれというのは私にとっては、少し腹立たしいというか。でも増やしたほうがいいと思います。確かに、良い教育をするためには必要な部分もあります。なので、そのように全体の考え方をもっともっとその子のためによりよい教育をするためにみんなでやっといこうとすることがインクルーシブ教育ではないかなと思っているので、そこはもっともっと先生方に伝えたいと思います。

坂口委員：私もよろしいですか。皆さんの意見を伺った後に今私自身感じていることとしまして、まずつくば市のこの特別支援推進室が行うインクルーシブ教育の現状について、詳しく教えていただいております。人数は、聞いたりもしますが、これについて絞って伺ったのは、初めてでしたのでこんなにたくさんの方がいらっしゃるのかと最初に感じました。実態などがどうなっているかというのは、すごく見えないというのをいつも感じていましたが、実際にこの支援員を配置されたことによって、具体的に先生方ですとか、子供ですとか、保護者の声として、どんな声が上がったのかなというの

が、どんな変化があったのかなというのを知りたいなというのがあります。もう1点、すごく話の中で思っているのが教育。よく、我々の団体の中で、話していますが、教育を育ちの視点で見ると、学びの視点で見ると大分考え方が違うわけじゃないですけど、重なっているところもあるけど、それによって、インクルーシブ教育は両方が混ざっているのではないかなと思います。私自身は両方あっていいと思っています。両方であるものだと思っていますが、混ざるからこそすごく難しいテーマなのかなと感じました。学びの視点で言うと先ほどおっしゃっていたように、知識やスキルなどを得るというのは大事だと思うので、読み書きに関する障害や静かな環境がいいなど環境を整備することによって、そのハードルを解消できるのであれば、すごく大事な支援ではないかなと思うので、それはこの環境整備の部分で配慮する、という時代とともにこうなってきたのは大切だなと感じます。

その育ちという面で見ると、人との関わりやともに学びは和泉さんがおっしゃっていたように、育ちの視点で考えるといろいろな人が混ざっている状態や教育大綱に「ある多様な人を認め合う、受けとめ合うとか尊重し合う、共感する、いわゆる、非認知能力や生きる力も含めて」というのは育ちの視点を大切にしないと、学びの方ばかりだと目指している全体的なところは抜けているのではと感じます。最初にプレゼンしていただいた推進室では、「環境整備の部分の視点で、お話しします」とおっしゃっていて、学びの環境整備はどんどん進めていると思いましたが、果たして育ちの部分は学校教育において、どこが中心に考えて動いているのかなといういろいろな思いながら具体的にそういった部分がもしかして抜けているのかなと感じました。これは先ほどの現場の声という意味では、学校教育とは違う現場の人なので、今年の夏にすごく感じたことを今話を聞きながら、これがインクルーシブ教育かと自分で振り返りながら思った環境があったので、少しその話もしたいと思います。私たちの団体では、サマースクールという形でそれぞれのやりたいことをただやり続

様式第1号

ける4日間を小学生と中学生とやっています。勉強とかとは違う遊びという部分で、今回のこの難しさとは、少し違う面になるかもしれないですが、それを知って来る人たちなので、本当に限られた方と絞っているところはありませんが、その中でも、すごく多様性はある年だったなというのはすごく感じて日本語がしゃべれない、中国語か英語という幼児の方もいたり、障害を持っている方もいたり、例年、いつも学校でこんな困難を抱えていてという子もたくさんいますが、全学年いろいろ混ざって、みんな学校も様々なので多様な場です。傷つけることは、やめて欲しいですが、何をしてもいい場の中で、今、活動として、7年目になりますが、そこで毎年来ている子たちが普段の学校とか、普段の関係性での育ちはすごく大きいと思いますが、子供たちの関わりの中で、よく聞いた声。やんちゃな子たち。学校だと目立つ子たちが中学年高学年になり、子供たちのいさかいですとか。俺はこっちをやりたいというぶつかり合いですとか、うまくいかない場面というのは自由の場なのであります。その中でどうしていくかという環境の中でやりたいことを実現していくというのは、自分の自由を主張し続けると相手の自由がなくなってしまうという環境なのです。そんないざこざがいつもある中で、自分の思いを言っているいい場だとか、嫌なことも自分の気持ちを伝えていい場所だよとか、ありのままを出しているという場だからと言ってくれる子たちはたくさんいる。いろんな子が混ざっていること自体をそのまま受けとめて、受けとめてくれる空間だよというのを子供達が認識した上で声かけしています。例えばやりとりの中で、幼児の低学年の頃は苦労した子が、何かすごく成長していて、低学年の頃の自分を見ているような子に対して、そういうこともあるよと声をかけたりとか、すごく感動した場面がたくさんありました。なので、それはいろんな人が混ざっている環境の中で感じる。そして考える、育つとかその社会性ですとか自分の感情をどう持っていくかというのは、そのような環境の中で育つ部分はあると思うので、学校教育というのは本当に多様な人がいるのが一番の魅力だ

と思います。なので、その中で特別支援という学びの方をしっかりとできる部分だけでなく、両方混ざり合っているのも大事にしなきゃいけないと感じています。分かれているのではないかと和泉さんがおっしゃっていましたが、私も感じておまして、合理的配慮という言い方。だんだん世の中、合理的に便利になっている時代も伴っているような感じがして、だんだんこういろんなことが分かれているなというのは思います。混ざり合う、無駄がなくなってしまうという育ちの部分がこれまで結構大事なところだったと思います。言葉になりませんが、不登校支援の話や今後のコミュニティスクールの話もそうですが、地域の方々の関わりやそのごちゃまぜと無駄な部分がなくなってきました。配慮配慮としているうちになくなってきたのではないかなと思います。なので、学校の普通の教育の中で、ごちゃまぜになってできる環境というのはどう残っているだろうかというのを思いまして、その部分が大事ではないかなと感じております。

市長：何か支援をしてよかったみたいな話しを先生方から。こういう支援をしてどう変化したなど、ご自身の記憶ベースでも一般論でもいいです。

坂口委員：支援員さんもですが、先生や子供自身の様子を見てどう感じるか、変化を感じるかとか、保護者とか、どの視点からでもいいです。

特別支援教育推進室相田指導主事：支援員にかかわらず、関わったお子さんが、どう変化したかというお話でしょうか。

市長：そうですね。

特別支援教育推進室相田指導主事：今まで私もお話を伺ってきて、特別に取り出す対応などを考えるとそのお子さんが一番安心感を持って生活できるかというのが一番と感じています。集団にいることが困難なお子さんがあることを考えると、個別に見て指導することで、特別支援学級の中で自立活動を通して少人数ではありますが、お友達と関わり合っただけでそこで自分を表現できる。実際は、通常の学級に行って、みんなの前で発表するとかお友達と関わるという部

分を發揮できるのが一番いいですが、なかなかそれができないお子さんは、特別支援学級の中で個別に見ることで達成感を味わえる場面は増えていると感じます。あと支援員さんのお話でいうと手を出しすぎないとか、その子の成長を見守る姿勢を大事にしているなど、先生の思いを一番大事にするという方がいて、そこで自分ができることをするという面でいくと、支援学級ではこのような指導をしています、では、通常の学級で今度そのお子さんが生活すると言ったときにこういった支援をこのお子さんにはしてもらえるといいですというやりとりを担当の先生と支援員が一緒にしてくださるので、支援員さんが必要なときに支援をしてくれるというところでは集団の中でも、お子さんが安心して、生活できるという場面は数々見ていると思います。

坂口委員：何となくのイメージですけども、先ほど先生方の現場にいたときも感想として、一人一人見てあげられない、聞いてあげられないというときに、みんなで見守るというのが支援員さんの役割なのかなと思っていましたが、そのようなイメージでしょうか。

特別支援教育推進室相田指導主事：そういったところもあると思います。支援員さんには話ができるという安心感や支援員さんがついてきてくれるから参加できたというところもあると思います。

坂口委員：ありがとうございます。

市長：もう間もなく時間になります。あっという間でしたけども、中島さんから最後に何か。今日の議論を聞いて感じたこととか。

特別支援教育推進室中島室長：インクルーシブというお題をいただいたときからインクルーシブ教育という話をみんなですつといろいろしてきて特別支援がクローズアップされてしまうけれども、すべての子供が学ぶ条件を私たちが整えていくという中に特別支援もありますので、最初に和泉委員と中祖が言った「特別支援の枠組みの中のインクルーシブというところを聞き違いかな」と言ってくださりましたが、自分はそのように中祖と話しました。私たち

がやっている特別支援という仕事の中で最大限インクルーシブできることは何だろうと考えながら仕事はしています。今日も午前中に書類を読んでいて、集団生活ができない子供たちはすごくたくさんいます。個別に先生とならやれる。そこからスタートして、3人ならどう、5人ならどうと少しずつ足掛かりにして通常学級に復帰させる方法とかも考えると、教育長がおっしゃったように、できないから別にするのではなく、あの子たちがスタートしやすい学びの場を用意するということも、私たちの中ではインクルーシブのスタートかなととても思っています。でもそれがずっと分けて暮らすわけではなく、一緒になれるところもあったり、どうしても難しいところがあったり、それは個人内でも誰もあることなので、特殊な特性と思われてしまわないような対応の仕方を子供たち自身にも学んで欲しいし、大人も学んだ方がいいし、課題はずっといっぱいあるだろうなと思います。関口からもその時その時の子供たちがいる場所で楽しくできるような方策についてありましたが、庁内とか庁外とやりとりをし、自分も先生方とお話する機会もあるので、柳瀬先生がおっしゃってくださったご意見などいただいたりもしながら、ここだけでできることではないので、社会に出すまでの私たちの仕事をいろいろ整えながらやっていきたいと思っています。この部屋がなくなるのが一番いいと思っていますが。

市長：はい、ありがとうございます。日々皆さんが奮闘してくださっていて、すごく大事な問題提起を和泉さんからいただいたと思いますので、明示的にどんな姿を目指すのかというのが市の計画の中ではっきり書いてあるわけじゃないと思います。それをみんなでもう一度これを機会に考えることは大事だなと思いました。今日でとても終わる話ではないですが、教育委員会でしてもらってもいいだろうし、インクルーシブな学校というかインクルーシブな教育のつくばの目指す姿みたいなものを「そんな理想論じゃん」という話かもしれないけれど、できているところもあったりする。僕らは、そこまでのビ

ジョンを掲げるのかとか、そのためには何が必要だろうかみたいなのは継続して議論したい。和泉さんは、お正月のときもずっとその話をしていましたし、問題意識としてはとてもよく伝わってきました。継続してどんな形がいいか、少し教育局と相談してどこでやっていけばいいのか。結構大きな話だと思いますが、不登校の時にやったみたいに教育委員の皆さんに徹底的に議論してもらって、何か方針を一緒に作っていくのかとか、何か改めて相談しましょう。今日すぐ方向性とかの話ではないでしょうし、これ以上、こちらも仕事が増えても大変でしょうし。みなさん頑張ってくれていますから。

では、一旦よろしいですか。これで終わりたいと思います。先生方いろいろたくさん準備していただきありがとうございました。いろいろと不躰な質問にも答えていただきまして、おかげさまで議論の方も深まりましたのでよかったですと思います。目指すところはみんな一緒だとは思いますが、それをどう共有するかをまたこれから一緒に考えていければと思います。ということで今回は終わりにしたいと思いますので、進行をお返しします。

事務局（教育総務課）：はい。それでは以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。なお、次回の会議は10月22日を予定しております。本日はお忙しい中ありがとうございました。

令和7年度(2025年度)第3回つくば市総合教育会議次第

日時：令和7年(2025年)9月18日(木)

午後2時30分から午後4時30分まで

場所：本庁舎5階 庁議室

1 開会

2 議題

インクルーシブ教育について

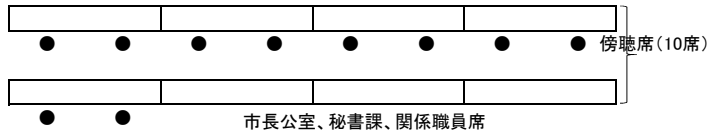
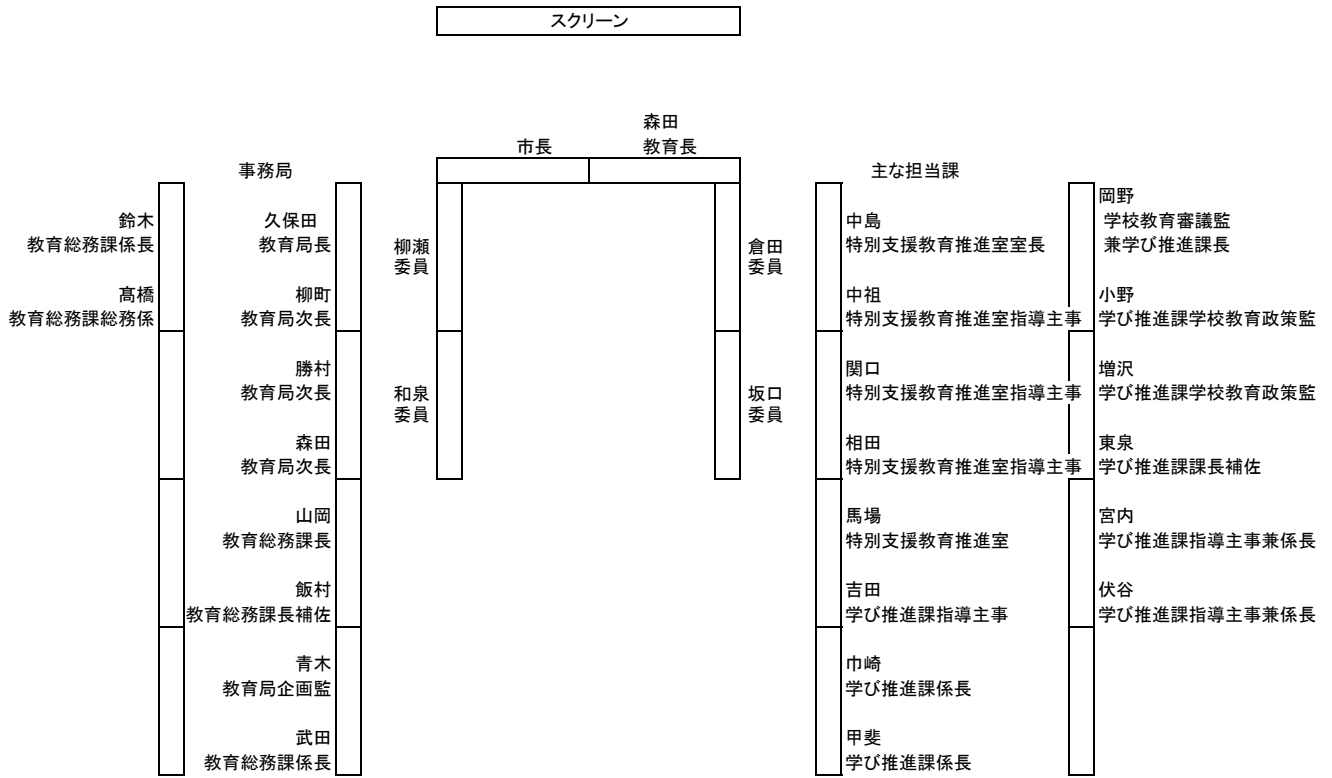
3 閉会

事務局：教育局教育総務課

つくば市総合教育会議 構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	五十嵐 立青
教 育 長	森田 充
教育委員会委員	倉田 廣之
教育委員会委員	柳瀬 敬
教育委員会委員	和泉 なおこ
教育委員会委員	坂口 まり

総合教育会議 配置図 (R7.9.18)



インクルーシブ教育について

つくば市における 特別支援教育の取組

令和7年（2025年）9月18日

教育局特別支援教育推進室

インクルーシブ教育

- インクルーシブ教育システム
- 基礎的環境整備と合理的配慮

文部科学省

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）Ⅰ. 共生社会の形成に向けて」

より抜粋

- 「**インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）**」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**であり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な**「合理的配慮」**が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、**自立と社会参加**を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある「多様な学びの場」**を用意しておくことが必要である。
- 基本的な方向性としては、**障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指す**べきである。その場合には、それぞれの子どもが、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか**、これが最も基本的な視点であり、そのための**環境整備**が必要である。

基礎的環境整備

合理的配慮の基礎となる教育環境の整備

一人一人の教育的ニーズに応じ市町村が考えること

体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意

【基礎的環境整備の8観点】

1 ネットワークの形成・連続性のある
多様な学びの場の活用

2 専門性のある指導体制の確保

3 個別の教育支援計画や個別の指導計
画の作成等による指導

4 教材の確保

5 施設・設備の整備

6 専門性のある教員、支援員等の人的
配置

7 個に応じた指導や学びの場の設定等
による指導

8 交流及び共同学習の推進

例：5 トイレの手すりやスロープの設置

合理的配慮

【合理的配慮の3観点11項目】

1 教育内容・方法

- 1-(1)-① 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- 1-(1)-② 学習内容の変更・調整
- 1-(2)-① 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- 1-(2)-② 学習機会や体験の確保
- 1-(2)-③ 心理面・健康面の配慮

2 支援体制

- 2-(1) 専門性のある指導体制の整備
- 2-(2) 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 2-(3) 災害時等の支援体制の整備

3 施設・設備

- 3-(1) 校内環境のバリアフリー化
- 3-(2) 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 3-(3) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

本人、保護者と話し合いながら
各園や各学校が検討すること

つくば市の特別支援教育

- ・ 目指すところ（つくばの学び推進方針より）
- ・ 特別支援学級と通級指導教室の設置状況

みんなが幸せになる特別支援教育の充実

つくば市は、「特別ではない当たり前前の特別支援教育」、
「みんなが幸せになる特別支援教育」を目指しています。



共生社会の形成に向けて

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人一人の「生きる力」を培う教育の充実を図る。

学びの場

通常の学級

通級指導教室

特別支援学級

特別支援学校

特別支援学級と通級指導教室の設置状況 (令和7年5月1日現在)

○特別支援学級（在籍は特別支援学級）

- ・ 知的障害特別支援学級（85学級）
- ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級（165学級）
- ・ 難聴特別支援学級（3学級）
- ・ 言語障害特別支援学級（1学級）

○通級指導教室（在籍は通常の学級）

- ・ LD・ADHD通級指導教室（7教室）
- ・ 情緒障害通級指導教室（9教室）

特別支援教育
コーディネーター

全校配置

特別支援教育支援員の配置

- ・配置人数、配置校(園)数
- ・特別支援教育支援員の役割
- ・特別支援教育支援員配置の手順

特別支援教育支援員の配置 (令和7年9月1日現在)

○配置人数 … 239人

内訳：小学校156人、中学校11人、
義務教育学校前期課程29人、後期課程0人
幼稚園43人

○配置校（園）数 … 42校、15園

内訳：小学校32校、中学校6校、義務教育学校4校
幼稚園15園

特別支援教育支援員の役割

- 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助
- 発達障害の児童生徒に対する学習支援
- 学習活動、学校行事等における介助
- 児童生徒の健康・安全確保
- 周囲の児童生徒の障害理解促進

特別支援教育コーディネーターや学級担任と連携して行う。(教育的ニーズに応じた個別の支援)

特別支援教育支援員配置の手順

- ① 各校の特別支援学級在籍者数の把握
- ② 特別支援在籍者の個々の特性の実情の確認
- ③ 新1年生の在籍者及び就学相談に来ていたが通常
の学級に就学した児童数、医療的ケア児、
支援学校判定児、その他の要配慮児を勘案
- ④ ①～③を踏まえ、配置を決定

市教育支援委員会

- 令和6年度 審議件数等
- 1年間の流れと校内の検討のプロセス
- 支援の実際

令和6年度 市教育支援委員会

○審議件数 … 605件

在学児の審議 280件（うち108件事務局審議）

6年から7年への継続審議 171件

未就学児の審議 144件

医療的ケア児の審議 3件

在学児の再審議 7件

○教育支援委員会に係る発達検査に関する心理職の介入状況

推進室実施検査166件/審議件数595件 27.9%

(医療的ケア審議3件、再審議7件除く)

推進室実施検査147件/在学児総数 451件

推進室実施検査 19件/未就学児総数144件

○特別支援教育推進室職員による発達検査年間実施数 … 216件

内訳：心理職210件、相談員6件

特別支援学級及び通級指導教室利用までの流れ

1

障害の状況等の実態把握

2

本人・保護者との相談・
合意形成

通常の学級の中でできうる
方策を十分に検討

3

お試し・逆お試し

外部との連携・発達検査の実施

4

校内教育支援委員会

適切な学びの場の検討

5

市教育支援委員会

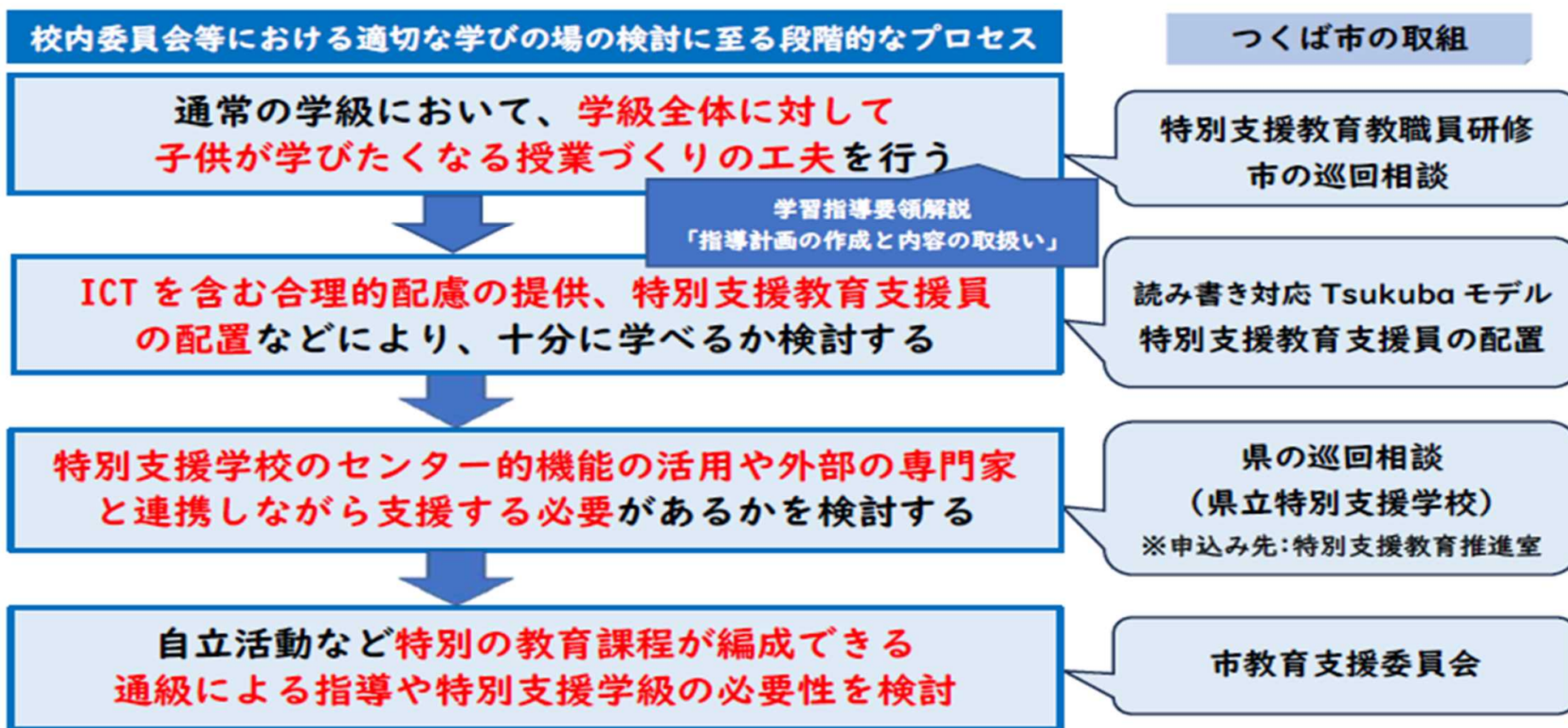
年間十一回実施

6

正式利用

四月から（または二学期から）

校内委員会等における適切な学びの場の検討に至る段階的なプロセス



特別支援学級の授業

○特別の教育課程

- ・ 自立活動を必ず行う
- ・ 当該学年の目標・内容が困難な場合などは、実態に応じた教育課程を編成する

○自立活動の指導

- ・ 障害による学習面や生活面における困難の改善・克服するため、一人一人の状況に応じた指導を行う指導領域
(6区分27項目)
- ・ 児童生徒一人一人について個別指導計画を作成し指導を行う

個に応じた支援、指導を行うための計画

○個別の教育支援計画

- ・教育の視点で関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成

○個別の指導計画

- ・児童生徒の個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズを踏まえて、より具体的な指導目標や指導内容・方法等を盛り込んで作成

特別支援教育研修

- 教職員対象の研修
- 特別支援教育支援員対象の研修
- 県主催の研修（特別支援学校と連携し実施）

令和7年度 教職員対象研修計画

- 校長対象**（年1回6月に実施）
特別支援教育の動向
- 教務主任対象**（年1回10月に実施）
特別支援教育推進の在り方
- 特別支援教育コーディネーター連絡協議会**
（年3回 4月、6月、2月に実施）
特別支援教育の充実に向けて

○専門的教員養成講座(LDに関する研修)

特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、
通級指導教室担当、通常の学級担任対象

(年4回 5月、6月、10月、2月に実施)
研修の概要、個別検査法、検査結果分析、
支援と指導法 等

LDの検査から合理的配慮へ

就学時健康診断における10文字読み検査

1年生及び7年生における集団スクリーニング検査

特別支援教育研修（専門的教員養成）講座

講師：宇野彰先生（LD・Dyslexiaセンター理事長）

年間4回実施

①概要 ②個別検査法 ③検査結果分析 ④支援と指導法



合理的配慮へ

令和7年度 特別支援教育支援員研修計画

- 新規採用者、2～3年経験のある者対象（4月に実施）
特別支援教育支援員の業務と心構え、サービス関係
グループケーススタディ等
- 全員対象（年1回11月に実施）
特別支援教育の充実に向けて
グループケーススタディ等

令和7年度 県特別支援教育教職員研修計画

特別支援教育推進体制充実事業

○特別支援教育コーディネーター対象

(年6回4月、6月、8月、9月、12月、1月に実施)

県立特別支援学校地域連携体制構築事業

○特別支援教育推進体制充実事業グループ代表校長対象

(年3回6月、9月、1月に実施)

特別支援教育の充実に向けて

就学相談・教育相談

- ・ 未就学児の就学相談
- ・ 在学児の教育相談
- ・ 医療的ケア児の受入
- ・ 関係部署との連携
- ・ 今後の課題

令和6年度 就学相談

○就学相談 … 401件

内訳：年少・年中児46件、年長児355件

○調査・観察訪問 … 248件

内訳：幼・保・こども園107件、小学校107件、
施設・特別支援学校・その他34件

○就学前合意形成 … 5件

令和7年度 就学相談（8月31日現在）

○就学相談 … 230件

内訳：年少・年中児4件、年長児226件

○調査・観察訪問 … 157件

内訳：幼・保・こども園103件、小学校42件、
施設・特別支援学校・その他12件

令和7年度 教育相談（8月31日現在）

○ケース会議 … 56回

学校（園）、保護者、放課後等デイサービス 等
推進室職員（室長、指導主事、心理職）

【医療的ケア】

学校（園）、保護者、医師、訪問看護師、
推進室職員（室長、指導主事、看護師）

（対象：市立幼稚園、小・中学校、義務教育学校）

○巡回相談

… 特別支援教育推進室 48回

→ 幼児児童生徒の参観、教職員への助言

※ 目的に合わせて参観者を変更

(例: 指導主事と心理職)

特別支援学校 53回

→ 幼児児童生徒の参観、教職員への助言

校(園)内研修

(対象: 市立幼稚園、小・中学校、義務教育学校)

○校（園）内・学園内研修 … 41回

特別支援教育について、LDの検査法や指導法、
教員の声かけ 等

※学校（園）の要望に応じて内容を決定

（対象：市立幼稚園、小・中学校、義務教育学校）

令和7年度 医療的ケア児の受入状況 (9月1日現在)

○教育支援委員会で受入に関する審議を行う

○在籍校に看護師を配置している児童生徒数 … 3人

○推進室の看護師

… カンファレンスや入園相談に同席
医療的ケア児童生徒在籍校の巡回

(対象：市立幼稚園、小・中学校、義務教育学校)

庁内外部署との連携

○庁内（教育局以外）

・福祉部

障害福祉課・福祉支援センター

… 療育、発達相談、医療的ケア相談

・こども部

こども未来センター … こども家庭相談

保育所 … 就学相談

児童館 … ケース会議

庁内外部署との連携

○庁外

- ・**県立特別支援学校**（つくば、伊奈、石岡、盲、聾）
… 見学、体験、巡回相談、医療的ケア相談
- ・**私立幼・保・こども園** … 就学相談
- ・**療育施設、放課後等デイサービス、児童発達支援**
… 就学相談、ケース会議
- ・**医療機関** … 医療的ケア相談、学校からの相談

今後の課題

○学校から

- ・ 特別支援教育に関する通常の学級の担任の理解
- ・ 若手教員や新任特別支援学級担任の研修
- ・ 個別最適な支援の方法

○特別支援教育推進室から

- ・ 適切な学びの場の検討
- ・ 授業作り

「インクルーシブ教育」に関する 学び推進課等での取組

令和7年(2025年)9月18日
学び推進課



主な取組内容

- 1 不登校児童生徒支援
- 2 帰国外国人・児童生徒支援
- 3 性的マイノリティに対する理解促進



1. 不登校児童生徒支援

事業の目的

不登校は問題行動ではないという認識の下
登校することのみを目標とするのではなく

社会的自立に向けた力を育み

一人ひとりが幸せな人生を送ることができるよう
児童生徒の視点に立って様々な支援を行う



1. 不登校児童生徒支援

主な取組

- ・ 全ての市立学校への校内フリースクールの設置
専任職員（支援員・補助員）の配置及び研修

配置人数 R6・R7：支援員53人 補助員54人

研修回数 R6・R7(予定)：6回

- ・ 民間不登校児童生徒支援施設及び利用者への補助

施設補助件数 R6：4件

利用者支援交付金交付件数 R6：121件

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

スクールカウンセラー R6：46人分 R7：57人分

スクールソーシャルワーカー R6・R7：18人分

- ・ 長期欠席児童生徒及び保護者へのアンケート調査



1. 不登校児童生徒支援

課題

- ・ 校内フリースクールにおける多様なニーズへの対応
- ・ 家から出られない不登校児童生徒への支援方法
- ・ 学校、不登校児童生徒支援施設、保護者など関係者同士の連携の充実



2. 帰国・外国人児童生徒支援

事業の目的

学校生活において

日本語学習の支援が必要な児童生徒を支援し

日本語能力の向上と**学校生活によりよく適応**
できるように支援する



2. 帰国・外国人児童生徒支援

主な取組

- ・ 日本語学習支援員の配置

配置人数 R6：7人(18校) R7：11人(26校)

- ・ 日本語学習支援ボランティアの配置

活動人数 R6：62人(22校) R7：44人(17校)

- ・ 日本語学習支援に関する研修

実施回数 R6：1回 R7：2回

※R7.9.1時点



2. 帰国・外国人児童生徒支援

課題

- ・ 日本語で日常会話が十分にできない児童生徒への日本語支援の難しさ
- ・ 必要としている支援を確認することが難しい
（日本語支援が必要か、特別な支援が必要かなど）
- ・ 日本語指導対応教員、日本語学習支援員、日本語学習支援ボランティア、学級担任など関係者同士の連携の充実



3. 性的マイノリティに対する理解促進

事業の目的

市立学校に勤務する全教職員が

性的マイノリティに対する理解を深め

正しい知識を基に学校現場での相談や教育を推進する



3. 性的マイノリティに対する理解促進

主な取組

- ・ 全教職員約1,400人への対面による研修（R5～R7）
- ・ 全教員、全学校長を対象としたアンケートによるつくば市の現状確認と分析



3. 性的マイノリティに対する理解促進

課題

- ・教職員が用語や知識を習得しても、学校での実践で活かすことが難しい
- ・発達段階に応じた指導方法への教職員の不安が大きい
- ・教職員間における性的マイノリティに関する情報交換や、対応経験を共有する機会が少ない



会 議 録

会議の名称	令和 7 年度(2025 年度)第 4 回つくば市総合教育会議		
開催日時	令和 7 年(2025 年)10 月 22 日 (水) 午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分まで		
開催場所	つくば市役所 5 階 庁議室		
事務局(担当課)	教育局教育総務課		
出席者	委員	五十嵐市長、森田教育長、柳瀬教育委員、倉田教育委員、和泉教育委員、坂口教育委員	
	事務局	《教育局》久保田局長、柳町次長兼健康教育課長、森田次長兼学務課長、青木企画監 《教育総務課》山岡課長、飯村課長補佐、武田係長、高橋主任 《生涯学習推進課》澤頭課長、山口参事、瓜阪課長補佐、飯島係長、村上社会教育主事、和田主任、染谷主事	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
	傍聴者数	7 名	
議題	地域の特色を生かしたコミュニティ・スクール(CS)の推進について		
会議次第	1 開会 2 議題 地域の特色を生かしたコミュニティ・スクール(CS)の推進について 3 閉会		
<p><審議内容></p> <p>事務局(教育総務課)：本日は、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。ただいまから令和 7 年度第 4 回つくば市総合教育会議を開催いたします。本日の司会進行を務めます、教育総務課長の山岡です。どうぞよろし</p>			

様式第1号

くお願いいたします。今回は、地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進について意見交換を行います。なお、終了時刻は5時00分となります。また、会議録の作成に、AI議事録を使用いたしますので、御発言の際には、必ずマイクの御使用をお願いします。担当課の説明をパワーポイントで行うため、市長と教育長は、席をご移動ください。それでは、ここからの進行は市長にお願いします。

市長：本日もよろしく申し上げます。コミュニティ・スクールということで、とても大事な部分ですが、必ずしもここにいる皆さんも全体像や見通しがはっきりしていない点もあるのではないかという課題感もありますので、今の取り組みについてご紹介いただき、ディスカッションをしたいと思います。では、たっぷり時間を使ってもらって自由に話をしていただければと思います。

生涯学習推進課村上社会教育主事：生涯学習推進課の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。コミュニティ・スクールの事業を担当させていただきまして、心と心の繋がり、そういったものを進めていく事業だと個人的には思っております。コミュニティ・スクールの会議に参加したときに教育委員の方々ともお話をさせていただきました。それから市長は覚えていらっしゃるかもしれませんが、エレベーターでお会いした際に「風邪が流行っているけど、4階ではマスクをどのぐらいつけていますか」とお話いただいたことがありました。村上家では「市長にお声掛けいただいたよ」と家族で喜びました。また、教育長先生には現場にいる時から本当に温かく見守っていただいて、お会いできることがとても嬉しかったのを覚えています。私自身が感じたように人と人との心の動きの積み重ねを感じるものが、コミュニティ・スクール事業だと考えております。少しお時間いただき、ご説明の方をさせていただければと思います。では始めます。

そもそもコミュニティ・スクールの現状について、ご説明をしていきたいと思っております。コミュニティ・スクールを進めていく上では、大きく2つの動きがあ

るといふことで、委員の方々、地域の方々にご説明の方させていただきます。左側にお示ししているコミュニティ・スクール協議会ですが、ここでは、子供たちをどのように育てていきたいかということを目標やビジョンを共有する、必要な支援について協議をする等、集まった委員の方々と話をしています。そして、子供たちをこのように育てていきたいという思いや願いの方向性が定まりましたら、今度はその思いを具現化する活動というものが生まれます。そして地域学校協働活動推進員と呼ばれる方々は、必要な人材をコーディネートし、地域学校協働活動に繋げていきます。地域学校活動としての事例としてよく挙げられるのが、登下校の見守りや防災学習です。また、ゲストティーチャーとして、学校にお招きすることもございます。このように、コミュニティ・スクール協議会の中で、子供たちをこんな風に育てていきたいというところから具現化しようとする活動のことを地域学校協働活動ということをも最初にとらえ、各校の各学園の事例についてご説明させていただきたいと思ひます。吾妻学園では、児童生徒の主体的な声を学校や地域と連携させるということも動いておひります。例えば、委員会の活動について、子供たちがより良くするためにはどうすればいいのかということもコミュニティ・スクール協議会委員と話し合ひをしています。委員の方々からは、アンケートの実態調査は会社ではこのようにやっているよというレクチャーを受けたり、防災委員の立ち上げ、防災委員があつてもいいのではないかと投げかけがあつたり、話し合ひが進んでいます。また、つくば市のコミュニティ・スクールでは、最終回に学校評価を委員の皆さんと考える取り組みをしています。学校評価の話し合ひに子供たちも入ってもらひ、例えば自己肯定感の部分が少し低いけれど、これはどんな理由なのかということも話し合ひを持ちました。そしたら面白いことに地域の人も先生たちもよく褒めてくれますが、関係が非常に近い保護者から厳しく叱責をされる等で数値が低くなっていることもあると思ひます等子供たちの意見が挙がりました。また、実行委員をやりたいが、人数

が決まっているので、なかなか選ばれない。活躍したいが、そういう場が得られなかったということが、自己肯定感の低下に繋がっているのではということも子供たちの意見として挙がりました。そしてつい先日ですが、翠輝学園コミュニティ・スクール推進会議において、谷田部南小の先生が「我々の学校は、小規模で動いているので1人1役、必ずあります。なので、自己肯定感が非常に高い」とお話をされており、子供たちの意見を反映することで、課題解決に繋がる可能性を感じました。

続いて、桜学園です。桜地区には、金田台という自然資源がございますので、これを子供たちに伝えていきたいということが話し合いの1つの軸になっています。つくばスタイル科の4年生の「地域の自然を守るために」の単元で、筑波大学生命環境系の川田先生や金田台の生態系を守る会の方、ミュージアムパークに勤務されている久松先生にゲストティーチャーとして授業を行っていただきました。

荃崎学園は、コミュニティ・スクール導入当初から「防災、地域愛」などのキーワードから育てたい子供像を考えていきました。コミュニティ・スクール協議会の話し合いから、地域学校協働活動に繋がった例として、荃崎三小学校では、森の里団地のボランティアの方々が、草刈りを行い、刈った草を子供たちが清掃の時間に所定の場所にまとめて捨てるなどの連携を図ることができました。その際、担任の先生が「この草って誰が刈ってくれたと思う」という問いかけをし、子供たちはわからないのですが、「地域の方が刈ってくれたよ」と話すことで、子供たちに感謝の気持ちが見られたようです。

荃崎中学校では、防災学習のプレゼンテーションで、これまでは、自分たちが調べたことを発表するときに子供たち同士でその発表を聞きあうというところで止まっていましたが、コミュニティ・スクールの地域学校協働活動推進員の方が防災士の方と子供たちを繋いでいただき、防災士の方にも発表をきいてもらい、必要な助言をいただくことで、より学びが深まったという話を聞

いています。

荃崎第二小学校では、地域のまち探検、それから防災のところも絡めましてウォークラリーということで企画をしました。その際に、縦割り班で動いておりましたが、地域の方々がそこに同行し、地域の歴史的な背景を説明していただきながら活動していたようです。防災の視点でも、ここは雨が降ると危ないなどの知識も深めながら進めたと聞いております。今年度も同様に実施していきますが、その中でウォークラリーをしてミッションを達成する中の1つに地域の方の話を10分聞くことを組み込むことで、地域の歴史的な背景に触れたり、地域の方と子供たちとでコミュニケーションを取ることを狙いとして企画しているようです。

高山学園では、「人権」をテーマとして、人に対する温かい心を育てていきたいと話し合いを進めてきました。人権集会に、実際にコミュニティ・スクールの委員の方々も参加していただきまして、そういったことを一緒に共有できるように進めていました。

高崎学園では、つくば未来塾の充実及び独自の学習支援を実施するなどの活動が動き出しています。東京都の三鷹市はコミュニティ・スクールの先進地ということもあり本市も参考にしていますが、三鷹市のコミュニティ・スクール協議会の中で、学習支援は大切なことなので、地域でも何かできないかという動きが地域未来塾という事業に繋がったと聞いております。

つまり高崎学園は、学校が信頼を置いている地域の方々に子供たちの学習支援を一緒に協力してもらおう体制ができているということです。それから、地域の大学生にも声をかけて、学習支援の輪を広げている状況です。

虹色学園は、新しい地域だからこそ地域に愛着を持つ子を育てたいというテーマで進めています。コミュニティ・スクール協議会の話し合いの中で、子供たちの体力低下が課題と挙がりました。大谷翔平さんのグローブが小学校に寄贈されたタイミングでもあり、コミュニティ・スクール協議会委員の方々

が筑波大学の野球部と連携をして、野球教室を開催した事例になります。それから虹色学園は、「先生たちが幸せな人生を歩んでいくことが子供たちの幸せに繋がるのではないか」と話し合いがなされました。そういった中で、コミュニティ・スクール協議会委員の方々が、教職員向けにアンケートをとりました。教職員の困りごとを把握し、解決できることできないかと検討しています。具体的なことを申し上げますと、学校が終わると教職員は、次の日の授業準備や事務処理を進める時間になりますが、仕事をしていると忘れ物を取りに来る保護者や子供たちが非常に多いという課題があったそうです。この課題に対して、コミュニティ・スクール協議会委員の方々が、保護者に向けて、緊急を要する忘れ物以外はなるべく控えましょうと投げかけていただいたおかげで、忘れ物の対応する回数が減ったと伺っています。

春日学園義務教育学校では、「コミュニティ・スクールを通して、春日学園を子供たちの故郷にしたい」という思いからコミュニティ・スクールがスタートしていきました。春日学園も新しい地域なので、地域との繋がりがなかなか作りづらいという課題がありました。そういった中で、児童・生徒会からコミュニティ・スクール協議会の中でお話を聞いていただきたいと提案がありました。春日学園祭をさらに盛り上げていきたい。学校作りを活性化させていきたい。しかし、自分たちだけでは活動に限度がある。地域の力を感じて活性化させていきたいけれど、何とかならないかということで、児童・生徒会として、熟議のほうにも参加をしています。春日交流センターが学校に隣接していますので、昨年度は、春日交流センターで活動されている地域の方、サークル活動で絵画の作品や書道の作品等を製作していますので、学園祭で展示することで、子供たちが本物の作品に触れることができました。

今年度ですが、10月25日の土曜日に春日フェスタを実施していきます。春日フェスタでは、防災に関わる講演会を開催したり、子供たちが各クラスのブースで、学んだことを発表する場を設定し、地域の方に公開する企画をしてお

ります。この意図としましては、春日フェスタを通して地域との繋がりを作っていくことや生まれた繋がりをさらに活用して、子供たちの学び、地域の活性化に繋げていきたいと学校の方からは聞いております。

続いて今年度、「地域と学校の連携事業予算」ということで各校に予算をつけていただいております。主要な活用事例について、申し上げたいと思います。(1)番目ですけれども、防災教室やイベントを企画し、地域との連携を推進するきっかけになったと考えています。それから(2)番目ですが、登下校の見守り活動や奉仕作業など謝礼という形でお支払いすることができますので地域の方の参加者が増加しました。それから、学校支援ボランティアの募集のチラシを作成し、配布することで、地域学校協働活動の周知が少しずつ進み始めている状況がございます。予算の活用状況につきましては、先ほど申し上げた通り、活動に関する謝礼や防災教育のイベントに関わる消耗品、委託料などとしてございます。

続いて、これまでの取り組み状況や今後の方向性について、ご説明いたします。今までは学校へコミュニティ・スクールを周知及び理解していただき、会議が滞りなく実施できるような段階でした。現在は、会議がスムーズに開催できるようになっています。ただ、会議進行は、教職員が主体で行っているところがまだ多い状況です。

地域学校協働活動についても少しずつ動き出しておりますが、まだ活性化というところまでは至っておりません。今後ですが、コミュニティ・スクール協議会委員の主体的な会議運営を進めていきたいと思っております。現在も進められていますが、教職員は異動を伴いますので、これまで話し合った経過、積み上げを持続可能にしていくために、地域から選ばれたコミュニティ・スクール協議会委員の方々に、会議運営を主体的に進めて欲しいという思いを研修等でお伝えしています。

それから地域と学校の信頼関係の構築による地域学校協働活動活性化です

が、まだ各人の役割について、落とし込みができていない状況です。

続いて、「子供たちと学校の変容について」です。子供たちは、コミュニティ・スクール協議会の熟議を重ねることで、自分たちの可能性が広がっているように思います。春日学園義務教育学校は、これまで、子供たちだけではやりきれなかったところを地域の力をお借りして、今年度すばらしい企画を進めております。そういったところは、子供たちの変容として表れているのかと思います。

それから前野小学校で防災キャンプを実施したときに、火を起こすなどの本物の体験を実施することで子供たちに感動が生まれるなど、先生方もとても喜んでいました。また、高山の人権集会のプレゼンテーションでは、コミュニティ・スクール協議会委員の方が、「今の子たちはこんなにプレゼン上手なのです。」という声を子供たちに直接届けてくれたことで、子供たちのやる気に繋がりました。学校では、コミュニティ・スクールを通して、地域の力を学校に生かそうという動きが高まっています。例えば、職場体験の体験場所の掘り起こしです。地元の企業にこんな魅力的な企業があるのだということを委員の方々に掘り起こしていただいて、子供たちの体験場所に繋げるという活動をしている学園もあります。地域にこんな仕事や働き方があると子供たちの学びに繋がっています。

続いて、昨年度の研修会についてご説明させていただきます。牛久市の社会教育主事及び地域学校協働活動推進員の方を講師にお招きしました。そもそもコミュニティ・スクール協議会って何のためにやっているのかという見直しから、牛久市では働き方改革の文脈として、夏休みのかっぱ祭りをこれまで地域と学校とともに行っていましたが、それを地域の方にお任せしたという流れも聞きました。ただ、地域に丸投げをするわけではなく、コミュニティ・スクール協議会の中でこのように子供たちを育てたいという思いを学校と地域で共有していく中で、地域にお祭りをお任せする。或いは、学校の休み時間

に、地域の方が「牛久のかっぱ祭りに参加してね。」と呼びかけるなどして連携していると聞きました。結果的にお祭りの参加人数も増えているそうです。

それから、ひたち野うしく市小中学校には、地域が活動できる教室があり、学校とはセキュリティが分かれているのでそこを自習室として開放するなどの実践的な事例もお聞きしております。

今年度は、研修会ということで、板橋第十小学校のコミュニティ・スクール委員長の方から、御講話をいただきました。この研修会においても、コミュニティ・スクールを問い直すというお話から始まり、講話では、コミュニティ・スクールを学校にお任せするのではなくて自分ごととして捉えてほしいということや地域や子供たちを支えていくために関係人口を増やすことが大切であるといったお話もいただきました。

続いて、「地域も学校も共に活性化するためにコミュニティ・スクールはどうあるべきか」答申についてご説明いたします。昨年度、教育委員会の方から、社会教育委員の方にコミュニティ・スクールに関して、諮問の方をしていただきました。様々な課題がありますが、こういった課題を踏まえまして、社会教育委員の方で、話し合いを深めていただき、答申をお返しいただきました。答申について、学校では、管理職だけでなく、全職員周知しコミュニティ・スクールの方向性を共有させていただいたり、コミュニティ・スクール協議会委員の方々には、答申書を協議会の中で配布し共有したりしています。市民の方々向けには、ホームページで答申書を公開し、ご理解をいただいているところです。今後の課題と目標は、先ほどの答申にも繋がりますが、3つお示しさせていただきました。先ほどと重複しますが、「持続可能な体制づくりについて」ということで、教職員は異動を伴いますので、これまで積み重ねてきたものが継続できるように地域の委員に会議の運営をゆだねるような形で進めていくことが課題になっております。

それから「地域と学校の信頼関係の構築について」ということですが、コミ

ユニティ・スクール協議会が始まった当初は学校から地域に対して「こんなこと言ってしまったら大丈夫だろうか」逆に地域から学校に「こんなこと言ったら迷惑なんじゃないだろうか」という遠慮がありました。こういったことが、遠慮なく本音で語れるような協議会であって欲しいと思います。学校からの困り感を引き出すことも大事だと思っています。先進地の事例では、人選の中で卒業生だったり、大学生だったり、そういった若い方を入れるのも1つの方法だということを伺っています。それから学校から地域学校協働活動に繋げていくときに、地域の方にご連絡をするのはハードルが高いと感じているようです。逆もしかりだと思いますが、学校の職員の中に気軽に相談できる地域学校協働活動推進の方がいるとスムーズに地域学校協働活動が進んでいくかなと考えております。

最後に、「地域人材との連携について」ということです。委員の方々すごくやる気がありますので、何かやらなければならないとの思いを強く持っておりますが、できることは無理なく進めていただければと思っています。私事になりますが教員席として行政にお世話になっておりまして、保健体育の教員免許を持っているものですから、息子の幼稚園のライン引きの方を毎年手伝うようにしております。そのようなことで大丈夫ですので、できることを無理なく、みんなで子供たちの笑顔のために頑張っていきたいと思います。委員の皆様にはお伝えしているところです。地域と学校が幸せな人生をともに生み出すということは、教育大綱に掲げられている「一人一人が幸せな人生を送ること」という最上位の目標にも繋がっています。説明は以上になります。

市長：ありがとうございました。まず質問あれば。では、僕からいいですか。コミュニティ・スクールの委員の中でコーディネートをするような人たちがいますよね。活動推進委員と呼ばれる人は、何人ぐらいいますか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：基本的に各学校上限2名置かせていただいております。

様式第1号

市長：そのコミュニティ・スクール協議会のメンバーはイコールではないわけですよ。コミュニティ・スクール協議会の中で、より何か踏み込んだ活動をする人がこの推進員になっているという認識ですか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：そうですね。コミュニティ・スクール協議会の中に組み込まれています。ただ、この協議会のメンバーに入らなくても地域学校協働活動推進員という役割のみで活動されている方もいます。

市長：ちなみに個別で言うと、バックグラウンドとして、どのような人とか、何歳ぐらいとか、日頃仕事している人、してない人とかで言うと、どういう属性の方が多いですか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：様々な方がいらっしゃいますが、地域に精通されている方。導入当初は、例えば区長、地域の学校と連携をされているPTA会長、元PTA会長だとか、そういった方が多いかなと感じます。

市長：日中フルタイムで仕事をしている人たちですか。それとも、一線を退いている人が多いですか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：数字的にはぱっと思い浮かばないですが、自分の感覚としてはまだ現役で働いている人が多いという印象です。

市長：先ほど村上先生が言ったのは、地域に連絡するのは憚られるとか、逆もしかりなので、その間を繋ぐ人が学校にいてくれたらいいみたいなのは、推進員が学校の中に常駐をしているとコミュニケーションがスムーズになるのではというイメージですか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：そうですね。牛久市の事例を聞いた際に学校の職員室にいる推進員と地域の推進員の連携がとれると学校でも地域でも地域学校協働活動が動き出すようなことを伺いました。良い事例と捉えています。

市長：だから先生たちから直接お願いするよりは、区長とかPTA会長OBが学校の中において、少し頼みに行くようなことや区会に相談したいことをその人経

様式第1号

由で頼みに行くというコミュニケーションの橋渡しができるようになるという。

生涯学習推進課村上社会教育主事：はい、そうです。

市長：もう1つありまして、今各学校で動いていますが、コミュニティ・スクール同士で他の学校がどんな取り組みをしているかの情報共有はありますか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：昨年度まで合同研修会ということで、まず先生方にお集まりいただきまして、その中で事例の共有をしております。それから、私が着任してから年3回、研修会の方へ行っております。参加していただいた委員、そこには教職員も含めますが、情報交換の時間を必ず組みこみまして、情報共有をしています。さらに区会回覧の中でコミュニティ・スクール便りを出していきまして、各事例を地域の方にも周知したり、連絡ツールの中でこんなことをやっていますということは、押し付けではなく事例の紹介をしたりしています。

市長：その研修は、この協議会の全メンバーが対象ですか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：それはこちらの意図のもと、対象は変えています。地域学校協働活動推進員の役割をしっかりとご理解いただきたいという場合には、地域学校協働活動推進員に焦点を当てて実施してきました。また、先進地の事例ということで、講師をお招きした場合は、委員の皆さんに聞いていただきかけたので、コミュニティ・スクール協議会委員の方、全員を対象にしました。

市長：まず、協議会の人たちや委員の皆さんの理解度やイメージってどれくらいクリアになっていますか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：少しずつ理解が深まってきているかなと思っています。コミュニティ・スクールの説明をする際に、聞き馴染みのない言葉があったり、地域学校協働活動推進員の役割の説明が難しかったりとありましたが、これまで粘り強く、丁寧に説明してきたこともあって、少しずつご

様式第1号

理解いただいている感覚がつかめてきました。何か活動があつて学校と連絡をしたときに、推進員の誰々さんが動いてくれましたというのが少しずつ聞かれるようになってきたかなと思います。

市長：推進員には報酬はある。

生涯学習推進課村上社会教育主事：そうですね。1日単位の活動で謝礼の方が出ます。

市長：1日いくらですか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：2,000円です。

市長：それを含め、議論の始まりのための問いですが、コミュニティ・スクールとは何ですか。コミュニティ・スクールというのは、概念なのか、場所なのか、グループなのか、チームなのかわかりませんが。コミュニティ・スクールと言ったときに何を言っているのでしょうか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：基本的には概念に近いと思います。「地域とともに、子供たちを育てる学校」ということで、ご説明しています。定義としましては、つくば市で申し上げますと、学園制で進めていますので、中学校区に1つ、コミュニティ・スクール協議会という話し合いの場が設置されている学校のことをコミュニティ・スクールとして説明しています。

市長：コンセプトは地域とともに子供たちを育てる学校というのが、あり方としてのコミュニティ・スクールで、それを行政的に定義すると、学園ごとに置いてある協議会がコミュニティ・スクールになる。つまり、概念と方法的な要件と両方包含しているわけですね。コミュニティ・スクールの理想が実現した学校の状態や地域の状態ってどのようになっている。

生涯学習推進課村上社会教育主事：課長から最終的にこのようになればいいねとお言葉いただいておりますが、コミュニティ・スクールに関わる人たちが笑顔になればいいねという話を聞いています。データでは測れませんが、心の動きの積み重ね。少し青臭いですが、学校の中に笑顔の数が増えたり、関わる大

様式第1号

人たちが前向きな気持ちになったり、地域が自分たちの学校だと思えるような姿かなと思います。私事になりますが、先日、うれしいことがありまして、コミュニティ・スクールを担当しているものですから、朝、娘を登校班に連れていくときに、子供たちや地域の方に挨拶しようと思いましたが、子供たちに挨拶をしていく中で、最初は、挨拶を返してくれませんでした。少しずつ挨拶の輪が広がって声をかけてくれるようになりました。データ的には図れませんが、私もすごく嬉しい気持ちになりましたし、前向きな心の動きを感じました。データではわかりづらいですが、そういったところが、コミュニティ・スクールの完成形かなというのは自分として捉えています。

市長：ありがとうございます。何か公的な計画にはなっていますか。いわゆる行政的にコミュニティ・スクールの目指すゴールの姿みたいな。コミュニティ・スクール推進計画などありますか。澤頭課長どうぞ。

生涯学習推進課澤頭課長：心の中にあるだけで、本来は共有して持つべきだなと思いました。

市長：心の中では共有されていますか。澤頭さんのイメージと瓜阪さんのイメージはもうばっちり一緒になっている。

生涯学習推進課澤頭課長：日々変化するときもありますが、その都度確認しながら、みんなで少しずつ進めております。

市長：ただ、明文化されたりはしていないと。いろいろ確認のために聞きましたけど、どうぞ皆さん。質問でもいいですし、提案でもいいです。

柳瀬委員：ある程度、内容が出てきているので、毎年毎年、着実に熟議が進んで活動になっていると思います。先ほど、市長おっしゃられた、この活動はボランティア活動とはっきり言っていないかなと思いますが、どうでしょうか。ただフリースクール協議会が、少し法定協議会行為があるので、そこで出てきたことを実際に主体的にやるということはボランティア活動なのかなというのが前置きで、本当は少し議論進んだところで、お話ししようと思ったのですが、市

様式第1号

長の方からそういうふりがあったので。コミュニティ・スクールガイドラインを作りまして。

市長：作ったというのは。

柳瀬委員：教育委員会でお話しまして、今後も方向性は、いろんな内容が出てくるにしても、ここが大事だよというガイドラインを作りました。毎年、それをチェックしてくださいということでしたが、まだ始まったばかりなので、ある程度内容が出てきた段階で、やってくださるのかなと思って、作った最初に。ガイドラインは、一応こういうのがありますと、提示するけれども、各課長からも「始めたばかりなのでこだわらないでください」という動きがあったので、内容が出てきたからそろそろそのガイドラインというのにも出てきたほうがいいかなと思います。澤頭課長それでよろしいですかね。

生涯学習推進課澤頭課長：はい。大変失礼しました。市長が先におっしゃっていた計画は、推進基本計画みたいなロードマップみたいなところをイメージしてしまして、まだないですね。柳瀬委員の方からのガイドラインの件は承知しておりまして昨年度末の学園の最後の会に配らせていただいて、提出の必要はありませんが各自チェックをつけていただいて、振り返っていただいて次に生かしていこうと申し上げさせていただきました。

柳瀬委員：ちょっとガイドライン出ますか。

市長：評価ガイドラインですね。

柳瀬委員：そういうことです。社会インパクト評価って今言われていますけど、自分たちを客観的に見てみようというガイドラインが必要ではと思います。例えば、構成員が、地域の多様性を反映しているかというのが最初にありますが、今まで入ってこなかった人が、今年度は入ってきました。或いは地域に外国人が入ってきましたとか、多様性が少しずつ広がっているかというチェックです。それから学校の支援団体、地域のNPOとか市民活動団体福祉団体、福祉団体、その他、企業でもいいと思います。社会貢献部門とか、そういうとこ

様式第1号

ろとの繋がりは、少しでも増えたかどうか。ありますかじゃなくて、これが少しでも進んでいますかというチェックですね。

市長：どうしても定義の部分が、気になります。このときのコミュニティ・スクールの構成員というのは、概念としてコミュニティ・スクールに明確に所属している何かがあるのか、それともイベントとかで何か参加をしてくれる人をみんな構成員と呼ぶということですか。

柳瀬委員：これは、おそらくその時点ではコミュニティ・スクール協議会のメンバーです。そのように多様性が、だんだんと増えていけばいい。年度末でやった結果、構成員が地域のことをもっとするようになったかとか、子供と大人が共に学ぶ場ができたとか、お祭りしましたなどいろいろな効果があるから、子供と大人が共に学ぶ場ができたことはマル。進んだと評価できると思います。そういうのを、1つ1つ作りまして大事なのは想定外の効果があったか。具体的にこんなことが起こりました。地域のお年寄りの見守りが進んだとか。そういうことがもしあれば、福祉的な面が進んだとかですね。具体的にそういうことがあれば、書いてほしいです。最後、つくば市教育大綱の理解が深まりその理念を踏まえた活動ができたかと、最後大きく出ちゃっていますが、これらをどんどん作り変えていいと思います。実際に具体的にあったように、子供の要望が実現できたかとか、それらを付け加えた上で、毎年、積み重ねていけば、皆さんがよく言われる、PDCAなどPの中にCがきちんと組み込めるのではと思います。

市長：実際どうですか、学校では使われていますか。或いはそれを学校から教育局に今年はこのような結果でしたと報告があったりする。

生涯学習推進課澤頭課長：このガイドライン自体に対するアンケートはないですが、別途、1年間やってみてどうだったかということコミュニティ・スクール協議会の委員さんに対してアンケートを昨年度取りまして、17項目の質問を投げかけて5点満点で返していただいています。今年度における評価で

様式第1号

すけども、経年で追って少しずつポイントが上がっていけばいいのかなと捉えています。

市長：どうでしたか、去年のアンケートでは。

生涯学習推進課澤頭課長：去年のアンケート自体は、回答数が171名の方から回答いただき、5点満点のうち大体今3点ぐらいですね。

市長：項目が見たいです。

生涯学習推進課澤頭課長：色を赤色でつけているところは、高めに出ているところになります。6番の協議会の中で忌憚なく意見を出し合える雰囲気があるという、最初の狙いでもありますのでここがよかったかなと思っております。

市長：4点満点にしたのかな。いや、そうすると点数の出方がおかしくなる。4点満点で、判断できないでつけるのが0点でそれを入れているとなるとよくわからなくなる。判断できないは除外しているの、それとも入れているの。

倉田委員：平均値にすると出ちゃうよね。

柳瀬委員：判断できないも反映している。

倉田委員：評価できないというのは良いも悪いも両方含まれることになる。それを除外して平均値を出さないといけない。

柳瀬委員：評価できないは、項目に入れない。入れないという意味で0にしているのかもしれないけど、そうすると割るときも除外しないといけない。ただ、これは内部評価です。私が先ほど言った評価のガイドラインは社会インパクト評価です。なので、少し意味合いが違って、もう少しガイドラインの中身を反映して欲しかったと思います。

市長：それは大事ですよ。何かガイドラインがあるのであれば、ガイドラインとこの質問項目がある程度一貫性がないとガイドラインを進めにくくなりますし、ガイドラインはいつできましたか。

柳瀬委員：全校にコミュニティ・スクールが始まる時だったと思う。

生涯学習推進課澤頭課長：去年でした。皆様からご意見をいただき、作り上げた

様式第1号

ところです。

市長：これは子供の意見を反映させると柳瀬さんが言ったようなものもガイドラインに入れたらいいと思いますが、逆に言えばここには入っているが、現状がどうなっているかをみんなで共有することが大事なので、もう少し下までスクロールしてもらってもいいですか。国のガイドラインとかありますか。こういうのに沿ったアンケートにしてくださいみたいな。

飯島：市長おっしゃいます通り、国の方では、CSポートフォリオといいまして、こういった質問項目を経年でこのようなツールを作っていて、少し質問項目を参考にさせていただいた。実質ほぼ一緒ですが。

市長：なるほど。ガイドラインはあるが、ビジョンみたいなのはまだない。ガイドラインの項目を満たしていけば、何かそのビジョンって1枚の絵みたいになるけど、コミュニティ・スクールは動き続けているというか、先ほども多様な人が増えているかみたいな話だと。例えば、協議会のメンバーも理想的には、どんどん増えていく感じですか。それとも、ある程度同じメンバーで地域を巻き込めば、協議会のメンバーはどんどん多くなる感じがしますが、どういうイメージが理想形ですか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：適切かわかりませんが、新しく導入学園から進んでいったところは、30人上限と進めています。まず学校の方で信頼できる方を少数でコンパクトに進めている学園が多いかと思います。熟議の中でこういった方に入っていただきたいというのが生まれてきますので、その際に追加していく。一方、30人上限満たしているところに関しましては、関係する方に協議会の様子を見ていただくなどしている学園もあります。

市長：毎年、委員は更新していますか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：現状としては継続でお願いしているところが多いです。

市長：もう30人いっぱいのところもありますか。

様式第1号

生涯学習推進課村上社会教育主事：はい、ございます。

市長：いくつぐらい。そういうところは、メンバーが毎回来るわけじゃないでしょうけど、結構大人数で会議をやっている。

飯島：そうですね。

柳瀬委員：校長先生が選びますよね。

生涯学習推進課村上社会教育主事：そうですね、校長先生からご推薦いただきまして教育委員会で認定という形で承認。

柳瀬委員：地域の代表って言えるかどうかというのは、少し地域の代表となるとややこしい話になる。

市長：教育委員会の承認というのは、形式的な承認なのか。ちゃんと教育委員会で見ているわけではないでしょ。

柳瀬委員：議論したのは、例えば地域の議員さん。確かに議員さんはもう市民の代表ではあるが、その地域出身であってもつくば市の市会議員さんだから、地域の代表ではない。つくば市の代表です。地域の代表ではないので、そういう方が、評議委員会に議員さんだからというので入るのは、いかななものかという議論をしました。だけど、その方が地域のボランティア活動とか、地域活動を一生懸命されているからという別の肩書きであれば、それはいいのではないかという議論をしましてですね。議員さんが入ってはだめというのは、そのときはなかった。例えば、校長先生が選ぶということだけど、校長先生がどれぐらい地域のことがわかるかとか。例えば、NPO マークが入っているかと言われればあんまり入ってなかったんで、NPO って活動していることが多いし、福祉団体もほとんど入ってなかったんで、その辺はこれからも多様性とありましたけど、その課題はこれからも教えて欲しいなと思います。

生涯学習推進課村上社会教育主事：ありがとうございます。柳瀬委員おっしゃる通り、各学校に聞き取りをしてもなかなか人選をどういった方が適切なのかというところは校長先生も頭を悩ませているところがあります。そもそも地

様式第1号

域住民の方々への周知も課題として残っておりまして、先ほども申し上げましたが、区会回覧でコミュニティ・スクール便りを回したり、出前講座の実績で申し上げますと民生委員の方々や区長さんとか、そういった方に出前講座ということで、コミュニティ・スクールについて説明させていただき、機運が少し高まっている状況かなと思います。今後その委員入れ替えも含めて検討できればと思っています。

市長：校長先生は、別に地元の人じゃない。市外の人とかたくさん普通にいる。地域のこととかわからないよね。校長の人選で本当にいいかみたいになってしまいますよね。

教育長：校長先生が地域の代表の方みたいな人に相談しながら、という感じになりますね。

坂口委員：ありがとうございます。私はコミュニティづくりを大事に、仕事をしています。趣味でもありますので、コミュニティ・スクールというテーマにわくわくしています。今の中で質問があります。委員の選出を校長先生が選ぶということですが、学園ごとなので、校長先生は複数いらっしゃるのでしょうか。それぞれの校長先生が決めて、その合計みたいになりますか。というのも、まず1つのテーマをやる、と地域の方とおっしゃったときに皆さん学校単位の地域の感覚ってすごく強いと思います。これが、学園ごとになったときに、地域がとても広くなるので、さらに人選が難しいのかなと感じました。学園ごとになった経緯を教えてくださいてもよろしいですか。結構、地域単位が大きいと感じたので。

生涯学習推進課村上社会教育主事：坂口委員がおっしゃる通り、現段階では各学園でコミュニティ・スクールが動いていますので、各校の校長先生から選出いただいた方を併せて委員の選出をしております。地域が広がるので人選が難しいというところもあるかと思いますが、もともとの経緯は1年生から9年生までの見通しを持って子供たちを育てるという学校の動きがあり、コミュ

ニティ・スクールの横の繋がりを生み出そうという狙いがあります。委員がおっしゃる通り、学園といっても、現状では各校で実態が違いますので、学園として合わせる部分としては、「育てたい子供像」について、コミュニティ・スクール協議会の中で考えるというところになります。

坂口委員：これまでの中でいろんな学園ごとの活動の事例がありましたが、それはこれやりましょうと決まったときに、同じ学園の全学校が共通してそのテーマでやっているもしくは、やっているとは限らない内容ですか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：子供たちがこのようになって欲しいという思いは共有しています。ただ、そこに進んでいく上でのプロセスとしては、各学校違って大丈夫ということです。

坂口委員：具体的な事例として、荃崎学園とかでやっていた防災地域のウォークラリーとかは、荃崎第二小学校と書いてありますが、そういう思いを皆さんに共有されて、実際に何をやるかっていうのは学校ごとに違っているというイメージですかね。

生涯学習推進課村上社会教育主事：そうですね。そういうところもございまして、今委員がおっしゃったように、荃崎学園は活動も揃っています。防災、それから地域でやるというテーマで活動も揃っているのが荃崎学園ですね。

坂口委員：あと1点。以前から気になっていたことがありまして、小中一貫9年ですが、地域活動も、教育委員会の中では幼稚園も管轄だと思いますが、コミュニティ・スクールの中に入らなかったのかなと思いました。文科省からの指令で小学校以上だったからなののでしょうか。全体的な印象として、この地域づくりをテーマとした時、学ぶことは小中学校が中心で、0歳から6歳まで抜けているといつも感じています。そこが抜けているのは理由がありますか。

生涯学習推進課村上社会教育主事：ご質問に正対できているかどうかわかりませんが、現状、竹園学園とか、翠輝学園は幼稚園の園長先生が委員に入ったりしています。

様式第1号

生涯学習推進課澤頭課長：補足になりまして、幼稚園が入っていない話は以前からあり、始めた当初は、モデル学園で吾妻小と吾妻中の1小1中でやらせていただいた経緯がありまして、幼稚園のところをあまり手広くしてしまうと進めないという懸念もあったかと思い、小中で行った経緯があります。ただ幼稚園を接続するのは、理解しているところでして、その趣旨を学園さんでもご理解いただいているというところで先ほどの竹園と翠輝ですでに現メンバーとして入れていただいているというので浸透はしておりますが、実際に入れていくというのは今後少し考えていかなければいけないなと思っております。

坂口委員：先ほどの趣味の話に繋がるのですが、この夏、個人的なエピソードですけど、ラジオ体操を主催する人を勝手に1人でやりまして、地域で40日間、毎日やったという自分の中で自慢みたいになっているものがあります。それをやったときのエピソードですが、子供たちがだんだんラジオ体操に継続して来てくれる子がいて、地域のおじいちゃんたちが、健康のために来たとか、ありました。そこではおじいちゃんと子供が会話で繋がって、来た小学生の子は、「勉強できなくて自分バカだから」と言っていたのですが、そのおじいちゃんが、よくその子の「バカっていうのはどういうことだ」とか、何かそれに対していろんなおしゃべりをしていてその繋がりがすごく素敵だなと感じました。合わせて何か地域の自治会のいろいろなイベントとか子供のイベントとか担当していた関係で「射的屋さんの人だ」とか、息子のお母さんでなく、地域のおばちゃんになったことによって、今までは学校から帰ってくる子供たちにおかえりと言うとみんな今までどこの人だという顔で見られていたのが、あーあの人だみたいな感じで、笑顔でただいまと言ってくれるようになった喜びというのが、先ほどのライン引きや挨拶で感じた喜びと一緒に思いました。なので、今度の運動会が自分の息子を見に行くのではなくて、地域の子供たち見るのが楽しみだなと個人的に思っています。去年から学校単位での子供の活動とか主催とかをすることがありますが、全体的に子供を見る

ので、しっかり個人的に繋がるって感覚はそんなにないです。近くで遊んでいた子はいますが、地域という小さい単位だと、一人一人が個人的な繋がりやエピソードを感じているので、しっかり体験として覚えていて、地域のおばちゃんだとか、地域の子供とすることができます。地域にいる人としては、単位が小さいと、子供たちがより近く感じて学校全体や社会で子供を育てるという気持ちが生まれると思います。顔が見える距離感の規模で、地域活動をする事で、子供から見ても地域のおばちゃんとおじちゃんという感覚が生まれ、そういった活動は、すごく進んでいくのではないかとということ自分のエピソードから体感しました。なので、現時点であまり手を広げすぎると、ということですが今後やっていく上で幼稚園やその地域の広さの単位とかそういったところを少し視野に入れながら、進めて欲しいです。私の中ではコミュニティ・スクールとは地域づくり、人づくりだと思っていまして、そっちにもすごく繋がるのではないかと考えています。

柳瀬委員：よろしいですか。だから、今みたいな事例がガイドラインの中の想定外のいろんな効果というところを非常に期待しているのですよ。だから、その想定して、こういう目標に向かってこういうことをやりましたというのは、確かに大事ですが、それ以外の想定外のことがいろいろ起こってそれが地域活性になっていくから、いい事例じゃないですか、ライン引きとか。そういった想定外の話がどんどん出てきて欲しいなと思います。

市長：和泉さん、どうぞ。

和泉委員：2022年に吾妻で始まってそのあと8学園、6学園で、今年度3学園、着々とここまで来たなど、少し感慨深い思いです。最初は、私たちもこれは一体どうしようかと、実態が掴めない中、手探りでやってきてここまで至っているというのは、実感がすごくありました。今回の資料を読んでいて、まず感じたのは、矢印が学校と地域があったときに、矢印が地域から学校、一方通行だなどというのがまずありました。コミュニティ・スクールというのは、開かれた

学校づくりと同時に、学校を核とした地域づくりというのが明確に掲げられていますし、一体どこからこのコミュニティ・スクール始まったのかなと少し調べてみたら、2015年に文科省が調査研究協力者会議を開いたらしく、その報告書を見ると8回の会議を重ねて骨格ができていたようです。そこにやはり地域とともにある学校ということとコミュニティ・スクールを核とした学校改革、社会総がかりで教育を変えていくことと謳ってある。そういうことを踏まえるとまだ開始して3年目ですし、どうやって始めましょうかみたいな感じもわかるのでとりあえずは、校長先生が何とか任命して議題を作ってみてという取り組みをしている段階というのは理解できますが、これから学校を核とした地域づくりという部分をどのように捉えてやっていくのかというのがすごく大きな次のステップになると思いました。一昨日の日曜日に桜体育館で不登校支援のためのイベントがあり、川崎市の西野博之さん子供の居場所づくりや支援ではレジェンドのような人ですが、その人が講演会をしました。つくば市で不登校支援を考えるとときにも、西野さんたちが立ち上げたフリースペースえんという公設民営の居場所はすごいと思っており、作り上げるまでの過程を調べてみると時間をかけて作ってきたものでした。とても興味深いのが、川崎市に各中学校区と7つの行政区で作った地域教育会議があり、そこで教育に関する会議をいろいろしながら、その地域でできることを作ってきたという事例を今回知り、これってコミュニティ・スクールそのものじゃないかと思いました。そうしたら川崎市はすでにそういう取り組みを20、30年かけて行ってきて、そのあとに文科省からのコミュニティ・スクールを始めるという号令がかかり、川崎市でもコミュニティ・スクールはやっていますが、もともとある地域教育会議の中にコミュニティ・スクールがあります。もう少し学校教育に特化した位置付けになっていて、先ほど、完成形って何ですかという話がありましたけど、目指す姿はこれかなと感じました。それは、その地域教育会議で記述してあったのが、「ボトムアップ方式の学校教育と社

会教育の連携を目指した住民自治の教育参加」組織と書いてあり、私の中ですごく腑に落ちました。つまり、生涯学習推進課の事業にとっても大きな意味があると思っています。つまりは、生涯学習の中に、学校教育が位置付けられている。第4次生涯学習推進基本計画の案ができているところで、この中ですごく丁寧なアンケートが行われていましたよね。ここで上がってきた市民の声や児童生徒にもアンケートを行っているようなので、こういう声をもっと拾って反映させる仕組みを今から作っていくのが課題かと。私も柳瀬さんと同じで最初にガイドラインの活用はどうですかということを知りたかったのです。なので、ガイドラインを今一度立ち返るといふか別に何が何でもこれという形ではないですが、見直して作って欲しいということとこのガイドラインを作ったときに年度末に1つの評価として目安になるようなものでいいのではないかという話がありましたけど、初めてコミュニティ・スクール委員になった人にも、このガイドラインを先に見せて、イメージを掴んでもらうということも思いました。ガイドラインの中で、私はコミュニティ・スクールが楽しいものであったかという項目を、最初に読んで欲しいと。だめって言うより、大人は何か集まって楽しそう。そこには、子供自身も別に児童生徒会代表じゃなくていい。むしろそうでないほうがいいと思いますが、子供たちも一緒に話すような姿が目指すところかなと発表や発言を聞きながら思いました。以上です。

市長：どうですか。今の意見に対して。

生涯学習推進課澤頭課長：はい、ありがとうございます。学校を核とした地域づくり目指すところ本当にそうだなと思っております。コミュニティ・スクール3段階でやる。少しイメージしておりまして、地域に開かれた学校、次が地域とともにある学校、最後は学校を核とした地域づくり。最終的にはその段階にたどり着きたいと思っています。まだその途中で、地域とともにあるところの段階かなというところですが、今年度つくば市全域にコミュニティ・スクールが導入されました。ここでこのまま魅力的なコミュニティ・スクールに

様式第1号

なっていくのか、それとも型どおりの形骸化したコミュニティ・スクールになってしまうのか、本当に分岐点なのかなという話は、研修会などでもさせていただいております、より魅力的なコミュニティ・スクール、本当に学校ごとのコミュニティの特色を生かしたコミュニティ・スクールを立ち上げていただいて、そこが中心となり、地域が作り上げられていく。というのを目指しながら進めていきたいなと思っております。新しい学校さんではその思いが非常に強いなと感じておりまして、学園さんとも思いを共有しながら、どういった方向に進めていったらいいのかなどについて協議して進めていきたいと思っております。ガイドラインのところにつきましても、新しい委員さんなど入ってくださる方もいますので、年度当初で、お配りさせていただいて、みんなでその思いを共有しながら進めていくというのは本当に大切だなと思っております。

市長：どうですか。和泉さん。

和泉委員：そうですね。2年前に全学園傍聴しに行って、こんなに違って面白いというか、地域性があるって、委員の皆さんも、急に集められたという感じで、話すうちにだんだん、知り合いの知り合いは知り合いだったり、本当に地域性があり、これは難しいのだろうなとはすごく実感として理解しています。なので、自律的に機能して欲しい一方、で理念とかゴールは示さないと学校の応援団で終わってしまうという懸念は常にありますよね。でも年に3回の会議でいくらアイデアを出せと言われても難しいと思うので、もう少し非公式的な場でもいいので意見を出しませんかみたいな、来られる人だけで構わないし、信頼関係ありきだと思います。名前と顔が一致して、この人の好きな食べ物は何かだったとか、趣味は何かとかそういうことを知り合った方だと多分どんどんアイデア出てくるのではと思います。

生涯学習推進課村上社会教育主事：和泉委員ありがとうございました。1点だけお答えできるところがあるかなと思います。おっしゃる通り、コミュニティ・

スクール協議会は年3回ないし4回で動いています。その中で具体的にこんなことを活動として動いていきたいというところの話し合いまでは詰められないので、会議と会議の間に活動に関しては、各学校で集まっていただいて、話し合いをするような形で動いています。

倉田委員：だいぶ前の学校は、学校が中心になって、地域が回っておりました。要するに学校に行けば何でもわかる、教えてくれる。だから、学校の存在というのは、地域の中心的存在でした。それがだんだん地域から離れて、地域も学校を認めなくなり、学校の存在というのが薄くなってしまふ。学校からは何も得るものがないような状況になってくる。それはまずいということで、学校のあり方というのはどういうあり方が望ましいかという文科省も言っているように、学校が今後はコーディネーターとなり、地域に情報を広めて、活性化を図っていく。そのような方向で進めるのがこれからの学校の目指す方向であらうということになってきたと思います。そのためには、地域に信頼される学校運営が、機能することが望ましい。地域の人たちも入って一緒に協議したり、連携をし、学校づくりを進めていく方向になってきたと思います。だから、学校の目指す方向というのは、その地区によって違っていいと思います。人選もそれに合った人材をそこで選ぶということが望ましいわけです。だから学や学園によって人選が違って、私は当然だと思います。目指すものに合うような適任者がそこに配置されればいいわけです。学校の行っているものや目指す方向性というものが、地域にも理解されてともにそれを目指していこうという活動になる方向に進めていくことが一番大切なわけですね。ですから、新しい地区と旧地区ではまた求めるものも違ってくる。当然出てくると思います。その地区によって目指すべきものを的確に把握して、それで協力しながら進めていく。そのためには地域の人材とか資源とかを活用しながら、お互いに理解を進めてみんなで学校を作り上げていく。そういう地域の学校っていうことを目指すべきだという方向にならざるを得ないと私は思いま

す。地域に信頼される学校づくりというのは、何よりも必要になってくると思います。それでないと地域の人材もそこに活用できないし、また協力も得られない。信頼される学校づくりというのは、そういうものであり方で学校運営を進めていく必要があると思います。だから、そのためには、いろんなものを今の学校に足りない地域を巻き込んで、一緒に作り上げていこうというもので、足りないものは何だろうと。この子供の目標、狙いを達成するため、みんなまで協議して努力しようとか、これから作り上げていこうとか、または、このような協力が必要だろうと。だからこういう教育を依頼しようとかを構築していく必要があると思います。私は、竹園地区のコーディネーターをやっていますが、住民の中での連携というのは非常に取りづらいです。お互いに顔を知らない。正直、マンションだらけです。保護者として、連携は取れます。そういう機会を作れば集まる。でも、地域としてまとまるかということ1つの方向で向かうことが可能かどうか、可能にするにはどうしたらいいか、そのためには、例えば学校での祭りを開いてみんなを地域に集めて、学校に集めて理解を求めるとか。あとは、挨拶運動など地域に働きかけてみんなできょうやましようとか、声かけましようとか。そういうことをしていくことが、地域の人材ですよね。いろんな素晴らしい人たちも学校に取り入れて、招へいして地域でこういう人材がいると、みんなで盛り上げていこうとか、そういうことをできると思います。あとは旧地区では、廃れてきて継承しなければいけない伝統文化を地域の中に子供たちが入って、地域を知って一緒にやっけいこうと、そういうこともやらなくちゃいけないと。地域の団体が、働きかけて子供も一緒に入って、協力して作っけいこうと。そして、地域のよさを知って地域にまた貢献できると。そういうものを作り上げることがいいのかな。旧地区とかは三世代、四世代とかいるのでそういう世代間の良さを全部理解して求めて学校はこうだっけ構築していく必要がある。そうすれば、これからの学校のあり方というのは、学校がコーディネーターで中心だっけ。学校に連絡をとれば何でも

できると。そのようにするのが理想かな。そういうものを、文科省も目指しているのかなと思います。

市長：今祭りの話があったので、最近の事例でいうと竹園は、竹園小学校で竹園祭りをやっていて、そこに地域のお店の人とか、親父の会とか、地域の区会とか、いろんな人たちが出ていて、かなり長い回数重ねているみたいです。どんどん地域を巻き込んで、その中心となる人物が1人、2人、3人と、前のPTAたちも継続してやったり、うまくコーディネートされている事例と並木も昔夏祭りをやっていたのが委員の高齢化ということで1回なくなりまして。確かに僕が小学校のころから同じメンバーが、中心となり活動し、皆さん疲れてきたというので、1回なくなりましたが、また若い世代が引き継いで、でもどうしようかというので、コミュニティ・スクールだと、並木の中心人物が考えて、並木中に話を持っていきました。並木の祭りの日には、並木中学校は、その展示をして、登校の日としていました。校長もなかなか偉いと思いました。登校にして午前中に授業をやり、並木中の中三の子たちはクラスごとに、並木のお祭りに出し物を出して、自分たちの学びやSDGsに繋がるような面白いものやゲーム性のあるものを出したりして、学びにも繋げ、地域との繋がりも生むみたい。実行委員会からすれば、足りない人手をそうやってみんなと一緒に盛り上げられるみたい。とてもいい形ではないかと思うようなことが、倉田先生が言ったように、お祭りがあると実は比較的都市部と言われるような新しい場所でもあった。竹園とか並木というのは、ある種、それなりに数十年の歴史がもうでき始めているので、顔役、重鎮がいますけど、多分それがTX沿線の駅になると、少し景色が違うかなと思いますけどね。でもそれはいろんな人たちの活躍が始まっていると思いましたので情報共有でした。いろいろ話を聞いていて、わかるようでわからないような感じも正直あり、例えば幼稚園どうしますかみたいな話になると、学園単位で動いているから、僕も小中かなと思っていましたが、幼稚園入るなら保育園はどうするかと話は無限

に広がっていくと思っていて、僕も一応保護者としてコミュニティ・スクールについていろいろと来るわけですよ。でも、一保護者の目線だけで見るとコミュニティ・スクールというのは、自分が入るものなのか。参加したいと言って参加できるものなのかとか、一般市民の目線や地域住民の目線からすると、全然わからないのではと思います。関わっている人たちは、だんだん理解が深まってきていると思いますが、協議会にも入っていない人たちとのギャップは相当大きいと思っていて、認知度調査とかしたら名前は聞いたことある人はそれなりにいるかもしれないけど、何をやっているのかわかっている人はすごく少ないのではないかと、今皆さんが話していることを考えるとやはりよくないわけですよ。コミュニティ・スクールは、どちらかという運動体的なイメージのような気がしましたが、町を作っていく何か主体となるチームのようなものに、できればたくさん入ってきて欲しいのかなと皆さんの話を聞いていたと思いますが、必ずしもそういう入口になってないのでは思っていて、行政でやることって目標を作り、具体的な行動計画を決め、そこに向かって動いています。僕らは、どうしてもそれに慣れてしまっているので、コミュニティ・スクールの進み方や捉えどころがないと思っていて、それでいいところもあると思います。各学校の各学園の自由さみたいなのがいい点でもありますが、何をして、どこを目指していくのかみたいなことは、共通認識としてあったほうがいいような印象は持ちましたし、一般の保護者五十嵐が、コミュニティ・スクールに何をしたらいいのか見えないと広がりというのはなかなか出てこない気がするし、澤頭さんと瓜阪さんの頭の中にあるビジョンや行動計画みたいなものは、教育委員の皆さんの議論のもとで、何をしていくのかというのが整理された方がいい気がしました。

柳瀬委員：教育長のまとめの前に1ついいですか。今の倉田先生の話はまさに地域の核としての学校ですよ。だけど、北部はその学校がなくなったじゃないですか。秀峰に関しては、30人という協議体ではなく、地域の広さと今まで

の経緯を考えたら、もう1つその地域の協議会を作って欲しいです。各地域で1人ずつみたいな感じで今選んでいるみたいですけど、学校がなくなった地域の地域づくりどうしようかという、もうはじめの一步みたいな感じですよ。高齢化の問題もあるので地域の課題をいっぱい抱えているわけじゃないですか。なので、旧学校ごとにとは言いません。それで協議体ができるかどうか分からないのですが、もう少し秀峰に関しては、少し工夫していただきたい、他の地域と一緒にじゃないですよ。澤頭さんもその辺よくご存じだと思いますが、どうでしょうか将来的なことを考えると、1つの協議会では間に合わないと思います。

生涯学習推進課澤頭課長：ありがとうございます。柳瀬委員ほどは理解していないかもしれませんが、仕組みとしては、今現在部会という仕組みを用意しております。大穂学園さんも広いですので、協議会自体は年二回やろうとしていますが、その間で部会という名ではないですが、学校ごとに集まって話し合いを進めているというのは聞いています。そういったイメージでよければ、仕組みは用意してあります。

柳瀬委員：ぜひ。もう学校ないですから。

市長：核がなくなったということだからね。学校ごとでやりたくてもやれない。その受け皿をどのようにするかというところですね。

柳瀬委員：子供会ももうほとんど活動できなくなり、地区 PTA というのをどうしよう何回もいつもみんな頭を悩ませるみたいですよ。いろんな方法があるとは思いますが、協議会の中に部会を作るとか、協議体を検討していただき、すぐにはできなくてもお願いします。

生涯学習推進課澤頭課長：確認として、コミュニティ・スクールは、あくまでも学校をより良くしていくためにというところでのコミュニティ・スクールです。学校運営協議会の話し合いの場になっていきますので、今地域づくりの方にも視点が両方にいつている状態なのかなというところもあります。一旦は学

校をより良くするためにということで、最初は動いていければなと思っております。そこもしっかり機能してから、副次的なところで地域の高齢者のことやそういうところにも目を向けられていけたらいいなと思います。

柳瀬委員：ですから、まず核としての学校がなくなったという大前提で考えると、もちろん子供たちのことを考えて皆さん協議体として集まります。だけど、1つの考え方では、各地域にそれがおりてくる形だと主体性がないじゃないですか。学校地域の地域というのも、主体性を確保するための協議体というところですよ。学校地域の地域というのが、とにかく全部地域としてしまうとその主体性がどうしてもなくなります。学校のいろんな思いとか、グランドデザインを実現するために各地域で何ができるかでもいいですが、協議体が欲しいです。

生涯学習推進課澤頭課長：ありがとうございます。そういった趣旨のことを学校さんともよく話しまして、理解しあって進めています。

教育長：地域の人とできればいいですよ。教育委員の皆さんがすごく関心の高い問題ですから私も非常に頭が痛いなと思いつつながらですが、本当に先ほど澤頭さんが言ったみたいに「学校をみんなで盛り上げ良くしよう」がいつの間にか地域の動きになり、みんなを巻き込んでいくみたいになって欲しいのは自分のイメージとしては、一番あります。私としては、やっとなんかここまで来たかというのが正直な思いです。自分の振り返りですが、私が義務教育課長のころにコミュニティ・スクールが始まりまして、茨城県は進みが一番全国で遅い方だと。私が文部科学省の方に呼び出しを受けて、茨城県はなんでこんなに少ないのかと言われ、その時につくばは0だったわけです。そのあとに私がつくばに戻ってきて、まだコミュニティ・スクールは0だと。押し付けられたからやるわけじゃなくてコミュニティ・スクールのような地域の核になるものが必要だというのはずっと思っていました。自分の住んでいる大穂町の前野というところを見ても、昔はみんな周りの人が知りあい。最近それがなくなり、田舎

様式第1号

であっても近所の人がわからないような状況になってこれは何とかしなきゃいけないと、そのときにコミュニティ・スクールを作って、そのきっかけになるものを生み出さないと大変なことになると思いまして、つくばに戻ってきたときに、とにかくコミュニティ・スクールはやると決めていました。生涯学習推進課に言って、それがようやく全校にきたなというのが、まずは大きな思いです。今いろんな意見を伺っていて、これで終わるわけにはいかないというか、今課題はしっかり持ってやらなきゃいけないと思うし、最初中学校区でやるというのは私も賛成しました。小中一貫教育で9年間の狙いがあるから、その最終的なアウトプットの形は、9年間の目標があるからそれでいいのではと思っています。ただ、柳瀬委員がおっしゃったようにその中に小さい地域の中のサブ組織みたいなものもどんどんできて、派生していてもいいのではないかという思いもあったので、まだまだこれからその辺の形を考えなきゃいけないと思っています。本当に幼稚園や保育園というのも入った方がいいのかどうかというのも思っていて、今の活動がどんどん充実するうちに自然に入らなきゃいけなくなるのではないかと思っているんで、今の活動をどんどん充実させていくことによって、本当に必要な組織として、作られるのではないかなど。だから、目指すところは、各地域づくりの核になる姿だけれども、自然にそのようになるので「目標これにしましょう」と言って、そこに向かっていくのがいいのかどうかというのも、今はわかりません。ただ、活動をみんなとしながら、自然にできてくるものが本来の姿なのかなど。というのは最初にこれやるぞと言ったときに、学校が「また忙しくするんですか」と言うような反応があったり、それから地域の方は「これだけ、俺ら学校のためにやってんのに、まだ俺らに何か求めるのか」という反応があったりして、本当に理解しながら、コミュニティ・スクールというものがどんどん発展していくようにするためには、無理やりじゃなく、自然にというところもすごく大事なのかなどと思っています。だから、充実しているところを言っていた意

見などを考慮しながら、どう変えたらいいかを考えながら、ますます発展させられればいいかなと。生涯学習推進課の方にまだまだ宿題を出してしまう感じがしますが、いい方向にまず第一歩は踏み出したのではないかなという自己満足みたいなところもあります。

市長：おっしゃる通りだなと思いますが、一方で澤頭さんが言ったその3段階モデルは、本当にそうなのかなというのも少しぬぐえないところもあり、要するに学校のためのコミュニティ・スクールがまず第1というのが、別に地域づくりのためのコミュニティ・スクールでもいいような気もして。ただ、誰かの負担になるとか先生が忙しくなるとか、地域の人たちが「またボランティアやらずにちゃいけないのか」みたいなのはとても不幸な姿だけど、坂口さんが言ってくれた事例、本当に多分、いろんなヒントがそこにあって、村上先生も繋がりということをやっていたし、皆さん繋がりということをやっていますが、学校と地域の子供たちと地域の人が繋がることによって、地域の人たちに何か楽しさとか喜びが生まれるということだと思います。だから、他の子の運動会も楽しみになるみたいな話は、地域の接点できて、踏み込んで言えば、エンタメのようなことも含めて、自分の楽しさのカードが増えていく状況なのかなと思います。それは誰も義務感ではなく、友達が増えれば増えるほど何となく楽しい、面倒くささがあっても楽しいのと同じように、地域の中でそういう繋がりを増やしていくのかなと。僕は、講演などをするときには言っていますが、豊かさの定義が変わっているという話を僕はいつもしていて、所有による豊かさではないと。お金持ったり、土地持っていたり、日本はそこに所得に対して課税をして、それが豊かさの指標ということですが、それらを持っていたって、繋がりなければ、豊かじゃないということに気づいているよねと。だから、関係性の中に豊かさを見いだすということをやっています。その関係性の豊かさをまさに事例として話しているのが、先ほどの皆さんの話ではないかなと思いました。だから、楽しさというのは絶対だろうと。楽しいこ

とをしているうちに、まず学校がといちいち言わなくても、すでに地域が良くなるような気はしているので、別にこうでないといけないとは、澤頭さんも全然思っていないと思いますが、自由でいいと思うし、活動の基軸として、つくば市は、コミュニティ・スクールが地域を作っていくみたいなことが、もう少し明示されれば、1保護者とかもこういうことやったらいいとか、参画していくきっかけが出来ていくような気がしています。ゴールとか理想的な姿は描かなくてもいいかもしれないけれども、いろんな活動のケースが、各地区で共有されたり、紹介されていくとイメージがもう少し湧くのではないかなと思います。今はコミュニティ・スクールと言われてもわからないです。具体的にこういうことをつくば市は目指していて、コミュニティ・スクールというのを定義してもらいたいな。もう少しわかりやすい形で、何か教育委員さんたちが、議論をしてもらってこのような方向性を目指したいと。別にガチガチに固めなくていいです。先ほど、森田さんが言ったようなものでもいい。自然体でなら自然体でもいいですが、少なくともあり方や共通認識をもう少し持ちたいな。今日、話したことで何となく共有された部分はあるのではと思うし、多少ここにいる人の解像度は上がったと思いますが、僕らでこういう状況ですから、そこと地域とのギャップを埋めていかないといけないし、柳瀬さんが問題提起したようなことは僕も本当に深刻なことだと思っているので、地域の核となる小学校がなくなるというのは、重大な事案だと思うので、そういうことも含めて、いろいろ考えられるといいなと思います。ぜひ、継続して教育委員会などで議論をしてもらおうといいのかなという気がしました。関心度が高いというのは、重要だと思っているわけだし。皆さんのそこに思想が入っているのだらうなという気がするので、形にならないと言っていましたけど、まさに、その通りということで、最後に村上先生に一言いただいて。

生涯学習推進課村上社会教育主事：ありがとうございます。大学を卒業した際に、自分がお世話になった担任の先生と地域のいつも応援してくれたおじさ

様式第1号

んの顔が浮かんで自分の地元に戻ろうと思いました。東京大学の教授の方も言っておられましたが、地域の方に愛情を受けると、その子が30代40代ぐらいになったときに、地域にまた同じように「恩送り」という形で返すという話もいただき、そのようなコミュニティ・スクールに成長してくれたら幸せだなと感じているところです。今回、このような貴重な機会をいただき、お話をさせていただけたことがとても嬉しかったです。まとまりませんが、自分にとってもすごくいい時間になりました。本当にありがとうございました。

市長：ありがとうございます。いろいろな良い事例も話していただいて、先生自身が実践者であるということですね。そういう地域の目線をもっともっと強くしていいよなって気がします。学校第1ではなくてもいいのかなと。そうもいかないということでしょうけどね。

教育長：そういう段階に入ってきたってことだよね。

和泉委員：でもすでに、R8もそうだし、社会福祉協議会で、地域包括センターを中心として、市内6つですけどあれは、いろんな活動がありますよね。昨日、社協の理事会でして、シルバークラブには元気な人たちがいるなど。いつも社協の会議に行くと学校とか子供がすぼっと抜け落ちている感じがして、何かここもすでに地域って出来ていると思う中でそこを接続できないものかいつも社協の会議に出て思います。

柳瀬委員：シルバーの人たちは入ってないか。

和泉委員：それこそコミュニティ・スクールってわからない。

柳瀬委員：案外当て職も大事な面もあるのかもしれないですよ。

教育長：そういう繋がりも大切。

柳瀬委員：全部当て職だと思われているからね。

市長：当て職だと義務感が出る感じもありますけど、知ってもらう入口としては、ありかもしれないですね。だからR8は8しかないの。例えば上郷、R8があるところは、協議会のコミュニティ・スクールの運営協議会にも、多分

様式第1号

2人ぐらいというのは、繋がってきますよね。具体的なものをもう少し描けるといいかな。最初に言ったようなことを相談する時は相談してください。ここからはあまり僕が口を出すことではないですが、3年間頑張ってきたということはよくわかっております。ご苦労に感謝しています。

生涯学習推進課澤頭課長：コミュニティ・スクールについて、みなさんにこんなに関心をいただきありがとうございます。この場を借りて、改めてお礼を申し上げたいと思います。このコミュニティ・スクールに3年ちょっと携わらせていただいて教育長と一緒に思いを共有させていただいているところです。これからどんどん発展の可能性があると思っておりまして、自分の中で一番大事にしているのは、和泉委員からもわくわく楽しくやってもらわないと困るというのがすごく自分の中でもあって、キーワードはわくわくという言葉。常に頭に置きながら、学園の先生方、地域の方々と接していただいているので、来年度は、キーワードとか単語もみんなでも共有して、楽しみながら進めていけたらなと思っておりますので、皆様からのご意見も頂戴できると助かります。よろしくお願いします

市長：ではそういうことで、みんなでわくわくしながら進めていきましょう。

教育長：生涯学習推進課が幸せになれるようにね。

市長：ということで、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

事務局（教育総務課）：それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。次回は、12月を予定しております。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

令和7年度(2025年度)第4回つくば市総合教育会議次第

日時：令和7年(2025年)10月22日(水)

午後3時00分から午後5時00分まで

場所：本庁舎5階 庁議室

1 開会

2 議題

地域の特色を生かしたコミュニティ・スクール(CS)の推進について

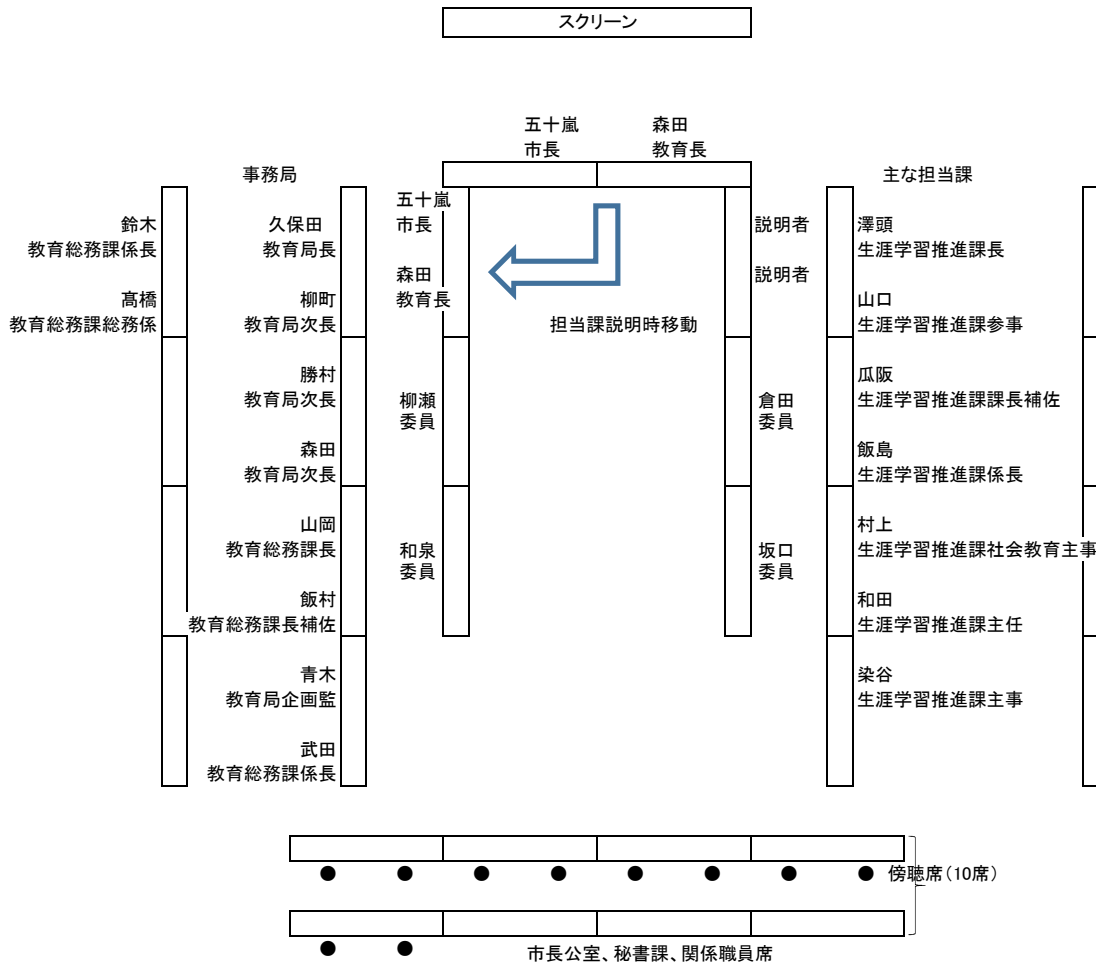
3 閉会

事務局：教育局教育総務課

つくば市総合教育会議 構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	五十嵐 立青
教 育 長	森田 充
教育委員会委員	倉田 廣之
教育委員会委員	柳瀬 敬
教育委員会委員	和泉 なおこ
教育委員会委員	坂口 まり

総合教育会議 配置図(R7.10.22)



地域の特色を生かしたコミュニティ・ スクール（CS）の推進について

つくば市教育局生涯学習推進課

世界の
あしたが見えるまち。
TSUKUBA

コミュニティ・スクール協議会と地域学校協働活動

学園内の学校



- ・目標やビジョンを共有
- ・必要な支援について協議



コミュニティ・スクール協議会



Coordinate!

地域学校協働活動推進員

教育委員会が委嘱した地域学校協働活動推進員が地域と学校の橋渡し役となります

地域住民



PTA、自治会、NPO、各種団体、企業、etc…

参加

地域学校協働活動



登下校の見守り、防災学習、環境美化、学習支援、etc…

吾妻学園

児童生徒の主体的な声を学校と地域の連携に生かす



桜学園

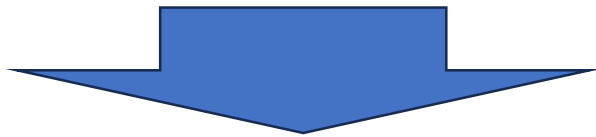
金田台の資源を子供たちに伝えたい



荳崎学園

「防災」「地域愛」という視点で子供たちを育てたい

- ① 目指す児童生徒の姿の確認
 - ② 現在の子供の姿は（授業参観より）
 - ③ 現在の取組とこれからできること
- ※学校ごとのグループで協議
- ④ 全体で共有



新たなことに取り組むのではなく、今までの教育活動を
「防災」「地域愛」という視点で考え実施し
よう！

荃崎学園

荃崎第二小学校 地域防災ウォークラリー 【目的】

- ① ウォークラリーを通して、
地域の歴史的なランドマークや防災関連施設を巡ることで、
自分たちの住む地域についての理解や防災力を高める。
- ② 地域の住民やPTAの方との交流を通して、
良好な人間関係を構築する。
- ③ 異学年交流を行うことで、
上級生が下級生を思いやり、
下級生が上級生に協力するなど、
他者を意識して行動できる力を高める。



高山学園

人権をテーマに「人に対する温かい心」を育てたい



高崎学園

つくば未来塾の充実及び独自の学習支援を実施



虹色学園

新しい地域だからこそ、地域に愛着を持つ子を育てたい

(1)野球教室

学校評価アンケートで評価が低い「体力向上」の取組を支援

6月22日(土)に大谷選手及び地域の方々から寄贈されたグローブ等を使用して野球体験イベントを実施しました。当日は筑波大学の硬式野球部員の皆様による全面バックアップで投球、バッティング、守備など丁寧に指導して頂き、最後は白熱した試合でケガ無くイベントを終了出来ました。



虹色学園

(2)教職員アンケートの実施

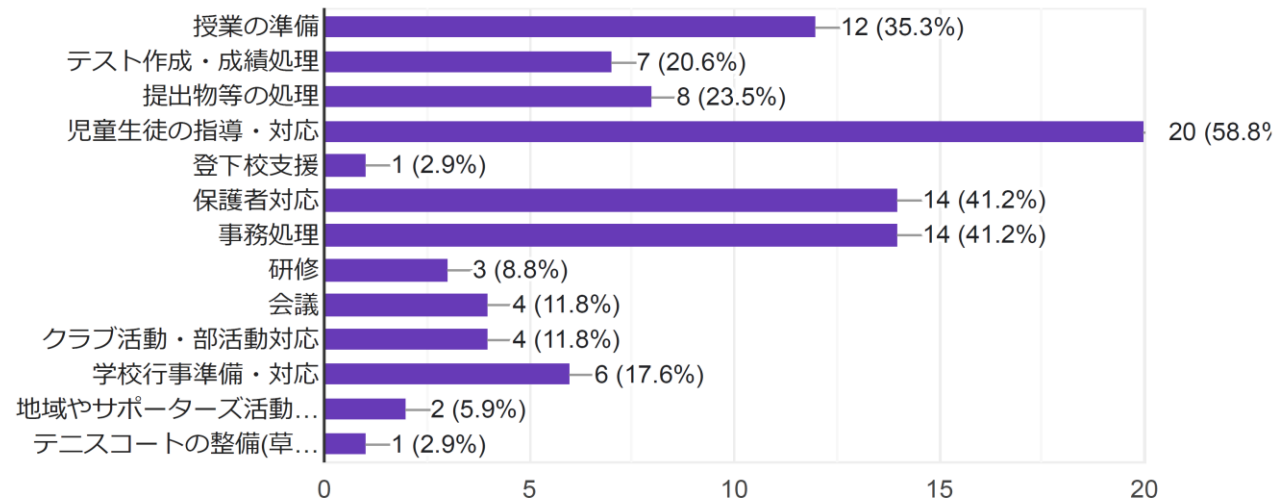
教職員の皆様の働き方の実態、現場での問題や悩みを把握するためのアンケートを実施。
⇒結果を子供・保護者に周知することで、より良い職場となるように検討(QアンドAの作成・配布等)を実施中。

【アンケートの設問】

- ① 普段のお仕事で大変な内容は何ですか
- ② 教職員の仕事でやりがいを感じたことや楽しかったことがあれば、教えてください。
- ③ 学校が開校して2年目であり、学校備品が不足していると感じますが、効率的に働く上で、欲しい備品はありますか。
- ④ 子供や保護者からのよくある問合せ・質問があれば、普段回答している内容とあわせて、教えてください
- ⑤ 子供や保護者に認知や理解してもらいたいことがあれば、内容とあわせて、教えてください
- ⑥ 些細なことでも構いませんので、研学サポーターズや保護者にお願いしたいことがあれば、教えてください。
- ⑦ 研学サポーターズの仕組み（できる人ができる時にできる事を！をモットーとしたボランティア制の保護者組織）やこれまでの活動で良かったと思う内容があれば、教えてください。

【アンケート結果の一部】

■ 大変な内容



春日学園義務教育学校

CSを通して、春日学園を子供たちの故郷にしたい

児童生徒会が取り組んでいる「学校づくり」「目指していること」「春日学園祭」について、プレゼンをする中で…

今年の春日学園祭、さらに、自分たちの学校づくりを活性化させていきたい。

地域の力、大人の力(人的・物的)を借りて活性化させていきたい。

自分たち(児童生徒、学校)だけの活動では、できることに限度がある。

そこで、コミュニティ・スクール協議会の方々とお話をして、地域のアイデアも取り入れたい。

春日学園義務教育学校

「春日学園祭にどのように地域や保護者が関わっていけるか」
発表後、熟議のグループに児童生徒会代表の生徒が加わり、
意見交換に参加



地域と学校の連携事業予算について

(1) 地域学校協働活動の主な活用事例

- ・文化祭、周年記念行事、防災教室などイベントを企画し、地域との連携を推進した。
- ・登下校の見守り活動、奉仕作業等において地域の方の参加が増加した。
- ・学校支援ボランティア募集のチラシを作成し配布することで、地域学校協働活動の周知が進み始めている。

(2) 予算の活用状況

- ・地域学校協働活動に関する謝礼や周年行事、防災教室などのイベント運営における消耗品費、委託料などとしている。

これまでの取組・現状・今後の方向性

今まで

- ・学校へのコミュニティ
・スクール周知
- ・会議が開催できるような体制づくり

現在

- ・会議はスムーズに開催できるようになった。
- ・会議進行は教職員が主体で行っている。
- ・地域学校協働活動が少しずつ動きだしている。

これから

- ・CS委員の主体的な会議運営
- ・地域と学校の信頼関係の構築による地域学校協働活動の活性化
- ・地域人材との連携

子供たちと学校の変容について

【子供】

- ・ 学園祭に地域の方の力を借りるなど、CS委員と熟議を重ねることで自分たちの挑戦への可能性が広がった。
- ・ 防災キャンプの中で火を熾すなど本物の体験を行うことで子供たちに感動が生まれた。
- ・ 子供たちとCS委員が熟議を行うことで、子供たち自身が自分の良さに気付く場面が見られた。

【学校】

- ・ CS委員が自分事としてCSに関わる意識を高めたことで、地域の力を学校に生かす動きが高まっている。
- ・ 地域学校協働活動推進員の役割が明確になり、地域学校協働活動が着実に進み始めている。

R6研修会

対象:CS委員(会長、副会長/座長、副座長)及び地域学校協働活動推進員
参加者数:55名

「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について」
牛久市社会教育主事 稲富 純子 様

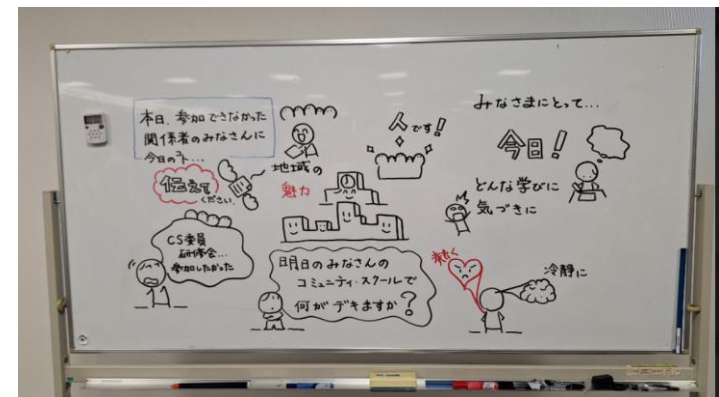
「学校と地域の連携・協働を目指した地域学校協働活動推進員としての取組～ひたち野うしく小・
中学校の事例～」
ひたちの牛久小・中学校 学校運営協議会委員
兼 地域学校協働活動推進員 芦田 亜里香 様



R7研修会

対象:CS委員及び地域学校協働活動推進員
参加者数:68名

「わたしたちが“できること、やるべきこと”ってなんだろう？」
板橋第十小学校コミュニティ・スクール 委員長 塚本 忠行 様



教育委員会から社会教育委員に諮問

諮問の経緯

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、本市では、令和4年度からコミュニティ・スクール導入を段階的に進め、令和7年度末までに市内全18学園への導入を計画している。
- ・全学園に導入を進める中で、「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」への深化が課題であった。
- ・こうした課題を踏まえ、地域と学校が共に活性化するための方向性を整理する必要があるとして、つくば市教育委員会から社会教育委員に諮問を行う。

諮問後の周知と取組の広がり

【学校】 →管理職だけでなく全職員に通知し、コミュニティ・スクールの方向性を共有

【CS委員】→CS協議会の際に答申書を配布の上、答申の趣旨を説明

【市民】 →市ホームページで答申書を公表し、地域への理解を促進

今後の課題と目標

○持続可能な体制づくり

C S 委員の主体的な会議運営

○地域と学校の信頼関係

学校と地域が課題や活動を積極的に発信
学校からの困り感を引き出す

○地域人材との連携

地域住民が「できることを無理なく」
支援し、活動しやすい緩やかな組織体の形成



◎地域と学校が幸せな人生を共に生み出す

地域と学校が子供たちの成長を支えながら、
学校を核とした持続可能な地域づくりが実現される



協議会に向けての事前打ち合わせの様子
議題についての内容の選定や協議会の柱立てを行う

会 議 録

会議の名称	令和 7 年度(2025 年度)第 5 回つくば市総合教育会議		
開催日時	令和 7 年(2025 年)12 月 18 日 (木) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで		
開催場所	つくば市役所 5 階 庁議室		
事務局 (担当課)	教育局教育総務課		
出席者	委員	五十嵐市長、森田教育長、柳瀬教育委員、倉田教育委員、 和泉教育委員、坂口教育委員	
	事務局	《教育局》久保田局長、柳下副教育長、根本副教育長、柳町次 長兼健康教育課長、森田次長兼学務課長、青木企画監 《教育総務課》山岡課長、飯村課長補佐、武田係長、高橋主任 《学び推進課》岡野課長兼学校教育審議官、増沢学校教育政策 監、宮内指導主事兼係長、本松指導主事、吉村指導主事 《一般社団法人 Hatch Edu》 石井	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	9 名
議題	教育大綱を浸透させるためには		
会議次第	1 開会 2 議題 教育大綱を浸透させるためには 3 閉会		
<p><審議内容></p> <p>事務局（教育総務課）：ただいまから令和 7 年度第 5 回つくば市総合教育会議を開催いたします。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。今回は、「教育大綱を浸透させるには」という議題で意見交換を行いたいと思います。終了時刻は午後 4 時を予定しております。会議録の</p>			

作成に、AI 議事録を使用いたしますので、ご発言の際には、マイクの使用をお願いいたします。それではここからの進行は市長をお願いいたします。

市長：はい、お忙しいところありがとうございます。「教育大綱を浸透させるためには」ということで、教育大綱をどう進めていくかというのは、我々の目指しているところでありますので、それを皆さんとディスカッションしたいと思います。今日は、副教育長お二人と Hatch Edu の石井さんも来てくれますので、適宜見解を聞きながらディスカッションできればと思います。最初は、学び推進課から今の課題感等をプレゼンしてもらい、そこからディスカッションに入りたいと思います。よろしくをお願いします。

学び推進課本松指導主事：それでは学び推進課から、教育大綱に示されている3点について進捗をお話させていただきます。よろしくをお願いいたします。

1点目の「教えから学びへ」の考え方の転換を図るための学校への伴走支援についてご説明いたします。

初めに、授業づくりに関する支援です。大綱策定前の授業では、一斉型で学ぶ時間が多くを占め、教師が決めた方法で学ぶ姿も多く見られました。大綱の理念に基づき、各種訪問や研修会を通して、学び方の転換を促してきましたが、すぐには大きな変容には繋がりませんでした。そこで昨年度からは、学校内で複数の教師がアイデアを出し合って授業を作る共同立案を積極的に推進しました。指導主事の関わり方も訪問当日の助言型から授業づくりの段階から関わるスタイルへと転換し、子供主体の学びを先生方とともにデザインしてきました。

次に、校内研究を推進するための支援です。今年度の新たな取り組みとして、子供が学ぶ姿をみとり、授業改善のポイントを協議する視点を学校に提案しました。また、授業公開や協議を踏まえ、学校が今後の方向性を検討する場を設けました。これらのことにより、学校が訪問をゴールとしてではなく、プロセスととらえて、自校の取り組みを推進できるように支援しています。こち

様式第1号

らのスライドは児童の変容を示したものです。継続的な取り組みにより子供たちの学ぶ姿にも変化が見られています。相談したいタイミングで適切な相手に助言を求めたり、自分で課題を選んで主体的に取り組んだりする場面が増えてきました。こちらは中学生の様子です。端末を活用し、個別に学ぶ場面、友達と学ぶ場面も見られます。自分のペースで学び、友達と考えを練り上げられるようになってきています。こちらのスライドは、今年度の訪問に対して、学校の教務主任が感じたことをまとめたものです。多くの学校が共同立案の効果や、子供の姿をもとに授業設計を振り返ることの有用性を実感しています。また、この取り組みが若手教員の成長に繋がっていると感じている学校も多く見られます。昨年度に実施した大綱の実現度をはかるアンケートは、「授業では必要に応じて、仲間と協力しながら学んでいる」「関わり合いながら学ぶことで考えを深めたり、新たな考えに気づいたりできる」と回答した児童生徒が多いことがわかりました。これらの結果は、これまでの取り組みの成果があらわれているものと考えられます。一方で、自分の生活に関連付けた学び、試行錯誤を重ねる学び、つくばスタイル科での自分の疑問を解決する学びについては課題が残っています。こちらは、全国学力学習状況調査の質問紙から、先ほどの市のアンケートと同じ内容を検証できる項目を抽出し、経年変化を示したものです。自分で学び方を選び、主体的に学べる授業になっているかについては、小学校では一定の水準を維持しつつ、中学校では改善の傾向が見られています。

次に、友達との話し合いを通して考えを広げ深めている児童生徒の割合も、同様の結果が出ています。総合的な学習の時間、本市でいうつくばスタイル科の時間での学びについては、さきのアンケート同様課題は残るものの、経年では改善傾向にあります。こちらは、大綱の理念に基づいた学びを進める上で、先生方が感じている難しさです。子供にゆだねる場面を設けることが、学習規律や基礎学力の向上に影響を及ぼすことへの不安、個別対応の難しさ、

保護者からの理解を得ることや、授業デザインする上での悩み等が挙げられました。状況の改善に向け、引き続き施策を講じて参ります。

学び推進課吉村指導主事：続きまして2つ目の管理から自己決定についてです。

これまでの学校生活は教師の指示の範囲内で学び、生活する場面が中心でした。大綱の理念に基づき、日常の中に自己選択や自己決定の場면을意図的に設けたことで、子供たちが主体的に取り組む姿が増えてきました。学習についてはこの6年間で、児童生徒が学習の進度や学び方を自分で調整し、自己決定する事業が徐々に浸透してきています。スライドの写真は、共通する課題の解決に向けて、1人でじっくり取り組む子、友達と協力して進める子、先生に助言をもらう子などが混在している場面です。授業の終わりにはそれぞれの児童が学び方を振り返ることにより、自己調整力を高めています。以前は、学校の決まりは大人が決め、子供はそれを守る立場という考えが中心でしたが、大綱の理念に沿って、自分たちの学校は自分たちでより良くしていくという意識を育むため話し合い活動や学校行事の工夫を全校に働きかけてきました。令和4年度からはNPO法人カタリバと連携し、市内の全校でルールメイキングプロジェクトを展開しています。このプロジェクトでは、特別活動を中心に、よりよい学校生活のために何ができるか。児童生徒が話し合い、実践し、振り返る活動を推進しています。開始当初は、校則やルールの見直しに関する議題が中心でしたが、活動を重ねるにつれ、学校行事や学校生活そのものをより良くする取り組みへとテーマが広がってきました。今年度は小学校2つ、中学校1つをモデル校とし、他校の参考となる実践を行っているところです。学び推進課では、先生方が日頃から子供たちに自己決定を促せるように様々な研修講座を開催しています。児童生徒の自己決定を促す基盤となる、学級経営、積極的な生徒指導と自己決定場面の充実、コーチングの目的や教育的効果の理解など、教育大綱の理念を具現化するとり内容盛り込み、教員の理解を深めることができるようにしています。

また、市内全校で取り組みを横展開する手段の1つとして、ルールメイキングモデル校の公開事業を行っています。モデル校の授業参観では、児童生徒が自己決定する場面や教師の働きかけに着目し、その効果を参観者同士が共有します。また、同時にルールメイキングの情報交換会を行い、学校の課題や実践を共有したり、次年度の教育計画を考えたりする機会としています。こちらは、昨年度の幸せな学校づくりアンケート結果です。自己決定に関する質問項目7問のうち、肯定的な回答の割合が80%を超えたのは、6問でした。

「学校には自分の気持ちをわかろうとしてくれている仲間がいる」に対して、90%以上が肯定的な回答している。その反面、「あなたの考えや意見が大事にされている」と感じるに対しては、肯定的な回答が80%を下回りました。市全体としましては、意見を尊重し合う学級づくり、集団づくりが課題であると考えています。こちらは全国学力学習状況調査、質問紙調査の経年比較です。「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますか」という質問項目については、肯定的な回答の割合が、過去の年度と比較して高くなっています。子供のよさを認める教師の姿が、安心安全な環境に繋がり、児童生徒の自己決定を後押しすると考えれば、教育大綱の目標に迫る上でよい傾向にあると言えます。同じく全国学力学習状況調査、質問紙調査の経年比較です。「あなたの学級では、学級生活をより良くするために、学級活動で話し合い、互いの意見のよさを生かして、解決方法を決めていますか」という質問項目に対する肯定的な回答の割合も、令和4年度、令和5年度と比較すると高く、中学校では10%近い伸びが見られました。こちらは、昨年度実施した教員対象アンケートの結果から見られた課題です。実際の授業では、教師が指導したり、介入したりすべき点と、児童生徒に判断を慣れ、ゆだねるべき点の線引きが難しいこと、一人一人の児童生徒と向き合い、それぞれに合った学び方を判断させるには相当の時間を要することなどが、教育大綱の理念を具現化する上での、難しさとして浮き彫りになってきました。このような状況

の改善に向け、引き続き施行を講じて参ります。

学び推進課宮内指導主事兼係長：3つ目に、考え方の転換の1つである「認知能力偏重から非認知能力の再認識へ」についてご説明いたします。この写真は、谷田部南小学校の写真です。谷田部南小学校では、児童による自主的な活動を充実させることで、非認知能力である創造性や社会性、レジリエンス、いわゆる回復力、そしてグリッド、やり抜く力の育成に取り組んでおります。また、わくわくプロジェクトの一部をつくばスタイル科に組み込み、探求的な学びの場を創出しております。今年は秋を楽しむ会というものを探求的な学びの中に入れて学習に取り組んでいました。

続きまして、こちらは二の宮小学校の写真です。様々な専門家を学校に呼んで普段体験できない活動に触れる本物体験を通して、児童のやる気に火をつけるなど、学びへの動機づけを大切にしています。そして、多様な背景を持つ人々との交流を促して、多様なロールモデルから将来の夢を描く力や、多様な価値観を受け入れる柔軟性などを育てております。

続きまして学園の森義務教育学校の活動です。こちらの学校では自分と向き合う力を手帳教育で育てていると報告を受けております。学園生は、毎日の行動や気持ちを手帳に記録して、振り返る活動に取り組んでおります。こうした取り組みによって、プランニング能力や自己調整力を育むとともに、感情をコントロールすることを学んでおります。

このような実践がどのような数値として表れているのか、令和6年度の児童用の幸せの学校づくりアンケートの結果から見て参ります。本市では、子供たちのウェルビーイングを高める、非認知能力として、自己調整力、そして自己受容感、他者への受容感、自己効力感、自己実現、社会貢献意識の5つの視点で調査を行っております。結果をご覧くださいますと、自己調整力の項目である、「わからないことやできないことがあったとき、何とかしようと思う」という設問に対しまして、小学校中学校ともに90%という極めて高い肯

定的な回答を得られております。また、他者への受容感についても、自分と違う意見を否定せずに聞くことができる児童生徒が90%を超えており、多様性を認め合う素地が育まれていることがわかっています。しかし、全体的に高い数値を示している中、中学生においては自己理解、将来の夢の数値が低くなっていることが課題となっております。生涯学習社会の中で、自立的な学習方法の確立等、社会と繋がるキャリア教育の充実が求められているととらえております。

続いて全国学力学習状況調査の質問紙調査の結果からです。学習における自己調整力の変容をご説明します。ここでは、「わからないことや詳しく知りたいことがあったとき、自分で学び方を考え、工夫しているか」という、まさに探究的な学びの姿勢を問う項目を取り上げております。特に小学校において、令和6年度から令和7年度にかけて、数値が向上し、82%の児童が肯定的な回答しています。これは先ほどの手帳教育のような取り組みに加え、各学校で進めております、みずから問いを立て、解決する学びの成果があらわれていると感じております。

最後に、子供たちの自己受容感の推移となっております。自分にはよいところがあると思いますかという質問に対する令和4年度からの経年をまとめてあります。ご覧の通り、小学校中学校ともに、令和4年度から令和7年度にかけて上昇傾向を示しております。特に、小学校では88%、中学校でも86.4%と多くの子供たちが自分自身を肯定的にとらえるようになっております。これは教育大綱に掲げました「認知能力偏重から非認知能力の再認識へ」という方針のもと、点数だけではない、多様な子供のよさを認め、伸ばして伸ばそうとしてきた学校現場の教職員の関わりが、着実に子供たちの心に届いている証ではないかと考えることができます。今後もこの非認知能力の育成をしっかりとした柱にして、子供たちの幸せな自立に向けた教育活動を推進して参りたいと考えております。こちらが教職員の課題感です。教育大綱を現場

に浸透させていく上で、教職員が感じている難しさという現実的な課題についてもご説明いたしたいと思います。これまで子供たちの変容という成果を見て参りましたが、一方で、それを支える令和6年度実施した教職員へのアンケートでは現場の率直な悩みも浮き彫りになっております。現場の課題としては大きく3点ございます。

1点目は非認知能力のみとりが困難である点です。テストの点数で明確に測れる認知能力とは異なりまして、意欲や粘り強さといった非認知能力は、目に見えないもの、見えにくいものとなっています。現場の先生方としては、どのようにそれを評価し、子供たちにフィードバックしていけばいいのか、そこに戸惑いを抱いている点です。

2点目は学力保障への懸念です。探求的な学びで、非認知能力の育成に時間を去ってしまうことで、結果として、知識の習得や定着がおろそかになってしまうのではないかという不安。学力か非認知能力かという二項対立ではなく、これらが車の両輪であることを実感してもらうための支援が、まだ道半ばであると考えております。

そして最後にその他の欄にあります。教員不足や多忙化による教員の疲弊が挙げられます。これは非常に切実な問題です。人手不足や業務過多により、新しい教育活動に取り組むための時間的精神的な余白が現場に不足している現状があると考えております。以上が、学校の現状とその取り組みとなっております。

本日、この総合教育会議では、ご説明を差し上げました学校の現状や取り組みについて、そしていま、示させていただいておりますが、教育大綱を目指す教室の姿とはどのようなものなのか。また、教育大綱で大切にしたい、重視したい非認知能力とは何か。こういったことも含めてご意見をいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

市長：はい。ありがとうございます。一旦、今の内容について事実確認したいよ

様式第1号

うなことはありますか。

では、いろいろな数値が改善されていて、すごい伸び率だなと思いながら見ていましたが、全国平均は横ばいでしょうか。全国の傾向が同じように上がっているのか、それともつくばが明らかに改善をしているのかが気になりました。

学び推進課宮内指導主事兼係長：今回そこまではデータを取っていないので、今すぐにはわかりかねます。

市長：わかりました。

柳瀬委員：今の市長さんからの質問ですが、そもそも全国学力学習状況調査の質問紙からのデータですよね。フィードバックは、遅れてくるのですか。

学び推進課吉村指導主事：同時に来ます。

柳瀬委員：では、比較はできるわけですね。

市長：今手元にないだけですよね。

学び推進課宮内指導主事兼係長：はい。

和泉委員：そこに関連して用いているアンケートへの質問です。回収率はどれぐらいでしょうか。

学び推進課吉村指導主事：全国学調はすべての小学校中学校で実施するものですので、ほぼ100%に近い数字の6年生と9年生が回答しています。幸せな学校づくりアンケートにつきましては、昨年度が81%、今年度は85%になっております。

和泉委員：わかりました。お聞きした意図は、要は100%ではない。実はその答えていない子供にとって、安心できる学校の環境とか自己肯定感がどうなっているかがこれからの課題になると思います。

市長：幸せな学校づくりアンケートは、石井さんが現在まとめている最中ですが、何か補足すべきこととかありますか。

一般社団法人 Hatch Edu 石井：回答対象については、前提として全国学調は小

学6年生と中学3年生だけです。全学年ではない点と幸せアンケートについては、4年生から9年生までで、そもそもの母集団が違う点も補足させていただきます。以上です。

市長：他に何か質問はありますか。では、今の課題感等も含めて、副教育長お二人からそれぞれの課題感や学びの課題、管理から自己決定の課題、非認知の課題の部分について共有していただきたいと思います。皆さんが分析した課題や数値的なものとお二人が回られた肌感覚や問題意識なども含めて、補足をしてもらいつつ、意見交換に入っていければと思います。漫然とやると話が散らかるので、テーマごとにディスカッションをして、どこかの時間で管理から自己決定にいけるように進めます。

柳下副教育長：それでは「教えから学びへ」で学校を回っている中での見取りの話になります。私は、昨年度も学校教育指導員として学校訪問をさせていただいたので、今年度から初めて回るわけではなく、昨年度やその前の学校現場にいるときも授業はたくさん見てきました。そして、教育大綱実現のために副教育長の役目を仰せつかって、11月に赴任してから12月までに南部地区の学校を回らせていただいた見取りの話になります。課題だと挙げられている中で、学習規律については、学びへ向かう学習規律が、学校内できちっと議論されている学校については、統一化が図られているので、安全な学習環境の中で、子供たちが話し合い、活動が行われている。それを学習規律が確保されている状態と私は見えています。ここになぜ課題として挙げられているかというと、そうではない学級がどうしても学校の中に生まれてきます。これはなぜなのか。教師の力不足なのか。子供たちがたまたま配慮を要するお子さんが多くいるから困難なのか。それは一概に言えません。いろんな要因が絡み合っている気がします。その中で、良い例として学習規律が確保されている学校は、普段から校長先生が常に授業を見て回っています。そういった学校は、私が行っても特別な扱いはせず「また校長先生来ましたね」と温か

様式第1号

く、子供たちも迎えてくれます。その中で大きく学習規律が乱れることはないです。反対に、学習規律が確保されていない学校は校長先生も忙しく、回れないクラスもたくさんあり、私がぼっとクラスに入ると、すでに乱れている中なので「不審者が来た」と子供たちは反応します。なので、これは「教えから学びへ」で「学びへ」のほうに転換を図る考え方を変えなくてはいけないのは非常によく先生たちはわかっていますが、実際に「教え」を除いたり、学習規律も成立しないような状況になっている中に、「学び」だけ頑張りましょうと言われても、それは良い学習環境になっていないので、学びに向かわない子供たちになってしまいます。そうすると、建て直すのに非常にエネルギーを使ってしまい、さらに難しい状況が生まれてくる。人が足りない中で、どうやってそれを改善していくかという難しさを抱えております。それが課題です。それから基礎学力向上のための教えになってきますが、今までも基礎学力を向上させようと先生たちは頑張ってきました。それで学びへ転換したときになぜこれが課題になるかという学びの子供たちの自己決定を大切にするがために、基礎学力をつけないまま、何も教えないまま、それから大切な学習の教科の要素などを伝えきれないまま、次の学年に上がってしまう。例えば積み重ねが必要な算数や数学において、身につかないまま、次の年度に上がります。身につけていないので、子供はわからない状態が生まれます。わからないと学習から離れてしまうので、身につくどころか、学びが成立しない課題があります。他の教科については、前年度で学んでいなくても、あまり関係なくこれから挽回できる部分もあります。そのような教科は、子供が全く離れません。興味のあるところに戻ります。なので、完全に「教えから学びへ」という考え方のとらえとして、教えも大事ということをお伝えしておきたいと思えます。

根本副教育長：まず、学習規律の確保についてですが、先ほど校長先生が見て回っていると話がありましたが、どの学級に行っても、同じような形で規律

が保たれている学校は、全体的に落ち着いて学習が展開できていますが、学級差が出てしまう点が、課題なのかなと思います。それから、「教えから学び」という言葉が、教えと学びを別物のようにしている気がして、教えも必要だし学びも必要だし、そういったところのバランスをうまく考えて、授業を展開しているところは、子供が主体的に活動しています。例えば、中学校で数学の授業などを見ていると、20分ぐらい経ってから教室に入ると、子供たちが自分の考えを意見交換しながら、各々が学びを展開している。そういうときに、担任の先生に、「今日はこういう感じで授業をやっているの」と聞くと「最初に押さえるべき内容をきちんと共有しています」と。特に数学で言えば、式の計算については、単元を通して、最初に身につけるべきものを身につけてしまえば、あとは学びの勉強を長くやることができる。「今日やっているのは図形なので、図形の場合は、ある程度押さえる部分をちゃんと押さえてから行かないと自分たちが発想を豊かに考える学びができない」、つまりそういう学習ができているところでは、先生がそういった内容も踏まえた上で、どの程度教え、どこの段階で学びに向かわせるかという部分が、やはり教材の理解が非常に進んでいるのをすごく感じます。極端に言えばその差だと思います。その教えと学びという、何か別物のような捉えがあるのかな。教えが基礎学力で、学びが応用力のようなその感覚も少し違うかなという気もしています。そこをもう1回、教えから学びとはどんなことをやる必要があると思います。その部分をきちんと捉えないで自由進度学習的な学びばかりやると、極端なこと言いますと自習をやっているような授業にもなったりしますし、他市町村から来た先生に「つくばの学びについてどう」と聞いたときに自由進度学習の「学ぶ」を非常に躊躇していました。それは、子供たちが各々に学習を進めるとなると、準備が必要であり、準備が十分にできていない中で、そのような学習をするのは、躊躇しています。やはり本質的なところの理解をどの程度しているかが、この教えから学びについては、大事だと

様式第1号

思います。以上です。

市長：ありがとうございます。今の副教育長と学び推進課の発表含めて、ご自由にご意見やご質問をお願いします。和泉さんからにしますか。

和泉委員：はい。最初に1つ質問ですが、学習規律なるものをもう少し具体的に説明していただいてもよろしいですか。

柳下副教育長：学習規律の最たるものは聞き合うことだと思います。例えば、誰かが発言しても、まず聞くことができている状況です。物とか何か準備をすると皆さんお思いですが、そのものがないと学習規律は確立というか、問題にならないのかということになりますので、ものも大切ですが、まずは話し手がいて聞き手がいて、それが聞き合う関係がきちっと確立されている状況です。そこに教科の準備が伴いますので、1時間1時間の中で準備するものが確実に用意されている状況です。

市長：根本さんどうぞ。

根本副教育長：やはりきちんと席に座っているかどうかではなく、学習を展開していく中で、学習を展開する上でのルールや「話をしっかり聞きましょう」とか、「人の意見をきちんと踏まえた上で自分の考えを述べましょう」とか、そういう環境が備わっている。つまり学ぶ雰囲気になっているかどうかが一番大事なかなと思います。

和泉委員：わかりました。聞ける状況とは、自分も考えて話せる状況ですね。それは、「姿勢を正しく座るわけではない認識」ということに非常に賛同します。例えば、寝っ転がっていても、関心があると子どもは聞いています。漫画を読んでいても、こっちの話を聞いているなどか。そういうところを先生がしっかり見ていけば、授業ができる雰囲気とか、学習規律が作られるのかなとすごく理解できました。教育大綱の「教えから学びへ」の「から」という文字によってすごく引っ張られているのかなと感じています。なので、基礎学力としてはまず教わるとか、退屈な書き取りでも何でもとにかく基礎学力を

様式第1号

つける意味で教わることも欠かせませんし、教えと一緒に学ぶことも必要と感じています。これらがわかってきたことが、すごく進歩ですし、時間が必要だったことなので、これからも訪問やクラスを見て考えていければと思います。

市長：倉田先生どうでしょう。

倉田委員：今までの議論を踏まえて、学校の授業での約束事や共通理解を図ることは必要だと思います。そのためには、教員同士の連携のあり方を皆で理解して守っていこうとしていくのは、最低限あるべきだと思います。それで、一人一人の声かけとか見取りとか愛情など含め、一人一人の子どもをどれだけ見られるか。それが意欲に繋がって非認知能力に結びついていくと思います。そうすることによって成績も自動的に向上していく。それはすべて連動するものであって、単独で存在するものではないと思っています。なので、それぞれの教師も含めて子供のお互いの意識が一番大切になってくると思います。授業に臨む姿勢とかルールが確立していることが、まずやるべきことだと思います。

柳瀬委員：段階によって、違うと思います。低学年の子供からだんだん成長していくプロセスで積み重ねも必要なものもあるし、いきなり低学年の子どもに探求と言っても、興味の持ったものにどんどん関わればいいだけのことから、その子供たちの状況にあった学びが行われていることが大事でしょうけど、柳下先生が話されていたときに教室見ればすぐわかるとおっしゃられていましたよね。みんながワクワクしていて活気があるところは、うまくいっているなと思いました。逆にそれがないとさっきおっしゃっていた複合的にいろんな要因があり、それを探った上で校長先生に「回ってくださいよ」とか、なかなか言えないですよ。そういうことも助言されているのかもしれないですが、先生方にワクワク感を共有するような意識は進んでいますかね。授業がうまくいったかどうかは別にして、先生が生き生きしているかどうか。

そして子供たちも生き生きすると。そういう学校は全体的に活気があるところが、自分たちで認識できているかどうか。どうでしょうか。

柳下副教育長：今の時期、感染症の対策でマスクをしている先生や子どもたちが多いので、ワクワクという意味では、どちらかというところと抑え気味です。ただ、柳瀬教育委員さんがおっしゃった、先生自身が生き生きしているかという点については、とても大事な要素の1つで、何か面白そうな雰囲気を出していると、それだけで子どもはワクワクします。ワクワクさせられるものを全部の教科で用意できるかといわれたら、先生たちはとても大変ですので、ワクワクは、毎日1つか2つどれかの時間で出てくれば、ゆとりや持続性の観点からも必要かなと思います。そのときだけ頑張っただけで、疲れてしまい、他の授業に手が回らなくなってしまうより、毎日1個どこかの教科で楽しみがあれば、学校に来られるようになる。授業が楽しいとどこかで思える瞬間があればいいかなと思っています。毎時間は少し難しいかなと思います。ただ、先生たちが生き生きしている学級は、子どもたちの目の輝きが違いますので、それは学習に向かう姿となって現れています。なので、子供の姿を見れば、良い授業をやっているかどうかはよくわかります。

根本副教育長：子供と先生の関係がいいかが、実は本当に影響していて、先生と関係が良い教科は非常に熱心に取り組んでいると思います。その部分でも、学ぶ意欲が断然違いますので、そこはまずしっかりやらなければいけない点とすぐに低学年に定着できるかどうかわかりませんが、先ほどから同じような話になるかもしれませんが、基礎を学ぶことも学びとして大事と子供たちが自覚できるような日々があるといいかなと思います。ワクワクだけでなくずっと過ごしていくわけにはいかないもので、普段の当たり前のことをしっかりやれることが、次のワクワクへ繋がるというトータル的な意識を持てるように普段からの声かけや関わりがあると何にでもワクワクできるし、単純な計算問題を解くこともワクワクできる、そのような意識を持ってもらうこと

様式第1号

が大事だと思います。

柳瀬委員：僕が学校へ見学に行ったときに、授業の最初とか朝の会に必ずみんなで歌を歌っていました。しかも盛り上がる歌じゃなくて、心を沈めるような歌を歌ってから授業に入っていました。これって教育のすごいテクニックなのかもしれないですが、どう教えますかという以前に、さっきおっしゃられた子供たちとどう関係を作って、安心感を与えていくかみたいところから、授業に入れば、基礎的なことを学ぶのでも楽しくなったり、言葉遊びで九九を覚えたりするじゃないですか。いろんな技術があったわけですが、若い先生たちはそういう経験があまりないから、目に見えないところの部分も大事だなと思い出しました。

市長：坂口さんどうぞ。

坂口委員：先生方の学校での状況について教えていただきましてありがとうございます。議論の中で、先ほどの学習規律をどう捉えているかの部分について、聞き合うことはすごく共感しました。普段、幼児と関わることも多く、年齢が小さければ小さいほど本能的なので、聞き合うことも積み重ねだなど大変実感しております。聞き合うためにはどうするかを日々考えていますが、大人との信頼感、友達同士との信頼関係が築けると聞き合うというところにたどり着くなと思いました。幼児や小学生を学校以外の場で見ている、自分の話を聞いてくれると人の話も聞きたい気持ちになってくるというのを見ていて感じます。校長先生含めた先生方の意識が統一されていると落ち着きがあるように感じるのは、先生と子供たちが聞き合う関係にあるのかなと思いました。加えて、先生同士、大人同士もとても聞き合っているのかなと感じました。その先生方のエネルギーとかも含めて、先生がこういう考えでやっているというのを学校で共有されている気持ちの安心感は子供に伝わると思います。なので、表面的に取り繕うと絶対に聞いてくれないというのは、現場の先生方は持っていると思います。先生自身が、自分の気持ちを他の先生方に

聞いてもらう場づくり。この教育大綱として「教え」や「学び」は何かをそれぞれが一人で考えて進めるではなく、よく話し合う時間が持てたりすることが大切だとすごく感じました。

森田教育長：副教育長お二人がいて本当に心強いなと思いました。さっき柳瀬さんもワクワクするという言葉を使っておりましたが、私が指導主事と話をしている時も良い授業って昔はわかりやすい授業とよく言われましたが、今はワクワクする授業を前提にしているとよく話します。ワクワクする授業とは、今日の目的や分かりたいことがまずはっきりしていることが大事だと思います。その上で、終わったときにこれができたとかこんなことが自分の心に残ったとかが実感できる授業なのではないかなと思います。なので、先生方に最初の授業の導入はすごく大事と伝えていきます。

また、学習規律とは教えるものではなくて、子供自身が考えるものではないかなという気もしています。自分が教員をやっていた頃は、最初に必ず、「みんなでこれをせっかく学ぶんだから、みんなで良い授業にしようね」と、「良い授業にするためにはみんなも頑張らないとできないけど、どうしたらいい授業になると思う」というところも必ず話をさせていました。そうするとよく聞きなさいなど言わなくても、「聞かなきゃ駄目だよね」とか、「聞いたならそれに反応しなきゃだめだよね」とか、子供たちなりにいろいろ言ってくれました。そのようにみんなで盛り上げて、1つの授業を作っていこうと言って、先生はその導入にしっかり力を注ぎ、楽しさも味合わせるようにしていました。規律と言ってしまうと、きちっとやらなければと感じるけど、それさえも子供たちが考えるべきものであるし、経験の中で学んでいくものと思います。それを自由進度と野放しにしていると絶対身につかないし、上手いかなと思うので、先生方に何を子供たちに投げかけ、何を考えさせるかを私たちも考えなければいけないと感じました。

市長：ありがとうございます。石井さんの方で幸せの学校づくりアンケートを

いろいろまとめてもらっている中で、今の議論でデータから読み取れることなど共有していただいてもよろしいですか。

一般社団法人 Hatch Edu 石井：はい、ありがとうございます。昨年度の分析結果を見て、いくつか感じるところがありまして、1つは、学習規律は聞き合うことと出てきましたが、幸せアンケートでは、実は2つの視点で聞きあうことについて質問しています。1つは、学校体験についての設問で、「あなたの考えや意見が大事にされていると感じますか」や、「自分の考えや意見を伝えやすい学級学年だと思いますか」という質問がされています。加えて、非認知能力について設問の「他者への受容感」をはかるために「自分とは違う考えや気持ちを持っている人の話でも、最初から否定しないで聞くことができますか」とあります。こちらでは「普段のあなたについて聞きますよ」という聞き方をしています。それらの質問をみると、前段で申し上げた「あなたの考えや意見が大事にされていると感じますか」は、市として少し低い項目になっています。一方で、「普段のあなたとしては最初から否定しないで聞くことができますか」という自己認知は高い傾向にある。ここをどうとらえるかは、まさに議論のしどころだと思いますが、もしかしたら学校では意見が言いづらいような空気があるという見方もできるかもしれないですし、聞き手としては聞くつもりではいるが、実際話し手の立場になったときに聞かれていると感じられていない、というような話し手と聞き手をスイッチしたときの感じ方の違いが出ている部分でもあると思います。聞き合うことをもっと突き詰めてこだわっていったときに、この話し手側として、聞かれているという体感を持てるかどうかという話は、先ほど坂口さんのお話とつながる大事なテーマである思いました。もう1つは、「あなたの意見を大事にされていると感じる」という設問は、去年、1万人ぐらいの子供たちのデータからの相関分析を取ったときに、「学校が楽しい」の設問との相関がかなり大きい項目でした。相関の大きい質問のトップ5は、1位が学校に安心できる

居場所があるか、2位が授業の時間が楽しいか、3位が学ぶ楽しさを授業で感じているか、4・5位が、考えや意見を伝えやすいか、あなたの考え、意見が大事にされていると感じるか、でした。やはり授業や学校の楽しさを改善していくためにも、基盤としての聞き合うことがかなり重要になると思います。先ほどから議論に出ていた学習規律とは何かという質問はハッとする質問だと感じます。それが管理を強めることと言われたら少し違うように思いますが、先生方は色々な解釈を持たれているかもしれないとも感じました。以上です。

市長：はい。ありがとうございます。先ほど森田さんがおっしゃった感想と同じで、副教育長のお二人がいてよかったと感じております。僕も今の学習規律の言葉1つとっても、どういう解釈をしているのか気になりましたが、個の学習規律ではなくて、学習規律というのは総体として作られるものというお話を聞いてすごく腑に落ちました。僕から1点伺いたいのですが、教えから学びの部分で、つくば市は決してティーチングを否定していなくて、ティーチングも大事でティーチングとコーチングを使い分けるとは言っていますが、一方で「ティーチングパート＝苦痛」でも本来はないはずで、二項対立みたいにしたくないところもありましたが、教育大綱で「問いから始める学び」と言っていて、まさに皆さんが言っている導入部分をどうやって興味深い問いから入っていくかというのが、僕は教育大綱の議論をしたときに大事なことだと思っていました。いきなり、「今日は解の公式をやります、解の公式は暗記しないといけないから暗記します」と言われても、それはただの苦行になると思いますが、その手前の問いに一体何があるか。この「問いから始める学び」という言葉に僕は当時の議論でこだわった思いではあるので、そのあたりをぜひ先生たちにも理解していただいて、基礎知識を教え込むために徹底的にやらないといけないとならなければいいかな。定着したらいいけど、そうするためにいかに本人から問題意識を持ってできるかという関わり方にな

様式第1号

ってくるというなと思いました。その点をお二方一言ずつコメントいただいて次のパートに行ければと思います。

柳下副教育長：はい。市長さんのおっしゃった通りだと思います。その「問いから始める学び」は、学校のすべてに共通する課題です。今、算数や数学の話がありました。教え込みではなく、子供たちの疑問やこれまで「もし算数だったら、学んだこととどう違うのかな」みたいな、はてながついて初めて子供たちの問いが生まれて、その問いを解決するためにどう頑張ろうかということに繋がっていく。このような、流れを非常に大事にしています。

根本副教育長：教科にもよりますが、基礎を定着させて次に進むという学び方だけでなく、わからなくても投げかけられるものがあって、それが全く、その場で答えようがないようなところから初めてクエスチョンが出てくることもあると思います。行ったり来たりと話をしましたが、その部分を問いからというだけだと何を問いにしているかというのは難しいところですが、少し先回りしたところから、授業を始めていく中で、さっぱりわからないけど、いずれそこにたどり着けるかなという形での授業のスタートもできると思うので、その辺を教材づくりで工夫していく必要があるかなと思っています。

市長：はい。ありがとうございます。

和泉委員：すみません、次の2に移る前に学びとは何だろうとすごく考え続けているのですが、学校での学びは教科教育だけではないですよね。でも、国語、算数、理科、社会というとらわれがないだろうかという問いが私の中でありまして、それこそ特別活動に含まれる教科教育外のすべての活動においても、ものすごくたくさんの学びがあります。給食、清掃、朝の会、帰りの会などどういう姿やどういう学び方があって、その信頼に基づく関係性が必要であるかと考えたときに、こういう教科教育外の活動の過ごし方が、とても大事だと思います。だから教えから学びを考えるときに、どうしても学力や教材学習時間に着目してしまう。そこが今まで抜け落ちていたと思います。私

は、そこに着目することで学びはそれだけではないということを少し深められないかなと感じています。

市長：どうですか。

柳下副教育長：本当に深いもので、すべてが学びに繋がると思っています。ただ、その中で「すべてが学びだよ」というと、子供は「わかってるよ」とコメントが返ってくるし、「そんなのも何回も聞いているよ」となってしまうので、これから大切にしたいと思うのは、今までも大切にしていたことですが、意識づけられるかどうかなんですけど、私は特別活動の充実にあると思っています。つまり、人間が営む上で大切な要素を特別活動や道徳という教科にもなっていますが、そういう時間においても身につけるようになっていきます。その特別活動というと広いですが、すべての子供たちが、どう考えるか、話し合おうという、その話し合い活動がなされていくとそこでの学びが非常に学校現場においては、とても重要性を増すと思います。家庭であっても地域であっても、話し合えないわけではないのですが、力をつけていく部分だと意識するならば、私は特別活動におけるいろんな人との関わり合いとそういう人たちを交えた話し合いというのが、非常に重きを置かれていくべきであろうなと思っています。まさしく学びはすべてですが、いろんな場面での切取りの学びはあるにしても、全体で網羅するときに、その特別活動における話し合いを重視したいなと思っています。

根本副教育長：今の学びと学校全体で子供が成長するという意味での学びととらえると、幅広い意味もあると思います。今回、教えから学びについてはその教える中身の特に評価の部分をイメージして教えから学びというキャッチフレーズにしたのかなと思いますが、これから討論しルールメイキングのことや非認知能力とか、それもひっくるめて、大きな意味での学びとなると思うので、そこはトータル的にはもちろん考えていく必要があるかなと思っています。

倉田委員：今の考え方で私が一番重要だと思うのは、横断的な学びが成立することが大切です。だから、算数や数学で学んだことが、理科とか社会とか、特別活動とか、そういうものにも生かせるとか、関連性があるかとか。理科で学んだものが、生活科、生活の給食でも何でもそう。それがどこかに関連して、そこに問いが全部あると。そこからいろいろ考えれば、いろんなものが考えられると。応用力じゃないですが、子供たちが、1つの教科を学んだことが、他にも活用できるという意識を持つこと。そして常に考えていく。何か特別活動でこういう活動した。これはどういう価値とか必要性とかデータのなものとか。そういうものも自分で探求していく。そうやって繋がっていくことが私は大切だと思います。

森田教育長：そうですね、すべてが学びだと思います。この3つの視点は、あくまでも言葉として表すところですが、学校の中で先生方が子供たちをこの1年間でどういう子供に育てようか、育てたいかと思っていると、その3つは自然にすべての場面で考えなければいけないことになると思います。ただ、そうすると先生たちに何を重点的にやって欲しいかわからなくなってしまう。ただ、教えから学びというのは、授業を中心にまず考えていき、きっかけを掴んで欲しくてそのように働きかけをしている。管理から自己決定もルールづくりとか幸せな学校づくりというところで、まずはきっかけとして考えてもらう。子供に委ね、しっかり力をつけてもらうことが、この教育大綱に結びつくという経験を通して、皆が考えていければ良いと思っています。

市長：僕も一言だけいいですか。もちろん全部学びですが、「教えから学び」で表現したかったのは、主語を変えるということが一番で、教えとは先生の行為ですが、学びは子供の行為なので、そこを変えたい。だから、ティーチングとコーチングを使い分けるなど、管理から自己決定も同じ思想にありますが、それがあらゆる場所で起きて欲しいというのが当時の僕の思いでした。それを踏まえて、柳瀬さんから。

様式第1号

柳瀬委員：では、少し違う観点から。授業がつまらないは予定調和というか、屈な芝居を見ているときのつまらなさというか、ワクワクしないし変わらないよね。授業って演劇と同じだと思います。どんでん返しがあったり、変な質問が来たり、先生があたふたするのも含めて、ドラマが生まれて、読みきりじゃなく連続していく議演劇と考えたら、水戸黄門ばかり出ていたらだめですよ。予定調和の中に先生たちがどうしてもはまっていて、良い授業しなきゃいけないというのがあると思います。私も学校で授業を見ていて、その子供の発言「絶対持ち上げなきゃだめだよ」と思うのをスルーしていることが多々あって、それが大体授業のまとめのところで起こっています。「本当の友達って何」とボソッとやっているわけですよ、子供が。そういう演劇と考えると面白いと思います、授業。そこに、良い演出家は客を引きずり込んで、いろんな問いがパーッとなるような演出をするわけですよ。だから、その主語が、ポンと関するような授業は本当素晴らしいと思います。そういう観点はどうですかね。今学校で授業やっている中でありますかね。予定調和に陥ってないかという話です。

柳下副教育長：授業をデザインする上で、自分が予想した通りに子供が反応してくれると、先生は安心しますよね。でもそれだと面白くないということですよ。だから先生もたくさん考えたけど、先生を超えるような反応とか問いとかあったときに、本当にみんなで喜ぶべきと私は思います。そういうことが生まれる授業にしたいとは思っています。

根本副教育長：私も予定調和の授業をしてきたなど今思っておりまして、やはり到達点をイメージしながら、授業を作りたくなる。次の時間のことを考えるとここでこういう終わり方をしたいと思ってしまう。それも必要な時もあると思いますが、今言っていたように、想定外が出てくるかもしれない前提でこういう予定ではいるけれど、そうでない方向もどこかに持っていて、広がる結論になってもいいようにしておくという心づもりも大事かなと思います。

した。

柳瀬委員：おそらく、子供も役者やっているからこう答えたらいいだろうとか、いろいろやっていて、それもわかった上で、そこにどう向き合うのと先生に問わなければいけない面白さや難しさってあると思います。データは明らかに出てきますけど、そこからどこまで深読みするかね。その面白さが、分析する方は大変だと思いますが、見ていただければと思います。

坂口委員：すみません、私からも。先ほどの学びはすべてこの学校の授業以外もというのは今非常に大事ではと思っています。といいますのは、地域で、子供たちの育ちを見守れたこと、家庭で見守れたこと、親戚で見守れたこと、多様な大人の中での関わり合いやそういったやりとりの中で子供の心のバランス、学校モードの自分、外での自分、自由時間で子供同士の中での自分など、いろんな場所があって、いろんな多様な人の中の関わりで経験しながら、学校という中にいたと思います。多分今、居心地が悪いと感じている子が多くなっているのは、不登校のデータから見ても、学校以外の環境が変わってきて、子供たちの自分の気持ち、先ほどの聞き合う気持ち、聞いてもらえる気持ちという場がなくなってきている。保護者にとっても、学校に求めているものはこれまでとは違って、地域で行われていたこと、家庭で行われたこと、それらを学校に求めてしまっているような感じがあるなと思います。だから、授業以外の部分の遊ぶ時間もそうですし、多様な大人との関わりもそうですし、これまで学校以外でもはぐくめたものが、学校にも求められるようになってきていることが、保護者の理解の得にくさの部分で差が出てきているのかなと思います。なので、その生活面や特別活動とかの面での先生方の関わりや地域の方の関わりなどがこの教育大綱を浸透させるためには、かなり重要な面ではないかなと思っています。学校を中心に地域を作る話もあります。学校から親戚を作るじゃないですけど、今まで学校だけで済んでいたものが、社会全体のことを学校でやるべきという雰囲気になってしまっているのを、

様式第1号

そこをどう考えていくかを保護者と一緒に考えなきゃいけないですし、先生同士とか大人同士でも考えなきゃいけないのかなと感じています。それを全部先生に求めるのは難しいと思います。絶対に地域、家庭などが一緒に関わりながら、より意識的に学校に入らないと先生方パンクしちゃうと思うので、生活面、特別活動の面は、先生方と色々な多様な大人が協力しながら、子供たちの育ちや学びを見守っていただけたらいいかなと思うのでとても大事な側面だなと感じました。

市長：それを踏まえて。

和泉委員：主語の転換を図るという意味で、まずは授業をきっかけに始めたということでしたけど。他の授業以外の時間においても、子供が主人公であるかを次は着目していくステージかなと思います。

市長：ということで、まさにそのテーマが管理から自己決定ですが、これも課題のページを出してもらっていいですか。これらを踏まえて、副教育長お二人から学校を回って感じられていることなど、現在地を確認できればと思います。

根本副教育長：そういう課題を持つのかと思いましたが、先ほど教育長の方からも少しありましたけど、やはりルールを決めながら何かするとき、やらされ感があることが一番まずいと思っていて、自己決定とは納得感を持つという意味で、話し合いをした上でなぜそういった規則が必要なのか、必要でないのか。必要であるならば、それがなぜ必要なのかとその部分を子供たちに預けて、投げかけていくことがこの管理から自己決定だと思うので、すべてのルールとかすべての事柄は、教師が教えるという感覚をいろんな場面でもなくして、子供と対等な立場で意見交換をして子供の意見を聞くとその中で正論があれば、「いやそれはこうなんじゃないの」という正論を投げかければいいわけで、そこでの先生も含めた対話が必要なのかなと思っています。なので、この管理からルールメイキングの話もやっているのを見ていると、

ルールメイキングをした学校は、先生と子供の関係が非常にいいなと思っていて、信頼関係も構築できていると回っていて思いました。やはり任されると、子供は期待されて、信頼されているという安心感になる部分があるので、この管理から自己決定の部分が、課題とは何かと少し疑問に思っていて、ここの部分もそういう見方をするのかと思います、そこは根本的にこちらからも意見を投げかけながらやる必要があるなと思いました。

柳下副教育長：管理から自己決定ですが、一番上の丸の管理すべき点とそうでない点の線引きの下に赤文字で、管理しないと学級が荒れてしまう恐れがあるために、自己決定に舵取りできない先生がいるのは確かかなと思います。ただそこで、私が思うのは、学級を出たり、或いは子が乱れることを恐れているのは、自己決定させる場も作れなくなってしまうので、大事なものは、自己決定には失敗も伴うし、そこで失敗したときに、「ほら、あなたがそんなこと決めたから、失敗したんでしょ」という先生であってはならないと思っています。そうならないためにも先生が自己決定をさせる意味をよく踏まえておく必要があります。そして、子供は失敗するものだし、たとえうまくいきそうでも、うまくいかないことばかりだよと。だからこそ、うまくいってない子供たちを見て、安易に批判したり、否定したりしないで、むしろ、何度失敗しても、また考え直そうとか次に繋がる良い意見とかを考えてまた取り返そうとかそういう丁寧なやりとりを子供たちとしていくことが、よりよい意味での学びに繋がっていくと思います。その中で、基本はそうしながらも、子供たちは何を自己決定の上で学ぶかということ、自分はこういうふうになりやすい人間などと自分を理解していくわけですね。そういうことをやった子供は、相手のことも考えないと、うまくいかないということ、だんだん気づいてくる。自己理解や他者理解に繋がるという意味で、非常に意味のある取り組みだと思います。失敗ややり直しは何度してもいいという気持ちに大人が温かいまなざしを向けることが必要だと思います。

様式第1号

森田教育長：柳下さんが1つの場面を見て、これが課題と言ったのは管理をしないと荒れてしまうという意識がどうしても教員の中に残っていて、子供もそれを感じてしまいます。だから子供の意見が、先生に忖度して答えを考えてしまう。そういう環境を作っている可能性があると思いました。自由に話し合いよく考えた上でそうなるならいいが、先生の無言のプレッシャーの中で、意見を言っている子もまだまだいるし、そういうプレッシャーをかけてしまっている先生がいるというのは、少し残念でそこをどうすべきかと思いました。

柳瀬委員：これは五十嵐市長が専門ですが、まさに政治や民主主義とか自由主義の問題ですよね。子供たちだけじゃなく、先生も一緒になってそこでどうすればいいか試行錯誤することが大事で、今おっしゃられたのは、上手な管理の仕方として、自己管理させるのが一番簡単ですよ。自分たちで決めたでしょと自己管理させていく。昔人事担当に学生運動していた連中がどんどん入って、ぱっちり人事をやったという我々世代の話があります。管理と自由主義とかルールメイキングは、まさに共通の課題ですよね。ただ、自己決定と言いながら、「A・B・Cどれにしますか」と選ばせるのは、自己決定ではないです。先生方は、勘違いしているかもしれない。「A・B・C・D・E・F・選択しない」という選択肢がないと自己決定にはならないです。「コーヒーにしますか、紅茶にしますか」ということを聞いているわけではないので。教育の現場はこれからその辺をやらなければいけませんよね。

市長：良い議論ですね。少しデータの側面からもうかがいましょうか。今までの議論を踏まえて。

一般社団法人 Hatch Edu 石井：40人学級では困難という教員の声を見ると、小規模校の方が常にスコア高いですかみたいな話を考えたくもなるわけですが、必ずしもそういう傾向ではないわけではありません。そうすると、もちろん人数が少なくても、子供たちが、苦しいなと感じている学級もあれば、大き

い規模でもできている学校がある。そこから見えることはしっかり教員側もデータや傾向を理解した上で振り返っていく必要があるのかなと感じています。また、訪問などで教えから学びとか自由進度学習の授業を見させていただくときに感じるのは、先生が教えてくれない息苦しさよりは、自習の方が楽しいというような自由進度学習、自己調整学習になってしまわないかという点です。先生方は、段階的に支えていき、失敗したときに、そこからどうしていけばいいのかを子どもと考えていくという柳下先生のお話はまさにその通りだと思います。しかし、実際の現場では、手探りで挑戦し始めたこと自体はとてもいいことですが、その次の1歩を進めていくなかで無意識のうちに学びの自己責任論につながる授業になっていないか、支えなく放置してしまうとしたら、セーフティーネットとしての公教育と考えたときに非常に難しいところにもなりうると感じます。管理から自己決定という言葉も、教員がどう受けとめるか。これは、どういう意味だろうとしっかり考える必要があることは、最近授業を見させていただく中で感じるところです。以上です。

市長：ありがとうございます。いいですね今日。どうですか。一言ずつぐらい。

坂口委員：1点、質問ですが、先生方が管理をしないと学級が荒れてしまう恐れは、例えば、荒れるとうまくいかないという恐れもあると思いますが、それ以外に背景として、いろんなことに対して失敗をしてもいいとか何度でもやればいいのかという時間的な余裕とかあまりないからですか。成果を出さねばならないと感じていないかなと思ひまして、先生たちや保護者の評価を意識して、先生自身が失敗を恐れるとか、成果が見えないと上手くいってない先生と思われる恐れをお持ちの先生もいるかなと思ったのですが、それはいかがでしょうか。

柳下副教育長：実際、いろんな先生一人一人違うと思いますが、いまの時代は教員であって担任であるならば、保護者と面談を通し、思いなども大事にしていますから、非常に考えていると思います。そういうことを気にしてない

人はいないと思います。

根本副教育長：学級が放任になってしまうことは避けたいと思いますが、それを避けるためにも、管理という方法でない方法をとっていかなければいけないし、そういった技術や方法論も身につけなければいけないと思います。良い学級を作ろうとは誰もが思っていますので、成果という部分では、皆、気にしているかなと思います。あとはそこをどのように持っていくか、意識の差を埋めていく必要があるかなと感じます。

坂口委員：ありがとうございます。今伺った理由としては、先生方が、孤立した気持ちになっていた場合に、先ほどの先生同士、学校全体での、大人の聞き合いやこうなったときにどうするかという自分の安心できる土台があるとうまくやって行けるのかなと思います。その関係性づくりが恐れというものに表れているのではないかなと思ひまして質問させていただきました。自己決定に関しては、私は、普段、長期休みに自由な子供たちの遊び場というものをやっておりまして、何しても何やらなくてもいい場というのを行っています。いろんな小学生が来ますが、「何々してもいいですか」という質問がものすごく多いです。まず、それを壊すために、「それはやめて」と言っています。自分が何をしたいか言ってくれた方が、「それはどうやってできるかな」というのを一緒にやりたい気持ちだから、こちらは許可する大人ではなく一緒に過ごす大人だから、「一緒にやりたいから何々したい」、「じゃどうする、どうしたらいい」と聞いてくるとかそういった声掛けにして欲しいと先に言うようにしています。そして、大人の中で育てている子が多いととても感じます。子供同士で自由に遊べる場所なのに、大人に許可を得ないと何かするのに少し怖いとか、そうなっている子たちは多いのかなと感じております。

倉田委員：今ありましたが、管理とは「何ぞや」と思います。結局、他の視点で見ると必要な管理と考えた場合に、押さえつける管理ではなくて、自己決定できる管理のあり方が大切。では、「その鍵って何」と、私は環境だと思ひま

す。教員と子供で作る共通理解やお互いに納得できること、そういうものが私は管理というか環境かなと。管理を完全に押さえつけてという意識を持つのではなく、自己決定できる管理や環境づくりを少し見直していく必要があると私は思います。だから、今までの管理は押さえつけのような、一方的な方向での考え方の管理ということで、「管理」が出てきているのかなと思います。

柳瀬委員：今世の中でどんどん規制が増えている。これも管理だけど、それを変えたいと思っても、議員さんやまず国会で「そのルール少し厳しくない」と言っても動かないですよ。どんどん規制は増えていくばかりで。子供たちだけじゃなく我々社会が、今そうなりつつあるのでその中で自由とは何という話ですよ。どうやって自分の自由を確保するか、子供たちも同じだと思います。規制というよりは、まさにルールメイキングをやらなければならないぐらいのルールに囲まれているということです。坂口さんも言うようにこれはしていいのかどうかをまず確認できないと進めない。そういう社会になってしまったなどはと思いますが、いかにそこから、1歩前が出るか。成功体験を学校で得ることができるか。これが大きな課題かと思います。もともとは夜警国家だったはずであり、自由だったはずなのです。少なくとも安全に暮らせてればみんな自由で、道路は右側通行とか左側通行なんていうのは、ルールで決まっていることだから、従おうという話だったけど、今ルールとマナーもごっちゃになっていて、マナーの問題がルールになっていたりすると。毎日、朝、挨拶をするルールと言われると、これは違うと思いますが、やりがちですよ。それはマナーで挨拶をすることはいいですが、学校のルールだったらおかしいですよ。面倒くさいいろんなことが関わってくるなと思います。

市長：おっしゃる通りですね。つくばは自由なまちという意味でもそう思いますし、職員だってルールの前でどうしたらいいだろうかと悩んでいるのが本

様式第1号

当に日常ですからね。そこをどう超えていくかということは、少し考えていきたいと思っています。

倉田委員：私は環境づくりだと思いますよ。基本は。

和泉委員：発言してよろしいですか。先生が自己決定できていますか。自己決定する機会が与えられているかがすごく気になっていて、先生自身が学級の中で自己決定しながら、学級経営をできているのであれば、少々学習規律が整っていなかろうが、自信を持って向き合えるとは思いますが、もしかしたら何々すべきなどとなってしまうっていて、生徒以前に先生自身が自己決定する機会や場面が果たしてあるのかということと先生も失敗していいわけですよね。誰しも子供だけでなく、大人も失敗を繰り返しながら成長していくものじゃないかなと思うので、先生にとって教室・学校が安心安全な場所をどう作っていけるのかということこれから考えたいです。

市長：おっしゃる通りですね。教師と子供の学びが、すべてに繋がってくる話ですからね。予定調和は嫌いですが、それでも進行はしなければいけませんので、次のテーマに移りたいと思います。次のテーマも個別で2時間ぐらい話さなければいけないことなので、この会で何かをまとめあげるには時間的にも不可能だと思いますが、先ほどと同じように副教育長お二方からコメントいただいて、石井さんからデータの部分でコメントをしてもらい、皆さんからコメントをいただく形にしたいと思います。お願いします。

柳下副教育長：本当に深いテーマで非認知能力の見取りが困難という点については、確かに点数化して図るものでもないと思いますが、姿で見取ることはできます。子供の現状把握をよくしている先生は、子供の気づき、ささいな変化に敏感です。常日頃からアンテナ高い先生は、見取りが上手です。それから、探求で非認知能力を伸ばすとしても知識習得定着がおろそかになる。これは逆かなと思います。むしろ興味を持ってワクワクして、のめり込むほど探求している姿は、自分の足りない部分に気が付いて、自分は今こんなところ

を深く探求したいのに、自分はこのことについてまだ知りえていない。では、その知識を得ようと思って、いろんな方法でその知識を得ていく方に向かうので、考え方を変えていく必要があると思います。

根本副教育長：認知能力の偏重と言っているのです、認知能力から非認知能力と言っているわけじゃない。認知するべき能力も大事であると同時にそれに偏らないということが大事です。なので、その見取りも先ほど柳下先生も言いましたけど、困難と言っていますが、「評価しろ」とかではなく、子供たちの生活の様子を見ていけばいい話なので、数値であらわすべきものでもないと思います。あと、教員不足と業務量という部分は、決して不足しているわけではないというのは言えないですが、以前に比べると、もともとの先生の数は多いです。加配と呼ばれる先生は、比較的以前よりは増えているので、途中からお休みに入られる先生や産休とかに入る方の代わりがなかなか見からないことはありますけど、不足と言うと、どうなのかなと思います。業務量も確かに少なくはないですが、だいぶ市の方からいろんなサポートをしてもらっているんで、サポートしてもらった状態がスタートラインとなり、そういった意識がやはり高まってしまふのかなと思います。なので、マイナス面のとらえ方、学校の教員そのものに対してもそうですが、マイナス面のとらえ方だけでない部分を、今後どのように上手に伝えなければいけないかが、これからの課題かなと思いました。

市長：はいありがとうございます。では、石井さんお願いします。

一般社団法人 Hatch Edu 石井：データの見方自体を少し考えなければいけないと今話を聞いて感じました。たとえば自己調整能力にかんする自己評価は、自己調整力が上がることで自分がどこまでできていないかを理解した結果、自己評価が低下する可能性もあります。子どもの主観的な回答結果は、発達とともに変わっていきうるため、学年別の切り口などでも非認知能力の結果を見ていくことが重要と感じます。もう1つは、非認知能力の話は、おそら

く自己、他者、社会という3つの視点で出てきているものと言ったときに、例えば社会貢献意識が低いと言ったときに社会貢献していけるようにするアプローチがいいのかどうか。ここにももしかしたら変化の順番というのがあるのかどうか、その中で最終的には全部伸びて欲しいというところはあるつつも、この小中学校段階でと考えたときに、特に皆さんの中で注目しているところがあるのかどうか、ぜひこの場で伺いたいなと感じました。以上です。

市長：それでは、いま良い問いも投げてくださいましたのでよければ。

柳瀬委員：いま、自己、他者、社会と言いましたが、これを分けて考えること自体がおかしいです。自己は他者によって作られて、自己も他者も社会によって作られていると考えるとそこははっきり分けて考えられなくて、もう少しラフに言えば、その子供が社会に目が向いているかどうか。そういう何かもう少し単純な問いでいいのではないかと測る方法が欲しいと思います。あと、見取りが困難な話ですが、私は非認知能力について、ずっと言っているのですが、成果は上がってないけど、やる気はある。それを認めてあげられますかという話です。成果は上がらないけど、やる気だけはあることを認められますかと言ったら、実際には、行動から判断するので成果がないとやる気はないとなってしまいます。だから、この見取りが困難というところはそこじゃないとはいかなくて、非認知能力がやる気とかにすぐ置き換えてしまう。やる気ほど、わからないものはないです。本人は一生懸命やる気あるけど、成果が上がらなければ先生に怒られる。だけど、「あいつ、さぼってばかりなのに、できちゃうんだよね」という子もいる。やる気ないのにできる子がいるわけですよ。そうすると、あまりそこで非認知能力等はやる気とかに置き換えないほうがいいです。そうすると、見取りが困難という結果になる。では、非認知能力をどのように考えるかというところですが、感性の領域だからそれをどう評価するかだけど、先生が感性豊かになってどれぐらい読書しているとか、どれぐらい社会体験しているとか、先生自身が社会に出ているかど

うか。ちょっとしたことでも子供への発言は変わると思います。全く社会に興味のない先生が、子供に対して社会のことに関心を持たせられないですよ。先生たちがどれぐらい感性感度を広げていくか、そういう意味での非認知能力として行くのがいいかな。演劇をいっぱい見てくださいとか。私が、認知能力、非認知能力に対していつもの思っていることです。

市長：はい。ありがとうございます。和泉さんいきましようか。

和泉委員：数値化できない能力は、評価もできないと思います。評価しようとする事自体に矛盾を感じます。では、何かしらのアンケートで「前よりやる気ありますか」の問いに「はい」と答えて非認知能力が上がったとは思いますが、上がったからどうこうと、周りが良い、悪いとそこで評価するものでは決してないはずですし、それを評価しようという心構えがもしかしたら違うのではないかと感じてきました。非認知能力は大事だから、育成するというものではなくて、その立て付けが、能力主義に陥ってしまう気がします。実際のリアルな五感を使った経験、体験を通じて成すことによって学ぶ。このラーニングバイドゥーイング (Learning by doing) とよく言いますが、結果として身についたり、やり遂げられたり、何か粘り強さができるというものと思ったときに、何かに没頭していたら、良しとするぐらいのおおらかな見守りが大事かなと今思いました。

坂口委員：非認知能力の話になると少し長いので、コンパクトにしたいと思えます。先ほど柳瀬委員は、「演劇見てください」でしたが、私は「遊んでください」になります。非認知能力は、皆さんおっしゃるように、ぱっとすぐわかるものでもないし、すぐ育もうと思って意識的に用意してできるものでもないし、本当に生きる上で人との関係ややりとり、自分で考える過程など、それぞれいろんな場面であられるものだと思います。なので、非認知能力とは何かというのは、まず先生同士がよく議論してから進めたほうがいいと思えます。先生自身が子供と一緒に遊べたら、非認知能力はしっかり養われる場

面がみえると思います。授業とはまた違うところで大切なものを遊びの場面で見るので、昔から「よく遊んでいていいね」という言葉は、すべてこの非認知能力に表れていると思います。それこそ夢中になって遊ぶ、本物の体験経験を感じるとか、みんなのおおらかな見守りがあれば、良いと思っております。以上です。

倉田委員：非認知能力は、非常に難しいテーマだと思います。データとしてきちんと出るものではないので、どのようにこっちが見て評価できるかという非常に難しいですが、学校の手法としては、例えば自己評価カードを授業ごとにやらせて、本人の変化を見て向上したとか、意欲が向上したとか、感動したとか、やる気が伸びたみたいなどころから、それらが育ってきたみたいな見方もしているわけです。1つの手法として。でも、もっと大切なのは、本人との普段の関わりの中で、本人の様子とか、見取りを見て、人間関係の中で、どのようにこの子は成長したか、変わったかを知ることが大切。そこから当然会話の中でもそういうものが出てくると思います。そういうところから、評価してあげることが一番正しい。お互いを理解し、納得してもらおう。そういうところからだと思います。それが、最終的には、成績にも、影響して変化が出てくる気はします。だから、個人差があります。だけど、ものすごく伸びてくる子もいるし、なかなか難しい子もいるけども、基本的には、それをどれだけ教師が見取ってあげるかが、私は一番大切なポイントだと思います。それが信頼関係に繋がって、良い結果に繋がっていくかなと思います。

森田教育長：さっき出た課題は、こういうことを書いた先生がいるということで私たちの課題感とは少し違いますが、倉田先生がおっしゃったように気持ちの問題でどうにでも変わると思いますが、一番大事なのはワクワク楽しみ、自分で工夫しながら、自己調整してより良く生きていこうとしてくれれば一番いいと思っています。先生の役割で大事なのは、そういう場面を作ってあげることとその努力を認めてあげることではないかと思っています。2つ目

様式第1号

の「知識の定着がおろそかになるのではないか」というのは、最近の著名な先生方もよく書いていますが、今年の全国学力調査は下がったと。その理由は、探究の時間が多くなり、基礎を練習する時間が少なくなったからだという論調が結構多いです。そうは思って欲しくないし、そういうことを私たちは目指していないと。本当にワクワクして自分から学んでいけば、柳下さんも言ったように、学力も高まるはずだと私は思っているので、ぜひその正しい学力感をつくばにしっかり定着させたいと思っています。

市長：ありがとうございます。以前来てくれた小林りんさんも、非認知能力が認知能力に繋がるというのは、データでエビデンスがあるとおっしゃっていましたが、まさに皆さんの話もそういうところ繋がるのかなと思いました。話は尽きないですが、本当は非認知能力だけで1回やらなくてはいけないかなという感じもしましたので、これは来年度にでも設定できるといいのかなと思います。議論としてはこのような形で一旦閉めたいと思いますが、副教育長が現場をたくさん歩いてくれた上で今までの知見を共有してくれて、すごくこれからが楽しみになりましたし、石井さんがまとめてくれている新しいデータを見たりしながら議論ができていくといいのかなと思いました。また、先生方3人も本当にありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局（教育総務課）：委員の皆様、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。なお次回は、1月27日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。 それではありがとうございました。

令和7年度(2025年度)第5回つくば市総合教育会議次第

日時：令和7年(2025年)12月18日(木)

午後2時00分から午後4時00分まで

場所：本庁舎5階 庁議室

1 開会

2 議題

教育大綱を浸透させるためには

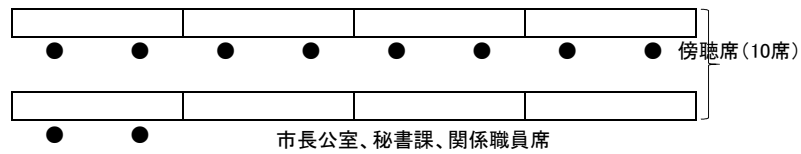
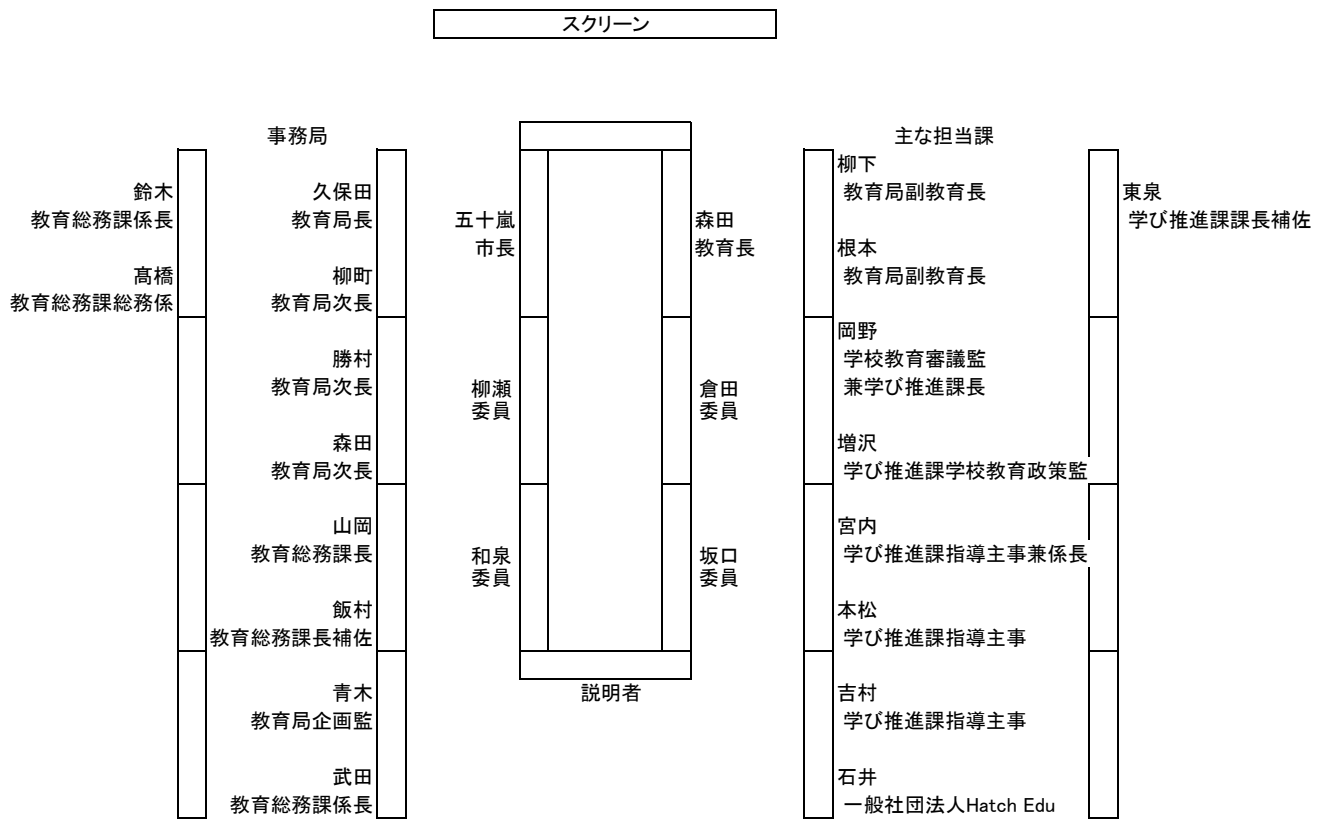
3 閉会

事務局：教育局教育総務課

つくば市総合教育会議 構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	五十嵐 立青
教 育 長	森田 充
教育委員会委員	倉田 廣之
教育委員会委員	柳瀬 敬
教育委員会委員	和泉 なおこ
教育委員会委員	坂口 まり

総合教育会議 配置図 (R7.12.18)



The background features a collage of various objects, each with a black vertical line and horizontal caps indicating a measurement. The objects include: a yellow umbrella, a green paper airplane, a brown owl perched on a red branch, two hands, a red wine bottle with a pink flower, a red apron, a purple mountain range, a red bicycle, a yellow dog, a red balloon, a green and white soccer ball, and a large, multi-colored pen (blue, green, pink, yellow) with the number '2-2202' on it.

総合教育会議

—教育大綱を浸透させるためには—

令和7年12月18日
学び推進課

つくば市教育大綱

1. 教えから学びへ

2. 管理から自己決定へ

3. 認知能力偏重から非認知能力の再認識へ



1. 教えから学びへ —各校の自走を目指した伴走支援—

(1) 学びへの転換を目指した授業づくり

指導主事と一緒に計画から実践まで



1. 教えから学びへ —各校の自走を目指した伴走支援—

(2) ネクストステップを生み出す分科会・懇談

子どもが学ぶ姿からの授業改善



訪問での成果と課題を確認
今後の方向性を協議→自走へ



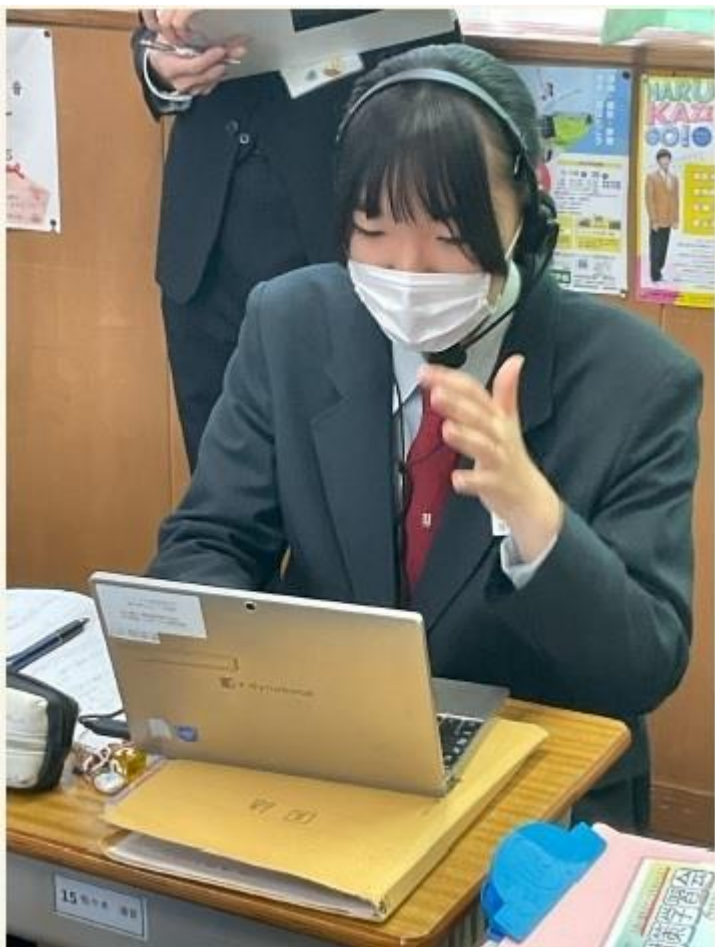
1. 教えから学びへ

(3) 学ぶ姿の変容



1. 教えから学びへ

(3) 学ぶ姿の変容



1. 教えから学びへ

(4) 教務主任アンケート 自由記述より

- ・共同立案→授業アイデアが豊富
- ・子どもの実態を基にした授業設計→授業の質の向上
- ・子どもの学びに対する見取りの深まり
- ・若手教員の成長が顕著



1. 教えから学びへ

(5) R6児童用幸せな学校づくりアンケートより

小学校 中学校

個別と協働の学び(教えから学びへ)	本物の学び	授業では自分の生活に結びつけて考えようとしている	77	71
		授業で学んだことを、生活の中でいかそうとしている	81	74
	探究的な学び(問いから始める学び)	学校の授業では新たな発見や気づきがある	86	87
		授業では「なぜ」「どうして」「どうやって」という気持ちをもって学んでいる	82	80
		授業では、試したり考えたり(試行錯誤)を繰り返しながら、課題の解決に取り組んでいる	82	81
		つくばスタイル科では、自分が感じた疑問などを解決する学びの機会がある	81	79
	個別の学び	授業では、学習の方法やペースを自分で選びながら学んでいる	87	81
	協働の学び	授業では、自分が必要な時に、仲間と協力しながら学んでいる	91	91
		授業では、いろいろな人と学ぶことで、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができる	86	87

1. 教えから学びへ

(6) 全国学力・学習状況調査 質問紙調査から

「前年度までに受けた授業は**自分に合った教え方、教材、学習時間**になっていましたか」(肯定的回答)

年度 校種	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校	81.0%	82.0%	83.4%	83.0%
中学校	74.5%	71.1%	81.1%	80.0%



1. 教えから学びへ

(6) 全国学力・学習状況調査 質問紙調査から

「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、
自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたり
することができていますか」(肯定的回答)

年度 校種	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校	80.4%	78.9%	85.5%	83.0%
中学校	77.2%	75.2%	84.7%	83.2%



1. 教えから学びへ

(6) 全国学力・学習状況調査 質問紙調査から

「総合的な学習の時間では、**自分で課題を立てて** 情報を集め、整理して調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」(肯定的回答)

年度 校種	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校	69.0%	68.4%	80.0%	80.0%
中学校	67.4%	62.5%	76.4%	77.6%

※本市ではつくばスタイル科において、総合的な学習の時間の内容を学習しています。

1. 教えから学びへ

(7) 教職員が感じている大綱浸透への難しさ
(参考: R6教職員対象の幸せな学校づくりアンケート)

- **学習規律**の確保
- **基礎学力向上**のための「教え」
- 自ら学ぶことが苦手な子への対応 (**教わることに慣れている**)
- 児童生徒の多様化 (外国籍・特支等) に伴う **個別対応の困難さ**
- こども主体の教育に対する **保護者の理解**の得にくさ
- 探究的な学習を行うには **時数が足りない**



2. 管理から自己決定へ

(1) 学ぶ進度・学び方を自己選択・自己決定



2. 管理から自己決定へ

(2) ルールメイキングプロジェクト (R4~)



**「幸せな学校づくり」を
目指して、児童生徒が
話し合い、実践し、振り
返る活動を全校で推進**

NPO法人カタリバとの連携

R7ルールメイキングモデル校

吾妻小・二の宮小・大穂中



2. 管理から自己決定へ

(3) 教員の学び(日常の自己決定)

- ・学級経営研修講座
児童生徒の自己決定と学級経営
- ・生徒指導研修講座
授業における自己決定場面の充実
- ・コーチング研修
自己選択・自己決定場面の充実と
教育的効果



学級経営研修講座の様子



2. 管理から自己決定へ

(4) 取組の横展開

- ・モデル校公開授業
→ 自己決定場面の見取り
教師の支援や働きかけに
ついての学び・共通理解
- ・情報交換会
→ 学校の課題・実践を共有し、
教育計画を考える機会へ



情報交換会の様子



2. 管理から自己決定へ

(5) R6児童用幸せな学校づくりアンケートより

小学校 中学校

子どもが自己決定できる 学校環境	安心できる 学校環境	学校には、自分の気持ちを分かろうとしてくれる仲間がいる	91	92
		学校には、自分の気持ちを分かろうとしてくれる先生や大人がいる	87	87
		学校には、安心できる居場所がある	84	84
	民主的な 学校環境	自分の考えや意見を伝えやすい学年、学級だと思う	84	83
		あなたの考えや意見が大事にされていると感じる	76	78
		学級や学校をよりよくするために、一人一人の意見や考えを大切にしながら、みんなで話し合っている	85	84
		みんなのがんばりや挑戦を応援している学級・学年だと思う	87	89



2. 管理から自己決定へ

(6) 全国学力・学習状況調査 質問紙調査から

「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますか」(肯定的回答)

年度 校種	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校	87.1%	86.9%	89.2%	92.0%
中学校	86.0%	85.3%	90.0%	93.3%



2. 管理から自己決定へ

(6) 全国学力・学習状況調査 質問紙調査から

「あなたの学級では、**学級生活をよりよくするため**
に学級活動で話し合い、互いの意見のよさを生か
して解決方法を決めていますか」(肯定的回答)

年度 校種	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校	80.0%	80.9%	87.3%	85.1%
中学校	78.2%	78.2%	87.2%	87.6%

2. 管理から自己決定へ

(7) 教職員が感じている大綱浸透への難しさ
(参考: R6教職員対象の幸せな学校づくりアンケート)

- 管理すべき点とそうすべきでない点の線引き
(管理をしないと学級が荒れてしまうという恐れ)
- 自己決定の機会を与えるには40人学級では困難
(一人一人への対応には時間を要する、子どもと向き合う時間がない)



3. 「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ (1) 谷田部南小学校



サークル対話
(主体性・協調性)



わくわくプロジェクト
(創造性・グリット)



3. 「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ

(2) 二の宮小学校

外部人材の活用・体験活動の充実



ジオパーク推進室



地域の農家の方

キャリア形成・多様な価値観を受け入れる柔軟性



3. 「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ

(4) R6児童用幸せな学校づくりアンケートより

小学校 中学校

幸せに向かうために育んでほしい 非認知能力	自己調整力	日々がんばれるような、自分なりの目標を持っている	85	83
		目標に向かって、自分を振り返りながら進めている	81	78
		分からないことや、できないことがあったとき、なんとかしようと思う	90	90
		どんな学び方や進め方が自分には合うのかが分かっている	81	73
	自己受容感	自分には、「よい」と思えるところがある	85	82
		自分を大切に思っている	84	83
	他者への受容感	自分とは違う考えや気持ちをもっている人の話でも、最初から否定しないで聞くことができる	92	92
	自己効力感	たいていのことには、「自分はきっとできる」と思って取り組んでいる	83	78
		自分は、失敗したとしても、その経験を次に生かそうという思いがある	83	84
		挑戦しようとする気持ちをもって、様々なことに取り組んでいる	85	81
		学校で困ったことがあったとき、誰かに助けを求めることができる	82	83
	自己実現	将来の夢や希望をもっている(あんな人になりたい、こんなことがしたい、こんな仕事につきたい など)	86	77
	社会貢献意識	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う	84	78

3. 「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ

(5) 全国学力・学習状況調査 質問紙調査から

「分からないことや、くわしく知りたいことがあったときに自分で学び方を考え、工夫することはできていますか」(肯定的回答)

年度 校種	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校	—	—	78.5%	82.0%
中学校	—	—	78.6%	77.0%

3. 「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ

(5) 全国学力・学習状況調査 質問紙調査から

「自分には、**よいところがある**と思いますか」
(肯定的回答)

年度 校種	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校	80.8%	82.2%	84.1%	88.0%
中学校	77.9%	77.9%	81.8%	86.4%



3. 「認知能力の偏重」から「非認知能力の再認識」へ

(6) 教職員が感じている大綱浸透への難しさ

(参考：R6教職員対象の幸せな学校づくりアンケート)

○非認知能力の**見取りが困難**

○探究で非認知能力を伸ばすとしても、**知識の習得・定着がおろそか**になるのではと心配

※その他

教員不足、業務量の多さで疲弊



教育大綱浸透に向けて (ビジョンの明確化)

◎教育大綱が目指す教室（授業）の姿とは、
どのようなものか

◎教育大綱で大切にしたい（重視したい）
非認知能力とは何か



会 議 録

会議の名称	令和 7 年度(2025 年度)第 6 回つくば市総合教育会議		
開催日時	令和 8 年(2026 年) 1 月 27 日 (火) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで		
開催場所	つくば市役所 5 階 庁議室		
事務局(担当課)	教育局教育総務課		
出席者	委員	五十嵐市長、森田教育長、倉田教育委員、和泉教育委員、坂口教育委員	
	事務局	《教育局》久保田局長、柳下副教育長、根本副教育長、柳町次長兼健康教育課長、森田次長兼学務課長、青木企画監 《教育総務課》山岡課長、飯村課長補佐、武田係長、高橋主任 《学び推進課》岡野課長兼学校教育審議監、小澤学校教育政策監	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
	傍聴者数	5 名	
議題	教職員の働き方改革について		
会議次第	1 開会 2 議題 教職員の働き方改革について 3 閉会		
<p><審議内容></p> <p>事務局（教育総務課）：それではただいまから令和 7 年度第 6 回つくば市総合教育会議を開催いたします。今回は、教職員の働き方改革についてという議題で意見交換を行います。終了時刻は午後 4 時を予定しています。会議録の作成にあたりまして、AI 議事録を使用いたしますので、ご発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。それでは、ここからの進行は市長にお願</p>			

いたします。

市長：はい。本日もありがとうございます。手打先生が委員になって初めての総合教育会議でしたが、随分授業等も入られているようで本日は叶いませんでした。働き方改革についてですが、いつもの会議よりも説明をたくさんしてもらおうことになると思っています。去年、給特法が変わり、指針が示され、自治体として行うことが具体的に記されましたので、今のあり方をどのように考えるかとか、教職員の負担軽減とやりがいの向上をどう実現していくかを踏まえ、教育大綱の議論に繋げていければと思っています。それでは担当課より説明をよろしく申し上げます。

教育総務課武田係長：教育総務課の武田です。教職員の働き方改革についてご説明させていただきます。よろしくお願いたします。教職員の働き方改革は、文科省では特効薬のない総力戦と呼んでおります。いろんな人の力がいるというような表現でそのように呼ばれております。分野としては非常に幅広く、課題もたくさんありますが、非常に重要なテーマです。本日は、大きく3点、情報共有も含めてお話をさせていただきたいことがございます。1点目として、市のこれまでの取り組みについて、働き方改革の実行計画により進めてきた取り組みの方をご紹介させていただきたいと思います。2点目として、先ほど市長が話されたように、本年度法律が改正され、国の方でも大きな動きがありましたので、その概要をご説明させていただければと思います。3点目として、1と2を踏まえ、今後の教職員の働き方改革についての基本的な考え方やビジョンについてと現状と課題及び今後の予定について共有をさせていただければと思います。

まず、市のこれまでの取り組みについてです。平成30年度につくば市と企業や大学、NPOとの共同研究による教員の働き方改革についてのアンケート調査と、クラウドシステムを利用した「教職員の業務の見える化実証実験」というものを行いまして、つくば市の公立学校の教員の勤務実態を調べました。

すると厳しい勤務実態が明らかになりました。そこで令和元年度に「つくば市教員の働き方改革プロジェクトチーム」を立ち上げまして、「教員の働き方改革に関する実行計画」を策定し、1期目の実行計画にしたがって、各種取り組みを進めてきました。令和4年度には、第1期の実行計画の取り組みの評価を行い、また第1期の取り組みを継続しつつ、重要施策を決めて、第2期の教員の働き方改革に関する実行計画の取り組みを進めてきました。こちらの一覧が、実行計画の第1期、第2期を通して進めてきた取り組みの一部です。これまで学校が行ってきた校務の中の、アナログな部分のデジタル化や、システム化、人材の配置、市として統一的な改革を中心に、ご覧のような取り組みを積み重ねてきました。特に7番、学校への人材配置の部分は、令和3年度の総合教育会議において、「学校現場における人的ニーズについて」をテーマに、皆様に議論していただいたことを契機として、市費による学校サポーターの配置やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置など、学校現場への人材の配置が大きく進みました。これらの取り組みによって、どの程度学校現場の負担が軽減されたかは、すべてのものにおいて1つ1つの数値化はできていないですが、検証結果の出ているものや数値で測れるもの、文科省の「全国の学校における働き方改革事例集」というものの中に、同じような取り組みの中で、どのくらい負担軽減があったかということが参考値として出されておりますので、それらを紹介させていただいております。年間の削減時間の目安は、一番下の学校サポーターの配置以外はすべて担当教員、担当者1人当たりの時間数になっております。例えば一番上の校務支援システムの導入などにより、紙ベースで作業していたものが、データ連携されたことで、1人当たり年89時間の削減。健康観察アプリの導入により、各家庭からの欠席の電話連絡、こちらの対応が大幅に軽減されたことで、目安として、年大体33.3時間の軽減。また留守応答機能もこちらも大事なものになりまして、放課後の電話対応が不要となったということが大きく軽減に

なり、1人当たり年66.7時間の削減。これだけの時間が1人当たり削減されていると数値が出ています。1個当たり20人の担任教員がいたとすると、単純計算でここに表示された時間×20の数値が、年間の削減時間となりますので、学校ごとに考えると大きな効果があったのではないかと推察できます。また一番下の学校サポーターの配置についても、採点業務や休み時間の見守り、電話対応、プリントの印刷など、教員の補助業務を主要業務としておりますので、学校からは大変助かっている、働き方改革が進んだ、継続して欲しい、などの声が大きく聞かれております。ここに掲載しているものは、ごく一部ですが、こういった教員が行わなくていい部分を少しずつでも、負担軽減する取り組みを継続的に積み重ねていくことは、働き方改革において非常に重要であると感じております。

続きまして、国の方針について、情報共有をさせていただきたいと思います。まず、教職員の働き方改革が求められる背景について、少しだけ説明をさせていただきます。平成29年度に教員勤務実態調査の数値の公表として、教員の時間外在校等時間が小学校で月約59時間。中学校で月181時間と「過労死ライン」を超えるような厳しい勤務時点があることが明らかになりました。これを受けて、国は教員の働き方改革を推進するため、法律の改正や具体的な指針の策定を進めてきました。これまで労働時間の適正管理や業務の効率化などに向けた取り組みが段階的に行われており、県や市においても、その方針に従って必要な措置を進めてきました。令和元年には、「学校と教師の業務の3分類」が示され、学校で行っている業務に関して、学校や教師が必ず担うべき業務かどうか、業務の考え方を明確にし、役割分担や適正化を推進する方針が示されました。令和7年度には、国において大きな動きがありました。6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法の改正があり、9月末にそれに係る文科省の指針が示されました。また、「学校と教師の業務の3分類」の改訂版が示されました。こ

ちらが今年度アップデートして文科省が新たに示した「学校と教師の業務の3分類」の表になります。1番から5番までが学校以外が担うべき業務。中央6番から13番までが教師以外が積極的に参画すべき業務。14番から19番までが教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務として3分類に区分されており、今まで学校だけが行ってきたこれらの取り組みを見直して、学校以外の主体が役割分担をして行うことで、教師が教師でなければできない業務に専念できる環境を整備しようとしております。今回特筆されているのは、この3分類を踏まえて、業務の見直しを行って、「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映させることと、学校運営協議会、コミュニティ・スクールにおいても議論し、学校の業務を継続的に見直すことが必要ということです。今回の給特法の改正において、実際にどのようなことが定められたか、その概要を見ていきたいと思っております。

1点目として、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、教育委員会に対し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定と公表、及び毎年度の進捗を含め、総合教育会議への報告が義務づけられました。これは法施行と同時に開始できるよう準備を進めることとされておりますので、2ヶ月ほどとなってしまいましたが、令和8年4月1日施行後に向けて、現在準備を進めております。実施計画の内容などについては、後程説明させていただきたいと思っております。また、学校のグランドデザインなど、学校運営に関する「基本的な方針」に、実施計画の内容を盛り込み、学校運営協議会で承認を得ることが必要となりました。この実施計画を定める際に即すべき指針の概要は、次のスライドでご説明したいと思います。

2点目として、組織的な学校運営及び指導の促進のため、教育活動についての学校内外の調整役を担う職として、主務教諭というものを置くことができるようになりました。主務教諭のイメージについての国の資料がこちらになります。中堅教員が想定されており、教員のチーム体制を強化し、若手教師へ

のサポート機能を強化する目的とされています。実際に置くかどうかは自治体の事情と要相談となります。

また 3 点目として、これはすでに 1 月 1 日に施行されておりますが、教職調整額の段階的引き上げや特別手当の加算など、教員の処遇改善などの内容が定められております。

続きまして、改正給特法に関連して 9 月末に改正された指針についても概要を説明いたします。この指針は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理と、健康及び福祉の確保を図るために、サービスを監督する教育委員会が図るべき措置が定められているものです。

内容の 1 つ目は、時間外在校等時間の上限時間についてです。これについては改正前から変更はなく、労働基準法に準拠した時間となっております。原則、月 45 時間、年 360 時間を上限とし、児童生徒に関わる緊急的な案件など、臨時的な特別の事情がある場合については、別途定めがあります。この内容については、つくば市では、令和 2 年 4 月 1 日施行の「つくば市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」において、ここに書かれた上限時間を定めております。

内容の 2 つ目になりますが、文科省指針で定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」の実施により達成する目標についてです。時間外在校等時間を指標した指標とした目標については、上で示された上限時間を指標とするとともに、年間の月当たりの平均時間ということで、年間 12 ヶ月を平均したときの、ひと月当たりの時間外在校等時間を、30 時間程度にすることを、令和 11 年度までに達成するということが、国の目標として掲げられています。その他、時間外在校等時間のみではなく、ワークライフバランスや働きがいに関する目標を設定することとされております。こういった目標を設定し、長時間勤務の解消、健康福祉の確保された職場、学びの専門職として、学び続けることができる環境の実現、働きやすさと働きがいの両立を通して、国は、すべ

ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指しています。「業務量管理・健康確保措置実施計画」については、策定更新した際と、毎年の実施状況を広く公表し、総合教育会議において、報告をすることとなっております。また先ほども説明した国の目標に準じて、1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以下の教職員を100%に、年間の月当たりの時間外在校等時間を平均で30時間程度となることを目指すことに加えて、教職員のワークライフバランスや働きがい等に関する目標を設定することと、教職員の業務量管理・健康確保のための措置に関する具体的な取り組み内容を記載して、実行していくこととされております。

では、実際、「業務量管理・健康確保措置」とはどのようなものが指針の中で掲げられているのか、そしてつくば市では現状それに対してどの程度実施できている状況なのかを、表にまとめてみました。まず1点目として、教職員の勤務時間、勤務状況の把握についてです。①番の教職員の勤務状況や時間外在校等時間の把握は、現在、学び推進課の方で行っております。②番の長時間化を進む防ぐための取り組みは、各学校に意識を持って行っていただいている状況です。③番④番についても、法的に必要な基本的な部分は押さえて対応していますが、より体系的に取り組めるよう、事務の進め方の検討や改善は必要かと思われれます。特に留意しなければいけない点としては、時間外在校等時間を削減することに注力するあまり、業務の持ち帰りが増えるようなこと、こういうことはあってはならないことですので、そういった点は十分注意をして進めていく必要があると考えております。

次に、先ほども表で示しました、「学校と教師の業務の3分類」関係についてです。3分類の各項目について、局内の状況を確認したところ、どの項目についても何らかの負担軽減の取り組みをすでに行っているような状況でした。それらの取り組みがどの程度学校の負担軽減に繋がっているか、どう、繋がっているかどうかや、学校現場のニーズと合っているかどうかというところ

は、今後より一層検証が必要ですし、役割分担について、学校現場との対話がさらに必要な部分だと認識しています。③番の学校運営協議会においても、各学園のカラーによって、地域連携が進められているところです。実施計画が定められることによって、それがまたコミュニティ・スクールの中で、話題となることで、また1つの起爆剤となって、取り組みが良い方向に進むといいなと思っております。④番、支援スタッフについても、つくば市では現在、800人程度の人材をいろいろな形で学校に配置をしており、学校からは感謝の声が多く聴かれる部分であります。一方で、事務的に煩雑な部分もあるので、現状のままですべてがよいわけではなく、学校の負担にならない配置の仕方や、予算面での持続可能性など、改善点はたくさんありますので、よりみんなが幸せになる方法を引き続き考えていく必要があると感じています。⑤番、学校事務共同実施についてですが、「共同学校事務室」という形では置いていないため未実施としてしまっていますが、現在、月に3回程度、各学校の事務職員の先生方が集まって、総合点検や共同研究研修などを行う、「学校事務共同実施」という形で、つくば市としては行っております。今まで慣例的に行ってきた共同実施について、平成29年度の法改正によって、2つ以上の学校のうち、1つの学校に、「共同学校事務室」を置くことができるというように制度化されていますので、今後こういった形で学校事務を行っていくのがよいのかは、学校事務の先生方と密に協議をして進めていく必要があると思っております。

続いて教育職員が担う業務の適正化の部分についてです。①から④までにある、教育課程の見直しですとか、行事の精選統合、日課表の見直し、若手教職員へのサポート、例えばチーム担任制などですね、こういうところについては、学校に裁量権があり、各学校で意識的に進めていただいているところです。さらに1歩進めてもらうためには教育委員会の関わりが必要かと思われる部分もありますので、その進め方については今後引き続き検討が必要と考

えています。⑤番については総合教育研究所の方で進めておりまして、⑥番については、令和元年度に全学校の電話機器に留守応答システムを搭載しており、対応を進めてきております。その他の部分では、産休育休補充など、中には市のみでは対応ができず、茨城県との連携が必要なところもございますが、健康確保のために重要なこととして、医師による面接指導、終業から始業までを11時間あけるという勤務インターバル、健康診断の実施、相談窓口の設置などがございます。ここも法的に必要な基本的な部分を押さえて対応していますが、より体系的に取り組めるよう、事務の進め方の検討や改善というのは必要かと思っておりますので、実施計画に定めることをきっかけとして、より関係各課が連携して取り組んでいけるようにしたいと思っております。休暇まとめ取りや変形労働制、早出遅出勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を推進するための環境づくりも、今後まだまだ先進事例の調査や検討、現行の学校現場の状況の把握が必要な状況だと認識しています。

そして一番下ですが、市長部局との連携についても示されています。教育委員会の行うべき措置について、指針に示された部分を挙げただけでもこれだけのものがありまして、それぞれを深掘りしていきますと、その先に様々な課題がまだ広がっています。国としては教育委員会が市長部局と連携して、自治体総がかりで学校の働き方改革を進めることを念頭に置いて、今回の法改正を行っています。これらを進めていくにあたって、すべてのものに、新たな人員と予算の配備などを行うのでは、持続感可能性が低下してしまうため、首長部局との連携によって、既存のシステムの少しの解釈の拡大によって、対応できる部分がないか、全庁的に関係者が当事者意識を持って進めていけるようにすることが非常に重要な局面に来ていると感じています。

ここまでの国の動向を踏まえ、ここからは、これからの教職員の働き方改革を市としてどう進めていくかの話になります。まず、教職員の働き方改革のねらいについてです。教職員の働き方改革は、教育大綱の理念実現において

切り離して語ることはできないものです。教育大綱においても、『VI つくばの「学び」の実現に向け、今必要なこと』として、「問い続け、学び続ける教師の支援」、「教師が子供と向き合う時間を増やすための学ぶ環境の整備」、「保護者、地域学校行政がそれぞれの特性を生かし、補完する関係性」、「保護者地域学校行政の対話と協働の推進」、以上のものを掲げています。ここで、働き方改革に向けた取り組みをさらに行うことで、教育活動に変化が生まれ、教員が児童生徒一人一人に向き合う時間の確保ができ、教員の専門性を発揮することで、教育大綱に掲げるつくばの「学び」の実現ができるということ、この構造が教職員の働き方改革のねらいととらえています。ここで、小学校教員の1日をモデルに働き方改革を通して目指す姿を図で示しますとこのような形と考えております。例えば現状の部分ですが、放課後に授業準備をしようとしていたら、校務分掌や保護者対応行事に向けた準備などが次々入ってきて、やるべきことだけで、放課後の時間とそのまま勤務時間外の時間も使い切ってしまう、気づいたら時間がたっていて、帰らなければいけないけれど、明日の授業が不安だから、仕事を持ち帰り、家で授業準備をするなどというような現状があるとします。目指す姿としては、教育課程や日課表を変更すること、行事を精選すること、教員以外ができることは教員以外が行うなどの働き方改革の取り組みを行っていくことで、やらなければいけない仕事は基本的に勤務時間の中でできるような環境づくりを目指していき、生み出された余白の時間で自分の必要性や子供たちの姿に応じて、先生方自身が主体的に動く時間とする。例えば、今日の子供たち一人一人の姿を振り返って、明日につなげる時間でもいいですし、学びたいことを学んだり、同僚と教育について語り合う時間というものも、非常に先生方のやりがいややる気に繋がるのではないかと思います。その時間で行ったことが結果的に良い実践として、子供たちに還元されることが、子供たちのための働き方改革といえる点であり、最も大事な点ではないかと考えております。それでは、現在の

様式第 1 号

教師の余白の時間というのはどういう状況かということを見ていきたいと思
います。教職員の学校種ごとの、時間外在校等時間の令和 4 年度から令和 6
年度までの推移です。月 45 時間以内の教職員の割合は、多くなるほど傾向と
しては改善されたということになります。月 80 時間超過の教職員の割合は、
こちらは少なくなるほど改善されたということになります。どちらも傾向と
しては改善傾向ですが、学校種ごとに見ると、小学校は変化が少なく、中学校
は月 40 時間 45 時間以内が 66%にとどまる形で、義務教育学校においては最
も変化が大きく出ている形になっています。課題としては、時間外在校等時
間の多い職員・少ない職員の二極化と固定化、同じ人がいつも残っている状
況や、新たな校務分掌を持った方の時間外在校等時間が多い傾向にあったり、
年度開始業務、運動会、修学旅行等のある月の時間外在校等時間が多い傾向
があるなどの実態があります。また、校務分掌による人によつての業務の不
均衡がある場合があつたり、部活動生徒指導による時間外在校等時間が多い
傾向があるため、中学校の部分がそこで出ている形です。こちらが、令和 6 年
度の年間の時間外在校等時間の月平均時間の学校の職種ごとの状況です。こ
れは、国が令和 11 年度までに 30 時間程度にしようという目標にしている数
値です。副校長教頭や教務主任の職種の時間外がやはり高く、業務の特殊性
からもなかなかここは負担軽減が難しい部分となっています。次いで、一般
教諭、指導教諭の時間外が 30 時間を超えている状況です。これは 12 ヶ月の
平均値なので、夏休みの期間も入れた上での平均で、この時間という形にな
っています。やはり一番の課題としては、業務の集中しやすい職層や、人数規
模も一番大きく、若手もベテランもいる一般教諭の負担軽減をいかに行つて
いくかというところかと思ひます。時間外在校等時間については、ここまで
となります。

最後に、現在作成を進めている「業務量管理・健康確保措置実施計画」が、ど
ういったものになるかについて、触れておきたいと思ひます。実施計画は既

存の計画が、指針の内容を網羅しているのであれば、既存の計画で管理することもできます。ただ、資料2として、本日お配りしたような、国の雛形が示されており、こちらの雛形に沿って、新しい計画を作成してもよいとされております。左側が現在、新しく作ろうとしている計画の骨子、右側が現在ある実行計画の内容です。現在の計画は、取り組みベースの計画であるため、これに業務量管理についての内容と、健康確保に関する措置の内容を指針に則して追加する形で、新しい計画に統合する形で作成しようとしております。計画の策定及び今後の進め方についてのスケジュールはこちらの通りになります。実施計画は3月末までに策定を進めますが、今後の取り組みについてなど、重要な部分について、今回十分な時間を取った上で作成できているとは正直なところ思っておりません。2月に学校関係の代表者とも打ち合わせをする時間をとっておりますが、そこで現場からの声を計画に反映できるほどの十分な時間があるとは言えません。そのため、大きな枠組みとしてこの計画を一旦定めますが、作って終わりではなく、むしろこの計画を契機としながら、今後も学校の各職層の中で、3分類をベースにした取り組み検討や、業務の見直しを行っていただいたり、市長部局にも取り組みに参入していただくような働きかけを行って、取り組みについて改めて検討し、随時、計画をアップデートしていくことが本筋と考えております。

まとめです。現行の計画は、実施計画に統合する形で、今後市長部局の各部署にも協力を呼びかけながら取り組みを進めていきます。実施計画については学校のグランドデザインにも反映していただき、共通認識を持って取り組んでいきます。学校現場の実態に即した実施計画にしていくために、校長職、教頭職、教務主任など、職層ごとに、業務の見直しや負担軽減の取り組みを検討し、実施計画に反映していきます。教職員の働き方改革により、現場の変容をより把握することができるような調査を通して、現状の見える化と課題分析を行って、それらを踏まえて取り組みを進めていきます。「業務量管理・健

康確保措置」について、引き続き検討すべき点は、実施計画に内容を盛り込むとともに、進捗を管理し、総合教育会議において報告していきます。

長くなりましたが、以上が、国の動向及び市の現状と今後の計画についての説明となります。本日の総合教育会議では、特に教職員の働き方のあり方やビジョン、教職員の負担軽減とやりがい向上の両立、こちらはすごく難しいテーマとなりますので、そこに向けてどのようなことが必要になるかという点についてご意見をいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

市長：ありがとうございました。国の動きもあります、ディスカッションに入る前に、今の説明に対して中身の質問から行いたいと思います。これはどういう意味なのかとか、順次聞いていただければと思います。

無いようであれば、僕からよろしいですか。3分類について、「教師がやるべきことだけど、負担軽減すること」があり、ここに該当しない、教師はとにかくこれをやってほしいなどと示されていますか。この仕事は教師しかできないみたいな示し方ってされているのかな。

教育総務課武田係長：指針の中ではされていないです。ただ、標準職務表というものが数年前に出ています、養護教諭とか事務職員、一般教諭の標準的な職務はこういうものと定められた雛形が国から出ていますので、そこには教師が従事する職務というのが例として載っています。

市長：一番右側は比較的そうかもしれないですが、それ以上に教師が従事すべきことが書いてあるのです。例えば、支援が必要な児童生徒の家庭の対応とありますが、家庭の対応についても難しい状況なのに教師が本当にそもそもすべきかみたいな問題もあると思います。つくば市としては、教師がやるべきことはこういったことで、教師以外の人たちがやるべきことは何かを考えたほうが良いと思いました。結局、家庭の対応などをスクールソーシャルワーカー的な専門知識がないままやっても、なかなか先が見えてこなかった

りするわけです。これは、以前から問題になっています。

また、持ち帰りの仕事をしないとか、短く虚偽の申請をしないとか、わざわざ注意書きがありました。この働き方改革を始めた6、7年前は、土曜日に学校に来て、タイムカードを切らないでみんな黙々と仕事をしている。それは校長から「とにかく残業をするな」と言われていたけど、知らぬは校長ばかりなりみたいな状況だったわけですね。それが今、どうなっているかを把握していますか。土曜日なども出勤したらタイムカードを切っているかとか、どのように把握するのでしょうか。

学び推進課小澤学校教育政策監：学び推進課の小澤です。私の方で業務時間外勤務の管理をしています。

市内は校務支援システムの方に入力をしていただいているので、平日と土曜日がその入力ができるような形になっています。基本的には、先生方が土曜日に勤務したかどうか、そちらで、管理職の方は見ることができますので、実際意識的にはここ数年で大分、管理職も教職員も意識が高まりまして、そういった虚偽の報告とかはしていないと信じています。

市長：信じているね。校務支援システムを立ち上げると把握ができるということですかね。

学び推進課小澤学校教育政策監：学校によって違いますが、パソコン上でクリックする場合と、ICカードで登録する場合があります。

市長：まだそこは統一されてはいないの。

学び推進課小澤学校教育政策監：はい。

市長：うまくいっているならいいですが、場合によっては、とにかく時間の削減としか言わない校長がいると現場はプレッシャーを感じてしまうことがあったようだし、そこは若干の不安があります。

学び推進課小澤学校教育政策監：持ち帰りの把握に関しては、つくば市としては行ってはいませんが、県が抽出で市内の学校数校選んで調査をしていま

様式第1号

す。ただその結果はこちらを通さずに上がっていくので、実際に見ることはしてはおりません。

市長：僕が知る限り普通に行われている感じもしますが、実際どうですか。

学び推進課小澤学校教育政策監：持ち帰り業務の種類としては、個人情報に関するものは基本的に持ち出しをしないという意識は先生方、大分高まっています。例えば、授業準備などになるので、家庭で準備をされる先生、子育てをされている先生などは、依然として持ち帰っている可能性はあるとは思いますが、ただその把握までしておりません。

市長：これを見ると、授業準備の負担軽減を促進すべきなのはもちろんですが、前提として、授業準備は勤務時間内に終わらせるべきものに入るのではないのでしょうか。上記終了次第の中に授業準備が入っていますよね。本来は、授業準備は勤務時間内の業務ですよね。残業前提じゃないですよ。あとは、新しくできた主務教諭に対して、給料は誰が出すのでしょうか。

教育総務課武田係長：県費負担教職員になりますので、茨城県が給与を負担します。

市長：新規で別に雇えるわけではなく、誰かを指定するというだけで、要するに先生の仕事が増えるということですよ。別に国のお金で1人分追加してくれるとかでは無いということですよ。

教育総務課武田係長：加配の設定は今のところなさそうですね。

市長：結局、そのような役割の人を作れるということでしょうけど、今だって中間層含め、皆さんひたすら忙しいし、人が少ない中でどれぐらい増やせるのでしょうか。つくば市は、各学校に主務教諭を置けますか。

教育総務課武田係長：全学校には置けないと思います。

市長：こういうのを机上の空論って言うんですよ。そういうことばかり国は言いますが、人が足りない現状にその人たちにさらに仕事をやらせてどうするのかと思いますけどね。という部分が確認したかったことなので他にも何

様式第1号

か確認したいことがあればどうぞ。

森田教育長：今、市長が言ってくれたように国は物も金も出さないけど、やりましょうという方針です。

市長：何の意味もないですよ。それでは、事実確認はよろしいですか。では、特にここを議論して欲しいというところとはどこでしょうか。

教育総務課武田係長：ビジョンについてです。現状、時間外をゼロにするのは難しいことだと思います。ゼロにすることを目指すというよりかは、先生の余白の時間を生み出して、そこで何をやるかということの裁量権を先生方が持てるようになるということが一番、働きがいもワークエンゲージメントも上がるのかなと考えていて、その部分について教育委員会としてどういうビジョンを持って、何を大事にして進めれば良いかを、ここで確認しておきたいと思っています。

市長：武田さんが今、実務に関わっていて感じている一番の課題はどこでしょうか。

教育総務課武田係長：やはり、やることの種類と業務量が多くて、突発的にイレギュラーな業務がすごく入ってくることで、やろうとしていた業務がどんどん後ろに押されてしまって、先生たちに余裕が生まれません。余裕がないことでいろいろな生徒指導案件対応や保護者対応等も、なかなか時間をかけられず、いろんな問題に繋がっているかなと思います。かつ、教育大綱で目指すところである子供たちと向き合うところの部分に十分に時間をかける余裕がないのかなと思うので、学校が持続可能に働ける場所という認識や、教員として働くことが楽しいと思える方々が少なくなってしまうことはすごく懸念しています。先生にとって、子供たちと向き合う時間は一番幸せなものだと思うので、そのところをどう確保していくかが課題だと思います。

市長：どうしたらその時間を確保できると思いますか。

教育総務課武田係長：学校もかなり工夫して時間を捻出していますので、すで

にやっていたいでいるところだと思えますが、先生たちが「やらなきゃいけないことだからしょうがなくやっている」部分をもっと教育委員会で把握して、それはやらなくてもいいと言ってあげられることが増えれば、学校が「今までやってきたからやらなければならない」という考え方も変わるし、変える必要がある段階にきていると思えます。あとは、もっと抜本的に1日の時間割の考え方を見直して、市からそう言われたから皆でそういう考え方やりましょうと学校が変化していけるような仕組みづくりが必要かなと思えます。

市長：例えば、どんなことをやめたらいいと思えますか。例えば、教育委員会で何をやめちゃえと言ったらいいと思えますか。委員の皆様には後で聞きますから。やはり現場の感覚はあると思えますし、接していて、これはやめたほうがいいみたいなもの。

教育総務課武田係長：私は、保護者目線になってしまうのですが、個人的には式典の練習とか、行事のための反復練習みたいなところで、教育活動としての意義があった上でやること以外のことは、必要最低限でいいのではないかなと思うことはあります。あとは、お掃除の時間とか。

市長：はい、ありがとうございます。小澤先生は率直にどうですか。

学び推進課小澤学校教育政策監：はい、ありがとうございます。先ほど市長がお話ししていた専門的な知識がないのにソーシャルワーカー的なことを教員に求めるのは、やはり実際難しいです。そういった中で、保護者対応やクレーム対応に時間を割かれている先生方、それで疲弊してしまってお休みに入り、実質人が少なくなり、学校として、1人当たりの仕事量がどんどん増えていく実態が実際あります。やはり、学校としても精一杯頑張っているし、働き方改革は時数を減らすのではなく、自分たちが教員としてしっかり子供たちと向き合って授業をし、一緒に学ぶというのが一番の目的という視点が、ここ数年薄れてきている。実数のところに着目され過ぎている

様式第1号

ので、その意識をもう一度確認しなければいけないと感じている一方で、学校や行政だけが一生懸命やっても、保護者や地域が知らないと意味がない。保護者や地域の方に国の流れや学校への協力を促すようなメッセージを行政として、もう少し出せると良いかなと思います。学校側は言えないと思います。学校が言ってしまうと、働き方改革でしょと切られてしまうので、やはり国や県や市がこういった方向で今動いているということを保護者の方に伝え、理解していただけると先生方もすごく助かるのではないかなというのが私の個人的な気持ちです。

市長：保護者へのメッセージとは、こういったものですか。

学び推進課小澤学校教育政策監：今回、国の方からモデルが来ておまして、計画の雛形と文科省から「学校への過度な要求はやめましょう」や「電話も1時間以上の要求はやめましょう」など具体的なメッセージが書かれたA4くらいのペーパーが、見本で届いていたので、たしかに学校として保護者に出したりとかしたことはないなと思いました。

教育総務課武田係長：今、資料を表示しましたが、保護者の方向けリーフレットのこの部分ですね。「教職員とのよい関係づくり」について、メッセージが書いてあります。

市長：これはいつ出た。

教育総務課武田係長：令和7年9月末の指針と一緒に出しました。

市長：つくば市は伝えたか。

教育総務課武田係長：これは実施計画を公表するときと一緒に出そうと思っておりました。

市長：そういうのを3カ月に1回スクリレなどで送れば良いのではないですか。そういうことは国からこう言われていると言えはいいですよ。学校じゃなくて「国が周知するようにと言っていますので、皆様もご理解よろしく願います」みたいなことは、やるべきですよ。これがどれくらい効くかはわ

かりませんが、空気を作っていくことが大事でしょうしね。これらを踏まえて、皆さんから働き方改革はどこを目指すか。何のためにやるのか。前回の計画を作ったときもいろいろ議論してもらっているので、それから5年6年経って、少し社会の状況も変わってきているし、実際、先ほどの残業時間を見ると、結構減ってはいるのでしょから。これらが正しく申告されているという前提のもとで、一旦僕らは議論しなければいけないので、正しく申告されているという前提でいくと、効果は上がってはいると。特に月80時間の部分の減り方は、かなりだと思います。こんなに本当に減っているのかという感じはしますが。効果は上げているということだと思います。これから何を指していくかですよね。数字を追うばかりじゃなく、理念部分でどういうことを目指すか。改革して教員の志望が増えればいいのか、何をやっていくのかとか、その辺を含めて1人ずつ自由に話をしてもらい、教育局、市長部局でできることは何かなど、少し踏み込んで議論できればと思います。前提として今の市の働き方改革の計画はどうなっていますか。

教育総務課武田係長：そちらの計画は今第2期で大体3年ぐらいで見直しですが、第2期を作ったのが、令和3年度なので大分経っております。

市長：なるほど。ただ、それが単純更新でいいなら、わざわざ計画をつくり直すためにみんなで残業をする必要はないので、当時の中身が十分良いものであれば、別にそれでいいのかなと思いますが、計画自体はどうでしょうか。

教育総務課武田係長：現在の計画は教育局の中での取り組みだけにフォーカスをしてしまっているため、国の指針の示す、業務量管理や健康管理の目標設定等と、それを実現するために、教育局の中だけでなく学校現場の課題と負担軽減のために、学校でどんな措置を進めていくかという視点は、最低限必要かなと考えます。また、国、県では、先ほどの3分類をベースにして施策を進めているので、つくば市としても、単発の教育局の中でできるものではなく、3分類を基本に同じベースで考えるという意味で今の国の計画に揃える

様式第1号

方が管理しやすいと思います。

市長：働き方改革は教育委員会の議論で作ったのでしょうか。

教育総務課武田係長：教育局と学校の代表とでワーキングチームの中で作りました。

市長：細かい計画づくりは、総合教育会議にそぐわないので、もう少し大枠の議論になりますけど、そういうところまで反映されないと結局変わらないし、学校のマインドセットも含めてどうしていくか。この話はいつもの課題という感じはしますが。ということで、委員の皆さん、ご自由に今話を聞いて感じていることとか、課題感とか、提案とか、何でもいいので、和泉さんからお願いします。

和泉委員：はい。今までで一番捉えどころがないというか、自分の考えがまとまらないままに、今日を迎えています。というのは、改革を始めて8年目ですが、一人一人の幸せに尽きるというビジョンはぶれていないです。つくば市が大事にし、そこからどうするかの話ですが、なぜこんなにも自分の考えがまとまらないのかと思ったときに、実態把握が全然できてないことがまず1つ。過去のアンケートや調査結果、教員との懇談会の発言録を見直していましたが、今一度2026年になってどうなのかという実態把握をまずしたいなとすごく思いました。3、4年前に行った教員との懇談会の会議での先生たちからの発言とあまり変わってないかもしれないが、変わってないのであれば、これが課題だと明確に見えてくると思います。なので、まずは早急に実態把握をしたいと思いました。

市長：どんな実態把握ですか。

和泉委員：1つは質的な意味で、やはり先生たちに直接聞きたいです。例えば、「授業から戻ってくると市から書類がたくさん届いている」とか、「疲れ切ってファイリングもできない」とか、あとは、「雑談によってすごく自分が楽になった。雑談は大切。」とか、「他愛もない会話の価値を痛感した」とか、「声

をかけてくれる先生がたくさんいるので助かっている」とか、働き方に直結しなくてもいろんな要素が見えてくると改めて思ったので、私としては、先生の生の声を聞く質的な調査をしたいとすごく思いました。また、スライドの点線で囲まれた部分が実は省いてはいけない最も時間を割かなければいけないものではないかなと思いました。これを勤務時間内でも優先してやれるような仕組みを考えなければいけないと思いました。この前、お聞きしたときに、何度でも改定していいならば、とりあえずこういう枠組みを作って、引き続き、不登校支援のように、継続的な会議をすることを提案したいと思いました。

市長：実態をしっかりと把握しないとなかなか打ち手がでないし、見えづらいということですかね。

和泉委員：私の実感はそうですね。

市長：僕もよく分からなかったのですが、時間外に、子供と向き合う時間とざっくり書かれていて、どう解釈したらいいですか。

教育総務課武田係長：例示で書いてしまったのですが、子供に向き合う時間も先生方が自分に余裕のない何か他の業務に押されずに、自分の担任している子供たちのこれからの成長のことや学習状況のこと、この子に明日どのように向きあおうなどと考える時間として書きました。

市長：子供に向き合う時間というのは物理的に向き合う時間ということではなく、子どものことを考える時間ということですか。

教育総務課武田係長：はい。精神的に向き合う時間です。

市長：でも、それはどう考えても時間外ではないよね。それはまさに中に入っているべき時間ですよ。時間外にやるのはそもそもどうでしょう。授業研究も時間外なのかという気もしますが、文科省はそういった例示をしているということですかね。

教育総務課武田係長：これは文科省の例示ではなく、生み出された余白の時間

をどう使うかというところだったので、勤務時間内にそれができたらすごく素晴らしいですが、学校はやることが多く、初任の先生は本当に授業準備にかなりの時間を費やしていると思うので、それが必ずしも時間内に収まらないと思います。時間外を毎日やるのが前提では疲弊してしまうので、今日はみんなに残って1回話そうとか、今日は残っているけど明日は自分の用事があるから普通に定時に帰りますというような自分の必要に応じてやりたいことをやりたいようにできる時間とするイメージです。

市長：要するに根本的に先生の仕事が多いということですね。ありがとうございました。

和泉委員：発言してよろしいですか。時間として、これだけ効果が減ったという数値がありましたが、改革が進んだ度合いをこの時間だけで計っていいものかという疑問がすごくあります。たとえ勤務時間が短くなっていなくても先生たちのやりがいとか、教員をやっているよかったという気持ちが、もしかしたら増えているかもしれないし、その部分をどのように図ったらいいかもすごく気になっています。やみくもに早く帰りなさいと言うことも1つのやり方ではあるけれども、現場の先生たちの気持ちを知りたいとすごく思いました。

市長：それについて言うと、今 Hatch Edu で去年と今年のアンケートの調査をまとめてもらっているんで、それが学校の先生たちの目線でも指標になり得るかなと思います。

森田教育長：ここはすごく大事なことで幸せな学校づくりアンケートの「今、学校楽しいですか」とか、「やりがいがありますか」という数値を高めていくのが本質だろうと思っています。ただ文科省は、1ヶ月の時間外は30時間に抑えるという数値を示しているんで、それは目指さなければいけない縛りもあります。だから、先生方一人一人にとって「僕は45時間やってもすごくやりがいがあって幸せ」というのが通用しない。そういう捉えになってしまう

様式第1号

ています。数値が示されている部分が辛いところです。

和泉委員：それは必ず守らないといけないのでしょうか。目標として30時間だけど、タイムカードで厳密に管理するわけではないですし、目安はこうだという扱いでは難しいのでしょうか。

森田教育長：県は調査して30時間を超えている先生を特定してくると思います。今も80時間はピックアップして県も面接を行っていますので、将来30時間という数字はかなり重きを置かれるのではないかと心配しています。

倉田委員：私の元教員としての思いですが、学校で一番負担になっているのは、保護者対応と生徒指導だと思います。保護者対応も普通の対応だったら問題はないです。度が過ぎた言動を起こすようなクレーマーは、ものすごく負担になっている。これが教師の中で一番辛い。それは時間関係なく、夜中の1時、2時に電話来たりして対応せざるを得ないですよね。ひどい場合は、対応しきれず自殺する方もいる。それだけものすごいストレスになります。あと生徒指導や問題行動等もある程度対応できるものはあるけど、限度があって、対教師暴力まで行くなど極端な対応には本当に苦慮します。教員としては、一番のストレスになって辛いと思う原因です。これらがなければいいなと思います。あとは、過度な雑用も要因の一つです。私が教員だった頃、学校の管理や整備をやっており、土日にトラクターでグラウンドを整備したり、草刈などもやっていました。私はあまり負担には感じませんでした。

私は、教員として子供たちと行う活動は時間外も関係なく、やりがいがあると思っています。なので、教員は少しも負担に感じていないと思います。例えば、子供たちが学級会で「空き缶拾いやりましょう」と生徒たちで決めて、「1ヶ月間、日曜日は必ずやりましょう」とやりました。それも時間外ですが、そういうものは一つも苦になりませんでした。子供たちとの活動は休みであろうとも、教員として苦痛に思ったことは一つもありませんでした。子供と一緒に情報交換もできるし、そういう人間関係づくりに結びつくような

ものは、絶対に時間外でもプラスになると思います。

教員が負担に感じないためには、組織の中で認められる存在であるということが必要だと思います。チーム学校とよく言われますが、そういうものが成立する学校であるべきです。それは管理職の問題もありますが、先生の能力発揮や開発などができる環境にある学校が一番望ましいと思います。自分が成長できる環境が学校にあれば、教師も負担にならないと思います。みんなで取り組むとか協力し合える人間関係づくりができているところは、案外うまくいっているし、先生方も、お互い理解して進めるような気がします。だから、時間で解決する問題ではないのかなと正直思っています。

先ほどもありました授業準備を時間内で処理できるかどうかについて、私はできないと思います。教員の場合にはきりがありません。もっと良くしてこうしたいと思えば、自分で家に帰ったとしてもやります。これはしょうがない。でもそれは負担には感じてないですね。あと、主任教諭ですが、教諭が機能するかどうかは学校によると思います。なので、組織のあり方が問題になってくると思います。そういう制度を設けても意味がない。私は学校がそれらを機能できるような組織体制であれば生かされると思います。

市長：本当にその通りだと思います。やはり保護者のクレームは、とにかくどなたに話を聞いても共通する最大の要因ですね。

倉田委員：なので、可能であれば対応部署を設置するようなことも必要かなと思います。あまりにも過度な場合は、学校だけで対応できないので、それを請負うなど行政でできる部分もあるかと思っています。

森田教育長：市町村によっては、そのような過度な要求はカスハラに当たると条例を作っている市町村も出てきていますよね。それが必要かどうかというのは私も今非常に悩んでおります。先ほど言ったように保護者の協力がなくてうまくいかない部分もあるので、何らかを保護者に示す必要はありますが、条例まで必要かは難しいところです。

市長：少し調べると寝屋川市などは、監察課という部署を作っているようです。また、保護者からの要望やクレームなどは、学校でなく教育委員会の学校対応サポート課という部署が対応し、構成員には元警察官やケースワーカーが在籍して、5時以降の電話はすべてこの課に転送されるそうです。理不尽な要求があった場合は、弁護士資格を持つ関係者などの監察課が法的対応を含めて引き取っている。どのような効果が出ているかわからないですが、これぐらい強い対応をしないといけない。普通の保護者の対応や子供の相談とかはいいですが、過度な要求になるようなときに、学校では全くさばききれないことがあるので、そこを弁護士や警察OBがきちっと対応してくれるというのは大事なこともかもしれませんね。ただ、初動で間違うとエスカレートしてしまうので、その辺りに難しさがありますよね。では、坂口さんお願いします。

坂口委員：私もビジョンというところでは教育大綱の一人一人の幸せに尽きるとすごく思います。子供たちのためというのは、まず先生方の心の健康であり、それをこの計画に落とし込むにはどうしたらよいかと考えて、皆さんの話を聞きながら思ったことは、先ほどの30時間以内の数字について、はみ出した残業は、やりたい残業なのか、やらざるをえない残業なのか、という分け方だと、少し見え方が違ってくるのではと感じました。教育や子供のことを思うと、ずっと頭で考えてしまう。それが、やりがいと思う先生はたくさんいると思うので、時間で止めるというのも少し違うかなと思う一方で、今は仕事として区切ってプライベートをしっかりと充実させることで、心を保てる方もいると思うので、はみ出した時間をどう調べるか。アンケートなどを取るときにそこを細かく分けられたら、また少し見えてくるかなと思いました。それと先ほどの保護者の過度な要求の対応は学校では難しいので他の機関にという話ですが、日々の保護者対応も積もり積もればすごい時間になると思います。それが全て嫌なものでもないなので、対応したいと思いますし、その保

護者とのやりとりの中で子供が見えてくることもあるし、逆に子供を通して保護者と関わりたいという気持ちの方もいるかなと思います。また、保護者の学校の先生に対する考え方が、大分変わっており、昔のアニメとかで学校で怒られたら「先生が言ってんだからそうに決まっている、お前が悪い、拳骨」みたいなのがその時代に象徴されるように、すべて学校にお任せしていたものが、多様化してきて「事実はどうですか、違いますか」などというやりとりを学校とするようになった。教育に興味を持ってきたというか、保護者が学校に対して求めるものは間違いなく変わってきていると思います。

私がこの教育委員会に関わるようになってすごく思ったことは、こんなにまで変えようとたくさん話し合っているのかと思いました。保護者として過ごしている時は、全然感じませんでした。学校や子供、他の保護者から聞くものなど、何か不満ばかり聞こえてきておりましたが、「じゃあこうなったらいいのにね」という会話を保護者同士でしているけど、実はそういったことを一生懸命考えていること自体も保護者は知らないということは、ここに来て感じたことです。なので、どんどん先ほど言っていた文書などを保護者に伝えることも必要だし、子供たちの育ちを学校だけにお任せするのではなく、保護者も一緒になって子供たちを見守るような方法をしない限り、保護者からの一方的な相談や要求は減らないと思います。学校はどんどん子どもを勉強させる場所として分業化してきている感じがします。教育や子供の育ちは、仕事やサービスとして分けるものではないと思うので、保護者や地域の大人を巻き込む方法を考えないと、働き方改革を考える上で一番時間が割かれているところに結びつかないのではないかと思います。

市長：教育大綱の浸透の議論でもあった通り、全然保護者に伝わってないことが大きなテーマだし、今坂口さんが言っていた、教育委員になるまでわからなかったというのは、他の市民会議などでもあって、「市は全然やっていないと思ったらこんなにいろいろやっていて驚きました」みたいなことは言われ

様式第1号

ます。ただ、市の委員になる人は、全住民の0.0何%みたいな世界でしょうから、そこには頼れない。別の方法を考えなくてはいけない。そういう意味では、保護者に対する発信の仕方や巻き込み方を、今までと同じにはしてはいけないと思います。なにかしら発信を強化していかなければいけないと思います。

坂口委員：補足になります。発信方法ですが、先ほどの国からの過度な要求をやめてくださいという表現の場合に「じゃあ私のこのわだかまりはどうしたらいいんだ」という思いがどこかで溜まると思います。なので、そこを救う方法を同時に考えないと一方的に先生の働き方ばかりで、すっきりしない気持ちになるのではないかなと思うので、一緒に考えられる全体的な仕組みが必要ではないかなと感じています。

和泉委員：今の話と関連することがありまして、昨日の振興基本計画会議では、パブリックコメントと小中学生を対象にしたアンケートを審議しながら、案について考え検討するという回でした。今回、パブリックコメントが、27件から128件に上がっていました。私も保護者の思いはたくさんあると感じました。つまり、伝えたい人たちはいるということです。そこをなかなか行政が拾えてないのではないかという思いがとてもあります。なので、保護者に伝わらないと同時に、私たちも保護者の思いを少し受けとめられていないのではないかという気持ちがあり、民意の反映をするのが教育委員の一番大事な務めなので、まずは平場でも出張教育委員会をやるのが一番いいのではないかと思いました。先ほど先生からとにかく聞かせて欲しいとありましたけど、教育についての保護者や市民の思いを聞かせてもらう制度や機会はとても大事だと考えています。

市長：なるほど、教育委員によるタウンミーティングですね。

和泉委員：そうですね。でも、それは教育委員が答える場ではなく、一緒に考えるための手がかりとしてまずどういう思いを抱いているかとか、どういうも

のを望んでいるかというのを対話する機会が鍵ではないかと思います。

森田教育長：大事だと思います。ただ、そのタウンミーティングやアンケートは、その人が書いた意見ですよね。例えば1000人いて、999人が別の考えでも、1人がそう言ったらその1人の考え方で全てを変えていいのかという部分の難しさはいつも感じています。1人の意見を言って終わりではなく、それに対して参加者全員で議論するところまでやらないと意味はないといつも思っています。ただ、坂口さんからあったように保護者の方々によくわかってもらうために認識合わせやみんなの共通理解を図る作業は非常に必要だろうと思います。先ほど委員になって初めてわかったと、新しく市議会議員になられた方も「いつも疑問に思っていたけど、教育委員会はそういうこともしっかりやっていたんですね」と、「初めて知りました」と言われたこともあるので、発信は大事だし、足りていないと感じる部分でもあります。そこは働き方改革を進める上でやらなければならないと思っています。過度な要求について、カスハラ条例を見ると1時間行ったらカスハラなどと書いてありますが、先生たちが負担なのは時間以上に内容です。例えば、いじめがあったら「相手の子供を登校させるな」と言う保護者もいますが、教育の現場で登校させないなんてことはあり得ないし、「すぐ担任を変えろ、或いは先生を処分しろ」という話にもなるし、非常に内容的にもプレッシャーがかかる要求が多いです。それはやめてほしいということを非常に示しづらいと思っています。それが、カスハラ条例のようなものを作ることに迷っている点です。また、時間の生み出しとありますが、学び推進課と一緒に考えたのは、来年度、授業すべき時間を少なくし、最低限度にする方向でと考えています。文科省では1,015時間確保しろと年間と言われていますが、実際に35週で考えると、確か1,015時間ですが、実際は学校自体39週とか40週あります。であれば、5時間の日をもっと増やしてもクリアできるとか、40分で授業をやっても35週よりも長い期間あると考えればできるとか、そのように時間をうま

く使う方法を学校とともに考えています。そして、余白の時間をどうにか作り出すという作業を考えているのが2つ目です。それから、3つ目として私が思っているのは、何となく無駄なままやっていることが学校には結構あるのではないかなと思っています。それをきちっと整理して誰がやる、どうやる、というのをもう少し整理すれば、時間が短くて済むようなものもあるのではないかなと思います。それから今も出勤簿とか、紙での出張報告とか、県の形でやるしかないが、変えられるもの、変えたいものはないかと、先生たちで洗い出すと意外と出てきています。それを県にも要望して、何とか変えてもらうという作業も必要です。本気でそれらを変えないと、無駄な時間は減らないと考えています。

市長：そうですね。僕らもこの議論をしにくいのは、すべての事業を知らないもので、分かれば事業仕分けじゃないですが、例えば、こういったものはやめようと言えるのですが、分からないので、目に入ってくる卒業式の練習のようなものがすごく気になってしまいます。他にも卒業式の練習に類似するものはあるのではという気もしますが、現場を知っている皆さんにしか見えないところだし、教育長も言ったように、去年もやっているからと惰性でやっているものもあると思います。働き方改革をやるのであれば、全部1回書き出して、行政部局のようにバサッとやめてしまうこともできるのかなと思いますが、あまりこちらで強引にやっても良くないと思いますので。でも、留守番電話とかは最初はすごくみんな心配していました。だから、クレームが来たら市長のせいにしてくれと言って、実際僕のところに何件かクレームが来ました。でも、そうやって全体で強引にやらなければいけないものもあるとは思いますが、学校の判断に任せると、学校は安全側に振る節があるので、保護者のクレームなどは、市側で預かるというのは、必要かなと思いますけどね。

和泉委員：森田教育長が話していた先生方に、漫然とやっている業務やどういふことを変えたいかを聞くことは必要だと思います。この働き方改革の主体

は先生たちのはずなのに、行政主導になっていないかという気づきがあって、30時間に収めることとあるが、それって本来先生の幸せのためなのに、30時間に収めるために、これをやめなさいという姿勢ではないと思いました。なので、先生方にまずどういう改革をしたいかを事細かく聞いて、拾い上げる作業がいいなとお聞きして思いました。

森田教育長：先生たちは認識合わせと言いましたけど、非常に働き方改革の捉え方がバラバラだなと感じます。私たちは子供たちのためにできることをやるために、無駄な時間を減らすと提案しているのですが、先生たちの中には楽になればいいという人もいれば、先ほどの倉田先生のようにどうして時間に縛られなければいけないのかという先生もいるので、働き方改革はどういうことを考えて、何をやろうとしているかを考えないと駄目だなと思います。中には、「働き方改革なのにこんな研修やるんですか」みたいな話になるときもありますし、「これは時間が無駄ですからやめましょう」と言われるが、今は大変だけど、これをやった方が将来は楽になると考えられることもあるわけです。本当の働きがい、本当の子供たちのためにという部分でどう働けばいいかというのを私たちも一緒に考えなければいけないなと考えています。

市長：市役所でも僕も就任当初に、窓口の若手職員に「どんな業務が改善できそうですか」と話をしたら、「忙しすぎて業務改善のことを考える余裕なんてありません」と言われて、これは大変だなと思って、窓口の自動化をしたり、時間を短くして、物理的に時間を作らなければいけないと思いました。だから、多分何段階かあると思っています。例えば、一律でこれは無駄だからやめてしまえということをし少し乱暴でも行って、一定の時間は確保して、その時間ができて初めて、先生の聞き取りとかもできるだろうし、みんなで一緒に考える会などもできるかもしれないけど、今こうやって日々に忙殺されている中で、働き方について考えませんかと言っても、また仕事を増やすのかと

言われてしまいそうな感じもしますね。

和泉委員：働き方改革という言葉に少し疲れてしまったという気がしています。

これって言い換えると、楽しい学校づくりですね。単純に言いかえて、楽しい学校を作るにはどうしたらいいですかと各学校にどんどんやってもらうようなアプローチの仕方を変えるというのも、意外と単純そうで本質になるかなと思ったりします。

市長：幸せな学校づくりアンケートですからね。それに基づいて考えようみたいなアプローチはありますよね。せつかなので、副教育長もぜひ、学校を回られて感じていることとか今の議論を踏まえてご自由にどうぞ。

柳下副教育長：ありがとうございます。先ほどの話を聞いて、この働き方改革は時間ではないと皆さん仰っておりますが、実際に今年 Hatch Edu さんのお力を借りて幸せな学校づくりに向けたアンケート調査を引き続き行い、昨年度との経年変化が見られるので、今年は大変貴重なデータの結果になると思います。その中に教員アンケートがあり、その教員アンケートの項目も働きがいや働きやすさ、専門員としての環境がどうなっているかという項目に分けて、教員に質問をしています。その結果、今年は昨年よりもどうなったかに私は着目しました。昨年度から先生方に呼びかけていることで変わっているのは、時間外を45時間超えないようにすることを徹底して先生たちにお願いしました。その結果は、昨年度と働きがいや働きやすさの項目において差がありませんでした。ということは、時間については先生たち自身意識をして早く帰るという機運が高まっているので、小学校においては、遅くまで残っている人はいません。ただ、中学校においては部活動が地域に完全に移行してないため、部活に費やす時間があつて、少し遅くなってしまいます。それでも意識して早く帰ろうとする雰囲気の中で、最も肯定的な回答割合が改善したかというところ、ほぼ同じ水準か、中にはマイナスになっている項目がある結果となりました。やはり、短絡的に時間を減らすことで働きがいや働きやす

様式第 1 号

さが高まっていくものではないということが、この結果から分かります。加えて、他市町村からつくば市にやってきて、働いていた職場と比較したときに前の職場が早く帰れる職場だった方は、こちらでの退勤が少しでも遅くなると、それだけで全く早く帰れない職場だとなります。あと、これは早く帰れる退勤時刻だけではなく、朝の時間についても同様で、特にお子さんを持つ職員などは、早く学校に行きたくても来られないわけです。しかし、学校には児童が到着するので、朝も始業時間に合わせてではなく、始業時間よりも何十分も前に到着しておこうというような雰囲気のある学校があると、朝の時間も早く来ざるをえない。そういう状況が生まれます。だから退勤時刻だけでなく、朝の時間をどうするかも大きな問題です。私も教諭だったので、思い切って保護者に朝の時間は早く来られないことを説明したことがあります。保護者に向けた総会などで立場のある先生が、今までは 30 分以上前に学校に到着するのが当たり前のような職場になっていたけども、これからは、子供たちが来る時間と同じか、準備があるのでそれよりも 15 分ぐらい前に到着していればいいというようなことを全部の先生たちには伝えていると。だから、極端に早く学校に来て、門が閉まっているなどの訴えはなくしてほしいと保護者に説明しました。きちっと説明すれば、保護者にはしっかり伝わりますので伝えることは大切です。今までは、学校に要求して当たり前のような状況が生まれていたのかなと思います。みんなが楽しい学校づくりを目指せるように子供を教える先生たちが、楽しいと思える学校でないと良い教育にはならないというのが私の考えです。子供たちのためだと思いますが、それ以前に先生たちにとっても幸せな職場であって欲しい。ましてや教員、職員が、健康を損ねてまでも、朝早く無理したり、具合が悪いのに子供のためだと言って、遅くまで仕事をしてなければならないような状況は、作らないようにすることがとても大事だと思います。そのためにも、時間はあくまでも目安ですが、健康を損ねてしまう睡眠時間に働くことは避けるべきです。そう考え

ると、健康で働けるためにはこれだけの睡眠時間が必要だと考えたら、わかってくると思うし、それをみんなで理解することが必要です。そのためにも保護者目線での説明はもちろん必要になると思いますが、それが今までは足りなさすぎたかなと思います。働き方改革の大きな課題はたくさんありますが、私としては子供たちによりよい教育を届けるためにも、まず先生たちが健康であって欲しい。そのための改革でもあるということをお忘れしないでいただきたいと思いました。

市長：はい、ありがとうございます。根本さんどうぞ。

根本副教育長：働き方改革を学校で説明するときには、とにかく時間でなくて成果と伝えています。時間単位から成果単位というのが働き方改革の趣旨ということをお国も言っており、学校の中でそれを当てはめようとしたときに、勤務時間の中でやれるキャパをオーバーしている。極端なことを言うところの状況でこれを削るとするのは、不可能ではないかなと思っています。一番は先生の人員を増やすのと学校で教える授業内容を削ること。9時に学校に行き、3時に子供が帰るようになれば、先生方は8時10分に出勤して、4時40分に帰れると思います。現状は、8時前に子供が登校して、4時過ぎに帰っていて、その中で行事の一部を削ったりしても、はっきり言って何の意味もありません。ましてやその30時間だけが独り歩きして、学習内容とか指導する内容や学校行事がどんどん削られて、最終的にその成果という子供たちの成長の部分が、おろそかになって終わるのが見えてきてしまう。今、幸せな学校づくりアンケートで、良い結果の学校に行くと比較的、行事をやっています。子供たちが主体的に動いている。それは満足度が高い。結局、手をかける分だけ満足度も上がる。逆に削ると、先生たちの働き方改革だと言われて終わってしまうところもあるので、この問題をやっていくのは本当に難しいなと思います。また、土曜日に家で仕事を行う人は時間外がつかなくて、学校に来てチェックすると時間外になる。これも少し変な話だし、もともと時間外

というのは、管理職の承認のもと行うべきものなので、こっそり来てやっているのを時間外としていいのかどうかというのも思います。そうすると責任問題の部分も出てきたりと、いろいろなところに課題が山積していると思っています。やはり先生方のスキルを上げていくこと。働く時間の中でやれることを増やしていくことが、実は一番大事ではないかなと思っています。それから、先ほど出た保護者対応についても、保護者が相談できる体制でなくなる部分も少し心配していて、これはクレームと捉えてしまわれるのではないかと相談できず、事が悪くなっていく部分もあるので、どこまでがクレームでどこまでが相談なのかという線引きは、本当に難しいと思っています。どうやって基準を作っていくべきかが難しい。実際に学校の対応がまずくて、保護者が相談してくる場合と学校の対応は精一杯行っているのに保護者が納得しない場合と何をどうしたらいいのか。まずは授業内容を減らしてやるのが一番いいと思います。義務教育学校の時間外が減っている要因は、おそらく高学年などは教科担任制をやっていて、1人の先生が教える教科は大分減っています。5年生、6年生の先生が、国語と社会と学活のように2教科、3教科しか授業を教えない。そのようにして割り振ると、教材研究大分減ります。そういった工夫をどんどんやっている部分に成果が出ていると思っていますので、やれることをとにかくやっていくことと、国に対して教える内容や先生方の人員という部分は、教育委員会だけでなく、いろんな一般の人からも声を上げていただけるといいかなと思います。

市長：結局、去年ぐらいに国もカリキュラムは減らさないという方針になりましたよね。国に期待できることとできないことは、切り分けたほうがいいかなと思いますけどね。誤解のないように言っておくと、僕は行事が悪いとは全然言っていないで、行事はとても良いとは思っています。行事をやるために、過度な、特に儀式的なものに練習をすることに懐疑的なだけです。ということで、何の結論も出ませんでしたけど、何か少しは役に立ちましたか。

様式第1号

教育総務課武田係長：大変勉強になりました。ありがとうございました。皆様が認識として共通してお持ちだったのが、働き方改革については、時間外在校等時間の数字だけではなく、その時間の中身がどう変わったのかの部分が大変なことだと思います。そこを把握するための数値やデータが現在不足している状態なので、もう少し実態を把握できるような、足がかりとなる調査を、幸せな学校づくりアンケートの内容を膨らませるなど、学校に負担がかかりすぎないようにしながら行って、もう少し教育委員会としても学校現場の姿をよく見ていきたいと思っています。和泉委員さんからもありましたが、こちらの実態把握が十分でない部分も課題だなと思いました。来年度もさらに取り組みや進捗報告をしていく中で、皆様に議論していただく機会がありますので、データや現場の先生の姿というのを積み重ねていきたいなと思いました。

市長：ありがとうございます。小澤先生はどうですか。

学び推進課小澤学校教育政策監：ありがとうございます。先ほどのお話の中で、認識合わせが大切と話が出てきていたのですごく参考になったのと、やはり行政として特に学び推進課としては、実態を把握する最初の窓口になりますので、学校への伴走支援や管理職の先生方、課長や副教育長先生や局長先生とかの学校への伴走支援で、校長先生や教頭先生方へのマネジメント支援とか、好事例の横展開が最近足りていなかったとか、少し自分の中でも何かできることがあるのではないかと考えさせられました。ありがとうございました。

市長：今日の議事録は、AIに読ませて、AIに計画に向けた提案を出させるといいと思います。みんなが自由に喋ったので、これをまとめるだけでも時間がかかると思います。こういうときこそAIを最大限使ってもらって、無駄な時間は作らずに必要なところに時間を使ったほうがいいと思います。それで、対話の時間とかに充てられたらいいのかなと思いました。

様式第1号

では、ちょうど時間になりましたので、終わる話ではないですが、みんなで取り組みつつ、教育委員会で不登校問題と同じように継続的に議論するアプローチもあるでしょうし、教育委員会として対話会をやるということもあるでしょうし、引き続きよろしく申し上げます。今日は、ありがとうございました。

事務局（教育総務課）：皆様ありがとうございました。和泉委員からもありましたけれども、先生方から直接意見を聞く場とか、重ねて議論をしていく機会を設けるなどこちらも取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。次回は2月の25日を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度(2025年度)第6回つくば市総合教育会議次第

日時：令和8年(2026年)1月27日(火)

午後2時00分から午後4時00分まで

場所：本庁舎5階 庁議室

1 開会

2 議題

教職員の働き方改革について

3 閉会

事務局：教育局教育総務課

つくば市総合教育会議 構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	五十嵐 立青
教 育 長	森田 充
教育委員会委員	倉田 廣之
教育委員会委員	手打 明敏
教育委員会委員	和泉 なおこ
教育委員会委員	坂口 まり

令和7年度
第6回総合教育会議

教職員の働き方改革について

令和8年1月27日





1 市のこれまでの取組について

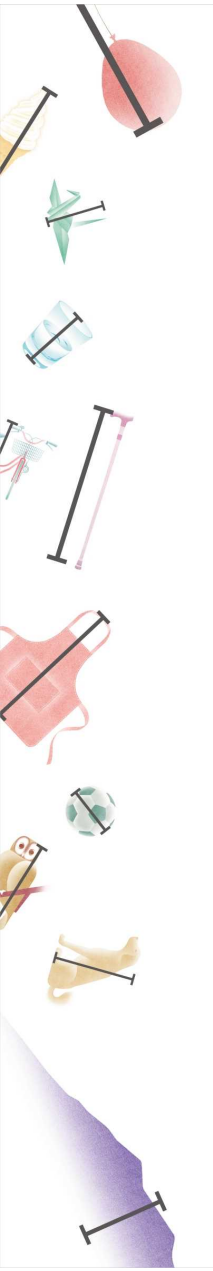
- 1-1 教職員の働き方改革におけるこれまでの市の取組
(つくば市教員の働き方改革に関する実行計画)

2 国の方針の共有について

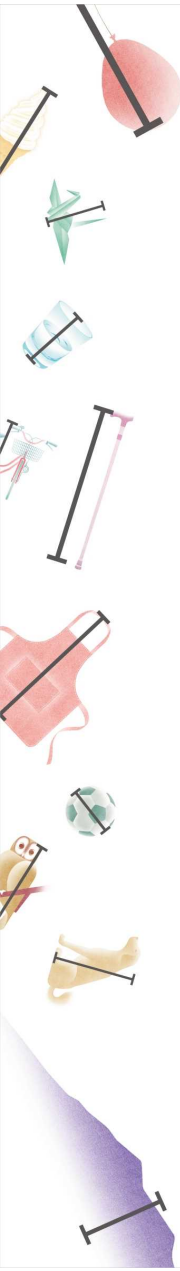
- 2-1 国の動向 (教職員の働き方改革が求められる背景)
- 2-2 国の方針 (改正給特法の概要)
- 2-3 国の方針 (改正給特法に係る文部科学省の指針の概要)
- 2-4 指針に定められた「業務量管理・健康確保措置」の内容と現状

3 市における教職員の働き方改革の取組の現状と課題、今後の予定について

- 3-1 教職員の働き方改革についての基本的考え方
- 3-2 教職員の時間外在校等時間における本市の現状と課題
- 3-3 令和8年度以降の教職員の働き方改革に関する計画 (予定)



1 市のこれまでの取組について



市のこれまでの取組について

◆教員の働き方改革に関する実行計画（令和元年12月23日策定）

基本方針

1. 迅速性と計画性を持ち合わせた改革
2. 地域がともに学校を支える
3. こどもたちのための働き方改革

施策

1. 業務に集中できる学校環境整備
2. 教員の業務適正化
3. 学校における組織体制・マネジメント改善

◆第2期教員の働き方改革に関する実行計画（令和4年3月31日策定）

第1期の取組を継続しつつ、以下の2点に重点的に取り組む。

重点施策

1. 「教える」という教員本来の業務に専念するための環境整備
2. 地域と連携した部活動改革による働き方改革の推進

教職員の働き方改革におけるこれまでの市の取組（抜粋）

(1)留守応答機能の導入【1期】

・放課後校舎の留守応答装置の全校導入（R1年7月～）

(2)校務支援システム・健康観察アプリの導入【1期】

以下の業務をシステムにより一元管理（R2年度～）

- ・教職員出退勤管理
- ・児童生徒の出欠記録
- ・出席簿、健康観察簿、指導要録、通知表のデータ管理・データ連携
- ・学習評価や成績処理
- ・進路資料の一元管理

(3)学校への文書配送【1期】

学校・教育局間の学校文書配送を開始（H30年11月～）

(4)学校グランドデザインへの反映【1期】

・市内全学校の重点目標、経営方針、グランドデザイン等に働き方改革の内容を盛り込む。（令和元年度～）

(5)部活動地域展開【1期・2期】

部活動地域展開に向けて以下の取組を実施

- ・部活動指導員を各学校に配置（R1年度～）
- ・部活動運営方針の策定（R2年度）及び見直し（R5年度）
- ・部活動地域展開へ向け、「つくば市立学校の学校職員による地域文化・スポーツ団体指導者の兼職に関するガイドライン」の策定（R4年度～）
- ・部活動コーディネーターを配置（R5年度～）
- ・各地域の実情に合わせた部活動地域展開の実施（R5年度～）
- ・部活動地域展開の円滑な推進へ向けた市独自のスポーツ大会の実施（R6年度）

(6)学校徴収金公会計化・ネットバンキングの導入【1期・2期】

- ・就学援助費及び特別支援教育就学奨励費、学校給食費の保護者から市への直接振込、災害共済給付金の市から保護者への直接振り込みを実施（R3年度～）
- ・学校でのネットバンキング導入を学校運営支援補助金により補助（R4年度～）

(7)学校への人材配置【1期・2期】

教職員の負担軽減のため、以下の人材を学校に配置

- ・特別支援教育支援員の配置・増員
- ・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの市費による配置
- ・ICT支援員の配置・増員
- ・学校サポーターの配置
- ・市費負担非常勤講師の配置・増員 ほか

(8)コミュニティ・スクールとの連携【2期】

・地域の見守り、防犯、防災、美化作業、行事、キャリア教育等の場面で、コミュニティ・スクールとの連携事業を各地域ごとに実施

(9)学校への配布依頼のあったチラシ等のWeb掲載【2期】

・学校への配布依頼のあったチラシ等を教育委員会においてWeb掲載し、学校から紙媒体で配布する作業を削減（R6年度～）

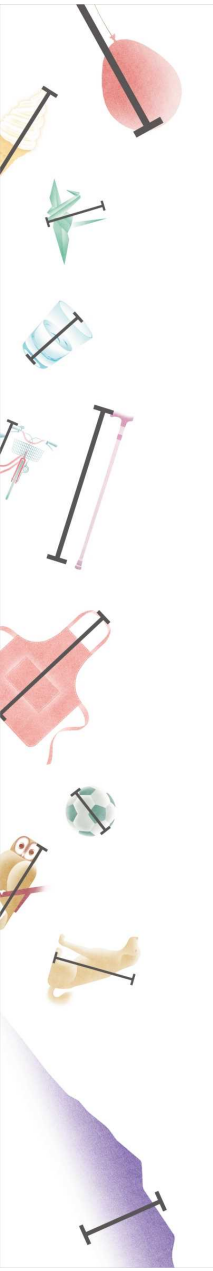
教職員の働き方改革におけるこれまでの市の取組（抜粋）

■時間外在校等時間の削減に効果があったと考えられる実行計画における取組の例

	取組	【参考】年間の削減時間の目安（担当1人当たり）	
第1期	校務支援システムの導入	名簿、出欠、成績、指導要録、保健関係処理の電子化、システム化	89時間/年*
	健康観察アプリの導入	欠席連絡・検温報告のWebアンケート化	33.3時間/年*
	全校の電話に留守応答機能を搭載	留守番電話・音声ガイダンスの導入	66.7時間/年**
	学校文書配送・配布	市役所往復時間平均40分×月3回×12月	24時間/年
第2期	学校宛チラシのWeb掲載	学級通信などのオンライン配布 週30分×年43週	21.5時間/年**
	学校徴収金のキャッシュレス化に向けたインターネットバンキング導入	インターネットバンキングを導入	37.5時間/年**
	学校サポーターの配置	週15時間×48週×平均2人	1校当たり 1,440時間/年

*校務支援システムの効果検証「校務の情報化による時間削減と業務改善に関するアンケート調査報告書（平成28年3月）」

**「全国の学校における働き方改革事例集」（文部科学省令和5年3月改訂版）で示された参考値



2 国の方針の共有について

国の動向（教職員の働き方改革が求められる背景）

- 平成29年4月 教員勤務実態調査速報値の公表⇒教師の厳しい勤務実態が明らかに
- 平成31年1月 中央教育審議会 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）
⇒「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省策定）
- 令和元年12月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正
⇒「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の「指針」への格上げ（令和2年4月1日施行）
「学校と教師の業務の3分類」
- 令和6年8月 中央教育審議会 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）
⇒教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性
- 令和7年6月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正
⇒学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇改善、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表の義務付け、「学校と教師の業務の3分類」のアップデート
- 令和7年9月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の改正⇒サービス監督教育委員会が講ずべき措置、業務量管理・健康確保措置実施計画のひな形公表

国の動向（教職員の働き方改革が求められる背景）

学校と教師の業務の3分類

別添4

文科省資料

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



国の方針（改正給特法の概要）

➤ 学校における働き方改革の一層の推進（令和8年4月1日施行）

- ・教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、**教職員の業務量管理・健康確保措置を実施するための計画**（以下、「実施計画」という）の策定・公表、実施計画の実施状況の公表、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置が、実施計画に適合するものとなることを義務付ける。
- ・学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

➤ 組織的な学校運営及び指導の促進（令和8年4月1日施行）

- ・新たに「主務教諭」を置くことができる。

➤ 教員の処遇改善（令和8年1月1日施行）

- ・教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。
- ・学級担任への加算を想定した義務教育等教員特別手当の支給

国の方針（改正給特法に係る文部科学省の改正指針の主な概要）

◆文科省指針で定める時間外在校等時間の上限時間

※労働基準法上の上限時間（厚生労働省）に準拠

◎原則

月45時間・年360時間以内

◎臨時的な特別の事情がある場合

月100時間未満・年720時間以内・月45時間を超える月が年6月まで・複数月平均80時間以内

◆文科省指針で定める業務量管理・健康確保措置の実施により達成する目標

◎時間外在校等時間を指標とした目標

- ・月45時間以下の教育職員の割合 100%
- ・年間の月あたりの平均時間 30時間程度（令和11年度までに達成）
- ・年間の時間外在校等時間 360時間以下

◎上記のほか、ワークライフバランスや働き甲斐に関する目標を地域の実情に応じて設定

目指す学校現場の姿 全ての子どもたちへのより良い教育の実現

- ・ 長時間勤務の解消
- ・ 健康・福祉の確保された職場
- ・ 「学びの専門職」として学び続けることができる環境の実現・ 「働きやすさ」と「働きがい」の両立



国の方針（改正給特法に係る文部科学省の改正指針の主な概要）

➤ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- ・ 実施計画及び毎年の実施状況を公表。総合教育会議に報告。
- ・ 【令和11年度までに教職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する】という国の目標に準じ、以下の水準を満たす目標を設定

- ✓ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合→100%を目指す
- ✓ 1年間における教職員の1か月時間外在校等時間の平均時間→平均で30時間程度となることを目指す

※可能な限り、教職員のワークライフバランスや働きがい等に関する目標を設定

- ・ 実施計画には、教職員の業務量管理・健康確保のために教育委員会が講ずべき措置（以下、「業務量管理・健康確保措置」という）に関する具体的な取り組み内容を記載する。

指針に定められた「業務量管理・健康確保措置」の内容と現状

(1) 教職員の勤務状況の把握

指針に定められた具体的内容	実施状況	想定される実施部署	指針の留意事項
①教職員の勤務状況・時間外在校等時間の状況把握	実施中 (学び推進課)	学校教職員の服 務監督担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在校等時間等の目標を達成することが目的化し、学校教育活動をおろそかにしたり、実際の時間より短い虚偽の時間を記録または記録させることがあってはならない。(第4節-(1)) ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、その時間が増えることはあってはならない。(第4節-(2)) ・ 業務の持ち帰りの実態把握に努めるとともに、縮減に向けた取組を進めること(第4節-(2))
②在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施	各学校ごとの取組		
③教職員の健康及び福祉に関する状況の把握	一部実施・要検討	学校教職員の安 全衛生管理担当 部署	
④在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合、校長等学校の管理職との面談(各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証、当該学校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討、実施の支援、取組の実施)	一部実施・要検討	学校長等管理職 への指導担当	

指針に定められた「業務量管理・健康確保措置」の内容と現状

(2)3分類関連

指針に定められた具体的内容	実施状況	想定される実施部署	指針の留意事項
①3分類の具体的な取り組みの着実な進行と管理	実施中（全課）	各事務関連部署	・教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たり、学校運営協議会を活用して保護者や地域住民への、業務量管理・健康確保措置の内容等についての理解浸透、地域と学校の連携を促進する。（第4節-(5)）
②3分類による学校又は教育職員が担っている業務に関する役割分担の見直し	要検討	学校・教育局・市長部局の関連部署	
③学校運営協議会での協議→地域学校協働活動の一環として実施	各学園により実施（要検討）	学校地域連携関係部署	
④支援スタッフの配置	実施中（会計年度任用職員任用課）	会計年度任用職員任用課	
⑤学校事務共同学校事務室の設置	未実施・要検討	学校・教育局の関連部署	

指針に定められた「業務量管理・健康確保措置」の内容と現状

(3) 教育職員が担う業務の適正化

指針に定められた具体的内容	実施状況	想定される実施部署	指針の留意事項	
①学校教育法施行規則において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程の見直し	各学校ごとの取組	市教委・各学校の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理職に、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、取組の廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら取り組むよう促すこと（第4節-（8）） ・校長等の学校管理職の人事評価の評価項目や研修内容に、学校における働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、学校の管理職としての資質能力の向上につながるよう取り組むものとする（第4節-（9）） 	
②学校行事の精選又は統合	各学校ごとの取組			
③学校の日課表において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む）を教育職員の勤務時間内に設定すること	各学校ごとの取組			
④職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数の抑制、助言その他の支援を得られやすい体制の整備	各学校ごとの取組			
⑤デジタル技術を活用した校務の効率化	実施中（総合教育研究所）			ICT担当部署・各学校
⑥教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備	実施中（留守応答システム）			学校施設担当部署・各学校

指針に定められた「業務量管理・健康確保措置」の内容と現状

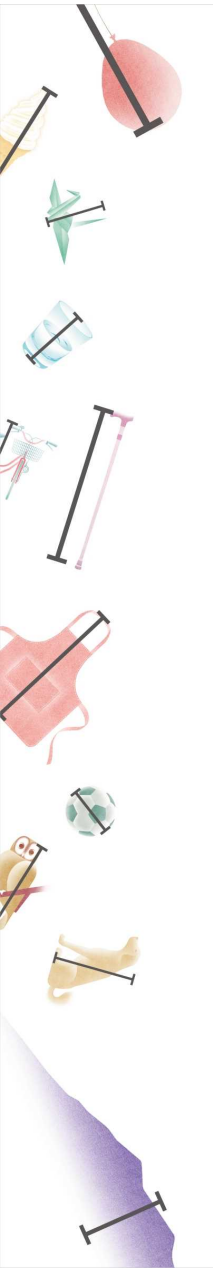
(4) その他

指針の項目	指針に定められた具体的内容	実施状況	想定される実施部署
人材の充実	教育職員、事務職員及び支援スタッフの体制の充実	実施中（会計年度任用職員任用課）	会計年度任用職員任用課 教職員人事担当
産休育休補充	産休育休等に伴い配置される教育職員等について、正規の教育職員の計画的な配置の充実に努める	要検討	茨城県・教職員人事担当
医師による面接指導	在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。（1箇月の時間外在校等時間が80時間以上を目安）	実施中（健康教育課）	学校教職員の安全衛生管理担当部署・サービス監督担当部署・相談業務担当部署
勤務時間インターバル	終業から始業までに11時間を目安とした休息時間を確保すること	一部実施・要検討	
健康診断	<ul style="list-style-type: none">・教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること・ストレスチェックを行うこと	実施中（健康教育課）	
相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・心身の健康問題についての相談窓口の設置・産業医による助言・指導、または保健指導	一部実施・要検討	

指針に定められた「業務量管理・健康確保措置」の内容と現状

(4) その他

指針の項目	指針に定められた具体的内容	実施状況	想定される実施部署
年休まとめ取り	・まとまった日数連続して年休を取得することを含めて、その取得を促進すること	一部実施・要検討	学校教職員の服務監督担当部署・各学校
柔軟な働き方	早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備	一部実施・要検討	
市長部局との連携	・上限方針（既存）及び実施計画の策定にあたり、市長部局と認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図る。	未実施・要検討	計画担当部署・関連部署・市長部局



3 市における教職員の働き方改革の現状 と課題、今後の予定について

教職員の働き方改革についての基本的考え方

■教職員の働き方改革のねらい

教育大綱の理念実現に向けた取組

- ① 問い続け、学び続ける教師への支援
 - ・ 教師の成長促進・自主的学習の支援
- ② 教師が子供と向き合う時間を増やす環境
 - ・ 自由裁量度の拡大
 - ・ ICT環境（機器）の効果的活用
- ③ 保護者・地域・学校・行政の関係性
 - ・ 特性を活かし、補完し支え合う関係性の構築
- ④ 保護者・地域・学校・行政の対話と協働
 - ・ 課題解決のための協働
 - ・ 互恵的で包摂された地域の形成



教職員の働き方改革に向けた取組

- ・ 働きがいの向上
- ・ 時間的余裕・働きやすさの向上
- ・ 専門職としての成長を支援する環境づくり

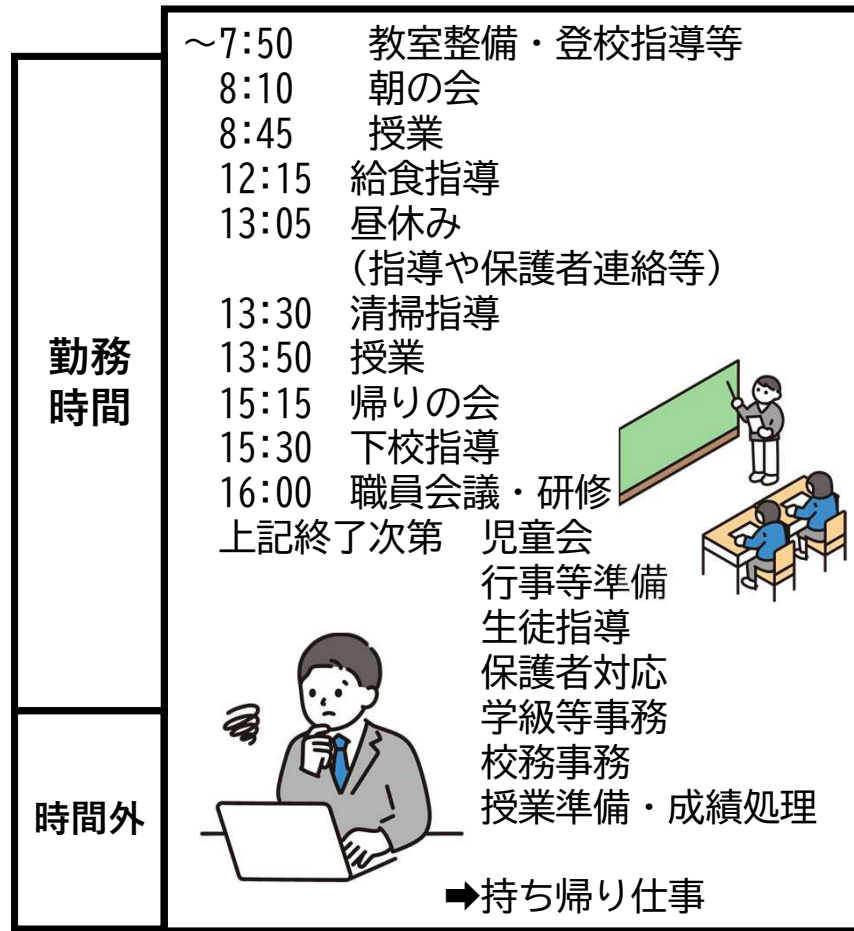
教育活動の変化

- ・ 児童生徒一人ひとりに向き合う時間の確保
- ・ 児童生徒の成長への喜び
- ・ 将来にわたり持続可能な教育体制
- ・ 子どもたちに対して効果的な教育活動の実現
- ・ 教員が専門性を発揮

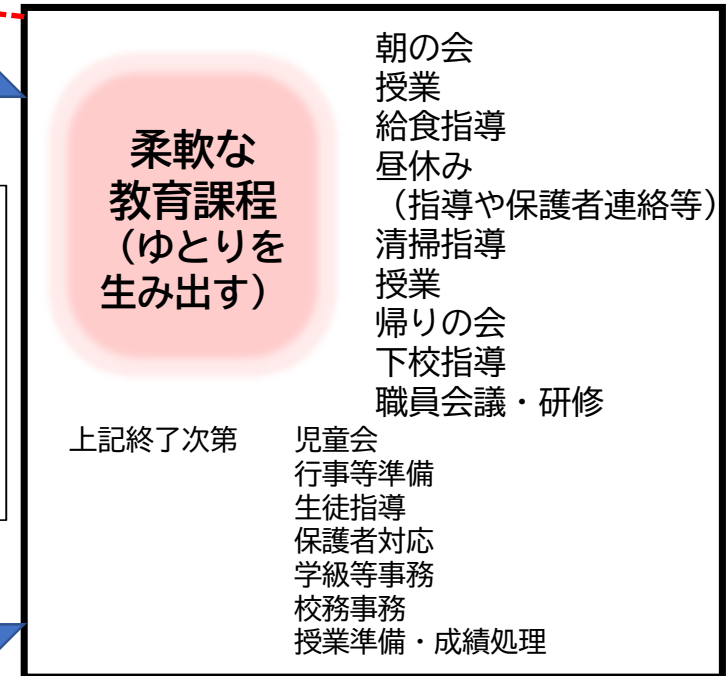
教育大綱に掲げる
つくばの「学び」
の実現

教職員の働き方改革についての基本的考え方（例：小学校）

現状



目指す姿



やらなければ
ならない
仕事は基本
的に勤務時
間内にでき
るような仕
組みづくり

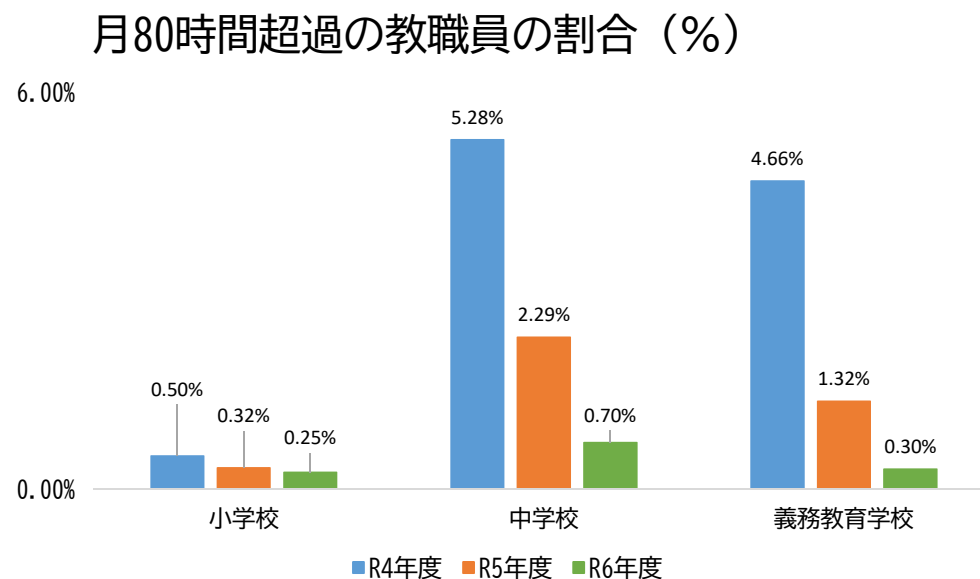
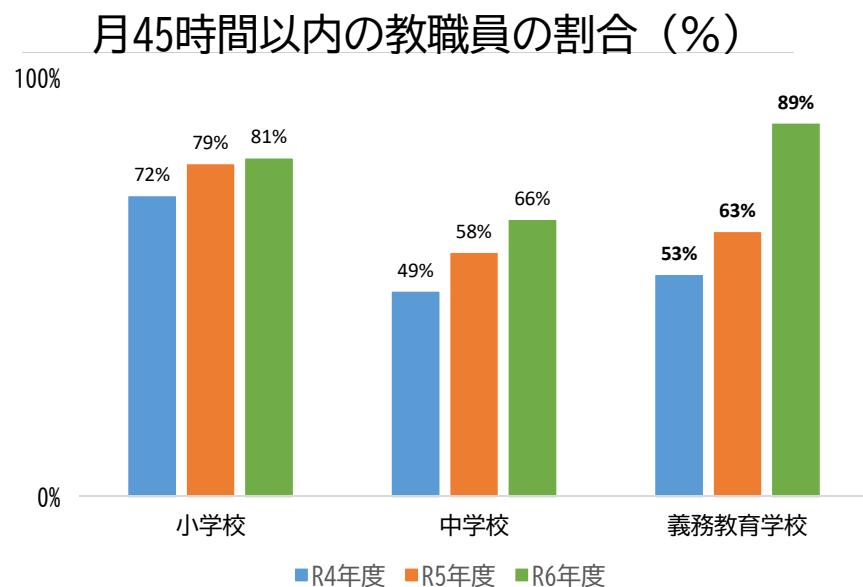
時間外にやることは必要に応じて選択

- ・子どもに向き合う時間
- ・授業研究
- ・自己研鑽・勉強会
- ・同僚と教育について語り合う時間 等

子どもたちに還元

教職員の時間外在校等時間における本市の現状と課題

■時間外在校等時間の推移



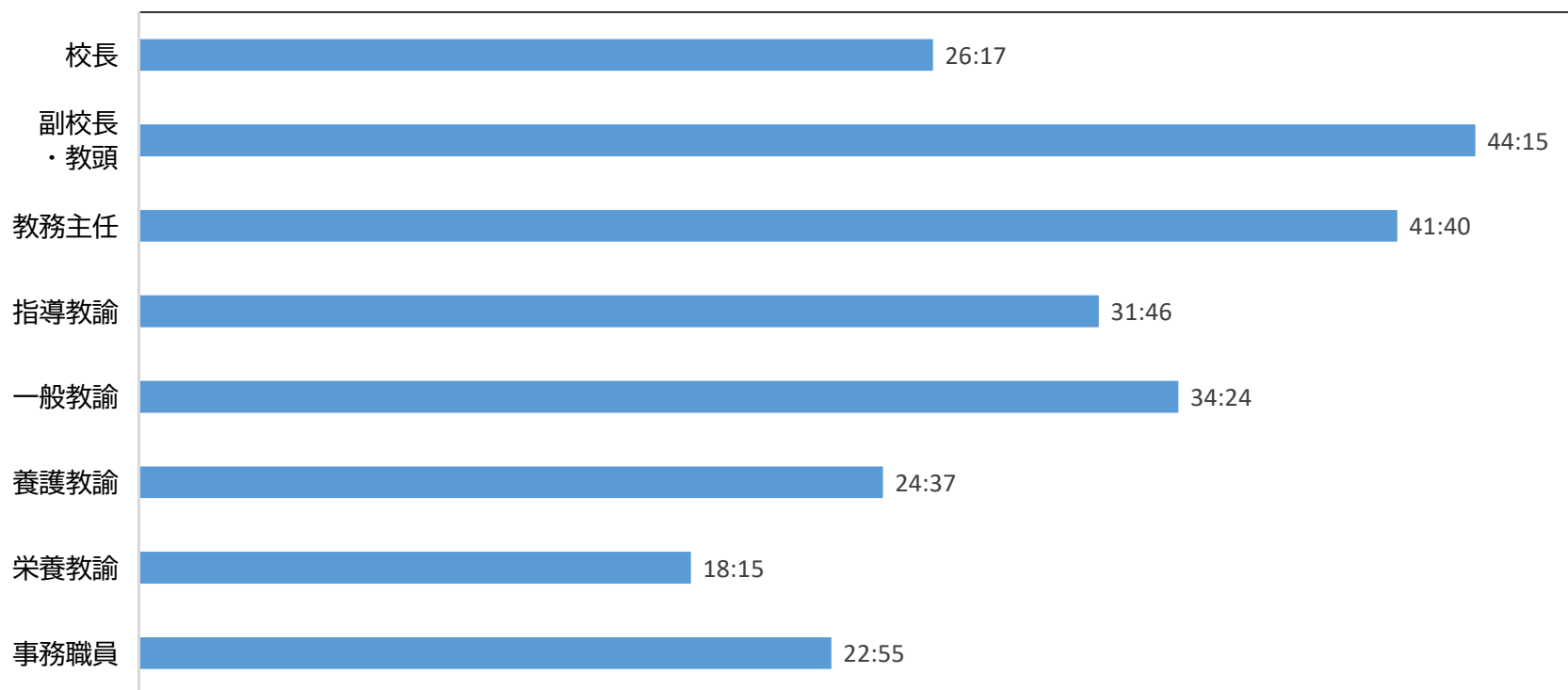
【課題】

- ・ 時間外在校等時間の多い職員、少ない職員の二極化（固定化）がある。
- ・ 異動者や、新たな校務分掌を持った方の時間外在校等時間が多い傾向がある。
- ・ 年度開始業務、運動会、修学旅行等のある月の時間外在校等時間が多い傾向がある。
- ・ 校務分掌による業務の不均衡がある。
- ・ 部活動、生徒指導による時間外在校等時間が多い傾向がある。

教職員の時間外在校等時間における本市の現状と課題

■職種別「年間の時間外在校等時間」の「月平均時間」の状況（令和6年度）

（時間/月）



令和8年度以降の教職員の働き方改革に関する計画（予定）

■新計画の骨子・現行の働き方改革との関連図

業務量管理・健康確保措置実施計画（新規計画）

1. 計画の趣旨・現状

- ・趣旨及び所管する学校の教職員の時間外在校等時間の現状や課題

2. 目標

- ・時間外在校等時間に関する目標
- ・働きがい等に関する目標

3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- ・業務の3分類を踏まえた業務の見直し
- ・学校における措置の推進
- ・教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

4. 関連する取組・今後のフォローアップ

- ・計画の実効性を確保するためのフォローアップ
- ・関連する取組に関する記載

5. 計画の期間

- ・国の目標の期間に合わせ、令和11年度までを想定

第2期教員の働き方改革に関する実行計画（現計画）

I はじめに

- ・現状の課題や働き方改革の趣旨

II 第1期実行計画についての評価

- ・第1期実行計画の施策に対する取組

III 第2期施策

- ・第2期における重点施策及び具体的取組内容

IV 施策実施のフォロー

- ・計画の実効性を確保するためのフォローアップ

【資料】教員の働き方改革に関するこれまでの取組

- ・第1期の施策と令和3年度末までに実施した取組

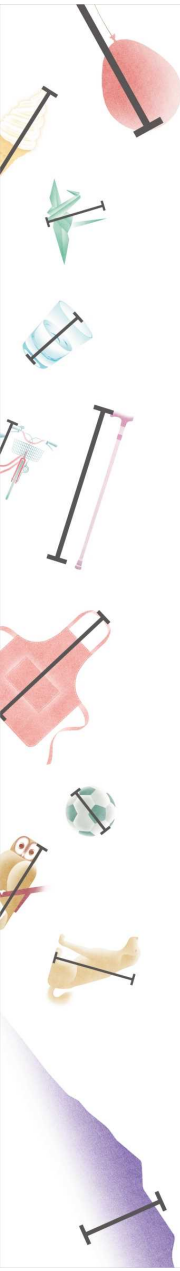
令和8年度以降の教職員の働き方改革に関する計画（予定）

時期（予定）	実施内容
令和7年12月9日	第1回局内会議（教育局内への説明）
令和8年1月	令和7年度第6回総合教育会議）
令和8年2月	第2回局内会議（学校関係者への説明・現状確認・計画目標の設定） 計画案作成 次長等連絡会議への案件提出（市長部局への協力呼びかけ） 第3回局内会議（実施計画案の確認）
令和8年3月	3月定例教育委員会に実施計画案提出
令和8年4月	計画の公表（市ホームページ掲載） 各学校グランドデザインへの反映
令和8年4～9月	各職層の教職員間での3分類をベースにした取組検討・業務見直し
令和8年度中	総合教育会議での報告及び市長部局との連携

※毎年、総合教育会議において、実施計画の進捗について報告

※実施計画に定める目標の達成状況や、措置の実施状況について、毎年度HP等で公表

※計画を変更した場合は、HP等にて公表



令和8年度以降の教職員の働き方改革に関する計画（予定）

- 現行の「第2期つくば市教職員の働き方改革実行計画」→実施計画(新計画)に統合
- 文科省・総務省通知により、総合教育会議を通じ、首長部局と連携・協働し自治体全体で取り組むことが明示されているため、今後、市長部局の各部署にも協力を呼びかけます。
- 学校のグランドデザインに実施計画を反映し、市内全域で共通認識を持って取り組みます。
- 「学校と教師の業務の3分類」において、学校で取り組んでいくことや更なる負担軽減に向けた取組については、教職員の各職層ごとに取組検討・業務見直しを進め、実施計画に反映します。
- 働き方改革による負担軽減によって、教員としての本務に時間を充てることができるかどうかに関し、焦点をあてた調査を通じ、現状の見える化と課題分析を行い、実施計画や今後の施策に反映するとともに、教員の働き方改革に対する意識向上を図ります。
- 指針に定められた「業務量管理・健康確保措置」のうち、現状「未実施」「要検討」等の部分については、実施計画に内容を盛り込むとともに、引き続き検討を進め、市としての進捗を公表していきます。

＜本ひな型について＞

- 改正給特法により、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という）に即して業務量管理・健康確保措置実施計画（次頁以降「計画」という）を策定することとされています。
- 本ひな型は、教育委員会における計画の策定に当たって、地域の実情に応じた実効性のある計画策定を支援する観点から、策定にかかる事務負担の軽減にも資するよう、一つの参考例として作成したものです（あくまで例であり、本ひな型通りに作成しなければならないということではありません）。
- なお、既に学校における働き方改革等に関するアクション・プラン等、既存のものがある教育委員会においては、その内容が指針に即しているかを確認の上、必要に応じて修正・追記等すればよく、必ずしも本ひな型と同様の形にする必要はありません。

○市／町／村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画（例）

計画の名称を「業務量管理・健康確保措置実施計画」とする必要は必ずしもありませんが、給特法第8条に基づくものであることが明確になっていることが望ましいと考えられます。

令和8年〇月

○市／町／村教育委員会

複数の教育委員会において、共同して策定することも可能ですが、各教育委員会が自らサービスを監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があります。

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

☑本計画の趣旨を簡潔に記載

☑所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の現状や課題を記載してください。

(例)

(1) 計画の趣旨

・「学校における働き方改革」は自治体として目指す教育を実現するために必要であることや、「計画」をどのように子供たちへのより良い教育につなげるのかなどについて、自治体の「教育振興基本計画」等を踏まえ、簡潔に記載することが考えられます。

(2) 本市(町/村)の現状

○本市(町/村)では、××年×月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「●市(町/村)立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市(町/村)における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月●時間	●%	●%
中学校	月●時間	●%	●%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が●%と多くなっている。●や●などの業務の負担感が大きくなっており、●を●することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

・時間外在校等時間の状況を踏まえ、自治体として認識している主な課題について記載することが考えられます。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標を設定してください。（１）の目標については必ず設定し、（２）については可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

☑（１）時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（１箇月時間外在校等時間：45時間、１年間時間外在校等時間：360時間）の範囲内とするための数値目標を設定することが必要です。

☑（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

※以下は例であり、数値目標の水準については、各自治体の実情に応じて設定することが重要です。

（例）

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（１）時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を●日以上にする【●日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を●%まで減少させる【●%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を●以下とする【●】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

・こうした目標に対しては、例えば、以下を活用することによりその状況を把握していくことが考えられます。

- ストレスチェックにおける仕事に対する満足度
- 教育委員会が独自に実施している教職員アンケート等で、働きがい等に関する質問項目（例えば、「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」）への肯定的な回答の割合

3. 計画の期間

※計画の期間を定める際、国においては、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることを念頭においた上で設定してください。

※具体的な計画期間は各自治体の実情に応じて定めることとなりますが、例えば目標の達成期間を3～5年程度に設定する場合であっても、年度ごとに実現すべき取組内容や達成目標を明らかにするなど、当該計画の実施によって、学校における働き方改革が着実に進展していることを関係者が実感できるものとなっていることが重要です。その場合、年度計画として各年度の取組内容を整理し、1年ごとに更新していくことも可能です。

(例)

令和8年度～令和〇年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

☑業務量管理・健康確保措置の内容として、指針の第2章第3節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な取組事項を記載してください。

☑第2章第3節(2)で掲げる「業務の3分類」について、①～⑱のうち、優先的／重点的に取り組む業務を列挙し、それぞれ具体的に取り組む事項を記載してください。

※特に「学校以外が担うべき業務」や「教師以外が積極的に参画すべき業務」は、教育委員会等による主体的な取組を通じて、首長部局や地域が協力・参画することが期待されるものです。学校運営協議会等において、地域・保護者の合意又は理解を得ることを目指し、取組の方向性について具体的に計画に盛り込むことが重要です。

※地域や学校の状況等を踏まえ、①～⑱以外の業務を記載することも有効です。

※以下は例であり、具体的な取組事項は、各地域の実情に応じて決めることが重要です。

(例)

○本市(町／村)では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。●などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、●が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、●年度予算を目途に公会計化を実施する。

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ ●年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市（町／村）から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・ 学校事務体制の強化のため、●年度中に共同学校事務室を整備する。

◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において●年度中に外部委託を行う。

◆ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ ●年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、●年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を●%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年●回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、●や●などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、●%から●%にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を●年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・●年度中に、学校における定時退校日を月●回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に●日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について●年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

☑計画の実効性を確保するため、今後のフォローアップに関する事項や、関連する取組について記載してください。

(例)

- ・取組の着実な実行を図るため、市(町/村)内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、●市(町/村)のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・このほか、各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認することや、具体的措置の取組状況などについて、市(町/村)内の定例会議の場などで報告することも考えられます。

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・このほか、教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などについて、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組むことなどを、数値目標と共に記載することが考えられます。

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市(町/村)で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市(町/村)で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市（町／村）における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

- 具体的な取組として、例えば、首長と教育委員会と地域・保護者の団体等と関係者が合同でメッセージや具体的な取組内容を発信することなども考えられます。